

**令和5年度障害者総合福祉推進事業
障害者が希望する地域生活を送るための
意思決定支援等の取組に関する調査研究
事業報告書**

令和6年3月
PwC コンサルティング合同会社

概要

【事業目的】

平成 29 年 3 月 31 日に、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的として、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（以下、「意思決定支援ガイドライン」とする。）が策定され、令和 2 年度からは相談支援専門員やサービス管理責任者への研修を実施する等の取組が推進されている。

一方、支援現場でどの程度意思決定支援の取組が進んでいるのかはこれまで把握されてこなかったことを踏まえ、本事業では「意思決定支援」に係るものとして、下記 3 点を目的とした調査研究を実施した。

- ✓ 障害福祉サービス等事業所において「意思決定支援ガイドライン」がどの程度活用され、障害者の意思決定支援の取組がどのように実施されているのか、実態を把握する
- ✓ 意思決定支援の取組における留意点等を整理し、施策検討に資する取りまとめを行う
- ✓ 意思決定支援の取組に係る事例の収集を行い、各障害福祉サービス等事業所への周知に活用できる事例集を作成する

また、結婚、出産、子育てを含め、障害者がどのような暮らしを送るかは、本人が決めることが前提であり、障害者の意思決定を丁寧に支えることが重要であるとともに、障害者が希望する地域生活を送ることができるよう、障害者の結婚、出産、子育てについて、障害福祉、母子保健、子育て支援を含む児童福祉などの関係機関の連携による支援体制の整備を推進していくことが必要である。

一方、支援現場における、「結婚・出産・子育て」に係る支援・取組の実態は十分に把握されていないことを踏まえ、本事業では「障害者が希望する『結婚・出産・子育て』の支援」に係るものとして、下記 3 点を目的とした調査研究を実施した。

- ✓ 障害者の結婚や出産、子育ての支援の実態や課題を把握する
- ✓ 現場における支援の実態や課題を踏まえ、障害者の結婚、出産、子育て支援の支援体制のあり方や好事例について提示。なお、好事例については、事例集にまとめる
- ✓ 自治体や障害福祉、母子保健、子育て支援を含む児童福祉などの関係機関・事業所に対する支援体制のあり方（関係機関の役割を含む）や支援の好事例の周知を通じて、地域における障害者の結婚、出産、子育ての支援体制の整備や支援の充実につなげる

【調査方法】

目的の達成のため、下記の調査を実施した。なお、調査設計や分析に当たっては、有識者による検討委員会からの助言を得ながら検討を進めた。

＜意思決定支援に係る調査研究＞

1. 障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所に対する質問紙調査
2. 障害福祉サービス等事業所に対するヒアリング調査

＜障害者が希望する『結婚・出産・子育て』の支援に係る調査研究＞

1. 共同生活援助事業所・特定相談支援事業所及び全国の市区町村（障害福祉部局、母子保健・子育て支援部局）等に対する質問紙調査
2. 障害福祉サービス等事業所等に対するヒアリング調査

目次

1. 「意思決定支援」に係る調査研究概要	1
(1) 事業の実施背景及び目的	1
(2) 実施概要	1
(3) 事業検討委員会	3
2. 「意思決定支援」に係る質問紙調査結果	5
(1) 調査目的	5
(2) 調査項目	5
(3) 無作為抽出した対象に対する調査	6
(4) 悉皆の調査結果	32
3. 「意思決定支援」に係るヒアリング調査結果	55
(1) 調査目的	55
(2) 調査項目・調査対象	55
(3) 調査結果	57
4. 「意思決定支援」に係るまとめ	88
(1) 質問紙調査における結果まとめ	88
(2) ヒアリング調査における結果まとめ	91
(3) 「意思決定支援」に係る考察	93
5. 障害者が希望する「結婚・出産・子育て」の支援に係る調査研究概要	96
(1) 事業の実施背景及び目的	96
(2) 実施概要	97
(3) 事業検討委員会	99
(4) 倫理審査	100
6. 障害者が希望する「結婚・出産・子育て」の支援に係る質問紙調査結果	102
(1) 共同生活援助事業所・特定相談支援事業所を対象とした調査	102
(2) 市区町村（障害福祉部局、母子保健・子育て支援部局）を対象とした調査	147
(参考) 利用者を対象とした調査結果	171
7. 障害者が希望する「結婚・出産・子育て」の支援に係るヒアリング調査結果	172

(1) 調査目的.....	172
(2) 調査項目・調査対象	172
(3) 調査結果.....	173
8. 障害者が希望する「結婚・出産・子育て」の支援に係るまとめ	216
(1) 障害者の結婚や出産、子育ての支援の実態や課題.....	216
(2) 障害者の結婚、出産、子育て支援の支援体制等のあり方.....	220
参考資料	222

1. 「意思決定支援」に係る調査研究概要

本章では、本事業における「意思決定支援」に係る調査研究の背景と目的、目的を達成するための方法について記載する。

(1) 事業の実施背景及び目的

① 背景

平成 29 年 3 月 31 日に、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的として、意思決定支援ガイドラインが策定され、令和 2 年度からは相談支援専門員やサービス管理責任者への研修を実施する等の取組が推進されている。

一方、支援現場でどの程度意思決定支援の取組が進んでいるのかはこれまで把握されてこなかった。

② 目的

以上の背景を踏まえ、本事業では次の目的のもと調査を実施する。

- ✓ 障害福祉サービス等事業所において「意思決定支援ガイドライン」がどの程度活用され、障害者の意思決定支援の取組がどのように実施されているのか、実態を把握する
- ✓ 意思決定支援の取組における留意点等を整理し、施策検討に資する取りまとめを行う
- ✓ 意思決定支援の取組に係る事例の収集を行い、各障害福祉サービス等事業所への周知に活用できる事例集を作成する

(2) 実施概要

以上の目的を達成するために、本事業では以下の調査・分析を実施した。

図表 1 実施した調査の種類及び概要

調査の種類	調査の概要
①質問紙調査	対象 • 障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所より無作為抽出した 10,000 か所の指定事業所 目的 • 「意思決定支援ガイドライン」の活用状況、および意思決定支援の取組状況の実態を明らかにすること
②ヒアリング調査	対象 • 障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所 8 か所 目的 • 質問紙調査によって明らかになった、「意思決定支援ガイドライン」を活用する際、および意思決定支援に取り組む際の課題について、その実態を深掘りすること • 「意思決定支援ガイドライン」の活用状況、および意思決定支援の取組状況の実態を把握し、特に当該支援の質・量を明らかにすること

① 事業経過

本事業は令和5年6月14日に事業の内示を受け、令和6年3月31日まで、次の経過で事業を実施した。

図表 2 事業経過

時期	事業実施状況	
令和5年 6月		
7月	各委員との事前協議	質問紙調査 調査設計
8月		
9月	★第1回 検討委員会	質問紙調査 実査
10月		ヒアリング調査 調査設計
11月	★第2回 検討委員会	質問紙調査 集計・分析
12月		報告書・事例集 骨子案作成
令和6年 1月		ヒアリング調査 実査
2月	★第3回 検討委員会	質問紙調査 深掘り分析
3月		ヒアリング調査 分析
		報告書・事例集 作成

(3) 事業検討委員会

障害者の意思決定支援について知見のある有識者による検討委員会を組成して議論を進めた。委員会は全3回実施した。

① 検討委員

検討委員会委員は次のとおりである。なお、座長には曾根氏が就任した。

図表 3 検討委員会委員

氏名	所属
岩上 洋一	社会福祉法人 じりつ
片桐 公彦	社会福祉法人 みんなで生きる
曾根 直樹	日本社会事業大学 専門職大学院
橋詰 正	長野県上小圏域障害者総合相談支援センター
平野 潤一	神奈川県 福祉子どもみらい局 共生推進本部室
福島 龍三郎	社会福祉法人 はる
森下 浩明	社会福祉法人 みなと舎

(五十音順、敬称略)

検討委員会オブザーバーとして次の方が参画した。

図表 4 検討委員会オブザーバー

氏名	所属
栗原 拓也	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室
松崎 貴之	(同上)
金川 洋輔	(同上)

(順不同、敬称略)

本事業を実施した事務局は下記の通りである。

図表 5 事務局

氏名	所属
東海林 崇	PwC コンサルティング合同会社
吉野 智	(同上)
藤井 瞭	(同上)
馬淵 萌咲	(同上)
青木 佑夏	(同上)

② 検討委員会開催状況

検討委員会は全3回実施し、原則オンライン開催とした。

図表 6 検討委員会開催日及び議題

開催日	主な議題
第1回 令和5年9月6日	<ul style="list-style-type: none">• 事業概要報告• 質問紙調査設計の検討• 意思決定支援の事例に係る情報収集
第2回 令和5年11月27日	<ul style="list-style-type: none">• 質問紙調査の結果報告• ヒアリング調査設計の検討• 報告書案の検討
第3回 令和6年2月28日	<ul style="list-style-type: none">• ヒアリング調査の結果報告• 報告書案の検討• 事例集案の検討

2. 「意思決定支援」に係る質問紙調査結果

本章では、障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所に対して実施した質問紙調査の内容および調査結果について記載する。

(1) 調査目的

障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所における意思決定支援ガイドラインを踏まえた意思決定支援の実施状況や、意思決定支援提供時の課題、意思決定支援ガイドラインを活用する上での課題等を把握するため、質問紙調査を実施した。

(2) 調査項目

本調査では以下の調査項目を設定し、障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所に対する調査を実施した。

図表 7 調査項目

大項目	概要
基本情報	【事業所の基本情報】 <ul style="list-style-type: none">事業の概要（事業所番号、事業所名、所在地、運用法人の種別）対象とする主たる障害種別提供する障害福祉サービス 【利用者及び職員等の状況】 <ul style="list-style-type: none">定員数、契約者数職員配置状況、保有資格 等
意思決定支援の実施状況	【意思決定支援の提供状況】 <ul style="list-style-type: none">意思決定支援責任者の配置状況意思決定支援会議の開催状況・方法、効果意思決定支援計画の作成状況意思決定支援実施後のモニタリング状況意思決定支援における他機関連携 【意思決定支援ガイドラインの活用状況】 <ul style="list-style-type: none">意思決定支援ガイドラインの活用の有無意思決定支援ガイドラインの活用の場面や対象意思決定支援ガイドラインの活用における利点、課題 【意思決定支援の課題】 <ul style="list-style-type: none">意思決定支援を実施するうえでの課題
意思決定支援の事例	【意思決定支援によって効果があった事例】 <ul style="list-style-type: none">意思決定支援によって効果があった事例の有無、内容 【ヒアリング調査への協力】 <ul style="list-style-type: none">ヒアリング調査への協力可否

(3) 無作為抽出した対象に対する調査

① 調査対象

調査対象は、国民健康保険団体連合会が公開する請求事業所数によって算出された全体における割合に合わせ、全国の障害福祉サービス等事業所から無作為抽出した事業所とする。請求事業所数は国民健康保険団体連合会「障害福祉サービス等、障害児給付費等の利用状況について」の令和5年4月時点の統計情報を活用した。

図表 8 障害福祉サービス等ごとの無作為抽出件数及び回収率

障害福祉サービス等	請求事業所数	抽出件数	回答数	全回答における割合	各サービスにおける回収率
居宅介護	21,853	2,007	282	15%	14%
重度訪問介護	7,527	691	54	3%	8%
同行援護	5,741	527	55	3%	10%
行動援護	2,072	190	29	2%	15%
重度障害者等包括支援	10	1	0	0%	0%
短期入所（空床型）	5,641	518	25	1%	18%
短期入所（単独型）			14	1%	
短期入所（併設型） ※空床併設型含む			52	3%	
療養介護	260	24	7	0%	29%
生活介護	12,526	1,150	251	14%	22%
施設入所支援	2,553	234	178	10%	76%
自立生活援助	296	27	5	0%	19%
共同生活援助 （介護サービス包括型）	12,673	1,164	203	11%	21%
共同生活援助 （外部サービス利用型）			23	1%	
共同生活援助 （日中サービス支援型）			16	1%	
自立訓練（機能訓練）	183	17	6	0%	35%
自立訓練（生活訓練）	1,537	141	35	2%	28%
自立訓練（宿泊型自立訓練）			4	0%	
就労移行支援	2,939	270	61	3%	23%
就労継続支援（A型）	4,415	405	78	4%	19%
就労継続支援（B型）	16,295	1,496	277	15%	19%
就労定着支援	1,538	141	29	2%	21%
計画相談支援	9,976	916	155	8%	17%
地域移行支援	328	30	4	0%	13%
地域定着支援	548	50	8	0%	16%
合計	108,911	10,000	1,851	100%	19%

- ※ 短期入所及び共同生活援助は、国民健康保険団体連合会の請求事業所数がまとめて公表されていたことから合算
- ※ 自立訓練（宿泊型自立訓練）は、国民健康保険団体連合会の開示データ上自立訓練（生活訓練）に分類されていたことから合算
- ※ メールアドレスが公表されている国民健康保険団体連合会の開示データ上の事業所から無作為抽出を実施

また、各回答者は図表9のように設定した。

図表 9 回答者の設定

事業所	回答者
障害福祉サービス事業所	サービス管理責任者またはサービス提供責任者、 あるいはそれに準ずる現場の職員
特定相談支援事業所 一般相談支援事業所	相談支援専門員

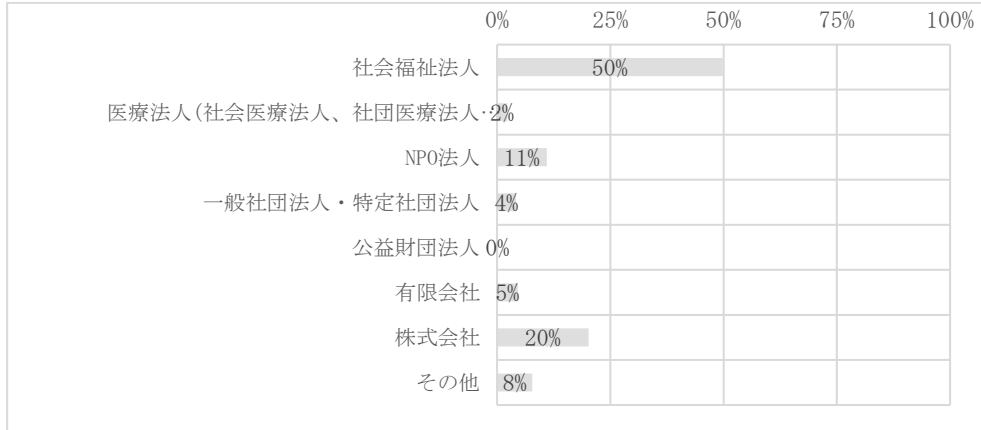
② 調査結果（単純集計）¹

I. 基本情報

I-6 運営法人の種別

運営法人の種別は「社会福祉法人」が最多の約 50%で、次いで「株式会社」の約 20%であった。

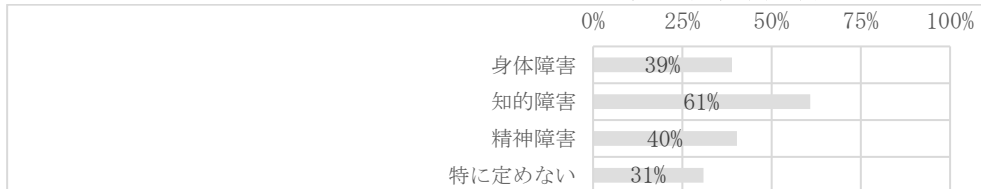
グラフ 1 運営法人の種別 (n=1,851)



I-7 主たる障害種別

主たる障害種別は「知的障害」が最多の約 61%で、次いで「精神障害」の約 40%であった。

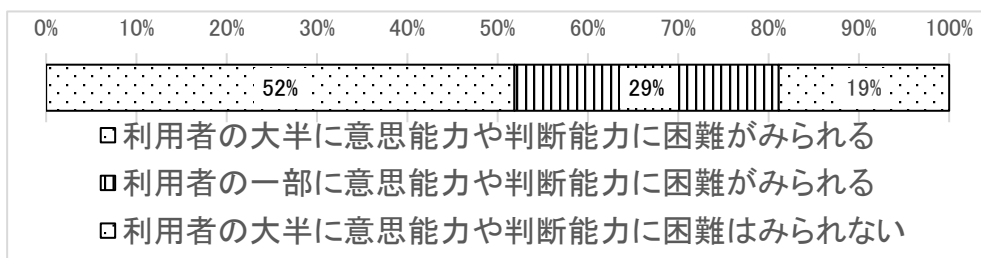
グラフ 2 主たる障害種別 (n=1,851、複数選択)



I-8 利用者の意思能力や判断能力

利用者の意思能力や判断能力は「利用者の大半に意思能力や判断能力に困難がみられる」が最多の約 52%で、次いで「利用者の一部に意思能力や判断能力に困難がみられる」の約 29%であった。

グラフ 3 利用者の意思能力や判断能力 (n=1,851)

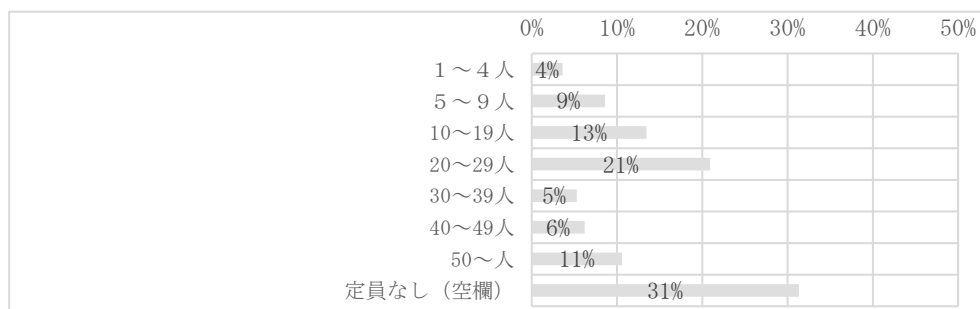


¹ 四捨五入の関係で、単一選択の設問ではあるが、各選択肢の合計が 100%にならないグラフあり

I-9 定員数

定員数は「定員なし（空欄）」が最多の約 31%で、次いで「20～29 人」の 21%であった。

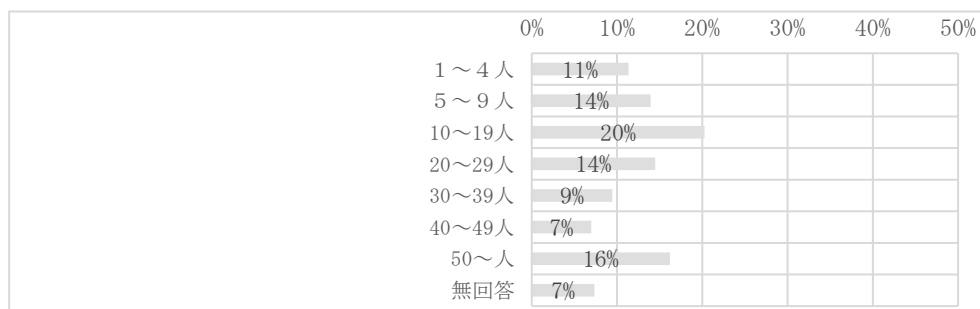
グラフ 4 定員数 (n=1,851)



I-10 契約者数

契約者数は「10～19 人」が最多の約 20%で、次いで「50 人～」の約 16%であった。

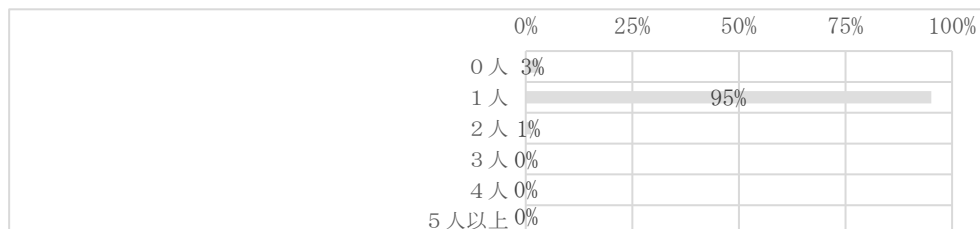
グラフ 5 契約者数 (n=1,851)



I-11 職員配置状況（施設長・管理者）

施設長・管理者の配置状況は「1 人」配置が最多の約 95%であった。

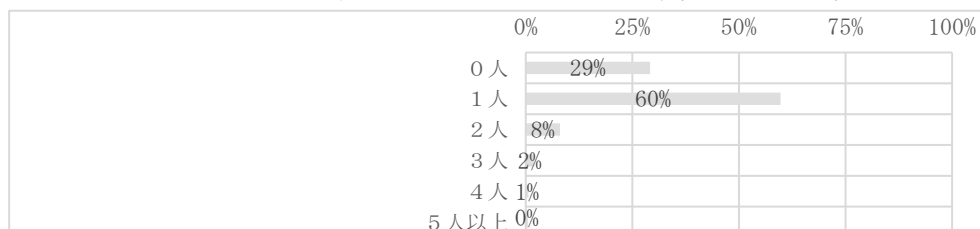
グラフ 6 職員配置状況（施設長・管理者） (n=1,851)



I-11 職員配置状況（サービス管理責任者）

サービス管理責任者の配置状況は「1人」配置が最多の約60%で、次いで「0人」の約29%であった。

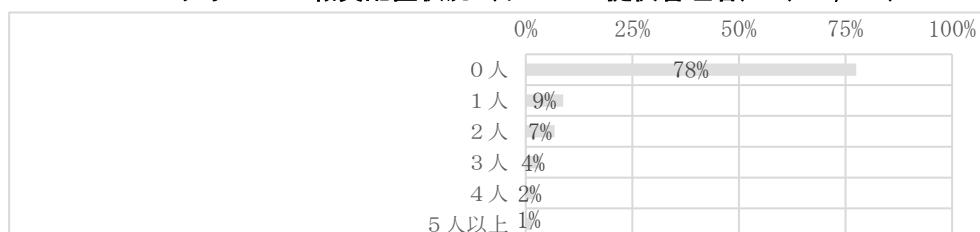
グラフ 7 職員配置状況（サービス管理責任者）（n=1,851）



I-11 職員配置状況（サービス提供管理者）

サービス提供責任者の配置状況は「0人」が最多の約78%であった。

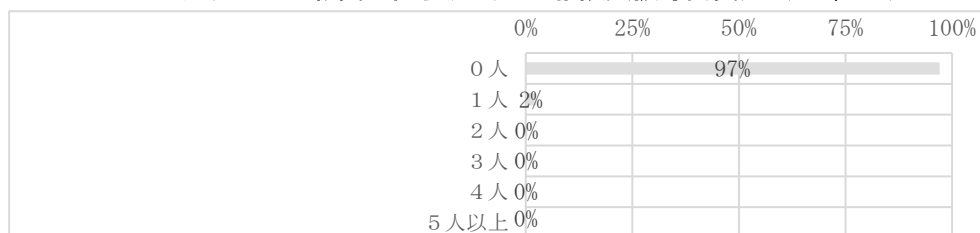
グラフ 8 職員配置状況（サービス提供管理者）（n=1,851）



I-11 職員配置状況（主任相談支援専門員）

主任相談支援専門員の配置状況は「0人」が最多の約97%であった。

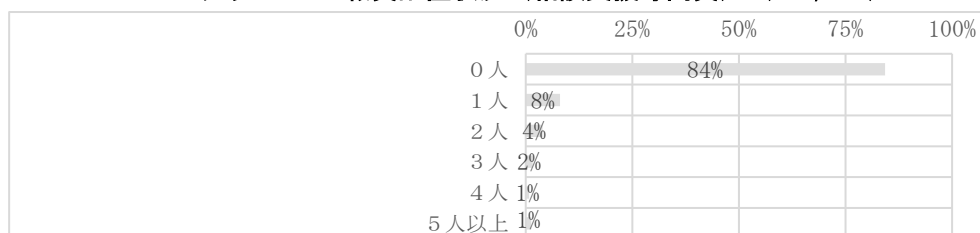
グラフ 9 職員配置状況（主任相談支援専門員）（n=1,851）



I-11 職員配置状況（相談支援専門員）

相談支援専門員の配置状況は「0人」が最多の約84%であった。

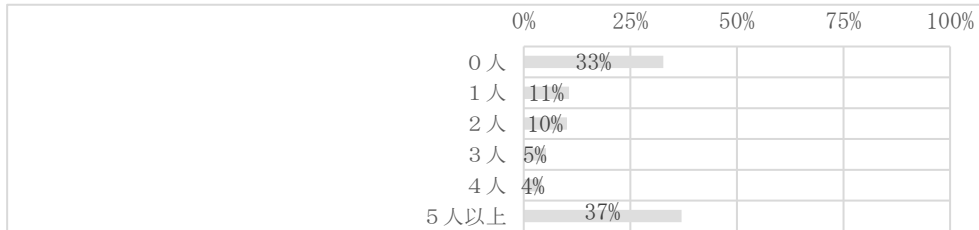
グラフ 10 職員配置状況（相談支援専門員）（n=1,851）



I-11 職員配置状況（生活指導・支援員等）

生活指導・支援員等の配置状況は「5人以上」配置が最多の約37%で、次いで「0人」が約33%であった。

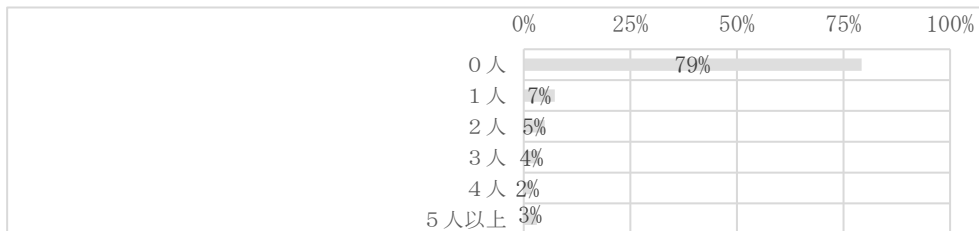
グラフ 11 職員配置状況（生活指導・支援員等）（n=1,851）



I-11 職員配置状況（職業・作業指導員）

職業・作業指導員の配置状況は「0人」が最多の約79%であった。

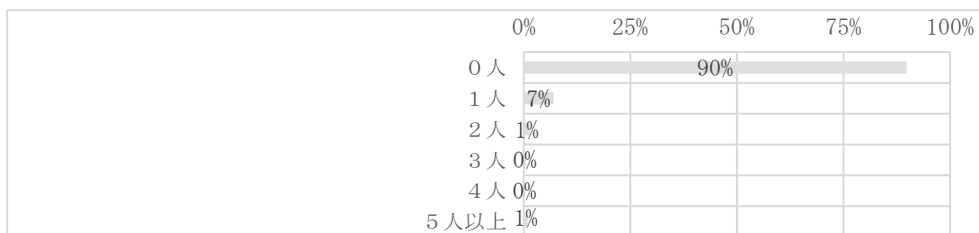
グラフ 12 職員配置状況（職業・作業指導員）（n=1,851）



I-11 職員配置状況（医師・歯科医師）

医師・歯科医師の配置状況は「0人」が最多の約90%であった。

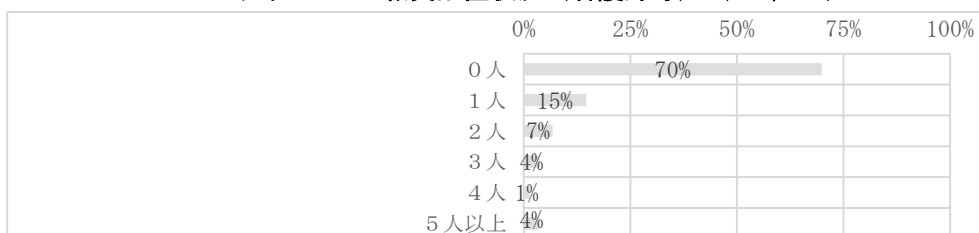
グラフ 13 職員配置状況（医師・歯科医師）（n=1,851）



I-11 職員配置状況（看護師等）

看護師等の配置状況は「0人」が最多の約70%であった。

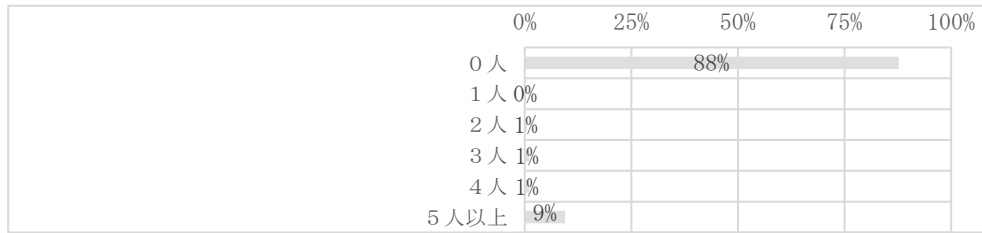
グラフ 14 職員配置状況（看護師等）（n=1,851）



I-11 職員配置状況（居宅介護員等）

居宅介護員等の配置状況は「0人」が最多の約88%であった。

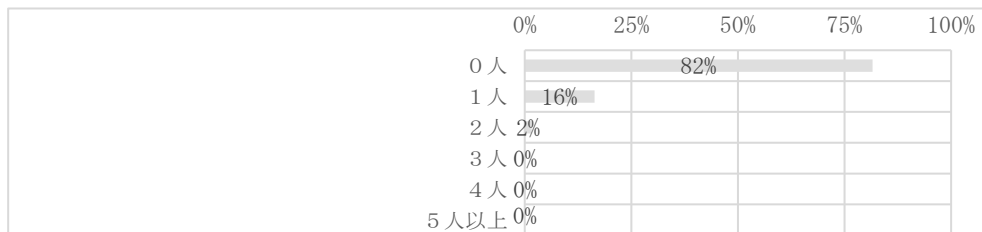
グラフ 15 職員配置状況（居宅介護員等）（n=1,851）



I-11 職員配置状況（管理栄養士・栄養士）

管理栄養士・栄養士の配置状況は「0人」が最多の約82%であった。

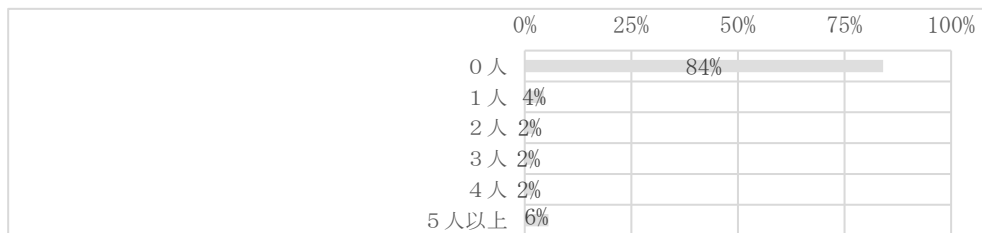
グラフ 16 職員配置状況（管理栄養士・栄養士）（n=1,851）



I-11 職員配置状況（調理員）

調理員の配置状況は「0人」が最多の約84%であった。

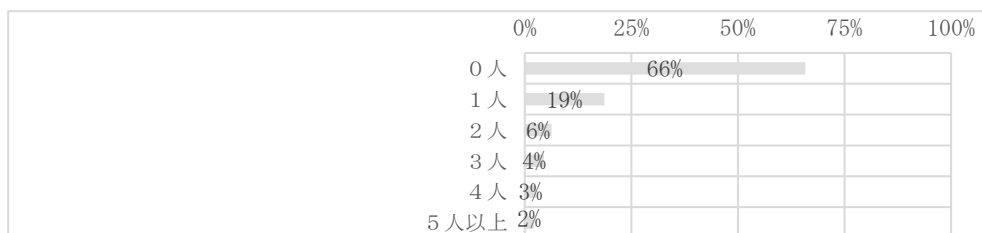
グラフ 17 職員配置状況（調理員）（n=1,851）



I-11 職員配置状況（事務員）

事務員の配置状況は「0人」が最多の約66%で、次いで「1人」配置の約19%であった。

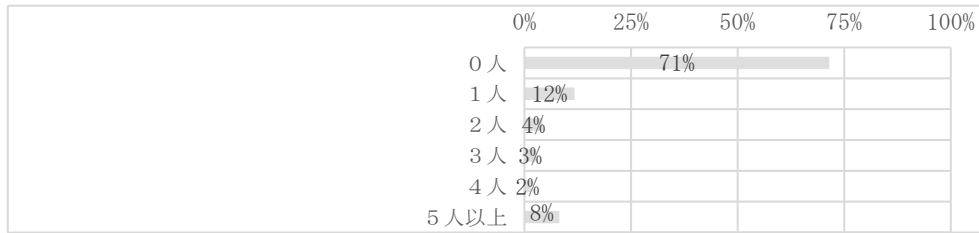
グラフ 18 職員配置状況（事務員）（n=1,851）



I-11 職員配置状況（その他の職員）

その他の職員の配置状況は「0人」が最多の約71%であった。

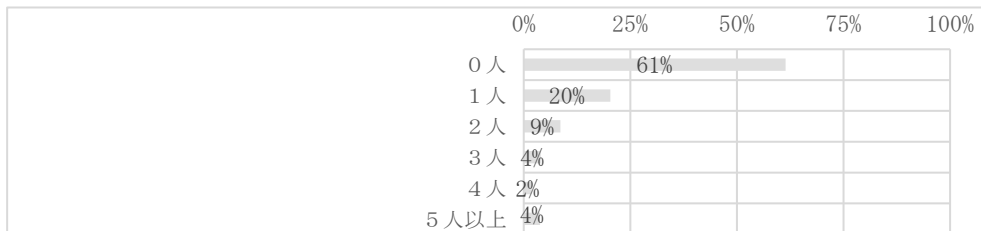
グラフ 19 職員配置状況（その他の職員）（n=1,851）



I-12 保有資格等に関する状況（社会保健士）

社会保健士の保有資格者は「0人」が最多の約61%で、次いで「1人」の約20%であった。

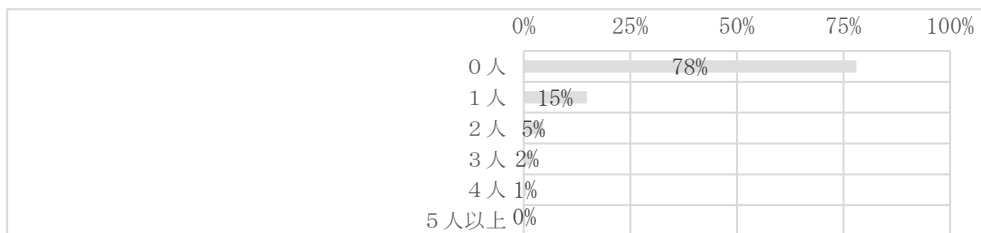
グラフ 20 保有資格等に関する状況（社会保健士）（n=1,851）



I-12 保有資格等に関する状況（精神保健福祉士）

精神保健福祉士の保有資格者は「0人」が最多の約78%であった。

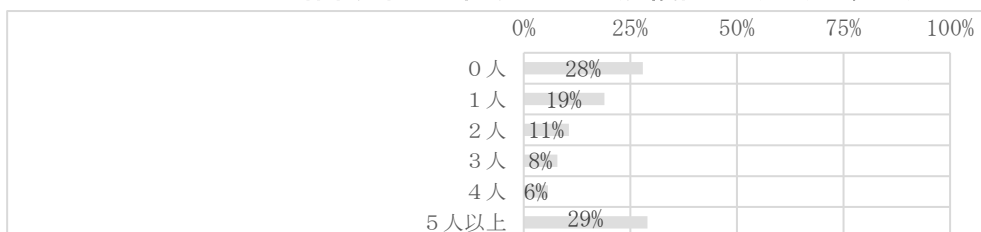
グラフ 21 保有資格等に関する状況（精神保健福祉士）（n=1,851）



I-12 保有資格等に関する状況（介護福祉士）

介護福祉士の保有資格者は「5人以上」が最多の約29%で、次いで「0人」の約28%であった。

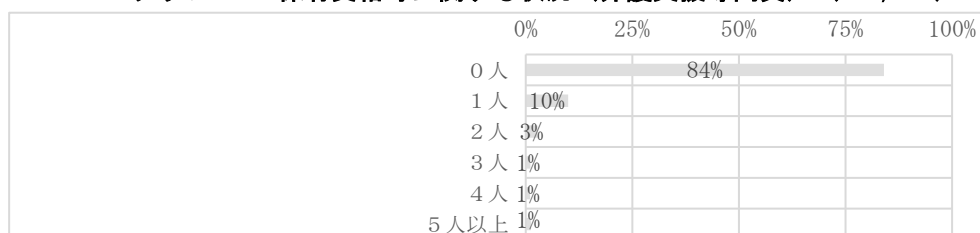
グラフ 22 保有資格等に関する状況（介護福祉士）（n=1,851）



I-12 保有資格等に関する状況（介護支援専門員）

介護支援専門員の保有資格者は「0人」が最多の約84%であった。

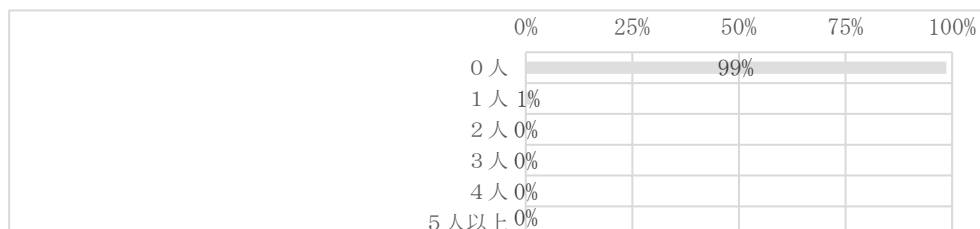
グラフ 23 保有資格等に関する状況（介護支援専門員）（n=1,851）



I-12 保有資格等に関する状況（保健師）

保健師の保有資格者は「0人」が最多の約99%であった。

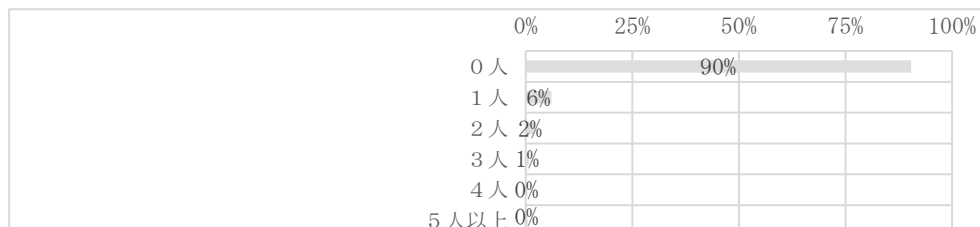
グラフ 24 保有資格等に関する状況（保健師）（n=1,851）



I-12 保有資格等に関する状況（学校教諭）

学校教諭の保有資格者は「0人」が最多の約90%であった。

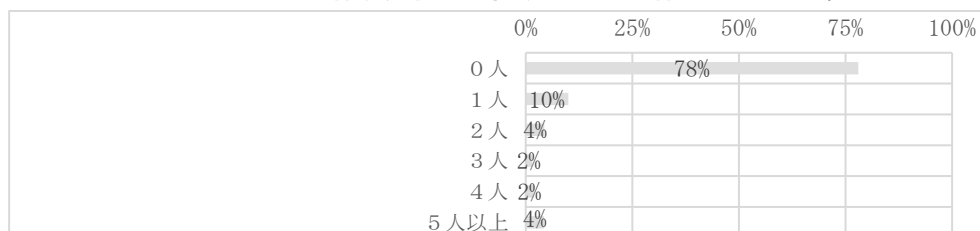
グラフ 25 保有資格等に関する状況（学校教諭）（n=1,851）



I-12 保有資格等に関する状況（保育士）

保育士の保有資格者は「0人」が最多の約78%であった。

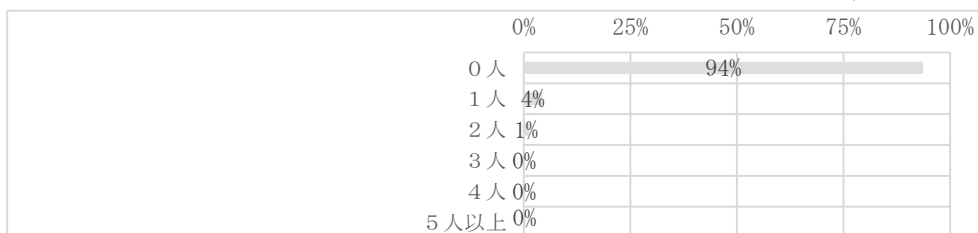
グラフ 26 保有資格等に関する状況（保育士）（n=1,851）



I-12 保有資格等に関する状況（理学療法士）

理学療法士の保有資格者は「0人」が最多の約94%であった。

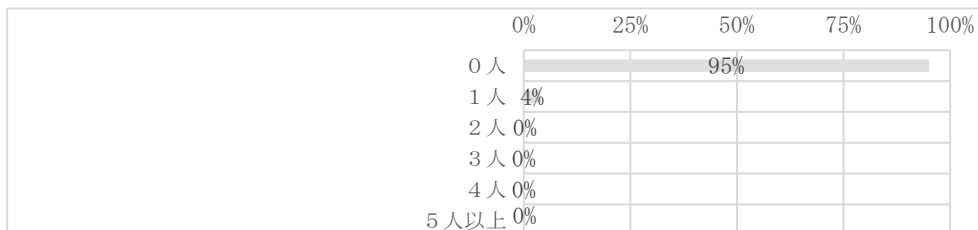
グラフ 27 保有資格等に関する状況（理学療法士）（n=1,851）



I-12 保有資格等に関する状況（作業療法士）

作業療法士の保有資格者は「0人」が最多の約95%であった。

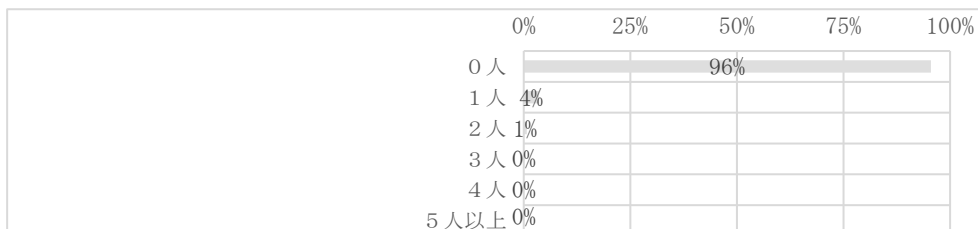
グラフ 28 保有資格等に関する状況（作業療法士）（n=1,851）



I-12 保有資格等に関する状況（公認心理師）

公認心理師の保有資格者は「0人」が最多の約96%であった。

グラフ 29 保有資格等に関する状況（公認心理師）（n=1,851）

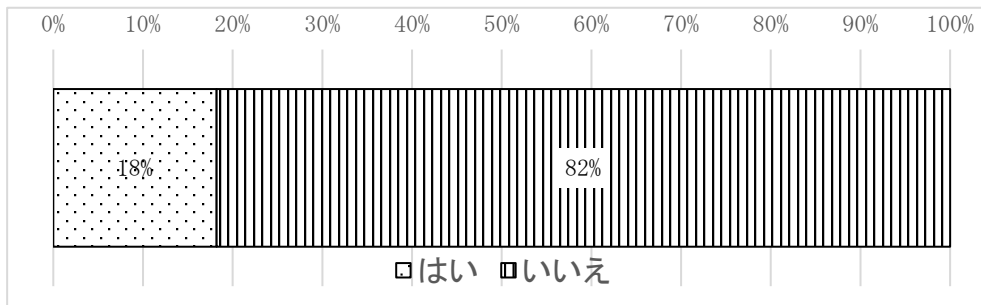


II. 意思決定支援の実施状況

II-1 意思決定支援責任者の選任

意思決定支援責任者を選任しているのは約 18%で、選任していないのが約 82%であった。

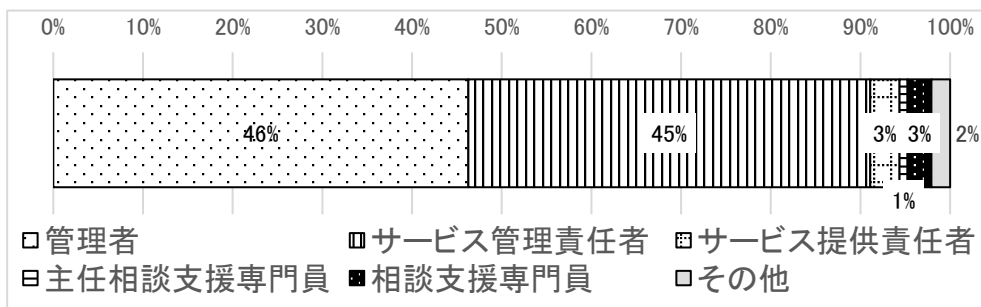
グラフ 30 意思決定支援責任者の選任 (n=1, 851)



II-2 意思決定支援責任者の属性

意思決定支援責任者を選任している場合、その属性は「管理者」が最多の約 46%で、次いで「サービス管理責任者」の約 45%であった。

グラフ 31 意思決定支援責任者の属性 (n=337)

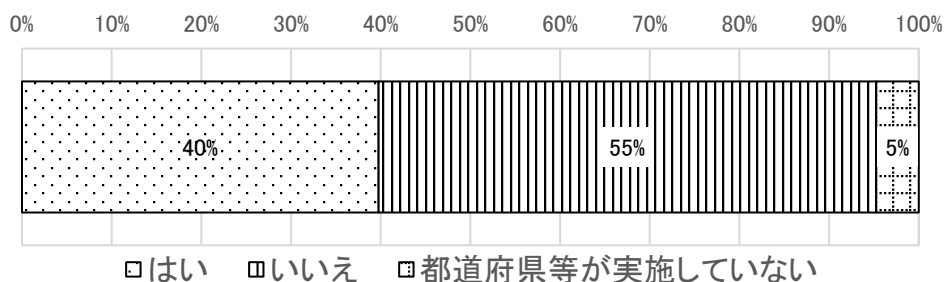


II-3 意思決定支援責任者の都道府県相談支援従事者研修の

専門コース別研修（意思決定支援）の受講有無

意思決定支援責任者の都道府県相談支援従事者研修の専門コース別研修（意思決定支援）は受講しているのが約 40%で、受講していないのが約 55%であった。

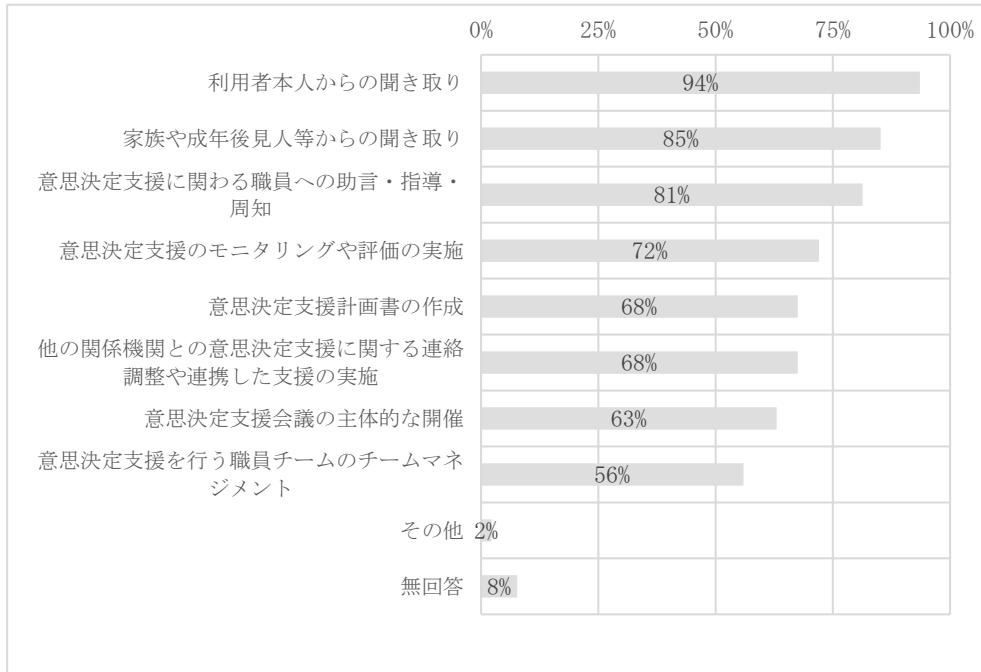
グラフ 32 意思決定支援責任者の都道府県相談支援従事者研修の専門コース別研修（意思決定支援）の受講有無 (n=337)



II-4 意思決定支援責任者の役割

意思決定支援責任者の役割は「利用者本人からの聞き取り」が最多の約94%で、次いで「家族や成年後見人等からの聞き取り」の約85%であった。

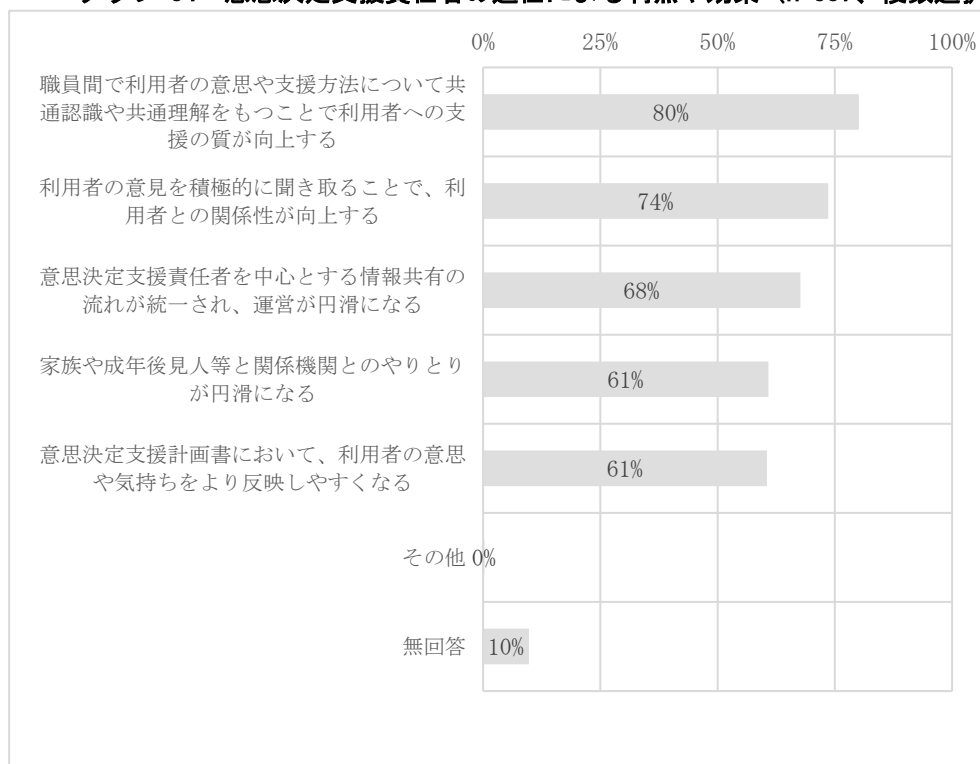
グラフ 33 意思決定支援責任者の役割 (n=337、複数選択)



II-5 意思決定支援責任者の選任による利点や効果

意思決定支援責任者の選任による利点や効果は「職員間で利用者の意思や支援方法について共通認識や共通理解をもつことで利用者への支援の質が向上する」が最多の約80%で、次いで、「利用者の意見を積極的に聞き取ることで、利用者との関係性が向上する」の約74%であった。

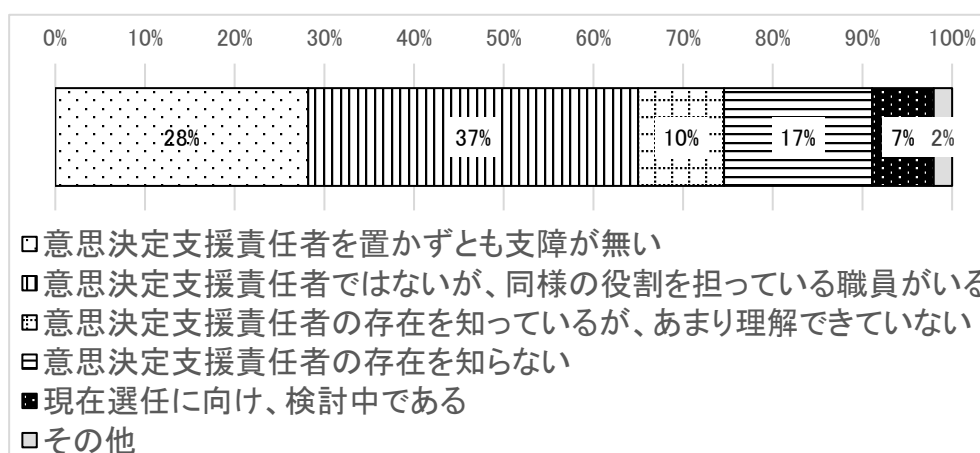
グラフ 34 意思決定支援責任者の選任による利点や効果 (n=337、複数選択)



II-6 意思決定支援責任者を選任していない理由

意思決定支援責任者を選任していない理由は「意思決定支援責任者ではないが、同様の役割を担っている職員がいる」が最多の約37%で、次いで「意思決定支援責任者を置かずとも支障が無い」の約28%であった。

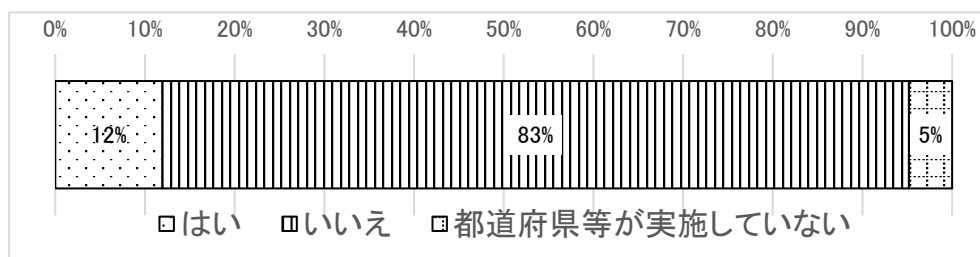
グラフ 35 意思決定支援責任者を選任していない理由 (n=1,514)



II-7 都道府県相談支援従事者研修の専門コース別研修（意思決定支援）
の受講者の在籍状況

意思決定支援責任者を選任していない事業所における都道府県相談支援従事者研修の専門コース別研修の受講者が在籍しているのが約12%で、在籍していないのが約83%であった。

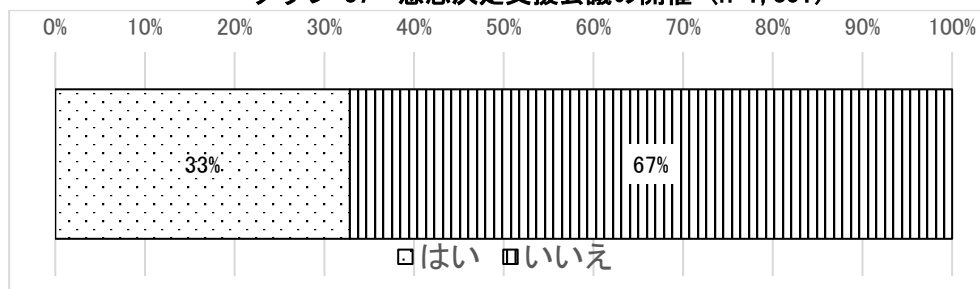
グラフ 36 都道府県相談支援従事者研修の専門コース別研修（意思決定支援）の受講者の在籍状況 (n=1,514)



II-8 意思決定支援会議の開催

意思決定支援会議を開催しているのが約33%で、開催していないのが約67%であった。

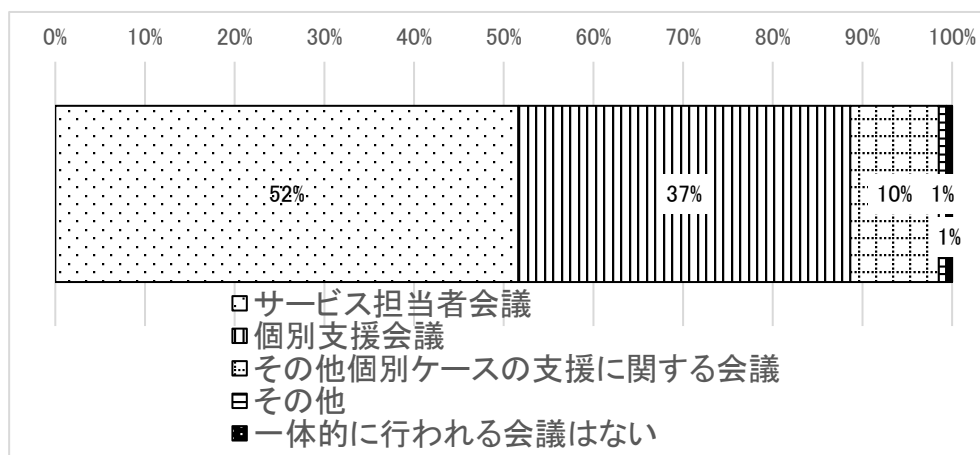
グラフ 37 意思決定支援会議の開催 (n=1,851)



II-9 意思決定支援会議と一体的に実施している会議

意思決定支援会議と一体的に実施している会議は「サービス担当者会議」が最多の約52%で、次いで「個別支援会議」の約37%であった。

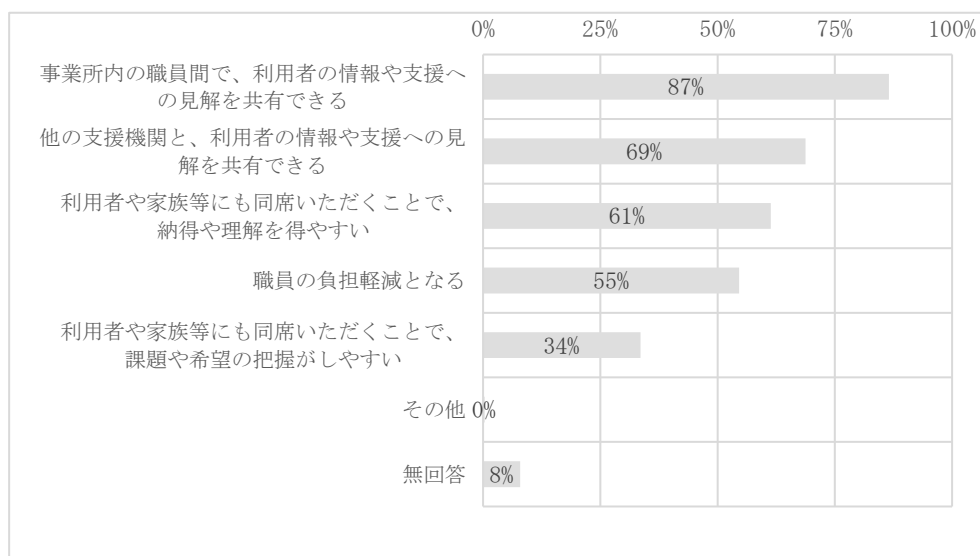
グラフ 38 意思決定支援会議と一体的に実施している会議 (n=608)



II-10 意思決定支援会議と一体的に開催する利点や効果

意思決定支援会議と一体的に開催する利点や効果は、「事業所内の職員間で、利用者の情報や支援への見解を共有できる」が最多の約87%で、次いで「他の支援機関と、利用者の情報や支援への見解を共有できる」の約69%であった。

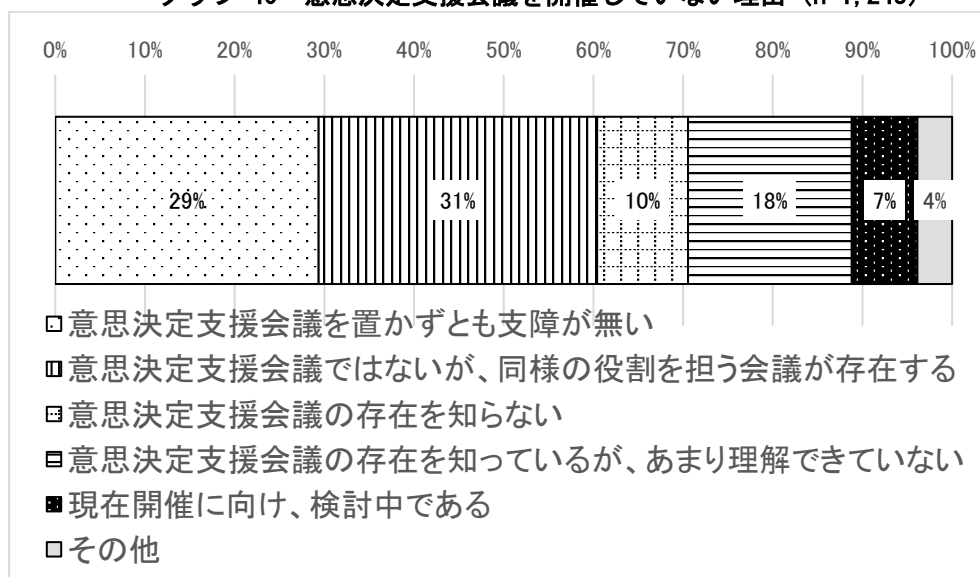
グラフ 39 意思決定支援会議と一体的に開催する利点や効果 (n=608、複数選択)



II-11 意思決定支援会議を開催していない理由

意思決定支援会議を開催していない理由は、「意思決定支援会議ではないが、同様の役割を担う会議が存在する」が最多の約31%で、次いで「意思決定支援会議を置かずとも支障が無い」の約29%であった。

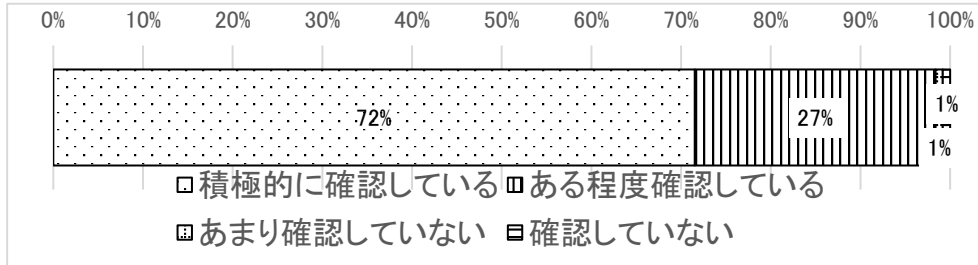
グラフ 40 意思決定支援会議を開催していない理由 (n=1,243)



II-12 日常生活や活動等の場面における、利用者の意思の確認状況

日常生活や活動等の場面における、利用者の意思の確認状況について「積極的に確認している」が最多の約72%で、次いで「ある程度確認している」の約27%であった。

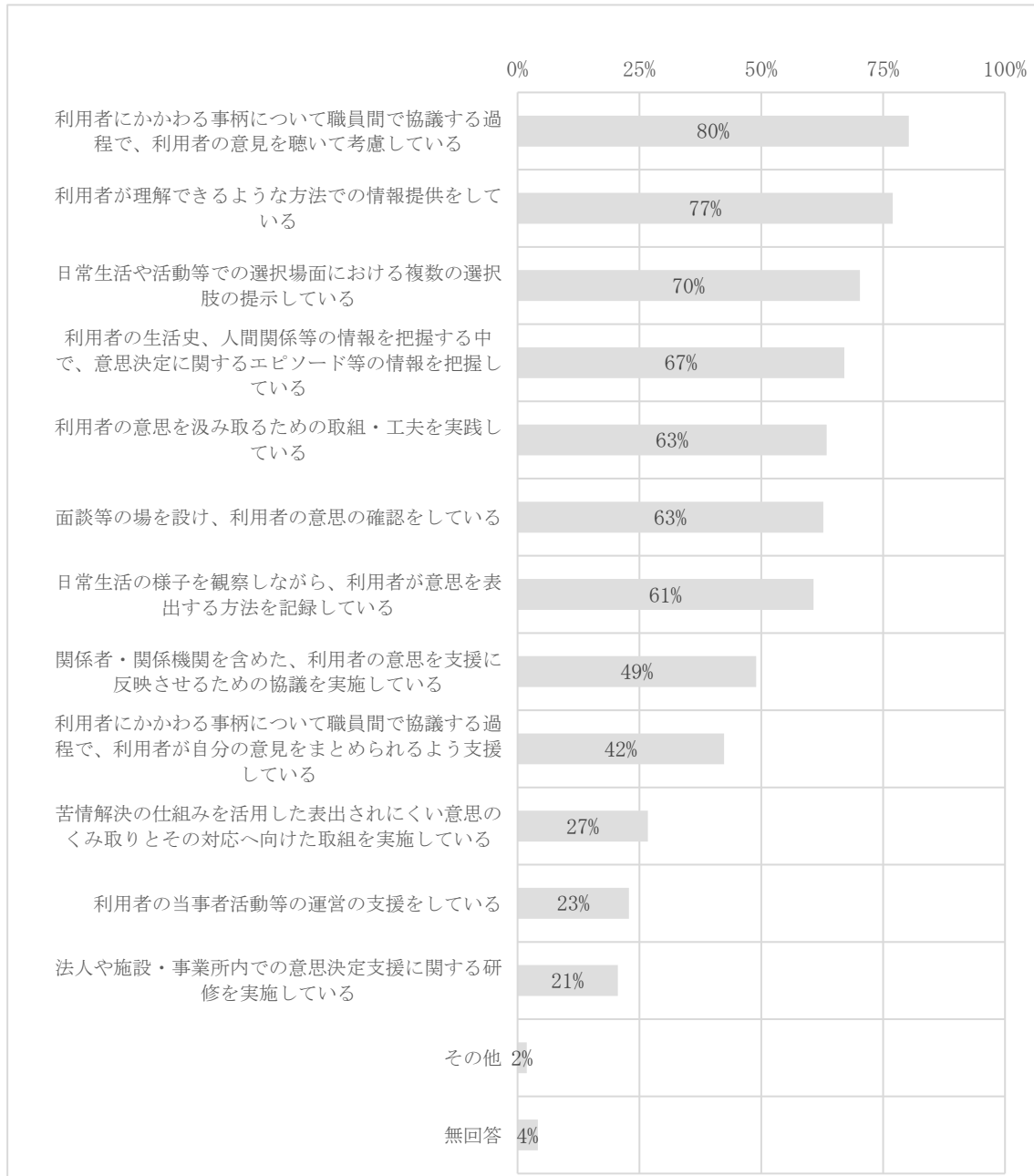
グラフ 41 日常生活や活動等の場面における、利用者の意思の確認状況 (n=1,851)



II-13 自ら意思を決定することに困難を抱える利用者への
意思決定支援を実施する上での工夫

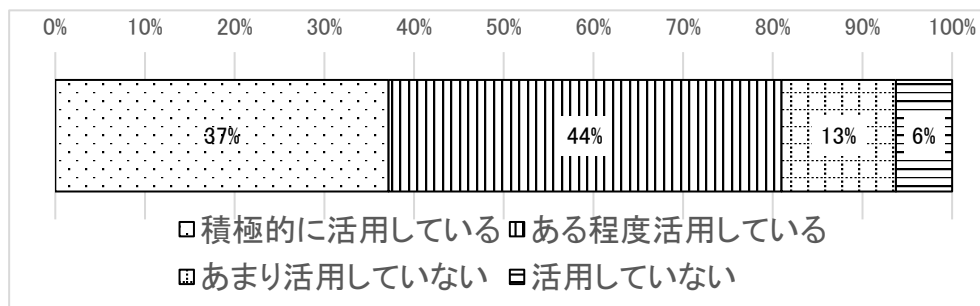
意思決定支援を実施する上での工夫は「利用者にかかわる事柄について職員間で協議する過程で、利用者の意見を聴いて考慮している」が最多の約80%で、次いで「利用者が理解できるような方法での情報提供をしている」の約77%であった。

**グラフ 42 自ら意思を決定することに困難を抱える利用者への
意思決定支援を実施する上での工夫 (n=1,851、複数選択)**



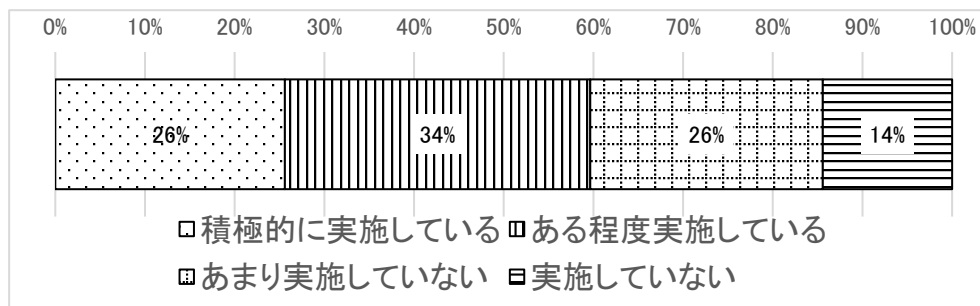
II-14 日常生活における記録・蓄積の、社会生活場面における意思決定支援での活用
 日常生活における記録・蓄積の、社会生活場面における意思決定支援での活用については「ある程度活用している」が最多の約44%で、次いで「積極的に活用している」の約37%であった。

グラフ 43 日常生活における記録・蓄積の、社会生活場面における意思決定支援での活用 (n=1,851)



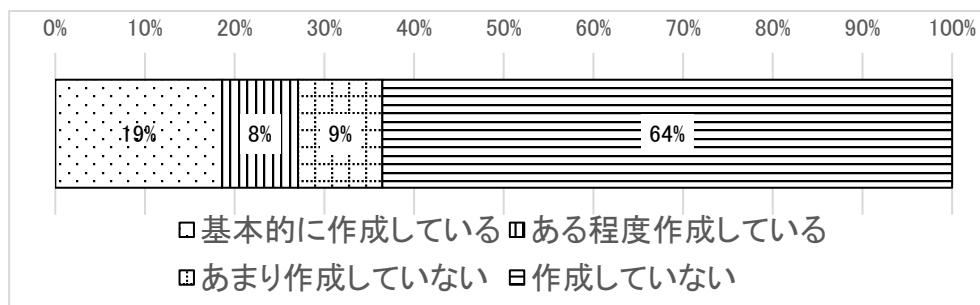
II-15 社会生活の場面における新たな体験の機会の提供
 社会生活の場面における新たな体験の機会の提供について「ある程度実施している」が最多の約34%で、次いで「積極的に実施している」「あまり実施していない」の約26%であった。

グラフ 44 社会生活の場面における新たな体験の機会の提供 (n=1,851)



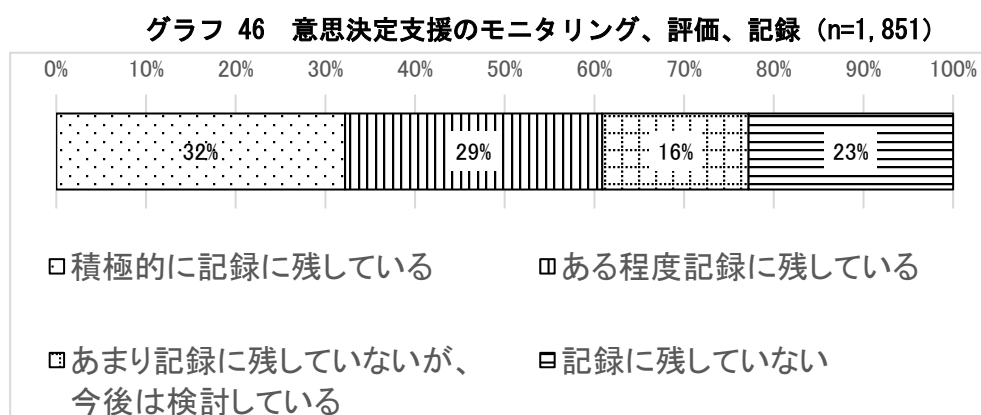
II-16 意思決定支援計画の作成
 意思決定支援の計画は「作成していない」が最多の約64%で、次いで「基本的に作成している」の約19%であった。

グラフ 45 意思決定支援計画の作成 (n=1,851)



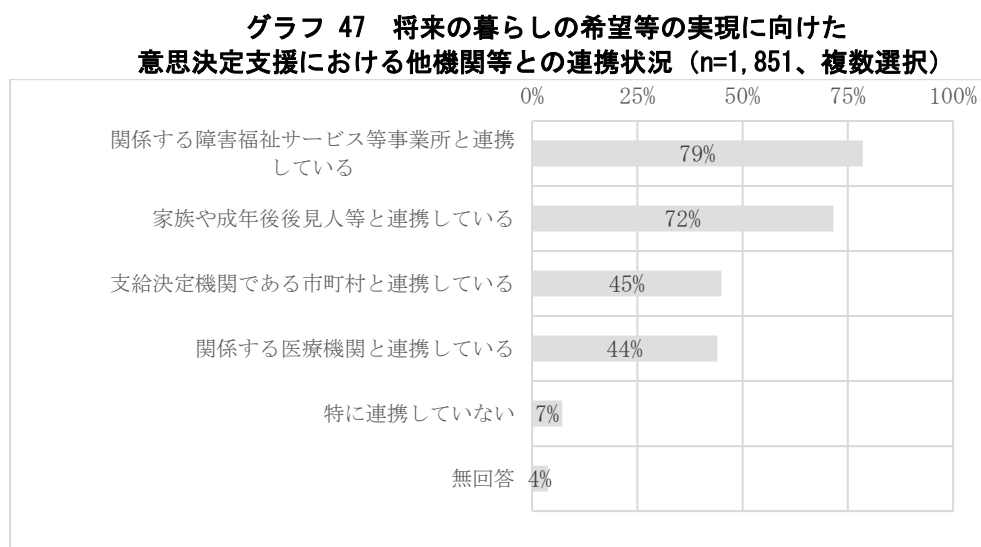
II-17 意思決定支援のモニタリング、評価、記録

意思決定支援のモニタリング、評価の内容の記録は「積極的に記録に残している」が最多の約 32%で、次いで「ある程度記録に残している」の約 29%であった。



II-18 将来の暮らしの希望等の実現に向けた意思決定支援における他機関等との連携状況

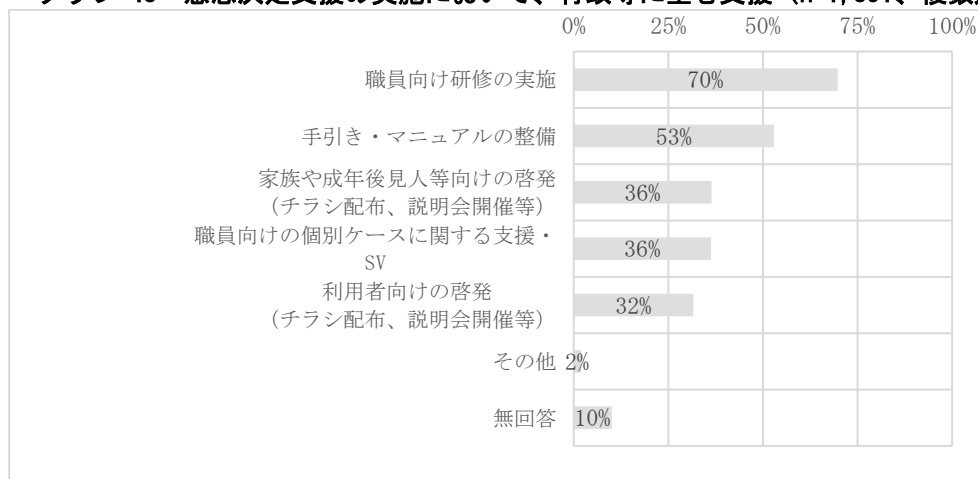
意思決定支援における他機関等との連携は、「関係する障害福祉サービス等事業所と連携している」が最多の約 79%で、次いで「家族や成年後見人等と連携している」の約 72%であった。



II-19 意思決定支援の実施において、行政等に望む支援

意思決定支援の実施において行政等に望む支援について、「職員向け研修の実施」が最多の約70%で、次いで「手引き・マニュアルの整備」の約53%であった。

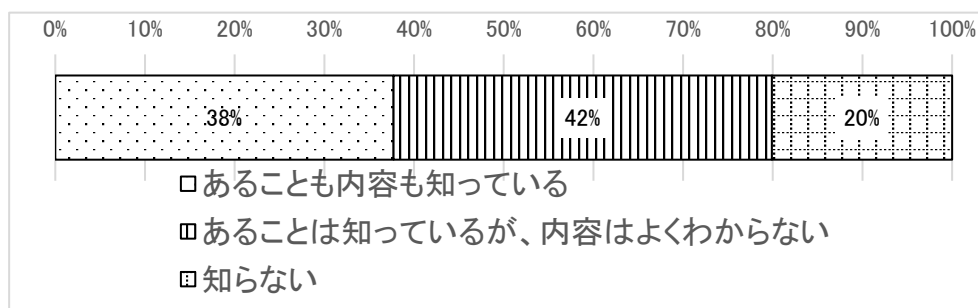
グラフ 48 意思決定支援の実施において、行政等に望む支援 (n=1,851、複数選択)



II-20 意思決定支援ガイドラインを知っているか

意思決定支援ガイドラインを知っているかについて、「あることは知っているが、内容はよくわからない」が最多の約42%で、次いで「あることも内容も知っている」の約38%であった。

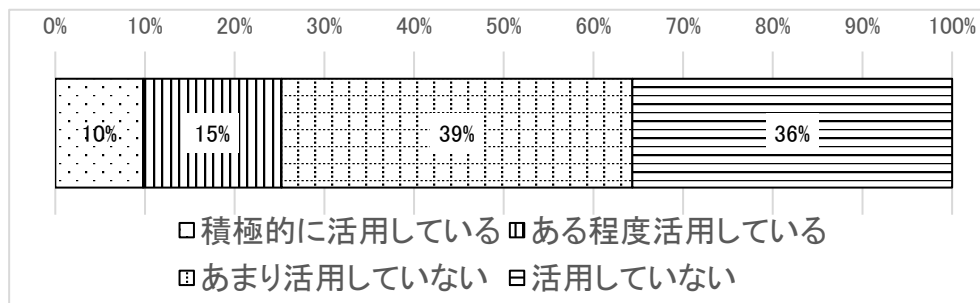
グラフ 49 意思決定支援ガイドラインを知っているか (n=1,851)



II-21 意思決定支援ガイドラインを活用しているか

意思決定支援ガイドラインを活用しているかについて、「あまり活用していない」が最多の約39%で、次いで「活用していない」の約36%であった。

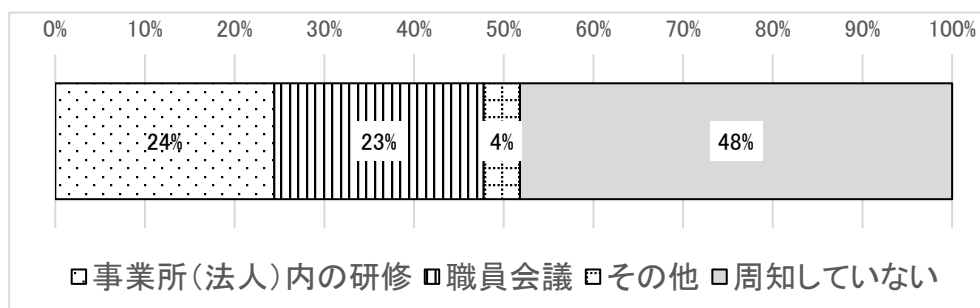
グラフ 50 意思決定支援ガイドラインを活用しているか (n=1,851)



II-22 意思決定支援ガイドラインを職員に周知する機会

意思決定支援ガイドラインを職員に周知する機会について、「周知していない」が最多の約48%で、次いで「事業所（法人）内の研修」の約24%であった。

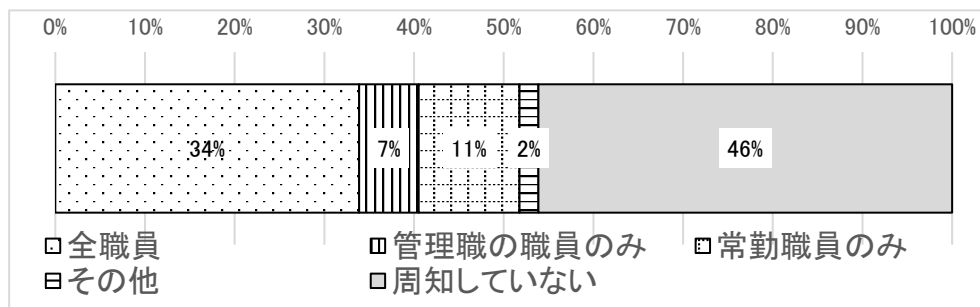
グラフ 51 意思決定支援ガイドラインを職員に周知する機会 (n=1,851)



II-23 意思決定支援ガイドラインを周知する職員

意思決定支援ガイドラインを周知する職員について、「周知していない」が最多の約46%で、次いで「全職員」の約34%であった。

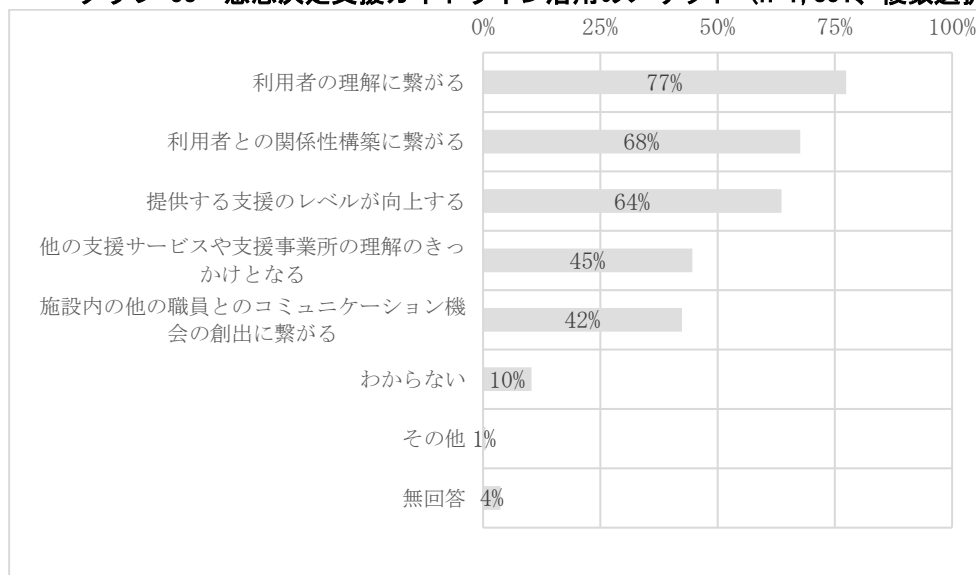
グラフ 52 意思決定支援ガイドラインを周知する職員 (n=1,851)



II-24 意思決定支援ガイドライン活用のメリット

意思決定支援ガイドライン活用のメリットについて、「利用者の理解に繋がる」が最多の約77%で、次いで「利用者との関係者構築に繋がる」の約68%であった。

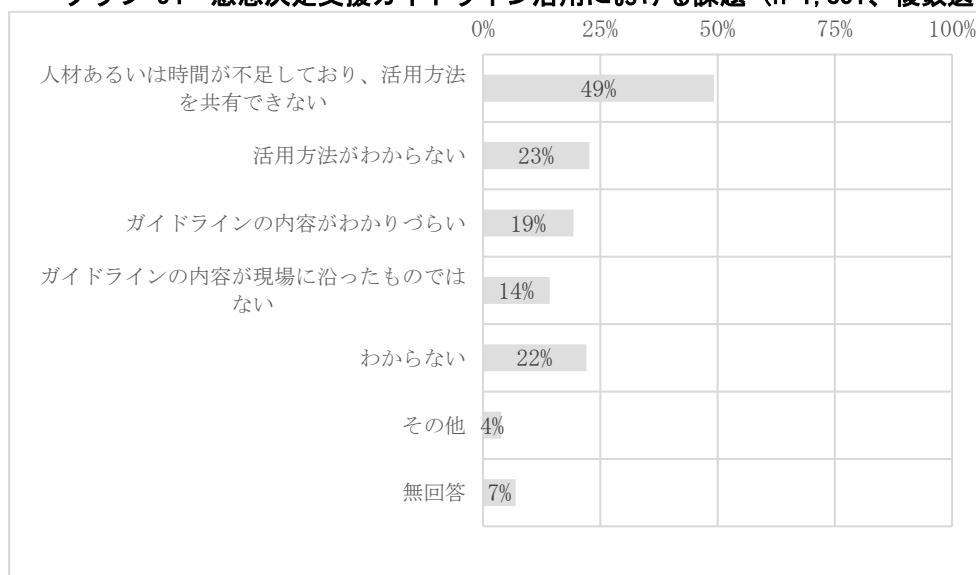
グラフ 53 意思決定支援ガイドライン活用のメリット (n=1,851、複数選択)



II-25 意思決定支援ガイドライン活用における課題

意思決定支援ガイドライン活用における課題について、「人材あるいは時間が不足しており、活用方法を共有できない」が最多の約49%で、次いで「使用方法がわからない」の約23%であった。

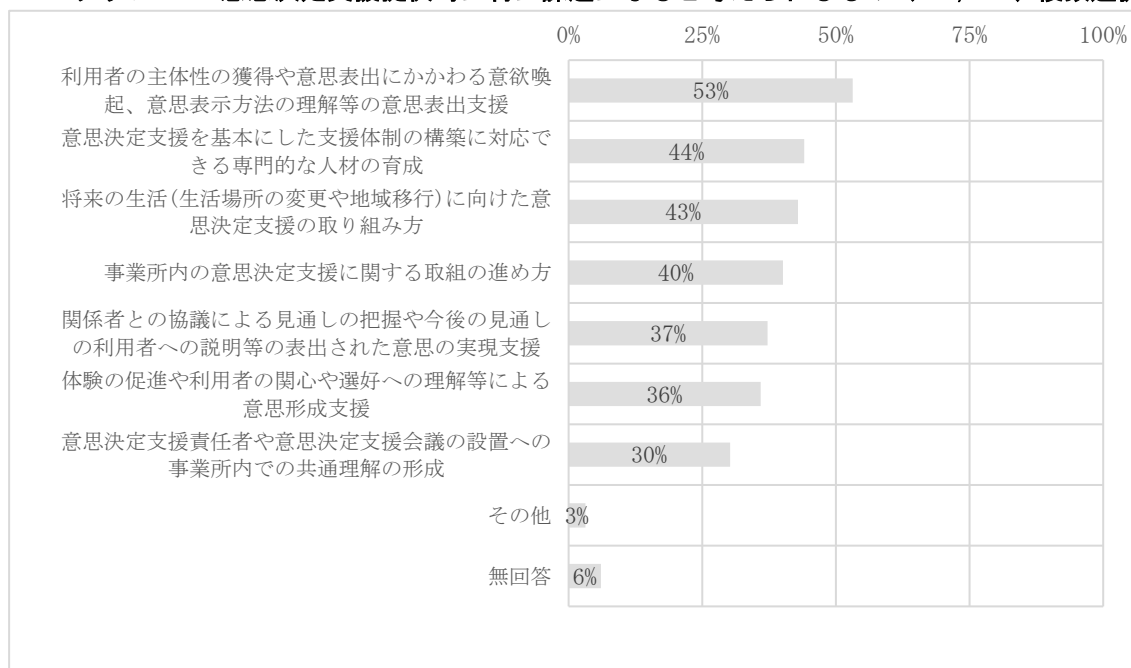
グラフ 54 意思決定支援ガイドライン活用における課題 (n=1,851、複数選択)



II-26 意思決定支援提供時に特に課題になると考えられるもの

意思決定支援提供時に特に課題になると考えられるものについて、「利用者の主体性の獲得や意思表示にかかわる意欲喚起、意思表示方法の理解等の意思表示支援」が最多の約53%で、次いで、「意思決定支援を基本にした支援体制の構築に対応できる専門的な人材の育成」の約44%であった。

グラフ 55 意思決定支援提供時に特に課題になると考えられるもの (n=1,851、複数選択)

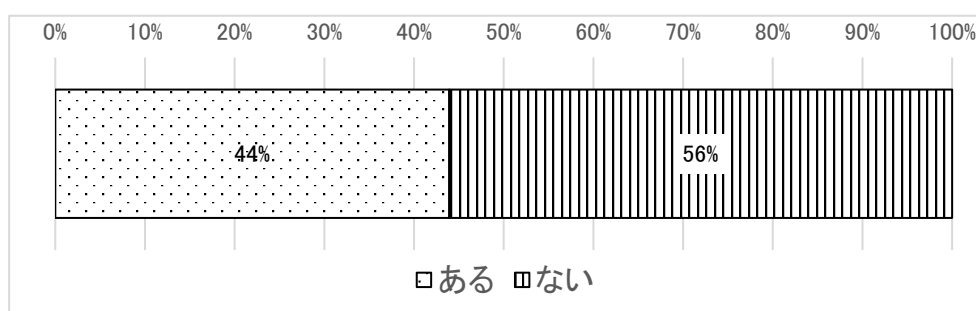


III. 意思決定支援の事例について

III-1 意思決定支援の提供によって特に効果があったと考えられる事例

意思決定支援の提供によって特に効果があったと考えられる事例について、「ない」が最多の約56%であった。

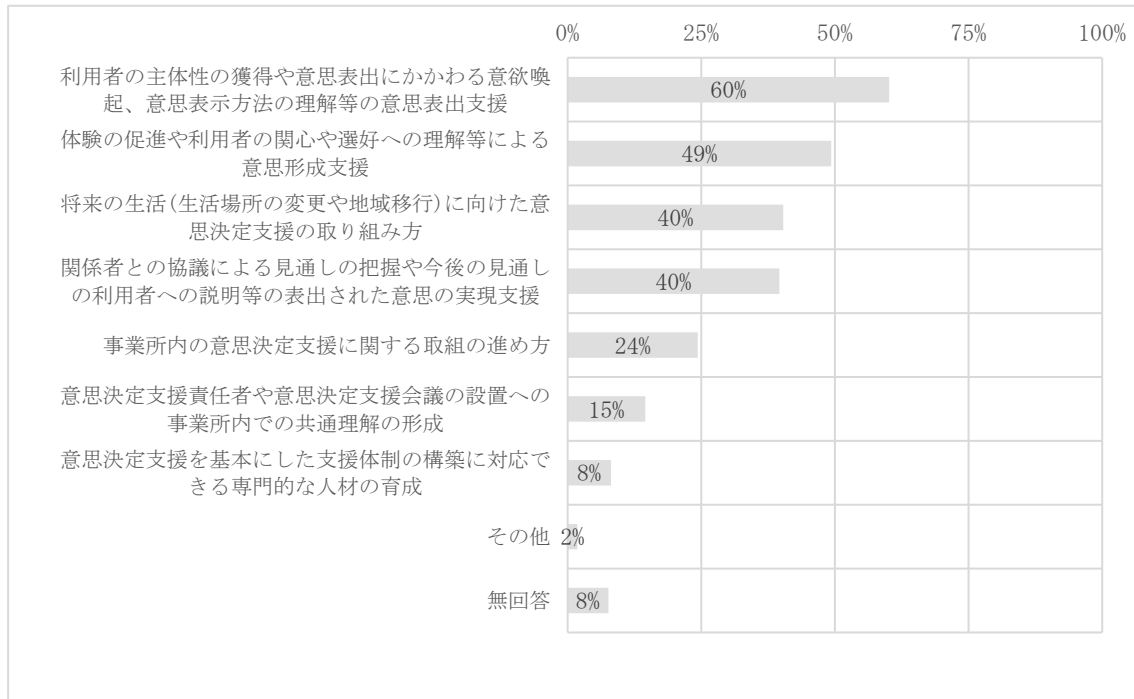
グラフ 56 意思決定支援の提供によって特に効果があったと考えられる事例 (n=1,851)



Ⅲ-2 特に効果があった事例の効果的な点

特に効果があった事例の効果的な点について、「利用者の主体性の獲得や意思表示にかかわる意欲喚起、意思表示方法の理解等の意思表示支援」が最多の約60%で、次いで「体験の促進や利用者の関心や選好への理解等による意思形成支援」の約49%であった。

グラフ 57 特に効果があった事例の効果的な点 (n=813、複数選択)



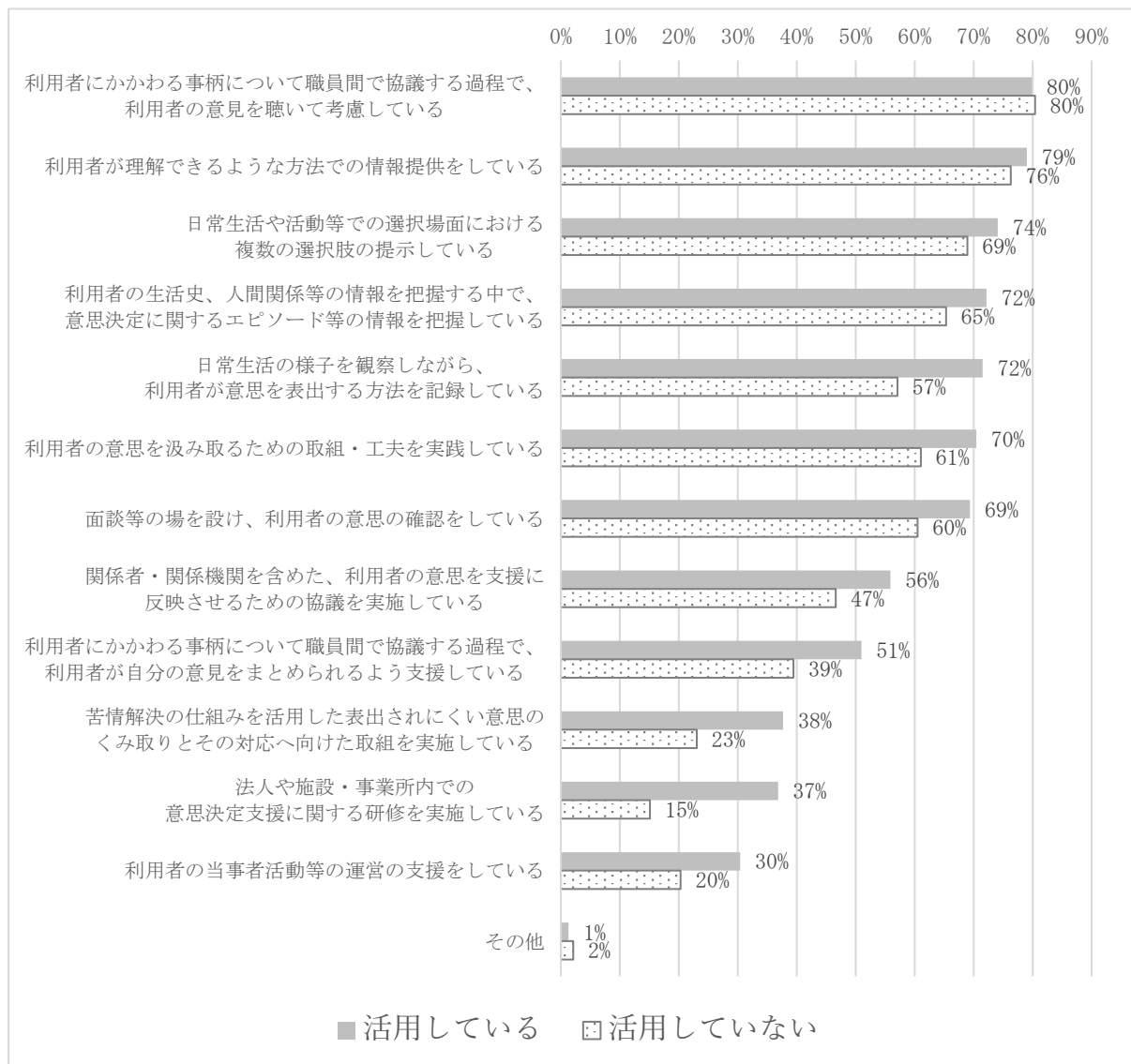
③ 調査結果（クロス集計）²

II-21 意思決定支援ガイドラインを活用しているか

× II-13 意思決定支援を実施する上での工夫

意思決定支援ガイドラインの活用有無によって、意思決定支援を実施する上での工夫についての回答の傾向に大きな違いは見られなかった。

**グラフ 58 意思決定支援ガイドラインの活用
× 意思決定支援を実施する上での工夫（複数選択）（n=1,851）**



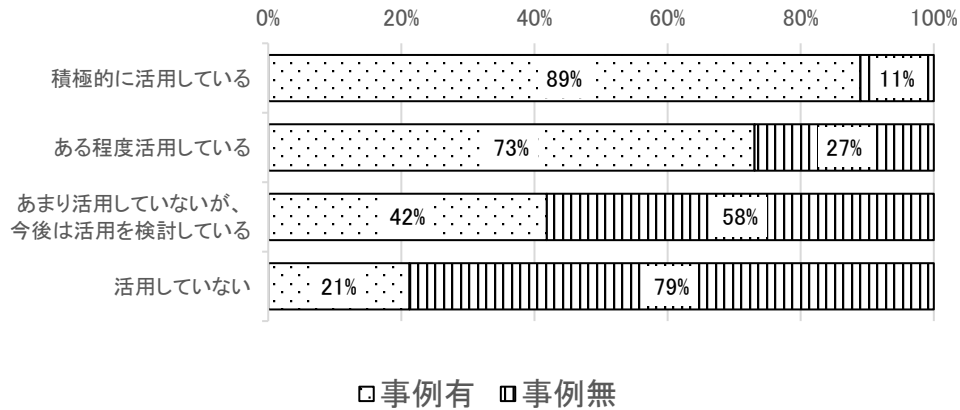
² 四捨五入の関係で、単一選択の設問ではあるが、各選択肢の合計が100%にならないグラフあり

II-21 意思決定支援ガイドラインを活用しているか

× III-1 意思決定支援の提供によって特に効果があったと考えられる事例

意思決定支援ガイドラインを積極的に活用している事業所では、意思決定支援の提供によって特に効果があったと考えられる「事例有」が最多の約89%であり、意思決定支援ガイドラインを活用していない事業所では、「事例無」が最多の約79%であった。

グラフ 59 意思決定支援ガイドラインの活用
× 意思決定支援の提供によって特に効果があった事例の有無 (n=1,851)



(4) 悉皆の調査結果

① 調査対象

特に重度障害者等包括支援、療養介護、施設入所支援の意思決定支援に係る特徴を把握すべく、当該障害福祉サービス等については悉皆による調査を実施した。

図表 10 障害福祉サービス等ごとの回収率

障害福祉サービス等	事業所数	回答数	全回答における割合	各サービスにおける回収率
重度障害者等包括支援	10	2	0%	20%
療養介護	171	37	5%	22%
施設入所支援	2,155	638	94%	30%
合計	2,336	677	100%	29%

※ 事業所数は国民健康保険団体連合会の開示データ上の事業所のうち、メールアドレスが公表されているもの

また、各回答者は図表 11 のように設定した。

図表 11 回答者の設定

事業所	回答者
障害福祉サービス事業所	サービス管理責任者またはサービス提供責任者、あるいはそれに準ずる現場の職員

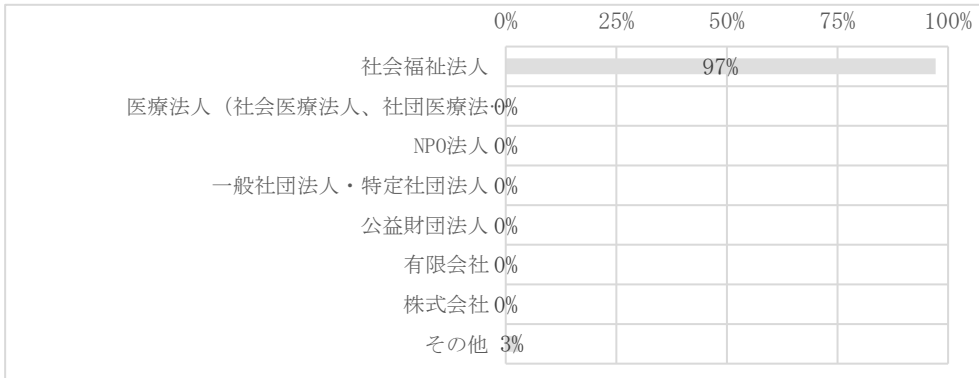
② 調査結果（単純集計）³

I. 基本情報

I-6 運営法人の種別

運営法人の種別は「社会福祉法人」が最多の約97%であった。

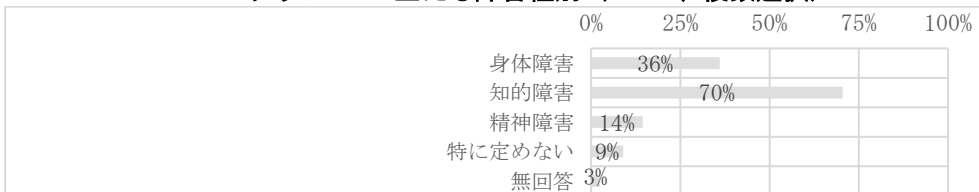
グラフ 60 運営法人の種別 (n=677)



I-7 主たる障害種別

主たる障害種別は「知的障害」が最多の約70%で、次いで「身体障害」の約36%であった。

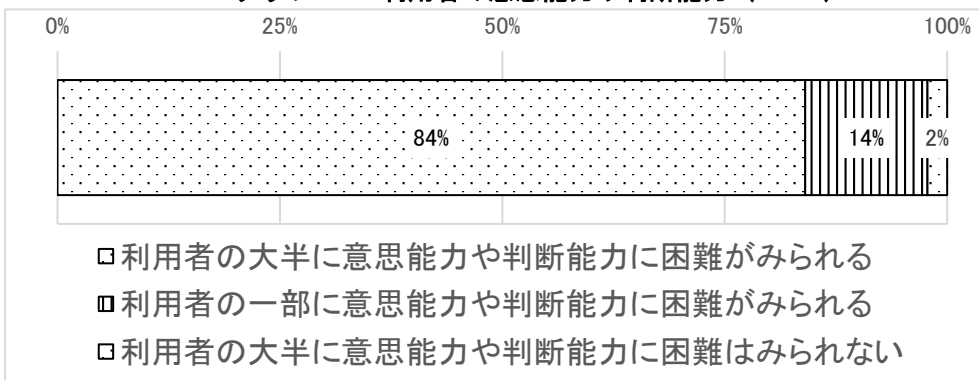
グラフ 61 主たる障害種別 (n=677、複数選択)



I-8 利用者の意思能力や判断能力

利用者の意思能力や判断能力は「利用者の大半に意思能力や判断能力に困難がみられる」が最多の約84%で、次いで「利用者の一部に意思能力や判断能力に困難がみられる」の約14%であった。

グラフ 62 利用者の意思能力や判断能力 (n=677)

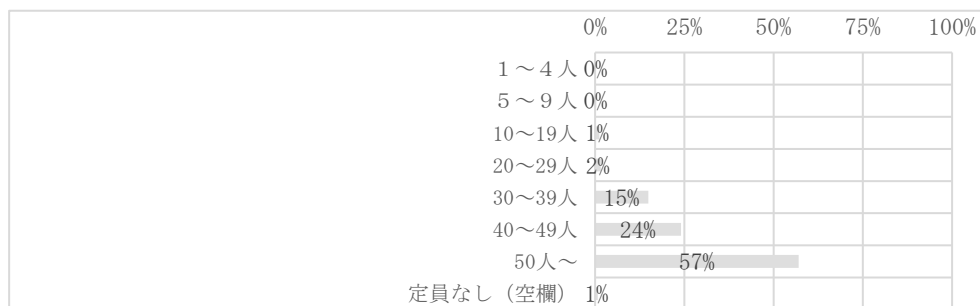


³ 四捨五入の関係で、単一選択の設問ではあるが、各選択肢の合計が100%にならないグラフあり

I-9 定員数

定員数は「50人～」が最多の約57%で、次いで「40～49人」の約24%であった。

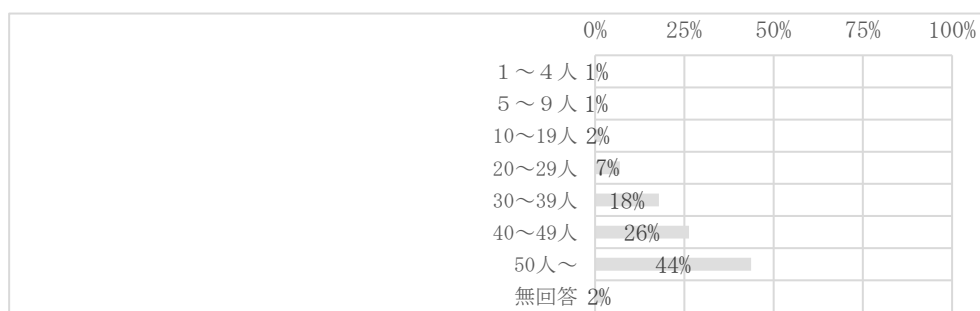
グラフ 63 定員数 (n=677)



I-10 契約者数

契約者数は「50人～」が最多の約44%で、次いで「40～49人」の約26%であった。

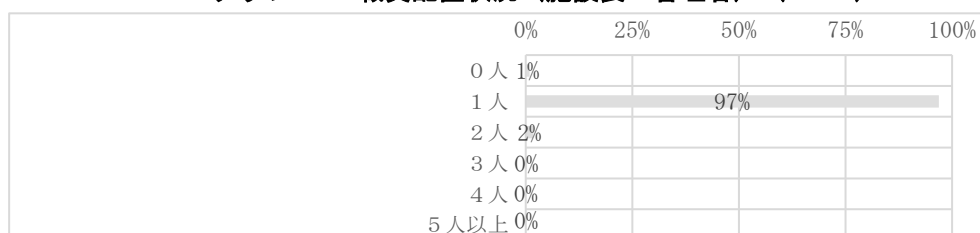
グラフ 64 契約者数 (n=677)



I-11 職員配置状況 (施設長・管理者)

施設長・管理者の配置状況は「1人」配置が最多の約97%であった。

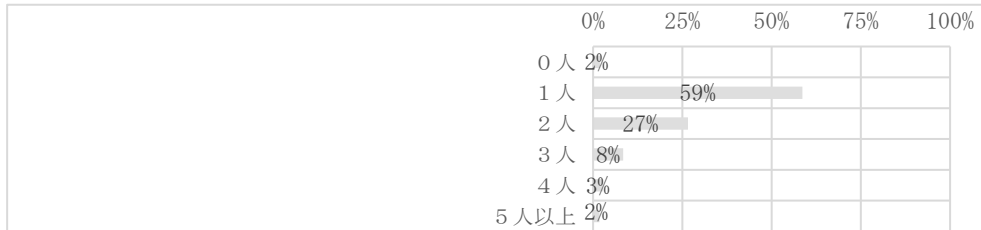
グラフ 65 職員配置状況 (施設長・管理者) (n=677)



I-11 職員配置状況（サービス管理責任者）

サービス管理責任者の配置状況は「1人」配置が最多の約59%で、次いで「2人」の約27%であった。

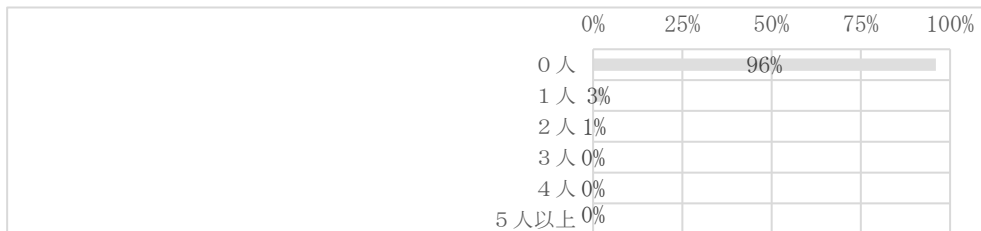
グラフ 66 職員配置状況（サービス管理責任者）（n=677）



I-11 職員配置状況（サービス提供管理者）

サービス提供責任者の配置状況は「0人」が最多の約96%であった。

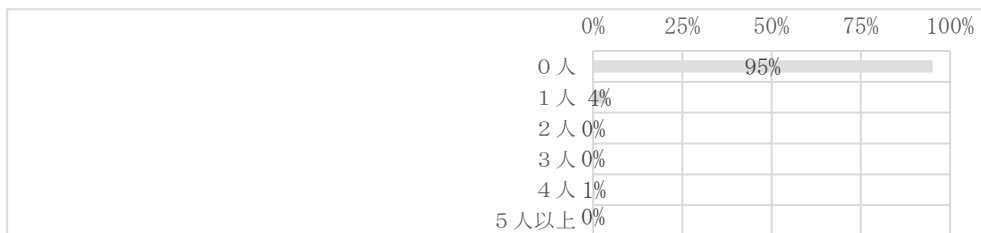
グラフ 67 職員配置状況（サービス提供管理者）（n=677）



I-11 職員配置状況（主任相談支援専門員）

主任相談支援専門員の配置状況は「0人」が最多の約95%であった。

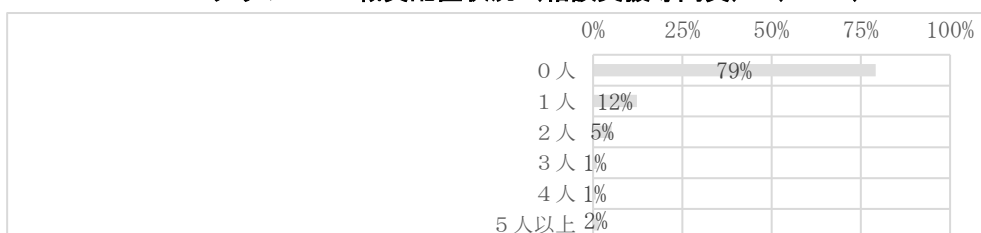
グラフ 68 職員配置状況（主任相談支援専門員）（n=677）



I-11 職員配置状況（相談支援専門員）

相談支援専門員の配置状況は「0人」が最多の約79%であった。

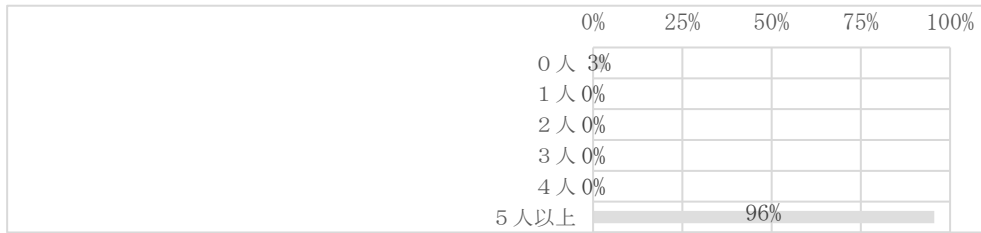
グラフ 69 職員配置状況（相談支援専門員）（n=677）



I-11 職員配置状況（生活指導・支援員等）

生活指導・支援員等の配置状況は「5人以上」配置が最多の約96%であった。

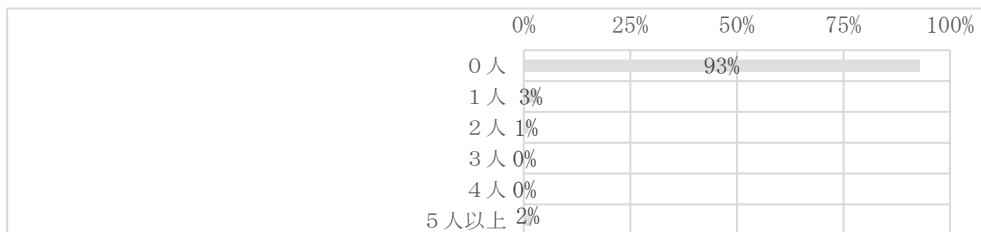
グラフ 70 職員配置状況（生活指導・支援員等）（n=677）



I-11 職員配置状況（職業・作業指導員）

職業・作業指導員の配置状況は「0人」が最多の約93%であった。

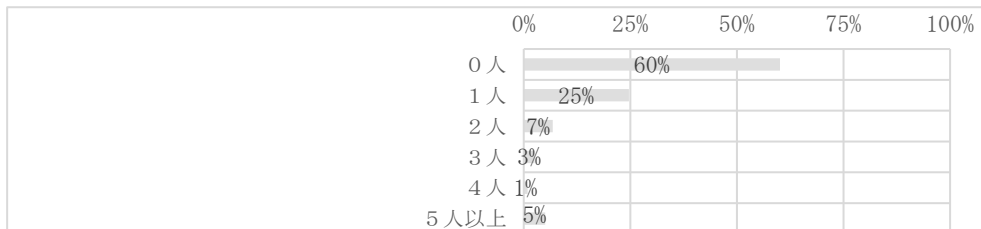
グラフ 71 職員配置状況（職業・作業指導員）（n=677）



I-11 職員配置状況（医師・歯科医師）

医師・歯科医師の配置状況は「0人」が最多の約60%であった。

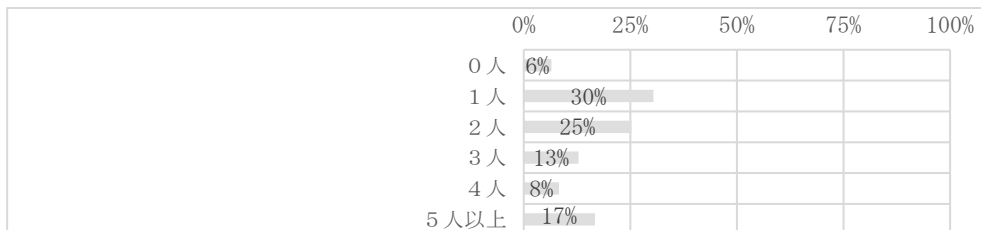
グラフ 72 職員配置状況（医師・歯科医師）（n=677）



I-11 職員配置状況（看護師等）

看護師等の配置状況は「1人」が最多の約30%で、次いで「2人」の約25%であった。

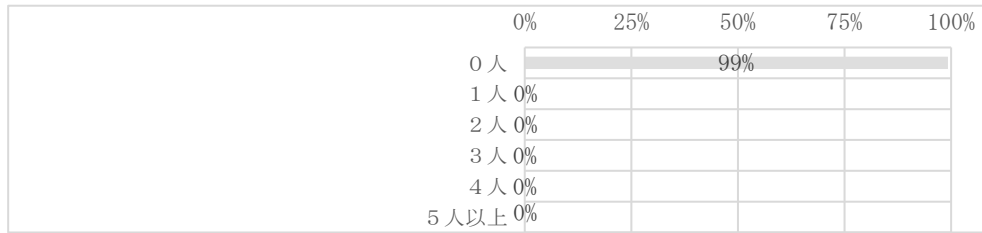
グラフ 73 職員配置状況（看護師等）（n=677）



I-11 職員配置状況（居宅介護員等）

居宅介護員等の配置状況は「0人」が最多の約99%であった。

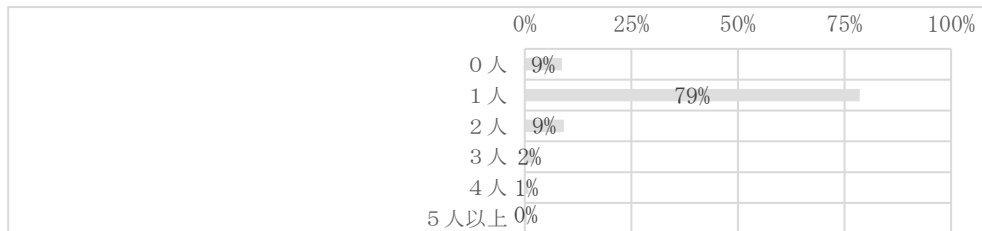
グラフ 74 職員配置状況（居宅介護員等）（n=677）



I-11 職員配置状況（管理栄養士・栄養士）

管理栄養士・栄養士の配置状況は「1人」が最多の約79%であった。

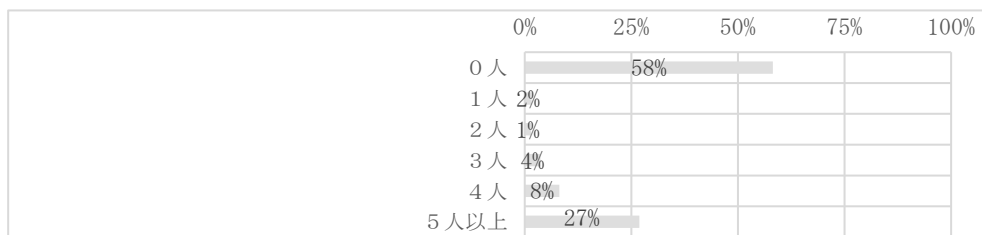
グラフ 75 職員配置状況（管理栄養士・栄養士）（n=677）



I-11 職員配置状況（調理員）

調理員の配置状況は「0人」が最多の約58%で、次いで「5人以上」の約27%であった。

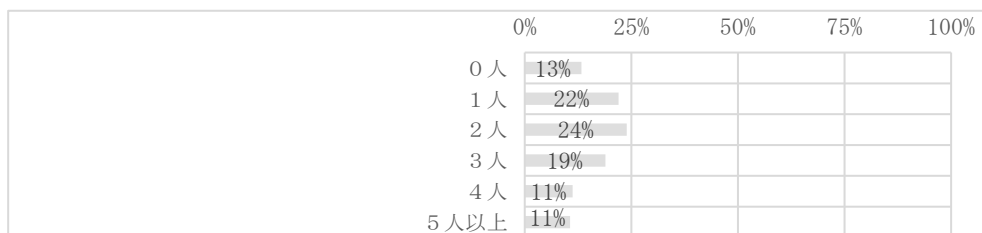
グラフ 76 職員配置状況（調理員）（n=677）



I-11 職員配置状況（事務員）

事務員の配置状況は「2人」が最多の約24%で、次いで「1人」配置の約22%であった。

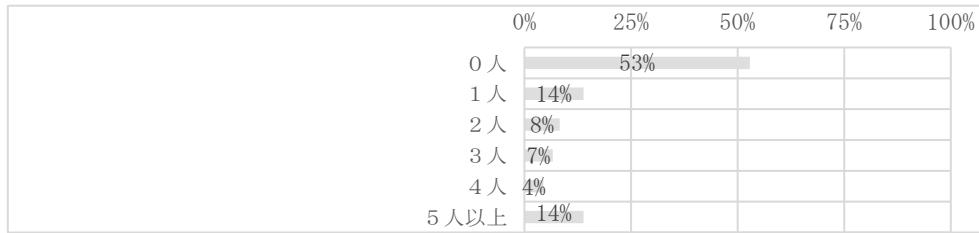
グラフ 77 職員配置状況（事務員）（n=677）



I-11 職員配置状況（その他の職員）

その他の職員の配置状況は「0人」が最多の約53%であった。

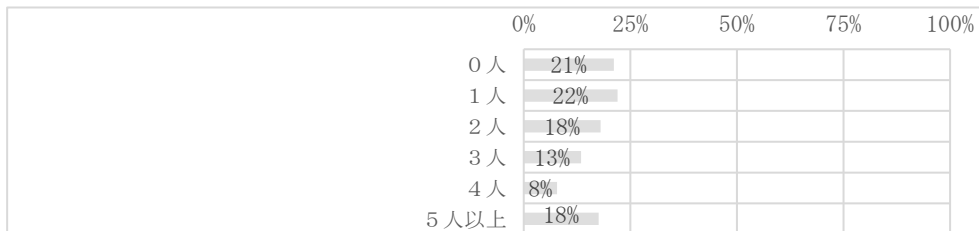
グラフ 78 職員配置状況（その他の職員）（n=677）



I-12 保有資格等に関する状況（社会保健士）

社会保健士の保有資格者は「1人」が最多の約22%で、次いで「0人」の約21%であった。

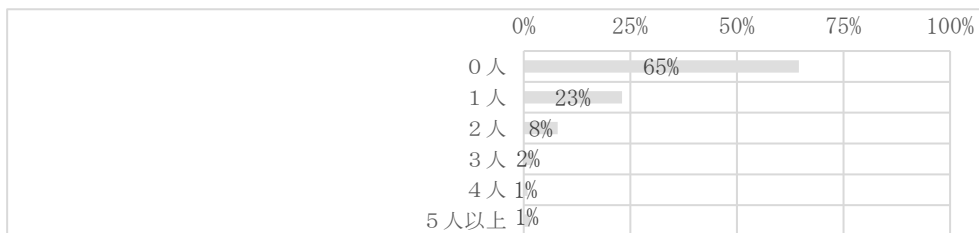
グラフ 79 保有資格等に関する状況（社会保健士）（n=677）



I-12 保有資格等に関する状況（精神保健福祉士）

精神保健福祉士の保有資格者は「0人」が最多の約65%であった。

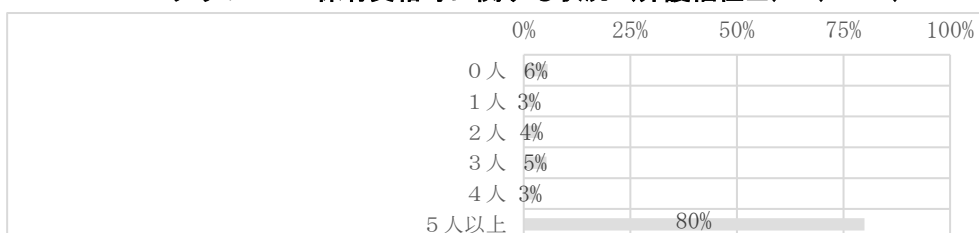
グラフ 80 保有資格等に関する状況（精神保健福祉士）（n=677）



I-12 保有資格等に関する状況（介護福祉士）

介護福祉士の保有資格者は「5人以上」が最多の約80%であった。

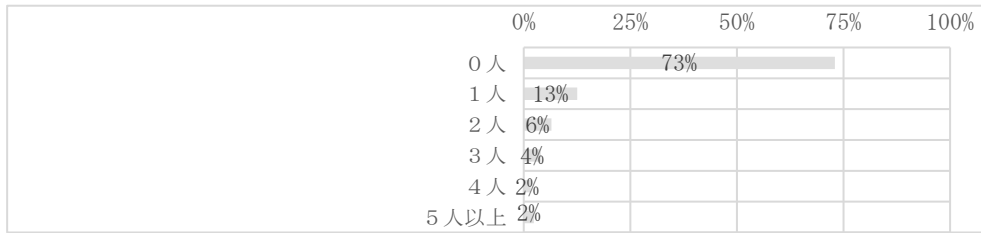
グラフ 81 保有資格等に関する状況（介護福祉士）（n=677）



I-12 保有資格等に関する状況（介護支援専門員）

介護支援専門員の保有資格者は「0人」が最多の約73%であった。

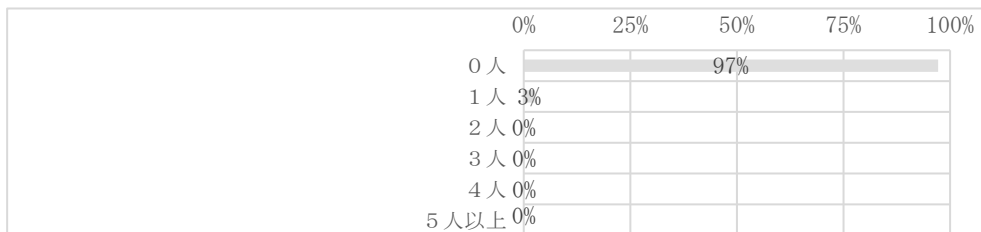
グラフ 82 保有資格等に関する状況（介護支援専門員）（n=677）



I-12 保有資格等に関する状況（保健師）

保健師の保有資格者は「0人」が最多の約97%であった。

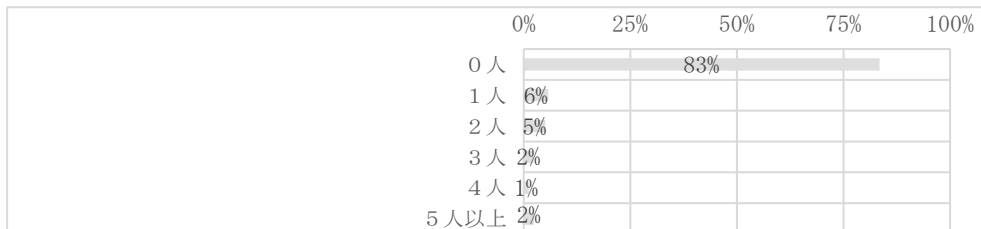
グラフ 83 保有資格等に関する状況（保健師）（n=677）



I-12 保有資格等に関する状況（学校教諭）

学校教諭の保有資格者は「0人」が最多の約83%であった。

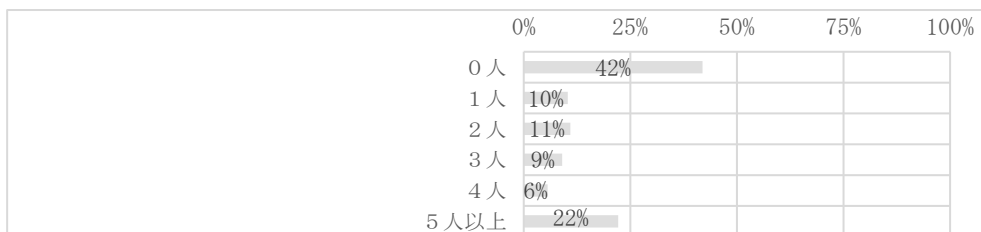
グラフ 84 保有資格等に関する状況（学校教諭）（n=677）



I-12 保有資格等に関する状況（保育士）

保育士の保有資格者は「0人」が最多の約42%で、次いで「5人以上」の約22%であった。

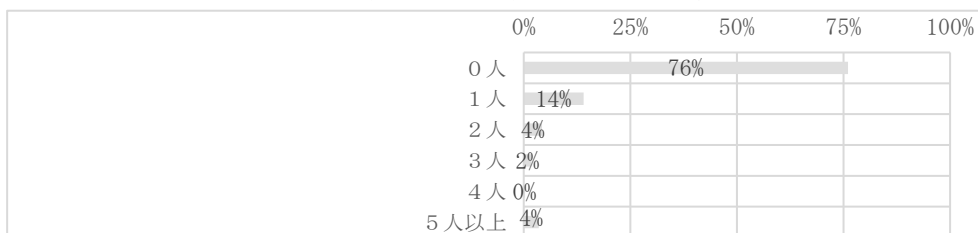
グラフ 85 保有資格等に関する状況（保育士）（n=677）



I-12 保有資格等に関する状況（理学療法士）

理学療法士の保有資格者は「0人」が最多の約76%であった。

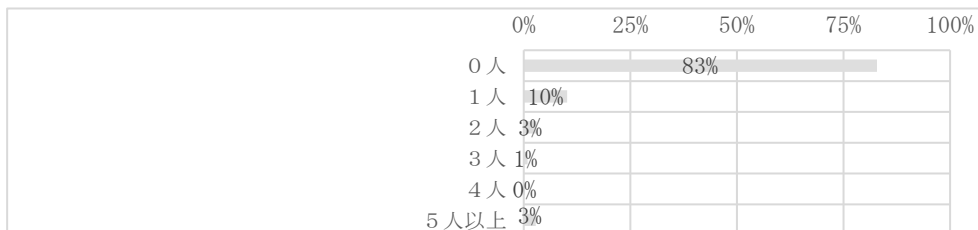
グラフ 86 保有資格等に関する状況（理学療法士）（n=677）



I-12 保有資格等に関する状況（作業療法士）

作業療法士の保有資格者は「0人」が最多の約83%であった。

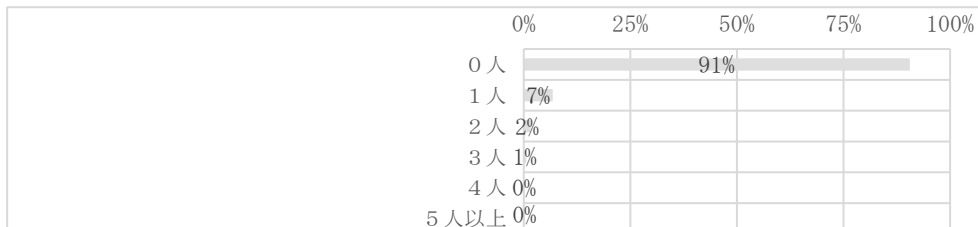
グラフ 87 保有資格等に関する状況（作業療法士）（n=677）



I-12 保有資格等に関する状況（公認心理師）

公認心理師の保有資格者は「0人」が最多の約91%であった。

グラフ 88 保有資格等に関する状況（公認心理師）（n=677）

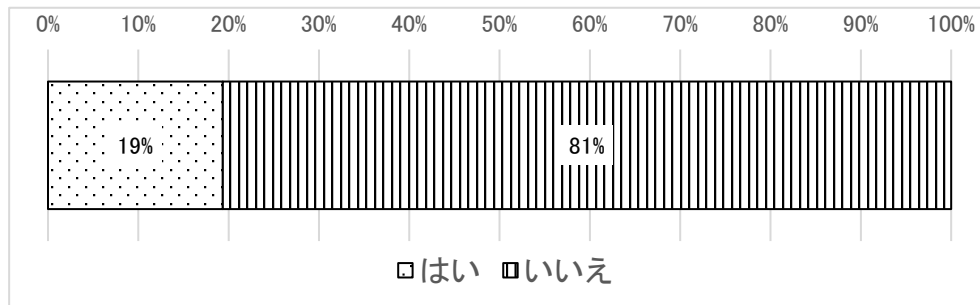


II. 意思決定支援の実施状況

II-1 意思決定支援責任者の選任

意思決定支援責任者を選任しているのは約 19%で、選任していないのが約 81%であった。

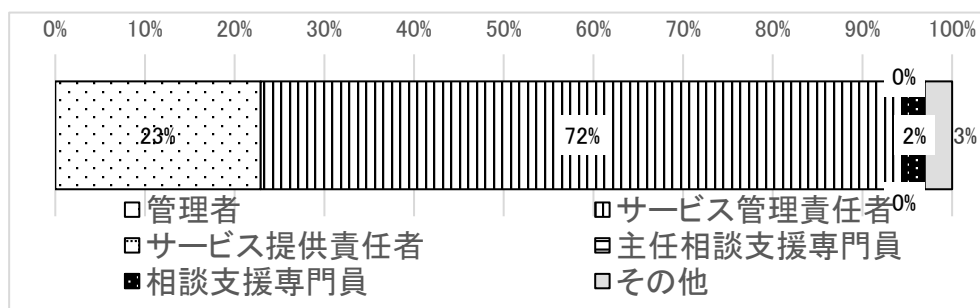
グラフ 89 意思決定支援責任者の選任 (n=677)



II-2 意思決定支援責任者の属性

意思決定支援責任者を選任している場合、その属性は「サービス管理責任者」が最多の約 72%で、次いで「管理者」の約 23%であった。

グラフ 90 意思決定支援責任者の属性 (n=131)

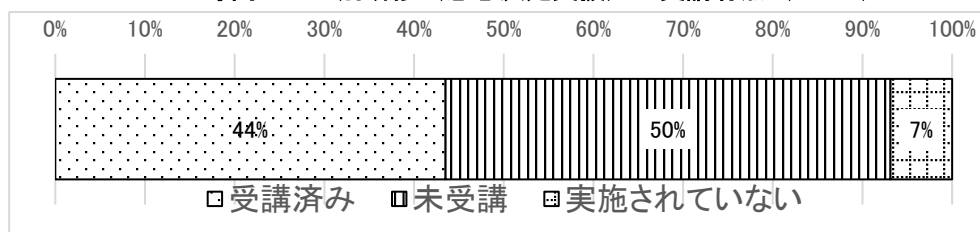


II-3 意思決定支援責任者の都道府県相談支援従事者研修の

専門コース別研修（意思決定支援）の受講有無

意思決定支援責任者の都道府県相談支援従事者研修の専門コース別研修（意思決定支援）は受講しているのが約 44%で、受講していないのが約 50%であった。

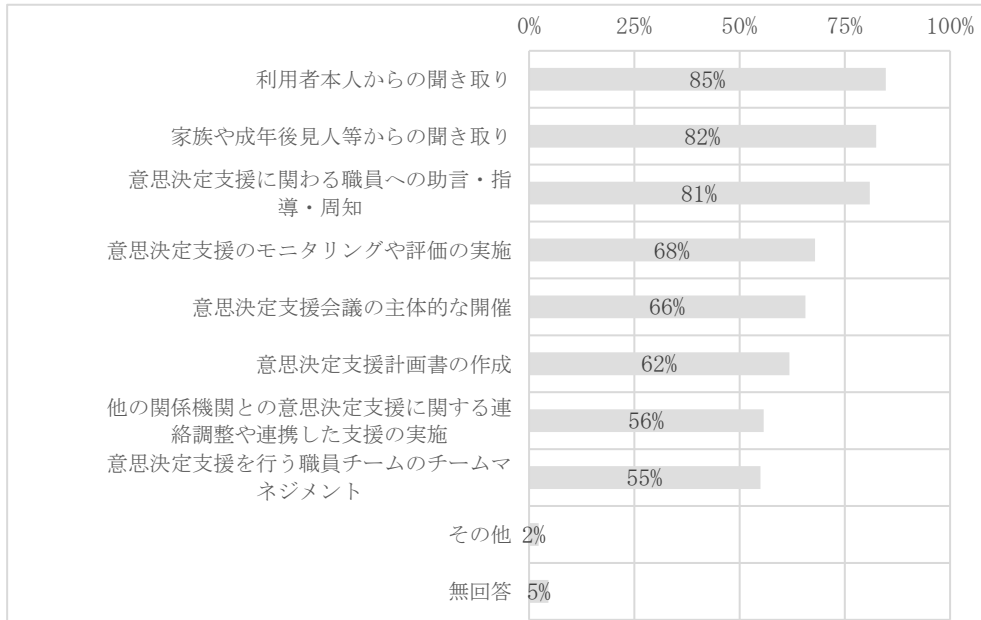
グラフ 91 意思決定支援責任者の都道府県相談支援従事者研修の専門コース別研修（意思決定支援）の受講有無 (n=131)



II-4 意思決定支援責任者の役割

意思決定支援責任者の役割は「利用者本人からの聞き取り」が最多の約85%で、次いで「家族や成年後見人等からの聞き取り」の約82%であった。

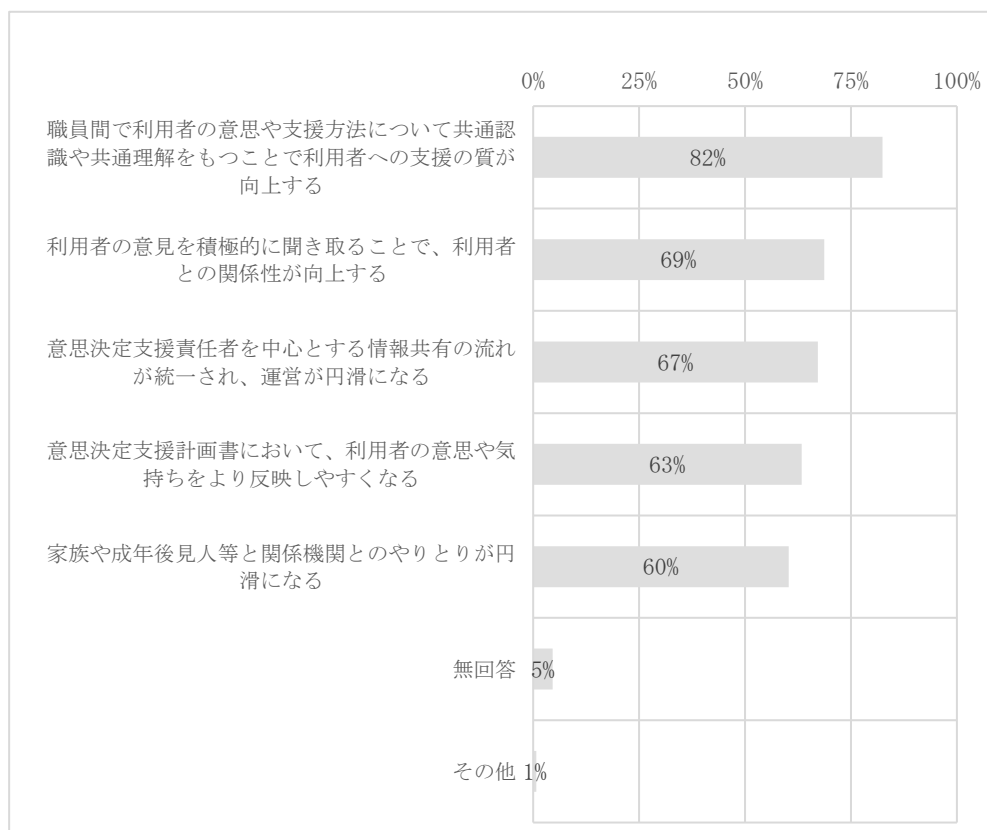
グラフ 92 意思決定支援責任者の役割 (n=131、複数選択)



II-5 意思決定支援責任者の選任による利点や効果

意思決定支援責任者の選任による利点や効果は「職員間で利用者の意思や支援方法について共通認識や共通理解をもつことで利用者への支援の質が向上する」が最多の約82%で、次いで、「利用者の意見を積極的に聞き取ることで、利用者との関係性が向上する」の約69%であった。

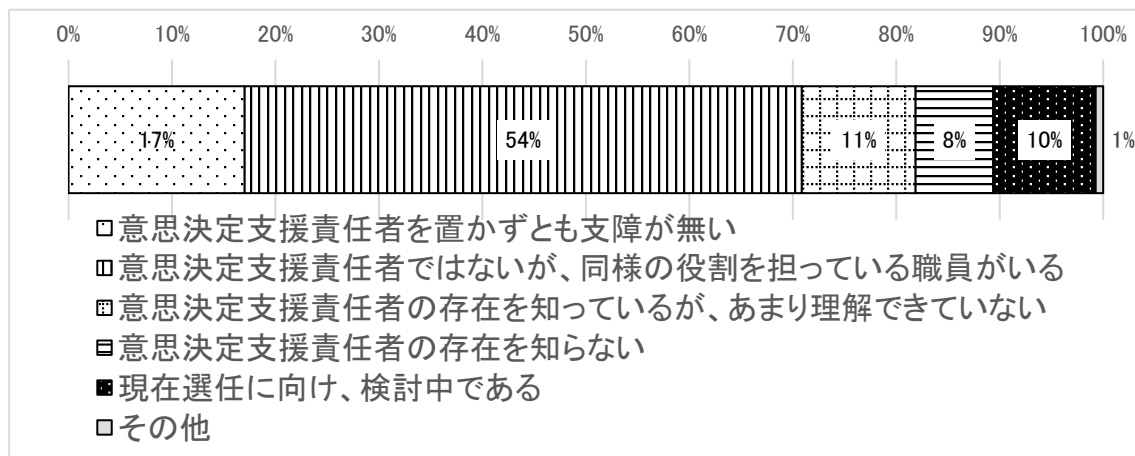
グラフ 93 意思決定支援責任者の選任による利点や効果 (n=131、複数選択)



II-6 意思決定支援責任者を選任していない理由

意思決定支援責任者を選任していない理由は「意思決定支援責任者ではないが、同様の役割を担っている職員がいる」が最多の約54%で、次いで「意思決定支援責任者を置かずとも支障が無い」の約17%であった。

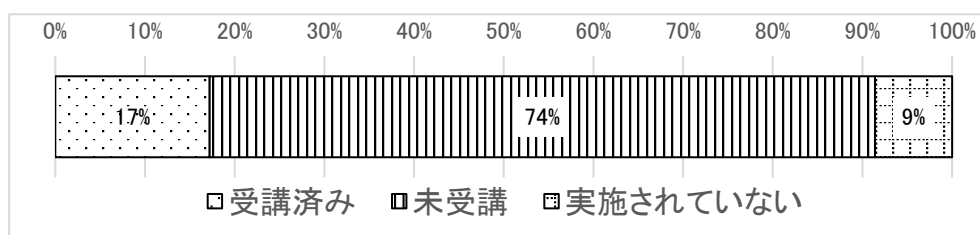
グラフ 94 意思決定支援責任者を選任していない理由 (n=546)



II-7 都道府県相談支援従事者研修の専門コース別研修（意思決定支援）の受講者の在籍状況

意思決定支援責任者を選任していない事業所における都道府県相談支援従事者研修の専門コース別研修の受講者が在籍しているのが約17%で、在籍していないのが約74%であった。

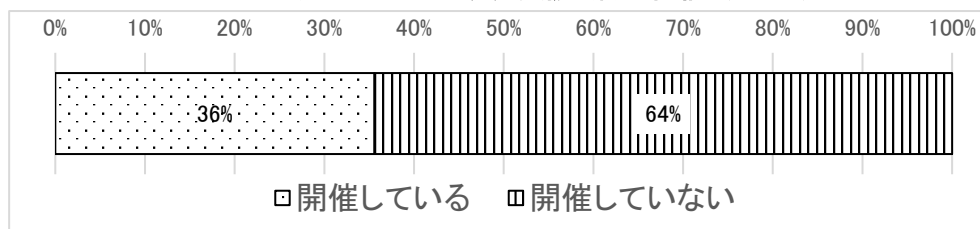
グラフ 95 都道府県相談支援従事者研修の専門コース別研修（意思決定支援）の受講者の在籍状況 (n=546)



II-8 意思決定支援会議の開催

意思決定支援会議を開催しているのが約36%で、開催していないのが約64%であった。

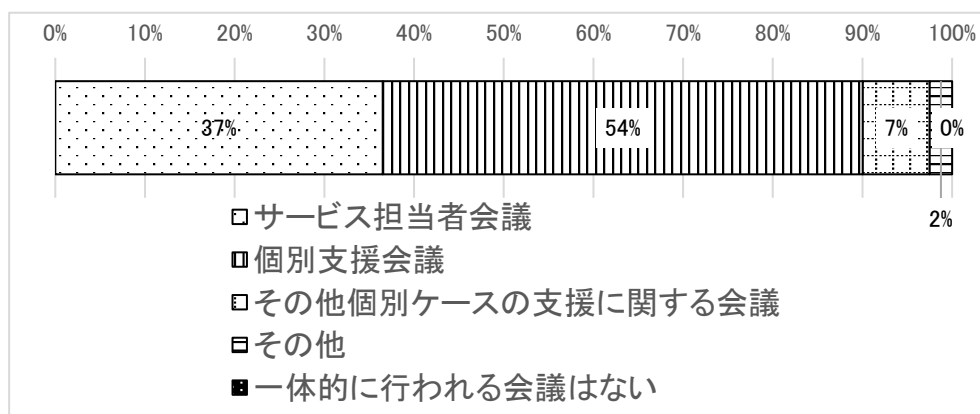
グラフ 96 意思決定支援会議の開催 (n=677)



II-9 意思決定支援会議と一体的に実施している会議

意思決定支援会議と一体的に実施している会議は「個別支援会議」が最多の約54%で、次いで「サービス担当者会議」の約37%であった。

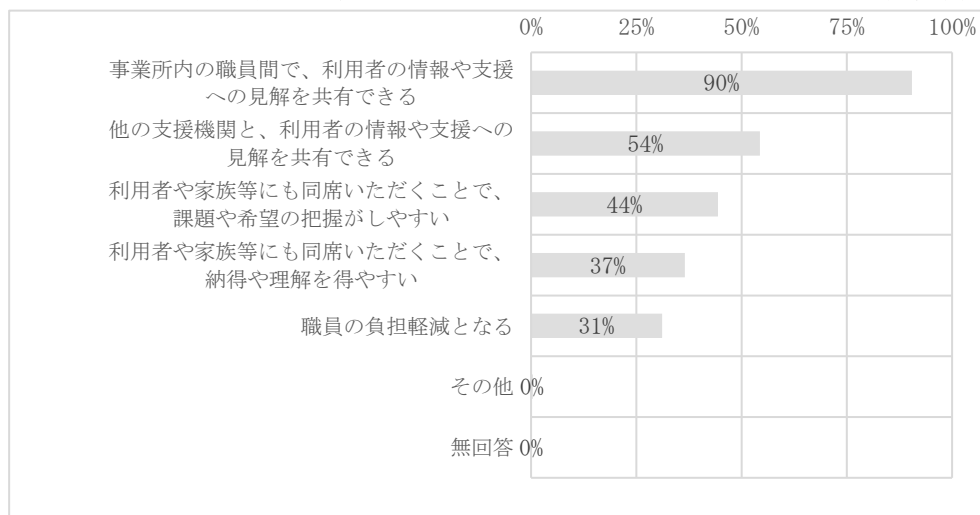
グラフ 97 意思決定支援会議と一体的に実施している会議 (n=241)



II-10 意思決定支援会議と一体的に開催する利点や効果

意思決定支援会議と一体的に開催する利点や効果は、「事業所内の職員間で、利用者の情報や支援への見解を共有できる」が最多の約90%で、次いで「他の支援機関と、利用者の情報や支援への見解を共有できる」の約54%であった。

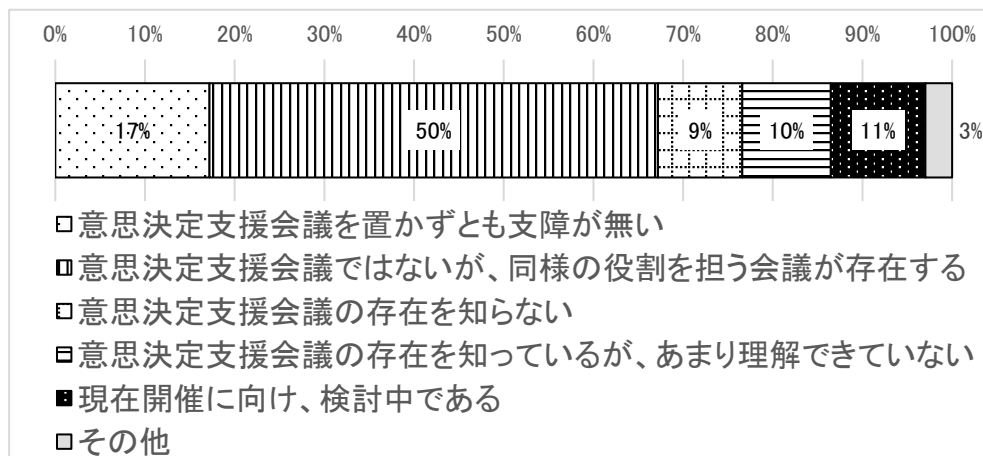
グラフ 98 意思決定支援会議と一体的に開催する利点や効果 (n=241、複数選択)



II-11 意思決定支援会議を開催していない理由

意思決定支援会議を開催していない理由は、「意思決定支援会議ではないが、同様の役割を担う会議が存在する」が最多の約 50%で、次いで「意思決定支援会議を置かずとも支障が無い」の約 17%であった。

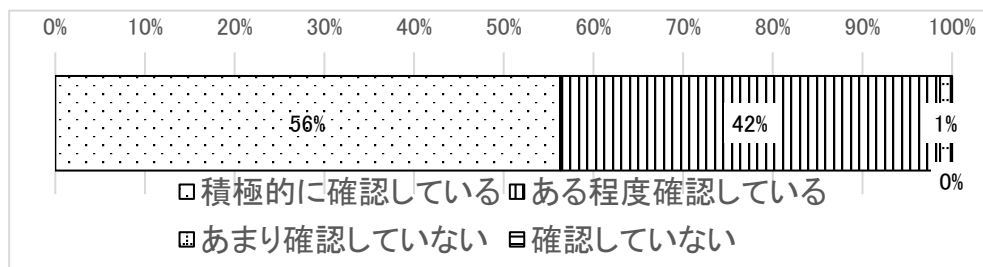
グラフ 99 意思決定支援会議を開催していない理由 (n=436)



II-12 日常生活や活動等の場面における、利用者の意思の確認状況

日常生活や活動等の場面における、利用者の意思の確認状況について「積極的に確認している」が最多の約 56%で、次いで「ある程度確認している」の約 42%であった。

グラフ 100 日常生活や活動等の場面における、利用者の意思の確認状況 (n=677)

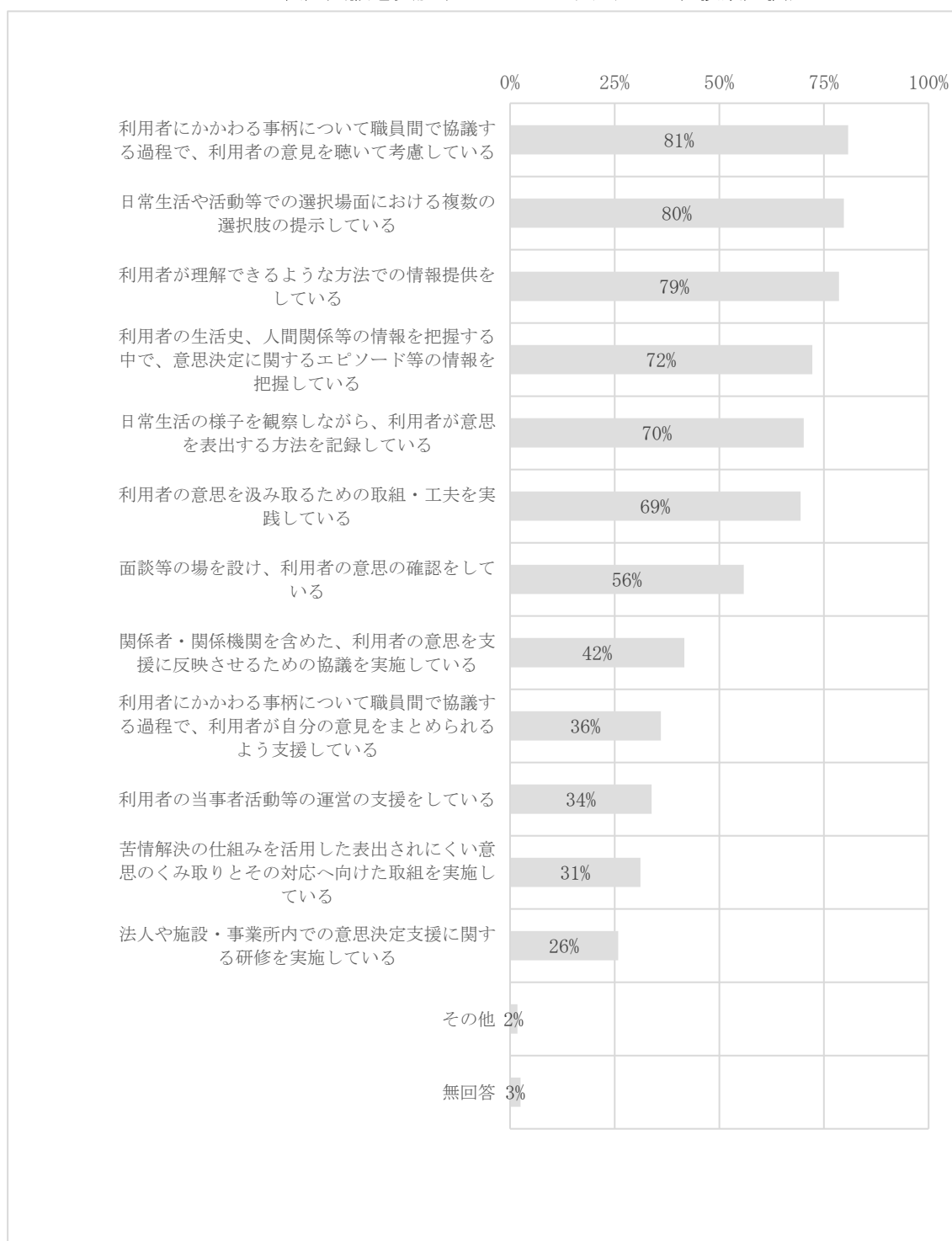


II-13 自ら意思を決定することに困難を抱える利用者への

意思決定支援を実施する上での工夫

意思決定支援を実施する上での工夫は「利用者にかかわる事柄について職員間で協議する過程で、利用者の意見を聴いて考慮している」が最多の約81%で、次いで「日常生活や活動等での選択場面における複数の選択肢の提示している」の約80%であった。

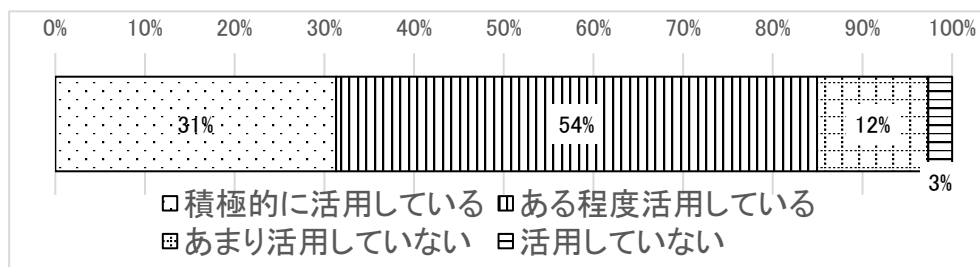
**グラフ 101 自ら意思を決定することに困難を抱える利用者への
意思決定支援を実施する上での工夫 (n=677、複数選択)**



II-14 日常生活における記録・蓄積の、社会生活場面における意思決定支援での活用

日常生活における記録・蓄積の、社会生活場面における意思決定支援での活用については「ある程度活用している」が最多の約54%で、次いで「積極的に活用している」の約31%であった。

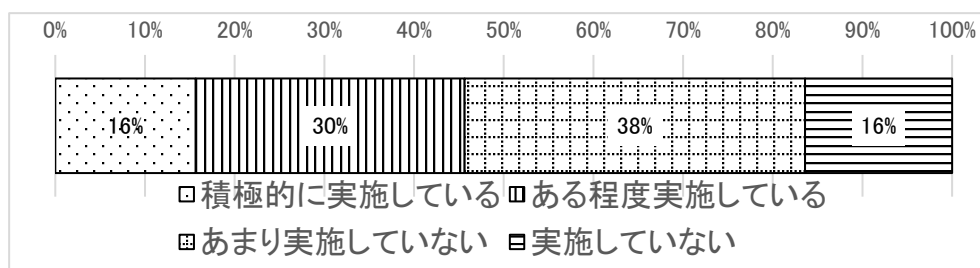
グラフ 102 日常生活における記録・蓄積の、社会生活場面における意思決定支援での活用 (n=677)



II-15 社会生活の場面における新たな体験の機会の提供

社会生活の場面における新たな体験の機会の提供について「あまり実施していない」が最多の約38%で、次いで「ある程度実施している」の約30%であった。

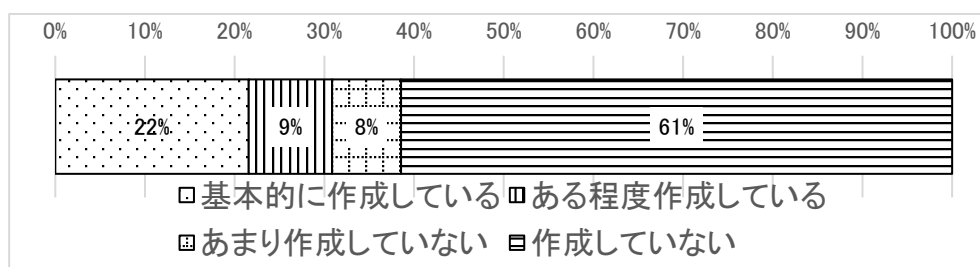
グラフ 103 社会生活の場面における新たな体験の機会の提供 (n=677)



II-16 意思決定支援計画の作成

意思決定支援の計画は「作成していない」が最多の約61%で、次いで「基本的に作成している」の約22%であった。

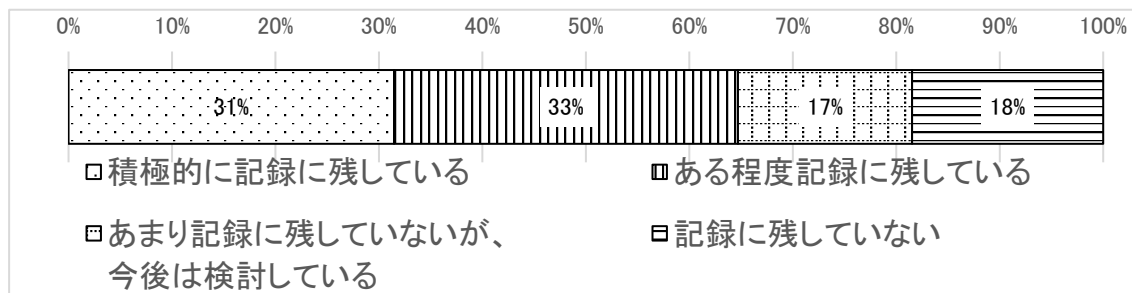
グラフ 104 意思決定支援計画の作成 (n=677)



II-17 意思決定支援のモニタリング、評価、記録

意思決定支援のモニタリング、評価の内容の記録は「ある程度記録に残している」が最多の約33%で、次いで「積極的に記録に残している」の約31%であった。

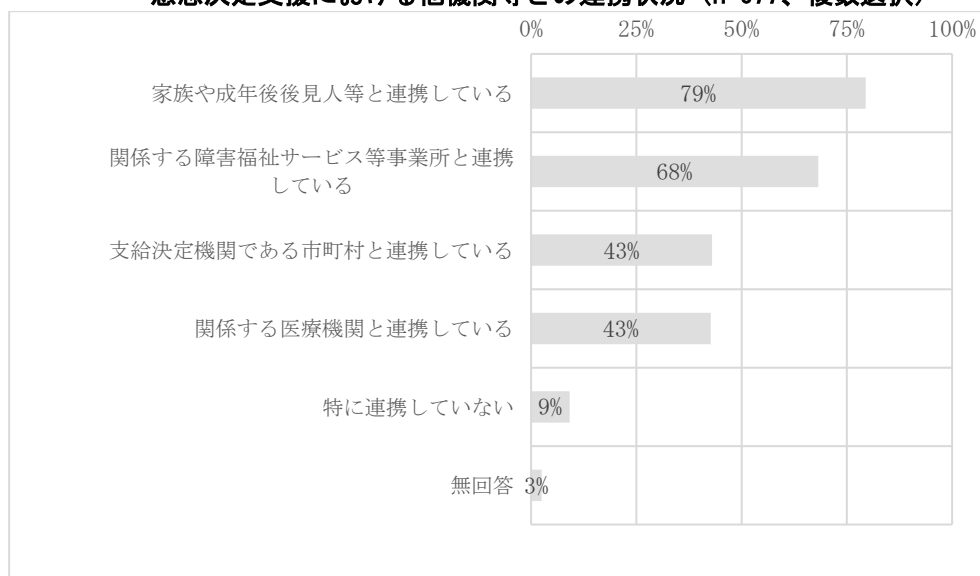
グラフ 105 意思決定支援のモニタリング、評価、記録 (n=677)



II-18 将来の暮らしの希望等の実現に向けた意思決定支援における他機関等との連携状況

意思決定支援における他機関等との連携は、「家族や成年後見人等と連携している」が最多の約79%で、次いで「関係する障害福祉サービス等事業所と連携している」の約68%であった。

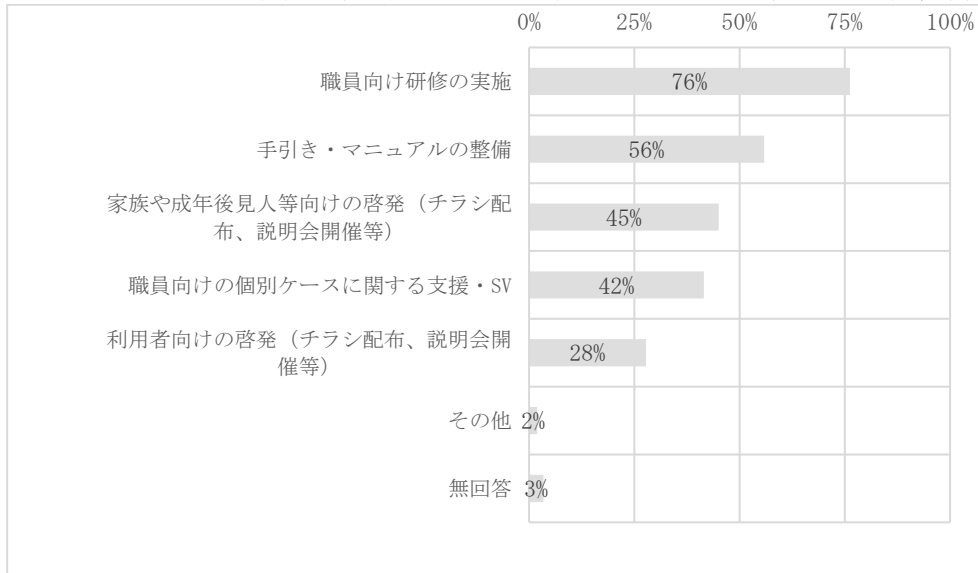
グラフ 106 将来の暮らしの希望等の実現に向けた意思決定支援における他機関等との連携状況 (n=677、複数選択)



II-19 意思決定支援の実施において、行政等に望む支援

意思決定支援の実施において行政等に望む支援について、「職員向け研修の実施」が最多の約76%で、次いで「手引き・マニュアルの整備」の約56%であった。

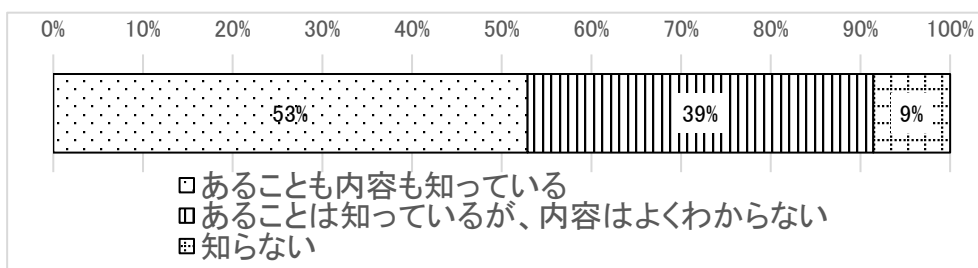
グラフ 107 意思決定支援の実施において、行政等に望む支援 (n=677、複数選択)



II-20 意思決定支援ガイドラインを知っているか

意思決定支援ガイドラインを知っているかについて、「あることも内容も知っている」が最多の約53%で、次いで「あることは知っているが、内容はよくわからない」の約39%であった。

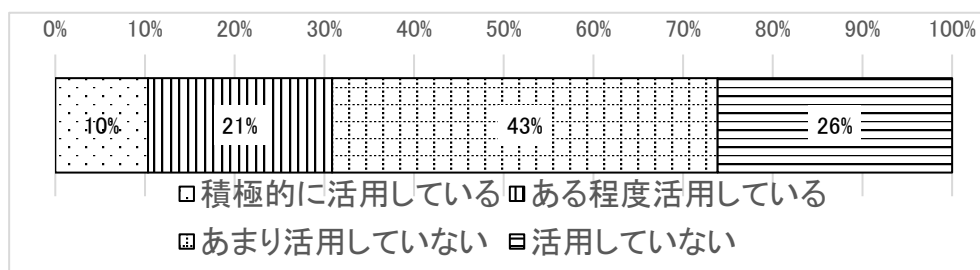
グラフ 108 意思決定支援ガイドラインを知っているか (n=677)



II-21 意思決定支援ガイドラインを活用しているか

意思決定支援ガイドラインを活用しているかについて、「あまり活用していない」が最多の約43%で、次いで「活用していない」の約26%であった。

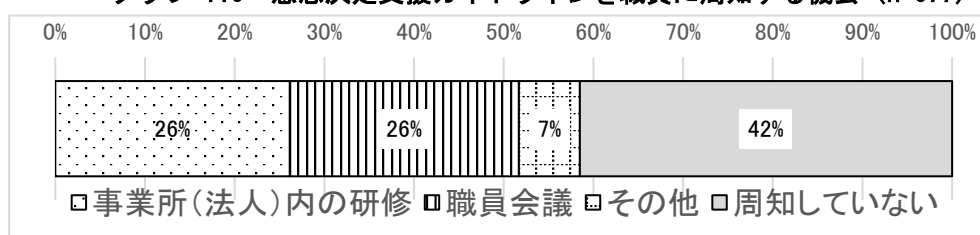
グラフ 109 意思決定支援ガイドラインを活用しているか (n=677)



II-22 意思決定支援ガイドラインを職員に周知する機会

意思決定支援ガイドラインを職員に周知する機会について、「周知していない」が最多の約42%で、次いで「事業所（法人）内の研修」及び「職員会議」の約26%であった。

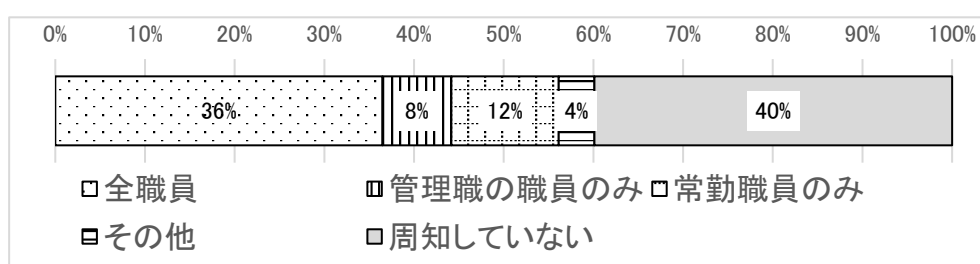
グラフ 110 意思決定支援ガイドラインを職員に周知する機会 (n=677)



II-23 意思決定支援ガイドラインを周知する職員

意思決定支援ガイドラインを周知する職員について、「周知していない」が最多の約40%で、次いで「全職員」の約36%であった。

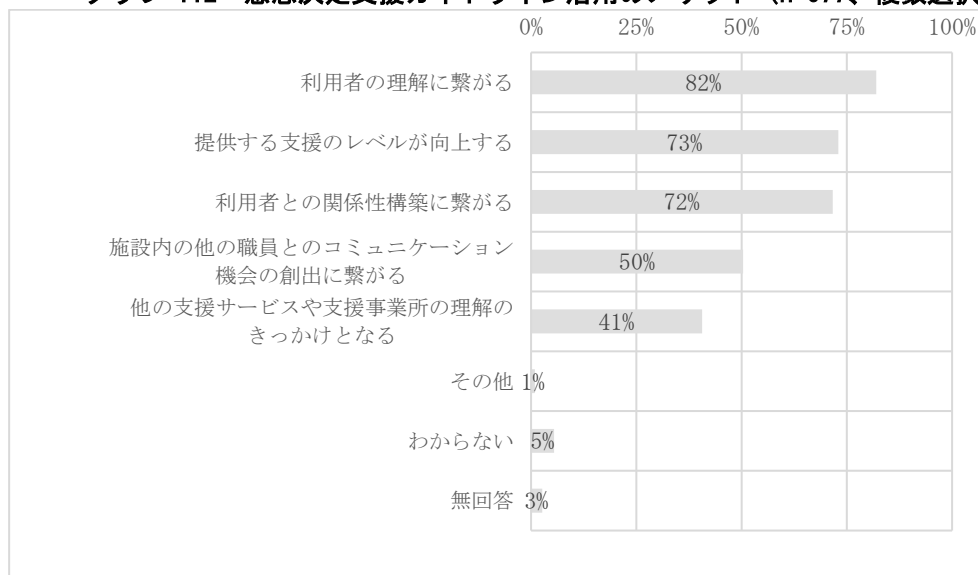
グラフ 111 意思決定支援ガイドラインを周知する職員 (n=677)



II-24 意思決定支援ガイドライン活用のメリット

意思決定支援ガイドライン活用のメリットについて、「利用者の理解に繋がる」が最多の約82%で、次いで「提供する支援のレベルが向上する」の約73%であった。

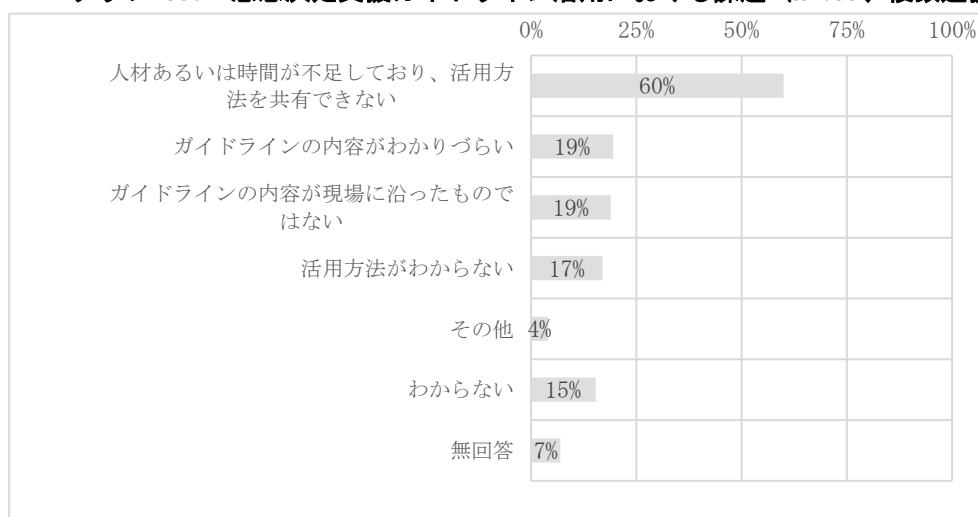
グラフ 112 意思決定支援ガイドライン活用のメリット (n=677、複数選択)



II-25 意思決定支援ガイドライン活用における課題

意思決定支援ガイドライン活用における課題について、「人材あるいは時間が不足しており、活用方法を共有できない」が最多の約60%であった。

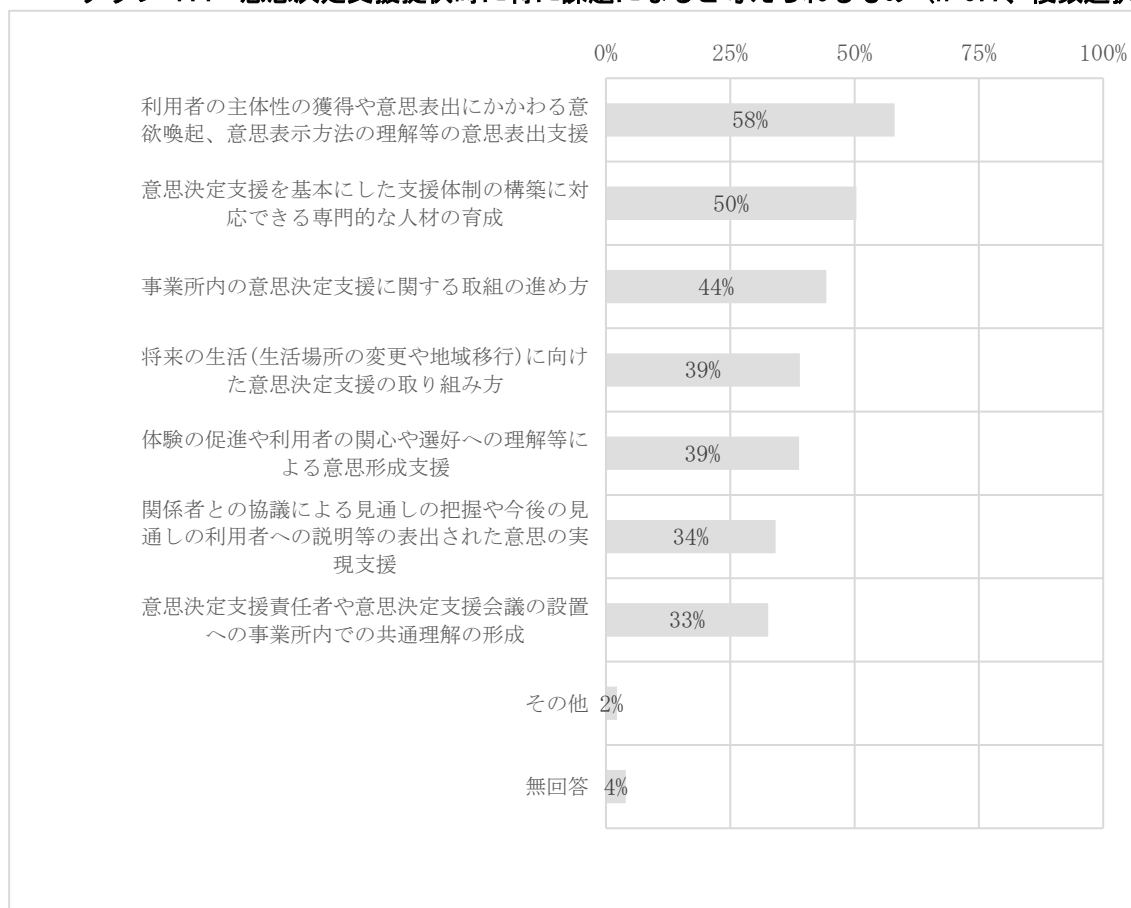
グラフ 113 意思決定支援ガイドライン活用における課題 (n=677、複数選択)



II-26 意思決定支援提供時に特に課題になると考えられるもの

意思決定支援提供時に特に課題になると考えられるものについて、「利用者の主体性の獲得や意思表示にかかわる意欲喚起、意思表示方法の理解等の意思表示支援」が最多の約58%で、次いで、「意思決定支援を基本にした支援体制の構築に対応できる専門的な人材の育成」の約50%であった。

グラフ 114 意思決定支援提供時に特に課題になると考えられるもの (n=677、複数選択)

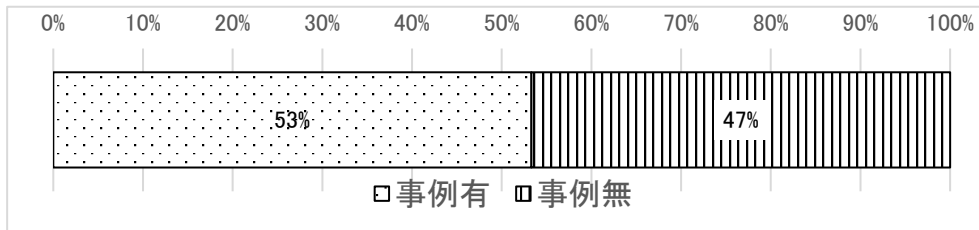


Ⅲ. 意思決定支援の事例について

Ⅲ-1 意思決定支援の提供によって特に効果があったと考えられる事例

意思決定支援の提供によって特に効果があったと考えられる事例について、「ある」が最多の約 53%であった。

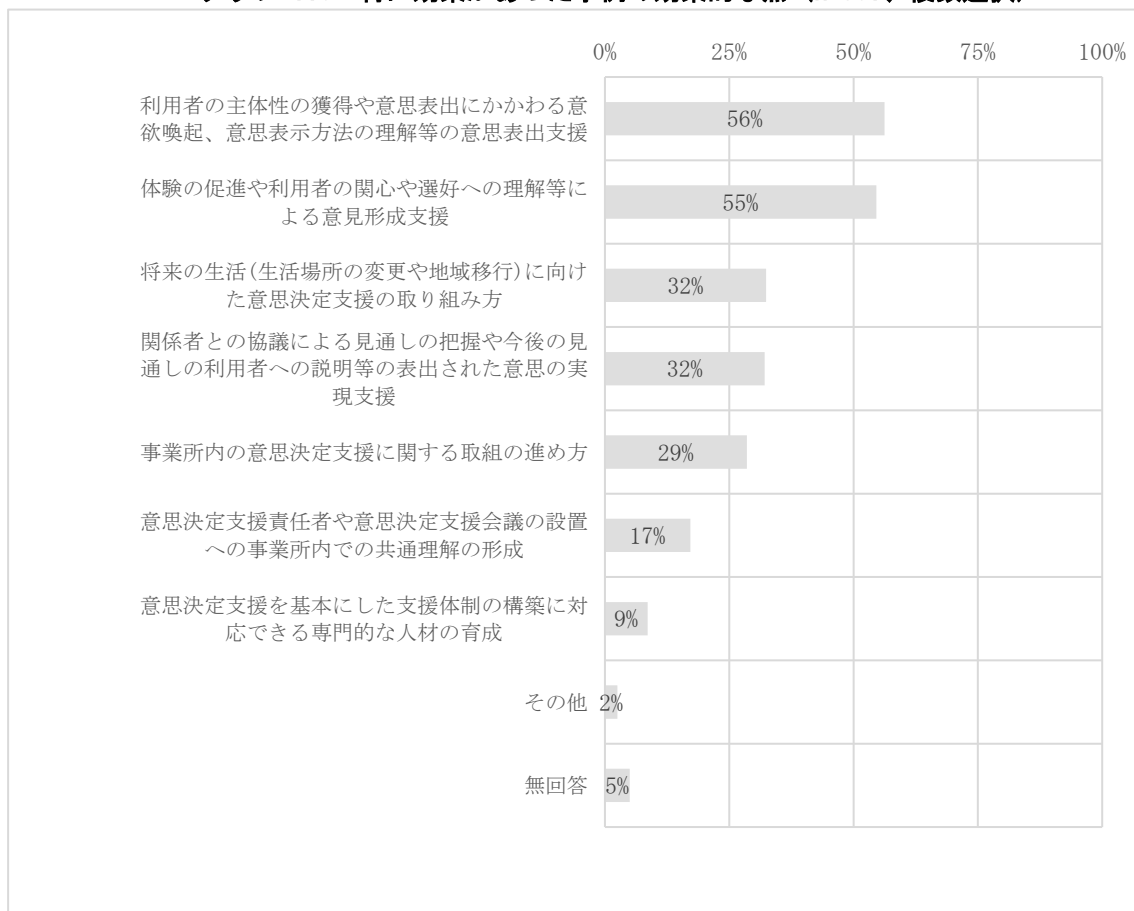
グラフ 115 意思決定支援の提供によって特に効果があったと考えられる事例 (n=677)



Ⅲ-2 特に効果があった事例の効果的な点

特に効果があった事例の効果的な点について、「利用者の主体性の獲得や意思表示にかかわる意欲喚起、意思表示方法の理解等の意思表示支援」が最多の約 56%で、次いで「体験の促進や利用者の関心や選好への理解等による意見形成支援」の約 55%であった。

グラフ 116 特に効果があった事例の効果的な点 (n=361、複数選択)



3. 「意思決定支援」に係るヒアリング調査結果

本章では、意思決定支援に係る実態及び事例調査の結果について記載する。

(1) 調査目的

本ヒアリング調査は、アンケート調査を踏まえて把握された意思決定支援の支援現場における実施状況の深掘と、事例調査を兼ねたものである。事例調査については、意思決定支援の効果があつたと考えられる事例を収集し、支援現場において実践されている工夫や、抱えている課題を把握することを目的とする。

(2) 調査項目・調査対象

① 調査項目

調査目的を踏まえ、本調査では以下の調査項目を設定し、障害福祉サービス等事業所に対する調査を実施した。

図表 12 調査項目

大項目	主な設問項目
事業所の概要	1) 事業所の概要 <ul style="list-style-type: none"> 事業所名及び運営法人名 運営法人の種別 提供する障害福祉サービス等 上記サービス間の連携方法
	2) 事業所の運営体制 <ul style="list-style-type: none"> 職員数及び職員の配置状況
	3) 事業所の利用者の概要 <ul style="list-style-type: none"> 定員数、契約数 主たる障害種別、障害支援区分 主な意思・判断能力の状況
意思決定支援ガイドラインに沿った支援状況の概要	1) 意思決定支援の目的及び意義 <ul style="list-style-type: none"> 意思決定支援の目的及び意義
	2) 意思決定支援責任者 <ul style="list-style-type: none"> 選任状況、兼務状況 役割、業務内容
	3) 意思決定支援会議 <ul style="list-style-type: none"> 開催状況（対象者、時間、頻度） 一体的に開催する会議
	4) 意思決定支援計画 <ul style="list-style-type: none"> 作成状況（対象者、頻度） 一体的に作成する計画 主な作成者、作成方法 作成時の意思決定支援の具体的な方法
	5) 意思決定支援のモニタリング、評価、記録 <ul style="list-style-type: none"> モニタリング、評価、記録の実施状況（対象者、具体的な方法、頻度） 評価にあたっての基準

大項目	主な設問項目
	<p>6) 意思決定支援ガイドラインの活用状況、周知状況</p> <ul style="list-style-type: none"> • 具体的な活用方法、周知方法 • 研修の実施状況 • 「時間と人材の不足」に係る工夫 <p>7) 都道府県相談支援従事者研修の専門コース別研修（意思決定支援）への要望</p> <ul style="list-style-type: none"> • 都道府県相談支援従事者研修の専門コース別研修（意思決定支援）への要望
個別の事例	<p>1) 利用者の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> • 障害の種別、障害支援区分 • 性別、年代 • 主な収入源、生活状況 • 支援に至った経緯 <p>2) 事例の詳細</p> <ul style="list-style-type: none"> • 事例の場面 • 意思のくみ取り方 • 意思決定支援の具体的な方法 • 支援内容決定までの経緯 <p>3) 内部・外部機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> • 連携した関係機関 • 連携方法、頻度 • 連携した理由 <p>4) 意思決定支援ガイドラインの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> • 事例における意思決定支援ガイドラインの活用方法 • 意思決定支援ガイドライン活用によるメリット • 意思決定支援ガイドライン活用による支援の質の変化 • 意思決定支援ガイドラインの課題 <p>5) 工夫のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> • その他事例における工夫点 <p>6) 意思決定支援に対する利用者の満足度</p> <ul style="list-style-type: none"> • 職員等からみた利用者の変化や読み取れる満足度 • 満足度（本人への調査）

② 調査対象

障害福祉サービス等事業所における意思決定支援に積極的に取り組んでいる事業所を中心に8事業所選定し、調査を実施した。収集できた事例は8事例である。選定にあたっては、提供する障害福祉サービス、主な対象とする障害種別、地域等のバランスを考慮している。

なお、本調査は事例対象者（以下「利用者」という。）ご本人もしくはご家族から同意を得られたものについて実施した。利用者の同席が可能だと事業所が判断する場合には、利用者ヒアリング調査に同席いただき、意思決定支援に係る満足度について調査した。

図表 13 調査対象

法人名	事例の詳細						
	障害福祉サービス	障害種別	障害支援区分	性別	年代	事例の概要	事例集ページ
社会福祉法人 A	計画相談支援	精神	2	女性	20代	グループホームから単身入居への住まいの場の移行	5-6
社会福祉法人 B	計画相談支援	—	—	—	—	—	7
社会福祉法人 C	医療型障害児入所施設	知的身体	5	男性	10代	新たな入所施設への住まいの場の移行	9-10
社会福祉法人 D	施設入所支援	知的	5	男性	20代	グループホームへの住まいの場の移行	11-12
社会福祉法人 E	共同生活援助	知的	6	男性	50代	日中活動の調整等	13-14
社会福祉法人 F	施設入所支援	知的	6	男性	50代	グループホームへの住まいの場の移行	15-16
社会福祉法人 G	施設入所支援	知的身体	6	男性	30代	グループホームへの住まいの場の移行	17-18
社会福祉法人 H	生活介護	重度心身	6	男性 女性	30代 20代	グループホームへの住まいの場の移行 生活の充実	19-21

※社会福祉法人 B の事例においては、ご本人の同意が得られなかった

(3) 調査結果

本調査の結果を以下に記載する。

① 社会福祉法人 A

1. 事業所の概要

図表 14 調査対象

法人格	主な障害福祉サービス等	対象とする主たる障害種別	契約数	利用者の意思・判断能力の状況
社会福祉法人	計画相談支援 自立生活援助	特に定めない	約 230	• 様々な状況の利用者がいる

2. 意思決定支援ガイドラインに沿った支援状況の概要

① 意思決定支援の目的及び意義

- 利用者の自己実現への支援の一環として位置づけている。

② 意思決定支援責任者

- 明示的に選任はしていないものの、管理者が当該責任者の役割を担う。
- 経験豊富な職員と新人職員をつなぐ役割を担い、日常的に個別に新人職員に意思決定支援の具体的なプロセスについて共有している。

③ 意思決定支援会議

- 新人職員に対する週 1 度開催の個別面談及び月 1 度開催の自立生活援助原案会議と一体的に開催している。
- 新人職員については OJT 期間として 1 年を設定し、前半の半年間は週 1 の個別面談指導の機会を設け、当該面談において利用者に対する個別の意思決定支援についての情報共有を受け、管理者が助言をしている。後半の半年間は新人職員が自ら考え行動することを促進するため、当該会議を実施せず、適宜管理者が様子を確認している。
- 経験豊富な職員と管理者との情報共有においては、会議等は設定せず、適宜管理者から声をかけ、情報共有を実施している。

④ 意思決定支援計画

- サービス等利用計画及び個別支援計画と一体的に作成している。
- 当該計画作成時には、必ず利用者と面談を行い、利用者の状況や意思を確認しつつ、利用者と職員と一緒に作成している。

⑤ 意思決定支援のモニタリング、評価、記録

- 少なくとも 3 か月に 1 度計画相談支援のモニタリング機会となるように市町村に働きかけている。
- 面談時には、堅苦しい空気をつくらず、利用者との気軽なコミュニケーションの中で、意識的に意思確認を行い、その内容を記録している。
- 利用者の状況を踏まえ、面談開催頻度を高めることもある。

⑥ 意思決定支援ガイドラインの活用状況、周知状況

- 計画相談支援という訪問形態の支援を提供しているため、職員は外出することが多く、一堂に会す時間がなかなか作れないことが課題であった。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行が転機となり、外出を控えている期間に却ってまとまった時間が得られ、業務点検をすることができた。
- 課題解決のため、サービス等利用計画及び個別支援計画を管理・作成するソフトを変更し、スケジュール管理や効率的な記録の打ち込み等の業務改善を実施。その他、外出時も効率的に巡回できるよう意識することで、毎週土曜日午前中は、各職員が事業所にいられる時間として設定することができるようになった。
- 当該時間を活用し、月に1度、事業所内研修を実施し始めたところである。意思決定支援に係る研修は法人全体で実施したり、自立支援協議会で企画した研修に参加したり等しているが、事業所単体で実施できていなかったため、令和6年度中の実施を計画している。

⑦ 都道府県相談支援従事者研修の専門コース別研修（意思決定支援）への要望

- 研修会場に移動する時間が省けるのでリモートアプリを使用した研修であれば参加しやすい。
- また、動画によるオンデマンド研修であれば、緊急時の欠席にも対応が可能であり、事業所内でも動画を共有することができると思う。

3. 個別事例

① 利用者の概要

図表 15 利用者の概要

年代	性別	障害種別	障害支援区分	コミュニケーション方法	事例概要
20代	女性	精神	2	言語的コミュニケーションを実施	<ul style="list-style-type: none"> • グループホームから賃貸住宅への一人暮らしの住まいの場の移行 • 一般企業の退職支援

- 同法人内のグループホームにて暮らしていたが、意思決定支援を受け賃貸住宅での一人暮らしを開始。また、一般企業に雇用された後、意思決定支援を受け退職。
- グループホームに入居することをきっかけとし、同法人の計画相談支援の利用も開始。3年ほど前に計画相談支援の担当者が現任となった。

② 事例の詳細

- 担当者と利用者は、少なくとも月に2度は面談をし、その他メールや電話等でコミュニケーションを取っている。

- 担当者は、信頼関係の構築を意識し、当初は利用者ができることに目を向けるようにしていた。次第に利用者との関係性が築かれ、本音を聞くことができるようになっていった。
- 利用者は数年ほど前からグループホームの職員に一人暮らしの希望を伝えていたものの、グループホームでは希望の実現に向けた取組が為されてこなかった。計画相談支援の担当者は前任者から、利用者に一人暮らしの希望があることを聞いていたが、実際に利用者からの意思が確認できたことを踏まえ、実現に向けた支援を開始した。
- 具体的には、一人暮らしをすることの難しさも整理して伝え、活用可能なサービスや具体的な生活方法について想像ができるよう会話した。利用者は担当者との話を踏まえ、改めて覚悟を決めて一人暮らしをすることを決断した。
- 一人暮らしの実現に向け、利用者が苦手とする金銭管理、片付けの方法、不動産との調整、引っ越しの手続き等についても担当者が支援。
- また、グループホームに入居後、一般企業に勤めていたが、障害特性への配慮について企業とのミスマッチが生じたり、人間関係にも難しさを覚えたりする等の理由によって、退職を希望するようになった。その際にも、担当者に相談し、一人暮らしの実現後、退職することになった。

③ 内部・外部機関との連携

- グループホームの職員は当初、一人暮らしの実現に不安を感じていたようだが、計画相談支援の担当者が介入することにより、次第に一人暮らしの実現に向けた話が進むようになっていった。
- グループホームのサービス管理責任者や世話人、計画相談支援の担当者が適宜一人暮らしの実現に向けた課題の整理や解決方法について検討し、支援を提供した。
- 退職時には、企業及び就労支援センターと、計画相談支援の担当者が退職に係る調整を実施した。
- いずれの関係機関との調整においても、調整をしてほしいのかを利用者に適宜確認したうえで実施していた。

④ 意思決定支援ガイドラインの活用

- 意思決定支援ガイドラインのフローに必ずしも沿った対応をしているわけではないものの、当該ガイドラインの理念に基づき、利用者主体の支援を常に意識して支援を実施している。

⑤ 工夫のポイント

- 利用者にとって、一人暮らしをする中で困ることがあっても、それも経験の一つと担当者は捉え、担当者の自己判断で先回りして支援を実施することはない。利用者が困った際に相談してくれるような関係性をまずは構築することが重要と考えている。相

談してくれた際には、その解決方法について利用者とともに検討し、必要なことについてのみ支援するように心がけている。

⑥ 意思決定支援に対する利用者の満足度

- 現在も一人暮らしを続けており、担当者との信頼関係には非常に満足しており、今の生活があるのは担当職員のおかげだと考えている。今後も一人暮らしを継続し、好きな人と結婚などができればいいと考えている。その際にも引き続き担当者にしていただきたい。
- 利用者は担当者にメールや電話を遠慮なくしており、つながると安心している。

② 社会福祉法人 B

1. 事業所の概要

図表 16 調査対象

法人格	主な障害福祉サービス等	対象とする主たる障害種別	契約数	利用者の意思・判断能力の状況
社会福祉法人	計画相談支援 一般相談支援	精神	約 70	重度精神障害者が利用者に多く、意思や判断能力に困難がみられる場合が多い

2. 意思決定支援ガイドラインに沿った支援状況の概要

① 意思決定支援の目的及び意義

- 利用者にとって必要な支援については、支援者が考えるものと、利用者本人の意思や希望が異なる場合があることを注意し、利用者の意思を尊重するために、意思決定支援に取り組んでいる。

② 意思決定支援責任者

- 事業所として携わる事例において、担当の相談支援専門員を適宜組織として選任。
- 毎朝の情報共有を行う会議、月に1度の相談支援に係る会議等の場面で、管理者が職員のスーパービジョンを担う。
- 課題が全面に出ていない利用者についても、課題を抱えていないか定期的に確認する役割を担う。

③ 意思決定支援会議

- 毎朝の情報共有を行う会議、月に1度の相談支援に係る会議と一体的に開催。
- 各職員が課題を抱えていると考える利用者の事例の意思や状況等について当該会議で共有し、スーパービジョンを受ける機会としている。

④ 意思決定支援計画

- サービス等利用計画と一体的に作成している。
- アセスメントシートである基本情報シートの中に「本人の思い」「家族の思い」等を記載する欄を設け、当該シートを基にサービス等利用計画を作成している。「本人の思い」の欄では、「病院は嫌だ」等利用者が発した表現をそのまま掲載するようにし、後日振り返りをする際に客観的に当時の状況を判断できるようにしている。

⑤ 意思決定支援のモニタリング、評価、記録

- 利用者に関わる職員やピアサポーターが日常生活についても面談記録に記載している。
- アセスメントシートと面談記録は、利用者のライフステージが変わる際や、調子の変化があるとき、定期的な会議等の機会に振り返りを行い、利用者の様子の変化とその

背景にある要因を分析している。一連の取組において、利用者がどうしたいのか、を尊重しつつ、活用するサービスのマネジメントを実施することを意識している。

- 年に1度の障害福祉サービス等の利用更新時に必ずサービスの満足度や利用ニーズについて、利用者を確認し、振り返りを実施している。

⑥ 意思決定支援ガイドラインの活用状況、周知状況

- 以前は施設長等が研修テーマを作成していたが、職員による研修への主体的な参加を目指すため、職員がチームを形成し、各チームが順番に研修の企画開催を担当する方法を採用した。その際には意思決定支援の内容を盛り込むことや外部講師に依頼することもある。
- 現在も各職員が自主的に業務時間を調整し、研修テーマの検討および準備を実施している。当該取組により、支援現場に即した研修内容を開催できるようになったことや、職員の研修への意識が向上したこと等様々な利点が考えられる。
- 計画相談支援のピアサポート体制加算の要件として年1回以上の「障害者に対する配慮等に関する研修」が設定されていることを踏まえ、その要件を満たす研修として意思決定支援ガイドラインを取り扱ったこともある。

⑦ その他（ピアサポーターによる積極的な支援）

- ピアサポーターが、利用者と積極的に経験談を踏まえた会話を行うことで、信頼関係の構築に貢献している。
- 精神障害者が多い事業所であり、ピアサポーターは特にリカバリーを意識して支援。利用者の特徴や体調に合わせ、手紙や電話で体調を気遣ったり、希望を確認したり、重要な決定事項等の連絡を行ったりしている。その他、買い物や外食、新たな暮らしの場を検討する際のグループホーム見学等にも同行し、ピアサポーターとしての経験を踏まえた観点で利用者を支援している。

③ 社会福祉法人 C

1. 事業所の概要

図表 17 調査対象

法人格	主たる障害福祉サービス等	対象とする主たる障害種別	契約数	利用者の意思・判断能力の状況
社会福祉法人	療養介護 医療型障害児 入所	身体、知的	約 100	・ 利用者は主に重度心身障害者であり、意思や判断能力に困難がみられる

※契約数は、療養介護と医療型障害児入所を合わせた数字

2. 意思決定支援ガイドラインに沿った支援状況の概要

① 意思決定支援の目的及び意義

- 医療的ケアを必要とする重度の身体障害及び知的障害等をもつ利用者を受け入れており、障害児及び障害者ともに対応していることが事業所の特徴である。重度心身障害者が利用者対象であることから、日常的に利用者の反応や様子を伺いながら施設内活動に生かす等は自然と実施をしている。
- 児童相談所からの措置で当医療型障害児入所施設に入所をしていた、本事例の利用者が成人になるにあたり、より利用者にとって適した住まいの場があるのではないかと考えるようになり、意思決定支援ガイドラインに沿った支援を意識的に実施することになった。

② 意思決定支援責任者

- 市町村の自立支援協議会が開催する意思決定支援に係る研修を職員が受講し、意思決定支援責任者の重要性を認識。児童発達支援管理責任者が意思決定支援責任者に組織として選任された。
- 本事例の利用者との月に1度の面談を行い、利用者の希望を聞き取る主担当としての役割を担った。
- 本事例以外における当該責任者の選任は、今後状況に合わせ判断することを考えている。

③ 意思決定支援会議

- 本事例に関わらず、月に1度、全利用者を対象とした会議を開催し、当該会議を基にした個別支援計画作成時に、会議を年2回開催。日常的な様子の共有及び利用者の反応等を確認したうえで計画を作成している。

④ 意思決定支援計画

- 本事例に関わらず、個別支援計画と一体的に作成している。

- 個別支援計画を作成する際には、利用者が参加する施設内活動を、利用者の反応や様子を踏まえて検討する。
- 施設内活動では、各グループやフロア、個人で行う活動を指し、具体的にはビーズを使った創作活動、トランポリン等の身体を動かす活動、スヌーズレン等のリラクゼーション活動等を実施している。各担当職員が、利用者と活動を行ったり、他のグループ活動に参加したりし、利用者の反応を確認したうえで個別支援計画にその後実施する活動を記載している。
- 利用者に重度心身障害者が多いことから、苦手なことを得意にするという観点よりも、利用者が楽しめる活動、好きな活動を提供するという意識している。

⑤ 意思決定支援のモニタリング、評価、記録

- モニタリング会議を月1回で開催。各職種が記入する日常的な記録や活動を踏まえた反応の様子を基に個別支援計画の見直しを実施。
- SOAP（Subject：主観的情報、Object：客観的情報、Assessment：評価、Plan：計画）の4つの項目に従って記録する医療看護の分野において使われる記録方法を活用し、利用者の経過観察を日常的に実施。当該記録は個別支援計画作成時やモニタリング時に活用され、活動をする中での様子や変化について確認がしやすくなっている。

⑥ 意思決定支援ガイドラインの活用状況、周知状況

- 特定の利用者を対象に意思決定支援ガイドラインの記載内容に沿った支援を意識的に提供したが、今後は日頃から各職員が実施する意思決定支援とは別に、住まいの場の移行等を検討する際に適宜意思決定支援責任者を選任し、ガイドラインに沿って対応することを検討している。

3. 個別事例

① 利用者の概要

図表 18 利用者の概要

年代	性別	障害種別	障害支援区分	コミュニケーション方法	事例概要
10代	男性	知的身体	5	基本的には言語的コミュニケーションを取っている	• 医療型障害児入所から障害者施設入所への住まいの場の移行

※10代半ばの時点で、言葉の理解は4歳8か月程度という診断を受けている

- 中学生の頃に親からの虐待による児童相談所からの措置で当施設に入所した。
- 中学は医療型障害児入所施設内の分校に通っていたが、高校から地域の特別支援学校に通うようになり、職員は利用者の成長を実感するようになった。成人に向け、重度障害者が多い当障害者支援施設ではなく、利用者に適した別の住まいを検討し、現在は他法人の入所施設（障害者支援施設）に移動した事例である。

② 事例の詳細

- 月1回の利用者との面談を実施した。その際には、写真等を活用しながら各希望の優先順位3位までを利用者に確認していた。3位までとした理由は、利用者に5までの数字の概念はあると判定されたためである。面談で確認した希望の優先順位は行政との会議でも共有し、優先順位をつけてもらっていたことにより、利用者本人の希望を明確に伝えることができたと考えられる。
- 入所施設への見学を複数行い、利用者が希望する施設への入所を実現した。

③ 内部・外部機関との連携

- ケース会議として、児童相談所の担当者、自治体の担当者とともに入所施設の検討にあたった。
- 障害児から障害者への制度の狭間の時期であることから、行政は動きづらかったようである。実際に検討が加速したのは利用者が高校2年生の頃の終わりごろだった。
- 特別支援学校の教員とは毎日情報共有をしており、在学中の転所手続きや、転校しないための方法などについて助言をもらっていた。

④ 意思決定支援ガイドラインの活用

- 意思決定支援ガイドラインは、意思決定支援責任者を選任し利用者の希望を聞き取るうえでは有効だった。
- 意思決定支援ガイドラインを踏まえて支援を検討したい際に、行政が会議を適切な頻度で設定してくれず、連携に難しさを感じたことがある。

⑤ 工夫のポイント

- 優先順位をつける際には、他の施設への見学や、特別支援学校での現場実習等の経験により、利用者にとって判断がしやすい材料を多く提供できていた。加えて、特別支援学校への毎日の送迎車の中で、同伴する支援員が外の景色を見ながら利用者に対し、外の施設や外食の希望、過去の利用者の経験について声かけを行っていたことで、事業所の外に意識が向き、外での生活における想像をすることができるようになっていった。
- 希望の優先順位を確認する際には、住まいの場だけでなく、日常的な希望を聞き取っていた。他の職員とも連携しながら、料理や買い物、信号を渡る等の日常的な希望について体験機会を提供し、住まいの場が変わった後も見据えて支援を提供していた。自ら希望を表現し、それが実現する体験を重ねることにより、次第に意思の表出がスムーズにできるようになっていった。

⑥ 意思決定支援に対する利用者の満足度

- 現在も引き続き自ら希望した施設に入所している。
- 引っ越し前と同じ特別支援学校にも通っており、特別支援学校の教員からは様子に変わりない旨連絡が入っている。
- 職員が利用者に会って様子を確認したところ、「今の生活が楽しくてあまりこちらのことは覚えていない」印象を受けた。

④ 社会福祉法人D

1. 事業所の概要

図表 19 調査対象

法人格	主たる障害福祉サービス等	対象とする主たる障害種別	契約数	利用者の意思・判断能力の状況
社会福祉法人	施設入所支援	知的	約 30	・ 障害支援区分 5、6 で障害者手帳 B 等級の利用者が多く、意思・判断能力には一部困難がみられる

※契約数は施設入所支援のもの

2. 意思決定支援ガイドラインに沿った支援状況の概要

① 意思決定支援の目的及び意義

- 担当者制を導入しており、意思決定支援を特別に意識して実施しているというよりも、各担当者が利用者の意思や希望を考えて支援をすることを基本と捉えている。
- 担当者制を導入することにより、利用者との 1対1 の関係性を構築する中で、本人の意思を確認する取組を推進している。利用者の中には経験がないため選択ができない方や、意思を言語化できない方が多く、1対1の信頼関係を築いたうえで、他の選択肢の提示や、新たな体験の提供により、利用者の意思の構築を行うことを心掛けている。

② 意思決定支援責任者

- 組織として管理者（女性）を当該責任者に選任しており、サービス管理責任者（男性）も当該業務をサポートしている。
- 日常的な意思決定支援は各担当者が実施し、当該責任者は適宜助言をしている。
- 利用者の特徴も踏まえつつ、担当者以外が支援に入る必要があると判断した場合には、管理者とサービス管理責任者のうち、できるだけ利用者と同性の者が対応するように工夫。当該工夫により、利用者との建設的な話し合いが行いやすくなっていると実感している。
- 利用者が意思決定支援責任者に意思や希望を発した際には、担当者との会話を促進することで、常に担当者制における 1対1 の関係性構築を重視し、意思決定支援責任者は、各担当者が利用者の意思や希望を実現するための調整を担っている。

③ 意思決定支援会議

- 月に 1 度の個別支援計画策定会議と一体的に開催している。
- 各担当者と意思決定支援責任者との情報共有は、基本的に毎朝の打合せや日頃の会話の中で実施している。
- その他月 1 度の外部関係者を招いた「カンファレンス」では、利用者の進捗及び個別支援計画の趣旨や内容を共有。「カンファレンス」に向けて利用者も話したいことを

事前に整理し、当日は同席して状況を自ら共有することで、意思決定への意識が向上している。

④ 意思決定支援計画

- 個別支援計画と一体的に作成している。
- 利用者の「夢や希望」を記載する欄を設け、担当者が記載した内容を意思決定支援責任者が確認し、全職員が全利用者の当該欄を回覧で確認するようにしている。

⑤ 意思決定支援のモニタリング、評価、記録

- 個別支援計画を活用し、利用者と担当者が毎月モニタリングを実施し、当該月の取組を「◎、○、△、×」の4段階で話し合いながら振り返っている。
- 半年で達成できる目標に向かってスモールステップを積み上げながら支援を実施。
- 日常における意思決定支援の記録は専用のソフトに登録して蓄積するようにしており、別の職員が当該担当者に対し、フィードバックを記載する欄も用意している。

⑥ 意思決定支援ガイドラインの活用状況、周知状況

- 所在する都道府県で独自の意思決定支援ガイドラインが策定され、意思決定支援に係るモデル事業も実施されている。事業所としては、当該ガイドラインを各職員に周知すると同時に、事業所内研修では都道府県職員を講師として招聘し、意思決定支援の内容を毎年取り扱っている。
- モデル事業にも参加し、利用者の意思能力や表現方法について改めて「ヒアリングシート」に整理することで、利用者への理解を深めると同時に、「ヒアリングシート」の記載内容を個別支援計画に反映している。
- 意思決定支援ガイドラインの内容をすべて実施しようと考えると難しいが、支援上のポイントを抑えて実践に移している。

3. 個別事例

① 利用者の概要

図表 20 利用者の概要

年代	性別	障害種別	障害支援区分	コミュニケーション方法	事例概要
20代	男性	知的	5	言葉による意思の表出があり、基本的には言語的コミュニケーションを取っている	<ul style="list-style-type: none">精神科への入院から施設への入所日帰りの帰省の実現

※自閉症、統合失調症の診断あり

- ご家族との折り合いが悪い利用者で、精神科への入院から施設への入所希望があるかを聞き取ったうえで、入所に至った事例。
- 施設への入所を希望した際には、「施設でがんばることで、いつか日帰りで帰省したい」という意思を確認し、実際に日帰りの帰省を実現した。

② 事例の詳細

- 施設入所前には短期入所を体験のため活用したものの、物を壊す等の行動が見られた。改めて利用者の意思を確認することを必要と考え、利用者への問いかけに工夫したところ、「施設でがんばることで、いつか日帰りで帰省したい」という意思を確認したことから、施設入所を実現。

③ 内部・外部機関との連携

- 日帰り帰省の実現のため、相談支援専門員が中心となり、ご家族に利用者が施設で頑張っている様子を伝えていた。ご家族は当初、日帰り帰省に難色を示していたが、相談支援専門員の働きかけにより、日帰り帰省を承諾した。
- 帰省の実現のため、利用者の道中の負担も考慮し、行政書士である成年後見人やガイドヘルパーが往復の車中から同行した。相談支援専門員の調整により、介護タクシーも活用することができた。

④ 工夫のポイント

- 入院中の利用者に施設に入所したいのか意思を確認する際には、問いかけの方法について医療機関とも相談しながら検討した。利用者にとっては、実家に戻ることが難しいことを理解し、本当は実家に戻りたいにも関わらず、退院することを優先し、施設に入所したいと発言するのではないかと考えられたためである。
- 利用者との話し合いの際には、施設に入所してどう暮らしていきたいのか、という切り口で話し合いを進めることで、医療機関と施設の比較を回避し、施設で暮らすうえでの目的を検討するような問いかけを実施した。その中で、「施設でがんばることで、いつか日帰りで帰省したい」という意思が確認できたため、施設への入所を決定した。

- 利用者と個別支援計画上策定した半年後の目標を見つめながら、職場実習、金銭管理、他の入居者との関わり等、これまでに経験してこなかった体験の中で、小さな成功を1つ1つ拾い上げ、利用者を褒め、成功体験を少しずつ積み重ねている。

⑤ 意思決定支援に対する利用者の満足度

- 今回のような経験や、成功体験の積み重ねにより、利用者の情緒も安定し、喜びになげられると考えている。

⑤ 社会福祉法人E

1. 事業所の概要

図表 21 調査対象

法人格	主たる障害福祉サービス等	対象とする主たる障害種別	契約数	利用者の意思・判断能力の状況
社会福祉法人	共同生活援助	知的	約 50	• 重度の知的障害者が多く、利用者の意思・判断能力に困難がみられる

2. 意思決定支援ガイドラインに沿った支援状況の概要

① 意思決定支援の目的及び意義

- 言葉の表出がない利用者や強度行動障害の利用者に対する意思決定支援の取組をモデル的に1年間実施した。週1の事業所内会議の中で、利用者の様子や課題を共有しながら取組を実施していくうちに、担当者等の一部の関係者だけで個別支援計画を作成していることを認識し、利用者本人の意思や希望の重要性を痛感した。
- モデル実施の中で、利用者の様子も生き生きとするようになるという変化もあり、意思決定支援への取組を加速させるきっかけとなった。

② 意思決定支援責任者

- 組織としてサービス管理責任者を当該責任者に選任しているが、担当制を導入し、各担当者が主体的に意思決定支援に従事している

③ 意思決定支援会議

- 以前は月1で事業所内会議を実施していたが、月1では、利用者の行動や状態の変化に支援が追いつかないことから、PDCAを回すには頻度が少ないと考えるようになり、頻度を週1に変更した。変更した当初は、会議に向けて急かされるような気持ちになっていたが、現在は週1の開催による利点を感じている。
- 週1にしたことで、利用者への対応方法の統一や見直しがしやすくなった点は特に大きく、多くの関係者が関わるグループホームでは、状況の変化が起こりやすいが、週1の会議によって臨機応変に対応できるようになったと考えている。臨機応変に対応することで、利用者が落ち着いて暮らせるようになったことも実感し、職員の負担軽減にも結果的にはつながっていると推察される。

④ 意思決定支援計画

- 個別支援計画と一体的に作成している。
- 個別支援計画においても、「生活」「健康」「余暇」「夜間」「その他」の各項目における利用者本人の意思を記載する欄を設け、各担当者が、利用者本人の意思を確認することが自然と意識できるような設計となっている。

- 利用者の意思の記載内容を踏まえ、目標、次期計画を記載することにより、本人の意思を始点とした支援方針の検討が実施できる。

⑤ 意思決定支援のモニタリング、評価、記録

- 週1及び半年に1回の会議内で、前回会議からの様子の変化に加え、次回会議までの方針や実施事項を確認することで、常にPDCAサイクルを回している、
- アセスメントとして、全利用者に対し、全30ページ以上のサポートブックを作成し、年に1度内容を更新している。利用者の障害や医療の基本情報に加え、意思決定支援ガイドラインの内容を踏まえつつ、本人の意思や推定される意思についても「生活・人生」「仕事や日中活動」「健康・生命」「その他」の4つの場面に分けて記載するページを設けている。各担当者はサポートブックを活用してアセスメントに取り組むことで、意思決定支援ガイドラインを踏まえた取組を実施することができる。

⑥ 意思決定支援ガイドラインの活用状況、周知状況

- ガイドラインそのものを活用及び周知しているというよりも、ガイドラインの内容を通常の業務で活用するフォーマット等に落とし込んでいる。

3. 個別事例

① 利用者の概要

図表 22 利用者の概要

年代	性別	障害種別	障害支援区分	コミュニケーション方法	事例概要
50代	男性	知的	6	基本的には表情の確認によってコミュニケーションを取っている	<ul style="list-style-type: none"> 脳幹梗塞による不安行動の表出に寄り添い、不安行動が落ち着いた事例

- 元からグループホームに居住していたが、脳幹梗塞を発症後、歩行、言語、食事等が困難になった利用者である。
- 車が大好きだったが、日中活動先への車での移動に拒否反応を示し、不安が強くなることによる行動の変容が顕著になった。

② 事例の詳細

- 日中活動先の生活介護事業所に車で行けなくなり、通所することが困難になった際には、利用者の様子を確認しながら歩いて通所先に同行することもあった。同時に、別の通所先を検討し、法人内の生活介護事業所の利用を、段階を踏んで試してみることにした。
- 送迎に係る課題もあったため、相談支援専門員と市が連携し、移動支援のガイドヘルパーを利用した通所支援を提供した。グループホームの玄関でガイドヘルパーとコーヒーを飲む体験から開始し、現在では週2日、3時間ほどの通所利用ができています。

③ 内部・外部機関との連携

- 生活介護職員、相談支援専門員、家族等の関係者によるサービス担当者会議を開催し、健康状態の確認と不安に寄り添った支援を実施することを決定。

④ 意思決定支援ガイドラインの活用

- 週1の意思決定支援会議等の活用により、臨機応変に利用者の変化に対応できたと考えている。

⑤ エ夫のポイント

- 週1の事業所内会議において、担当者が利用者本人の様子を共有することで、本人の意思を推定。本人の意思ではない行動も表出している点に留意した結果、外出したがる行動は、他の利用者の帰宅を待つための行動と推定された。暑い中外で待ってられるよう、扇風機等を用意し、職員等が付き添った結果、次第に様子も落ち着き、室内で過ごすことができるようになった。
- 利用者のご家族とも定期的に、利用者の様子について共有する中で、服薬の量を本人は減らしたいのではないかとご家族から話があった。提案を踏まえ、医療機関と相談しながら服薬の量を減らし始めたところ、特に服薬による様子の変化も見られず、落ち着いた傾向にある。ご家族との関係性を構築し、対話を実施していたことで、利用者本人の意思をさらにくみ取ることができた。

⑥ 意思決定支援に対する利用者の満足度

- 現在も新たな日中活動先に通っており、夜間の睡眠状態も落ち着いている。
- 利用者の不安に寄り添った支援により、「安心され、楽しそうに通所し、過ごされている」という。

⑥ 社会福祉法人F

1. 事業所の概要

図表 23 調査対象

法人格	主たる障害福祉サービス等	対象とする主たる障害種別	契約数	利用者の意思・判断能力の状況
社会福祉法人	施設入所支援	知的	約 30	・ 利用者は主に重度知的障害者であり、意思や判断能力に困難がみられる

2. 意思決定支援ガイドラインに沿った支援状況の概要

① 意思決定支援の目的及び意義

- 自分の意思を伝えるのが難しい方であっても、意思はあって伝えることができるという考えのもの、意思決定支援を含めて支援を提供している。

② 意思決定支援責任者

- 組織としてサービス管理責任者を選任している。
- 利用者の担当職員が把握する利用者のニーズや行動変容について、意思決定支援責任者が管理し、その他支援の評価や関係機関との連携が主な業務である。

③ 意思決定支援会議

- 月1の支援チーム会議及び半年に1度の個別支援会議と一体的に開催している。
- 会議では、利用者の日々の行動や心身の状況を踏まえ、専門職の視点も入れながら総合的に利用者の意思を推定している。その際には、加齢による利用者の変化等を、利用者の意思と一体化しないよう、管理栄養士、看護師等の専門職の職員も同席したうえで議論する。一方、専門職職員の勤務形態や業務負担の都合上、支援チーム会議では任意参加とし、個別支援会議では必須参加としている。

④ 意思決定支援計画

- 個別支援計画と一体的に作成している。
- 本人の意思及び、支援員やその他専門職から見た利用者に関する情報も記入できる欄を設け、多角的な視点からの作成を意識している。
- 個別支援計画において、利用者の意思だけでなく、支援員やその他専門職職員が記載可能な欄を設け、常に多角的な視点を基にPDCAを回している。

⑤ 意思決定支援のモニタリング、評価、記録

- 相手が長期入所の方であっても、職員の決めつけによる支援とならないように、客観的な視点からなぜその課題行動に至るのかを分析するようにしている。具体的には、利用者の行動の特徴を日常的に記録し、アセスメント時に、課題と言われる行動の背

景や要因を、冰山モデル分析やABC分析などの手法を用いて分析している。行動を数値化することにより、課題行動に対して対症療法のような支援ではなく、利用者の意思に沿った支援を提供することが可能となる。

- 当該分析手法は意思決定支援責任者等が、課題行動が見られる利用者に対して現時点では実施しているが、今後全ての支援員が分析できるようにすることを目指している。

⑥ 意思決定支援ガイドラインの活用状況、周知状況

- 意思決定支援ガイドラインそのものを事業所内で周知できているわけではないが、当該ガイドラインに沿った対応を支援現場で実施している。
- 「時間と人材の不足」する中で、担当者が個別事例を抱え込まずにチームで支援をしていくことを事業所として推進することを心がけている。チーム支援会議はかかる時間としては職員にとって負担かもしれないが、一人で抱え込んで、悩む時間を考えれば、チーム支援の方が効率的である。また、PDCAを回すことを考えた際にも、チームの中で合意をとりながら進めるためには定例の会議があった方が効果的かつ効率的と考えている。人手不足だからこそガイドラインに沿って、意思決定支援会議等を行うことで、各職員の負担軽減につながる。

⑦ 都道府県相談支援従事者研修の専門コース別研修（意思決定支援）への要望

- 支援現場において、主観的な意思決定支援を提供している事業所が少なからずあることを課題だと考えるため、研修では意思決定支援ガイドラインやEBP（Evidence-Based Practice、根拠ある支援）に基づく意思決定支援の重要性を強調してほしい。

⑧ その他（現地選択活動の実施）

- 社会資源を必ず使う活動を実施する「現地選択活動」を週2回（水、金）実施していた（利用者1人あたり月2回）。職員で活動内容の候補を検討し、利用者からの投票により、その回の活動内容を選出。その内容は、外食、みかん狩り、科学館への来訪等多岐に渡る。
- 外出時に耳をふさいで動けなかった利用者が、「現地選択活動」における体験の中で、希望する余暇活動を見つけることができた例もある。入所施設として提供サービスがパッケージ化されてしまいやすいことを懸念し、利用者に様々な体験機会を提供しながら、真の意思を見つけ選択できるようにすることが重要と考えている。
- また、当該活動を通じて、職員はこれまで思い込みで主観的に支援していたことを認識し、重度の利用者であっても意思が必ずあり、それを行動等から推定することの重要性を強く実感することができたという。

3. 個別事例

① 利用者の概要

図表 24 利用者の概要

年代	性別	障害種別	障害支援区分	コミュニケーション方法	事例概要
50代	男性	知的	6	基本的には表情や行動の確認によって、コミュニケーションを取っている	<ul style="list-style-type: none">利用者の行動変容を数値化し、グループホームへの移行を実現した事例

- 入所歴30年以上の利用者で、集団生活をする中で昼夜逆転、たばこの吸い殻の異食等様々な課題行動が生じ、入所施設での工夫も実施したものの、利用者の意思と異なるのか、課題行動に変容が見られなかった。

② 事例の詳細

- 転倒による骨折を契機に、居室を相部屋から個室にすると、夜間睡眠の安定が見られたことや、歩きたいという意思が確認できるような行動を受け、冰山モデル分析を実施した。利用者の行動変容を数値化したところ、バリアフリー環境のグループホームへの移行が良いのではないかと事業所内で考え、利用者のご家族への説得後、移行を段階的に実施した。
- 初めに検討したグループホームでは、お茶を飲む等の見学時及び一泊だけの体験利用であれば、利用者の様子に課題は見られなかったものの、連泊体験した際には眉間にしわを寄せた表情をしたり、夜間睡眠が乱れたりしたため、数値を取ってアセスメントを実施した。その結果、当該グループホームではなく、トイレや風呂の個別利用がしやすい他のグループホームへの移行に切り替えた。

③ 内部・外部機関との連携

- 利用者の年齢が50代であり、利用者のご家族としては当施設を終の住まいと考えていたことや、長期入所者であったことから、当初、グループホームへの移行にご家族は不安を抱えていた。
- 冰山モデル分析を活用した利用者の行動変容を数値化したものを用いて、利用者が個室に移動してから課題行動が減ったことや、歩こうという意思が見られるものの、入所施設のままだと、集団生活の中で生じる対人トラブルが及ぼすリスクが高くなるため、安全に歩行することが難しいなどを丁寧に説明した。また、分析した結果、グループホームへの移行後は課題が改善される予測ができる点も示し、徐々にご家族の不安も軽減されていった。
- 説明だけでなく、実際にご家族にグループホームを見学してもらい、グループホーム入居者の様子や過ごし方などについて情報提供することによって、少しずつ理解を得ることができた。

④ 意思決定支援ガイドラインの活用

- 意思決定支援ガイドラインの記載内容に沿った支援の提供により、ご家族や他機関から見ても納得のできる根拠の蓄積が自然と可能になったと考えている。

⑤ 工夫のポイント

- 適宜冰山モデル分析等によって行動変容を数値化することにより、利用者の意思を客観的に確認することができた。

⑥ 意思決定支援に対する利用者の満足度

- 現在も同じグループホームに居住し、日中活動や夜間睡眠も安定している。
- 歩行器を使った歩行も見られ、課題行動が減っていることから、利用者の意思や希望により合った生活を提供できたと考えている。

⑦ 社会福祉法人 G

1. 事業所の概要

図表 25 調査対象

法人格	主たる障害福祉サービス等	対象とする主たる障害種別	契約数	利用者の意思・判断能力の状況
社会福祉法人	施設入所支援	知的	約 50	• 利用者は主に重度知的障害者であり、意思や判断能力に困難がみられる

2. 意思決定支援ガイドラインに沿った支援状況の概要

① 意思決定支援の目的及び意義

- 施設に入所する背景は各利用者によってさまざまではあるものの、利用者が自ら望んで入所する場合は少なく、ご家族の体調不良や、利用者の障害や疾病の特性による家庭での生活の難しさによって入所することが多いと考えている。施設入所時には、利用者やご家族にまず見学に来てもらい、新たな生活の場にいつかは移ることや、移行に向けて力をつけていただきたい旨を説明する。
- 施設としては、利用者が望まない施設での暮らしを続けるのではなく、真に望む暮らしを考え、「社会生活力プログラム」等による様々な経験の蓄積により、利用者にも力をつけていただき、地域生活に戻る取組を推進している。

② 意思決定支援責任者

- 明示的に選任はしていないものの、サービス管理責任者が意思決定支援責任者のような役割を担う。
- サービス管理責任者は、各職員及び地域移行コーディネーターが随時実施する意思決定支援を把握している。

③ 意思決定支援会議

- 個別支援会議と一体的に毎月開催している。
- 個別支援計画に記載した利用者の意思や日常の利用者の記録を踏まえ、利用者の意思や状況について共有及び検討する。
- ユニット制を導入し、各ユニットは障害特性や性別によって分けられている。利用者は自身が所属するユニットの職員と日常的な交流を持ち、「社会生活力プログラム」への参加時や地域移行検討時には地域移行コーディネーター（自治体事業で配置されている職員）と接点を持つ。各ユニットにはユニットリーダーがおり、全体の運営会議や虐待防止委員会等に参加し、内容を各ユニットに共有・周知する役割を担う。ユニットによって開催頻度は異なるが、ユニット会議も各ユニットで開催し、利用者の状況を密に共有している。

④ 意思決定支援計画

- 個別支援計画と一体的に作成している。
- 利用者の意思をくみ取って記載する欄を設置し、各利用者と日常的に接する機会が多い職員が当該欄に記載した内容を、サービス管理責任者が確認している。

⑤ 意思決定支援のモニタリング、評価、記録

- 半年に1度モニタリングを実施している。
- 上記以外にも、「社会生活力プログラム」を通じた振り返りの機会も設け、その中で確認された利用者の意思も個別支援計画に反映している。

⑥ 意思決定支援ガイドラインの活用状況、周知状況

- 意思決定支援ガイドラインは全職員に配布しており、事業計画にもその内容を盛り込んでいる。
- 利用者の地域移行を推進するうえで意思決定支援は親和性が高く、意思決定支援ガイドラインは技術的な補助ツールとして活用しており、当該ガイドラインの内容を全て取り入れるというよりは、日々の支援をやっていく中で、実施したい支援は当該ガイドラインにも記載があるかを確認しているような使い方である。

⑦ その他（社会生活力プログラムに基づいた支援）

- 障害者が自立した豊かな生活を送る力を高めるためのプログラムを記載した「社会生活力プログラム・マニュアル⁴」を基に社会リハビリテーションプログラムを実践。セルフケア、金銭管理、余暇活動、社会参加等様々な場面におけるプログラムを、各利用者の様子に合わせて個人もしくはグループでテーマを決めて実施している。具体的には、コンビニでの買い物や歯科医院への通院等が挙げられる。
- 各プログラムの最後には振り返りの機会を設けており、その際に見られる利用者の反応や様子の変化、言語の表出を基に意思を推定し、個別支援計画に反映させている。

⑧ その他（地域移行を考えるきっかけの提供）

- 各ユニットでは、地域移行される方を利用者で見送る機会を設けており、加えて、「社会生活力プログラム」の一環として地域移行をした元利用者への訪問も実施している。そういった活動の中で、利用者が自然と自身が退所した際の暮らしを考えられるきっかけを提供できているという。

⁴ 奥野英子（2020）『障害のある人のための社会生活力プログラム・マニュアル』中央法規

3. 個別事例

① 利用者の概要

図表 26 利用者の概要

年代	性別	障害種別	障害支援区分	コミュニケーション方法	事例概要
30代	男性	知的身体	6	基本的には表情や行動の確認によってコミュニケーションを取っている	• 施設入所支援からグループホームへの住まいの場の移行

- 他法人の障害児入所施設に年齢超過児として入所していたところから社会福祉法人Gの施設に移動した利用者である。
- 課題行動としておむつの異食が見られ、施設を移った直後は持病による発作も頻繁にあり、救急搬送される場合も多かった。

② 事例の詳細

- まずは健康状態を改善することを目標に支援した。おむつの異食防止等を行い、健康状態が落ち着いてきた頃にグループホームへの移行を検討し始めた。
- それまでのアセスメントの内容を振り返ったうえで、「社会生活力プログラム」の一環として「将来の暮らし」というプログラムを組んで実施した。
- グループホームに見学にも行き、嫌がるときに発する大声などの様子が見られないか確認した。見学時には穏やかに過ごしているようだったため、その後3週間程度の宿泊体験を実施した。健康状態も落ち着いており、課題行動も見られなかったため、移行を最終的に実現した。

③ 内部・外部機関との連携

- 利用者の反応を確認し、意思を推定するような会議には、ユニットの職員や家族が参加し、グループホームとの調整が主な議題となる会議では、グループホームの管理者やケースワーカーを入れて開催する。
- 関係機関と連携していく中で、適宜電話での確認を行い、具体的な確認等の必要がある場合には会議を開催する等をしている。

④ 意思決定支援ガイドラインの活用

- きちんと根拠を持って支援を進めていくという点において、意思決定支援ガイドラインの記載内容を支援の拠り所としていた。根拠をもって外部機関等に説明する際には助けになっていたと考える。

⑤ エフのポイント

- 言語的コミュニケーションが難しい利用者であったため、ご家族とも相談のうえ、1度グループホームを見学した。当初はご家族も、グループホームへの移行は難しいの

ではないかと考えていたが、グループホームへの見学を通して、事業所や利用者の様子、他の利用者の過ごし方を確認し、安心できるようになっていった。

- 利用者との見学時には、ご家族も同伴し、利用者の様子を一緒に確認。利用者に嫌がる様子が見られなかったことから、3週間程度の体験宿泊を実施。見学や体験宿泊後には振り返りの場を設け、ご家族とともに利用者の意思や反応について話し合い、利用者の意思を推定。その後の体験宿泊中の健康状態も落ち着いており、課題行動も特に見られなかったことから、利用者にあったグループホームではないかと推定し、移行を実施した。

⑥ 意思決定支援に対する利用者の満足度

- 施設入所時には軽々できなかつたような、ご家族との買い物やボランティア団体との交流等の経験ができていて良いと事業所としては考えている。また、グループホームで撮影された写真を確認すると楽しそうな表情を見せており、健康状態も落ち着いているという。
- 利用者が地域移行した後も定期的に移行先のグループホームの管理者やご家族と連絡を取り、利用者の様子を確認する等のフォローを行っている。ご家族からは地域移行後3か月ほどで安心しているという話があった。

⑧ 社会福祉法人 H

1. 事業所の概要

図表 27 調査対象

法人格	主たる障害福祉サービス等	対象とする主たる障害種別	契約数	利用者の意思・判断能力の状況
社会福祉法人	生活介護 共同生活援助	重度心身	約 30	・ 利用者は主に重度心身障害者であり、意思や判断能力に困難がみられる

※契約数は生活介護のもの

2. 意思決定支援ガイドラインに沿った支援状況の概要

① 意思決定支援の目的及び意義

- 利用者には重度の障害がある方が多く、その中には医療的ケアを必要とする方もいる。そのような方でも思いや希望を伝えることができることを前提に支援すること、そして関係者に伝えることが重要だと考える。
- そのために、利用者本人の趣味嗜好が増えるよう体験の機会を意識的に作っている。その際には「好き」だけでなく、「嫌い」という表現ができることも重要である。

② 意思決定支援責任者

- 組織としてサービス管理責任者を当該責任者に選任している。
- 全利用者の個別支援計画に本人の意思が反映されているかを確認する役割を担う。

③ 意思決定支援会議

- 週に1度、支援会議と一体的に開催している。
- 本人の反応や目標の実現状況など、個別支援計画（意思決定支援計画）の進捗について、一人一人の利用者の状況を当該会議で確認している。

④ 意思決定支援計画

- 個別支援計画と一体的に作成している。
- 当該計画は本人の希望を達成するための目標を設定する計画という位置づけで作成しており、適宜確認し、見直しが行いやすいよう、目標は一人の利用者に対し一つだけ設定している。

⑤ 意思決定支援のモニタリング、評価、記録

- 利用者に関わる職員は、毎日、各利用者の個別支援記録にその日の記録を残している。当該記録には、その日の時間帯別の活動記録、その時の表情（顔文字で書き込む）、反応（好きそうか、興味がなさそうか等）、健康状態、その他コメントを記入する。

- 時間と人材が不足する中ではあるが、日常的な入浴や食事の際に意思決定支援が実施できるように設計することが重要だと考えている。たとえば、入浴剤が好きな利用者が毎日入浴剤を選べるようにし、その日選んだ入浴剤やその時の様子を個別記録に書き込めるよう、利用者1人1人に合った個別記録のフォーマットを作成している。個別支援記録は、事業所内だけでなく、他事業所やご家族にも共有している。
- 個別支援記録の記載内容も踏まえ、週1の支援会議（意思決定支援会議）では利用者の日頃の様子や目標の実施状況を職員間で共有し、話し合うことで、職員の中に自然と意思決定支援をすることが浸透している。
- 同記録の内容を踏まえ、半年に1度はご家族同席のもと、見直しを実施している。
- より多くの職員が目標進捗管理の場面に触れられるよう事業所として意識し、本人の意思を確認するような声かけも職員に対し実施。

⑥ 意思決定支援ガイドラインの活用状況、周知状況

- 意思決定支援ガイドラインとして事業所内で周知はしていないが、通常業務の中で活用する個別支援記録や個別支援計画等のフォーマットに意思決定支援ガイドラインの支援実施上のポイントを反映している。
- 各職員が利用者の目標進捗管理の場面に触れることで、意思決定支援をすることが当たり前だと捉えられるように意識して取り組んでいる。

⑦ その他（「自分新聞」の作成）

- 利用者本人の意思を、他の関係者に伝えるためにも「自分新聞」の作成を開始している。
- 「自分新聞」には最近の活動内容、その時の利用者の様子を踏まえた趣味嗜好の推察内容等を記載している。各職員が担当箇所を作成することで、利用者の意思を再確認する良い機会になると同時に、新たな地域資源の開拓にもつながった。
- 特に医療的ケアがある利用者に対し、新たな地域資源を開拓する際には難しさがあるが、「自分新聞」を共有することで、関係者から利用者への理解が深まり、支援に入る際の不安を取り除くことにもつながっている。
- 「自分新聞」の作成は、市町村の自立支援協議会で意思決定支援の取組方法の一つとして採用されている。各職員にそれぞれ記載コーナーを振って作成を依頼することから作業負担はそれほどないと考え、他事業所への普及を目指している。

3. 個別事例（1事例目）

① 利用者の概要

図表 28 利用者の概要

年代	性別	障害種別	障害支援区分	コミュニケーション方法	事例概要
30代	男性	重度心身	6	基本的には表情や行動の確認によってコミュニケーションを取っている	• 日常生活における希望を実現することにより、生活が充実化した事例

- 特別支援学校在籍時の現場実習をきっかけに当事業所を利用。
- 他法人の短期入所も利用していたが、褥瘡（床ずれ）ができてしまうなど、入所施設に対する不信感をご家族に生まれ、入所は難しいと判断し、グループホームでの生活をご家族が希望するようになった。

② 事例の詳細

- ご家族のグループホーム入居の希望を踏まえ、同法人で医療的ケアのある利用者も受け入れ可能なグループホームを立ち上げ、利用者の入居は実現した。
- 入居後は円形脱毛症ができる等、利用者が緊張する様子が見られたが、職員の日頃からの意思決定支援等の取組により、円形脱毛症の症状はなくなり、現在は外出等の様々な活動を楽しむ様子が見られている。
- ご家族から、利用者がディズニー好きだということをご共有され、ディズニーへの外出を検討するようになった。グループホームに入居したことで夜間支援の体制も構築され、一泊のディズニー旅行に行くことが可能になったため、グループホームに入居してから3年目に実現。

③ 内部・外部機関との連携

- 利用者は嬉しい場合にも発熱をする傾向があるため、発熱した際の対策を医療機関やご家族と連携しつつ用意した。
- 利用者がグループホームに入居するにあたり、複数事業所間で別々に作成していた連絡帳のフォーマットを統一化し、連携する情報を整理できるような仕組みを検討した。連絡帳は地域の自立支援協議会でも検討され、このような連絡帳を作成することで、利用者への理解が促進されると考えている。

④ 意思決定支援ガイドラインの活用

- 意思決定支援ガイドラインがあることで、自立支援協議会等における関係機関の意思疎通がしやすくなったと考えている。また、自治体にも取り組みを説明しやすい。

⑤ 工夫のポイント

- 初めは職員が重度障害のある方と接する機会が少なかったことから、事業所の職員が利用者と接する際に、常に利用者の意思を確認することを意識づけるため、「オレ目線カード」を作成した。当該カードには、利用者のどのような様子を確認することで、意思を確認できるかを記載し、常に目に入る場所に貼り付けておくことで、職員が日常業務の中で自然と意思決定支援ができるようになっていたと考えている。

⑥ 意思決定支援に対する利用者の満足度

- 日頃からさまざまな外出を実施しているからこそ、ディズニー旅行時の利用者の様子を確認し、ディズニーが好きであるということがその表情や行動から読み取れたという。

4. 個別事例（2事例目）

① 利用者の概要

図表 29 利用者の概要

年代	性別	障害種別	障害支援区分	コミュニケーション方法	事例概要
20代	女性	重度心身	6	基本的には表情や行動の確認によってコミュニケーションを取っている	• グループホームに転居し、日中活動先で新たな「好き」を見つけている事例

- 特別支援学校在籍時の現場実習をきっかけに当事業所を利用。
- 医療的ケアの必要があったため母親がつきっきりで世話をしていたが、利用者の身体が成長するにつれ、外出の機会が減っていることを懸念するようになった。同じ時期に短期入所を使ってみたいという母親の希望があり、利用した。

② 事例の詳細

- 生活介護の自費サービスとして宿泊体験を実施したところ、これまでに見られなかった表情や活動性が利用者に見られた。その様子を見て、同法人のグループホームへの入居を母親と職員は検討し始めた。
- グループホームに入居してからも、ディズニーランドを含む様々な活動を通して、利用者の新たな「好き」を見つけている。
- 現在は、毎週末に家族とグループホームの職員が情報共有し、家族と認識を合わせながら本人理解を進めている。

③ 内部・外部機関との連携

- 3年程前から MedicalCareStation と呼ばれる多職種連携ツールを活用し、支援関係者が入る利用者ごとのトークルームのようなものを設置した。

- 他の生活介護職員、グループホームの職員、相談支援専門員、医療関係者、ご家族などがトークルームに投稿することが可能である。緊急性があまり高くない内容を事業所としては投稿しており、利用者の表情等の写真や体調の様子を共有することで、当該トークルームを閲覧する支援者は利用者への理解を深めることができる。

④ 意思決定支援ガイドラインの活用

- 意思決定支援ガイドラインがあることで、自立支援協議会等における関係機関の意思疎通がしやすくなったと考えている。また、自治体にも取り組みを説明しやすい。

⑤ エ夫のポイント

- ご家族と暮らしていた頃から利用者はディズニーが好きだという話があったことから、ディズニーへの外出も実現した。
- ディズニー以外にも様々な外出（地域の小学校の見守り隊としての活動、地域の大学サッカー部の試合観戦、展覧会等）を実施しているが、ディズニーランドに行ったときの利用者の様子が楽しそうであることが職員はわかるという。普段は寝ていることも多いが、ディズニーランドにいる間はずっと起きていられ、普段よりも活動性が高くなる。
- 上記のような利用者の表情を、事業所では積極的に写真に収めている。ディズニーランドへの外出だけでなく、利用者が好きな職員といるときの表情と、興味のない活動に参加しているときの表情等、さまざまな写真を撮り貯めることにより、利用者がどのようなことが好きで、どれほど表情が豊かであるかを関係者に伝えることができる。更なる利用者への理解促進のため、それらの写真を掲載した「写真集」を作成し、各関係者に普及している。

⑥ 意思決定支援に対する利用者の満足度

- 同法人のグループホームに入居し、日中は生活介護を活用。生活介護では外出等の様々な体験の機会を提供し、ご家族も知らないような本人の趣味嗜好を発見することができている。

4. 「意思決定支援」に係るまとめ

障害福祉サービス等事業所に対する質問紙調査及びヒアリング調査のまとめを本章で示す。

(1) 質問紙調査における結果まとめ

① 意思決定支援ガイドラインの活用及び周知

無作為抽出した対象への質問紙調査では下記の結果が得られたことから、意思決定支援ガイドラインの活用及び周知に係る状況は芳しくないことが推察される。

- ✓ 意思決定支援ガイドラインを知っているかについて、「あることは知っているが、内容はよくわからない」が最多の約 42%であった（グラフ 49）
- ✓ 意思決定支援ガイドラインの活用について、「あまり活用していない」が最多の約 39%で、次いで「活用していない」の約 36%であった（グラフ 50）
- ✓ 意思決定支援ガイドラインを職員に周知する機会について、「周知していない」が最多の約 48%であった（グラフ 51）
- ✓ 意思決定支援ガイドラインを周知する職員について、「周知していない」が最多の約 46%であった（グラフ 52）

また、意思決定支援ガイドラインの要素である、意思決定支援責任者の選任、意思決定支援会議の開催、意思決定支援計画の作成、意思決定支援のモニタリング・評価・記録等については同調査において下記の結果が得られ、意思決定支援のモニタリング・評価・記録以外の要素については、意思決定支援ガイドラインに沿った支援が行われているとは述べ難い状況である。

- ✓ 意思決定支援責任者を選任しているのは約 18%であった（グラフ 30）
- ✓ 意思決定支援責任者を選任していない理由としては、「意思決定支援責任者ではないが、同様の役割を担っている職員がいる」が最多の約 37%で、次いで「意思決定支援責任者を置かずとも支障が無い」の約 28%であった（グラフ 35）
- ✓ 意思決定支援会議を開催しているのは約 33%であった（グラフ 37）
- ✓ 意思決定支援会議を開催していない理由としては、「意思決定支援会議ではないが、同様の役割を担う会議が存在する」が最多の約 31%で、次いで「意思決定支援会議を置かずとも支障が無い」の約 29%であった（グラフ 40）
- ✓ 意思決定支援計画については、「作成していない」が最多の約 64%であった（グラフ 45）
- ✓ 意思決定支援のモニタリング・評価・記録については、「積極的に記録に残している」が最多の約 32%で、次いで「ある程度記録に残している」の約 29%であった（グラフ 46）

② 日常生活における意思決定支援

日常生活における意思決定支援について、同調査において下記の結果が得られ、日常生活における意思決定支援の取組は一定程度進んでいると認識している事業所が多いことがわかる。

- ✓ 日常生活や活動等における、利用者の意思の確認について、「積極的に確認している」が最多の約72%で、次いで「ある程度確認している」の約27%であった（グラフ41）
- ✓ 日常生活における記録・蓄積を、社会生活場面における意思決定支援で活用しているかについて、「ある程度活用している」が最多の約44%で、次いで「積極的に活用している」の約37%であった（グラフ43）

意思決定支援を実施する上での工夫については、同調査において下記の結果が得られ、利用者の意見を職員間で協議する現場の体制や機運もある程度整っていると推察される。

- ✓ 意思決定支援を実施する上での工夫について「利用者にかかわる事柄について職員間で協議する過程で、利用者の意見を聴いて考慮している」が最多の約80%であった（グラフ42）

③ 意思決定支援ガイドラインの有効性

同調査において下記の結果が得られ、意思決定支援外ガイドラインを踏まえた支援体制を整えている場合、その利点や効果について8割以上の事業所が回答しており、意思決定支援ガイドラインの有効性については確認できると言える。

- ✓ 意思決定支援責任者の選任による利点や効果について、「職員間で利用者の意思や支援方法について共通認識や共通理解をもつことで利用者への支援の質が向上する」が最多の約80%で、次いで、「利用者の意見を積極的に聞き取ることで、利用者との関係性が向上する」の約74%であった（グラフ34）
- ✓ 意思決定支援会議と一体的に開催する利点や効果について、「事業所内の職員間で、利用者の情報や支援への見解を共有できる」が最多の約87%で、次いで「他の支援機関と、利用者の情報や支援への見解を共有できる」の約69%であった（グラフ39）

意思決定支援ガイドラインの活用有無と、意思決定支援の提供によって特に効果があったと考えられる事例のクロス集計では、下記の結果が表れており、当該ガイドラインを活用することで、意思決定支援の質の向上につながることを示す一つのデータとして捉えられるのではないだろうか。

- ✓ 意思決定支援ガイドラインを積極的に活用している事業所では、意思決定支援の提供によって特に効果があったと考えられる「事例有」が最多の約89%であり、意思決定支援ガイドラインを活用していない事業所では、「事例無」が最多の約79%であった（グラフ59）

また、意思決定支援ガイドライン活用のメリットについて、同調査において下記の結果が得られ、当該ガイドライン活用によるメリットは認識されている、あるいは期待されていることがわかる。

- ✓ 「利用者の理解に繋がる」が最多の約 77%で、次いで「利用者との関係者構築に繋がる」の約 68%であった（グラフ 53）

一方、意思決定支援ガイドラインの活用有無による、意思決定支援を実施する上での工夫については下記の結果が得られている。これまでの結果及び当該結果を踏まえ、意思決定支援ガイドラインの活用有無によって支援の質に違いがあるのではないかという仮説を立て、ヒアリング調査で検証することとした。

- ✓ 意思決定支援ガイドラインの活用有無によって、意思決定支援を実施する上での工夫についての回答の傾向に大きな違いは見られなかった（グラフ 58）

④ 意思決定支援ガイドラインを踏まえた支援の実態（既存の枠組みの活用）

意思決定支援ガイドラインを踏まえた支援を実施している事業所については、同調査において下記の結果が得られており、既存の枠組みを活用して意思決定支援を実施していることが読み取れる。

- ✓ 意思決定支援責任者を選任している場合、その属性は「管理者」が最多の約 46%で、次いで「サービス管理責任者」の約 45%であった（グラフ 31）
- ✓ 意思決定支援会議と一体的に実施している会議は「サービス担当者会議」が最多の約 52%で、次いで「個別支援会議」の約 37%であった（グラフ 38）

⑤ 意思決定支援ガイドライン活用促進に係る課題

意思決定支援ガイドラインや意思決定支援への理解浸透のための手段の一つとして研修の実施が考えられるが、その点については同調査において下記の結果が得られている。研修の実施及び受講促進のための施策等について、ヒアリング調査で深掘りを実施した。

- ✓ 意思決定支援責任者で、都道府県相談支援従事者研修の専門コース別研修（意思決定支援）を受講しているのが約 40%であった（グラフ 32）
- ✓ 意思決定支援の実施において行政等に望む支援について、「職員向け研修の実施」が最多の約 70%で、次いで「手引き・マニュアルの整備」の約 53%であった（グラフ 48）

意思決定支援ガイドライン活用における課題について、同調査において下記の結果が得られ、特に人材や時間の不足及び、当該ガイドラインの使用 방법에係る各事業所における工夫についても、ヒアリング調査で深掘りすることとした。

- ✓ 「人材あるいは時間が不足しており、活用方法を共有できない」が最多の約 49%で、次いで「使用方法がわからない」の約 23%であった（グラフ 54）

(2) ヒアリング調査における結果まとめ

① 意思決定支援の目的及び意義

意思決定支援の目的及び意義について、重度の障害があっても意思や希望があるということ为前提に、利用者の自己実現の支援の一環として捉えているという事業所が、ヒアリングではほとんどであった。また、実際に利用者の意思を支援に反映させたところ、利用者の表情が明るくなるような様子が見られたという声もあった。また、利用者の意思をそれまでに支援に反映できていなかったために課題行動が見られ、意思を反映することによって利用者の生活の質が向上し、結果として課題行動が減るような事例もあった。

② 意思決定支援ガイドラインの具体的な活用方法

意思決定支援ガイドラインそのものを周知するのではなく、各職員が通常業務の中で活用できるよう、日常的な支援の記録やアセスメントシート、個別支援計画等のフォーマットに、意思決定支援ガイドラインの内容を踏まえ、意思決定支援に係る要素を反映しているという事業所がヒアリングでは多かった。また、それまで意思決定支援ガイドラインを活用してこなかった事業所についても、これまでの事業所における意思決定支援の方向性に誤りはないかを確認するために意思決定支援ガイドラインを使っているという話もあった。

③ 意思決定支援ガイドライン活用による効果

意思決定支援ガイドラインを踏まえて、意思決定支援責任者を選任したヒアリング事業所では、当該責任者を配置することによる、利用者との信頼関係の構築のしやすさや、利用者から聞き取った意思を職員同士で普及しやすい等の有効性を実感していた。

また、意思決定支援ガイドラインがあることにより、家族や関係機関、行政との話し合いにおいて意思決定支援の取組に係る理解を得やすい点や、意思決定支援ガイドラインに沿った支援を行うことで、話し合いにおいて根拠となるような情報を蓄積することができるという事業所も複数あった。

④ 意思決定支援の具体的な取組

意思決定支援の具体的な取組方法としては、体験機会の積極的な提供がほとんどの事業所でみられた。

言語的コミュニケーションが難しい利用者に対しては、体験機会の積極的な提供により、体験後の利用者の様子を確認しつつ、体験した内容が利用者の希望であるかどうかを推定しているという事業所が多かった。

また、言語的コミュニケーションが可能な利用者であっても、言葉として発出される内容が、人的な影響が環境による影響を受けている可能性もある点や、体験したことがなく判断材料となる情報を持っていない可能性もある点に留意しつつ、利用者への問いかけを行ったり、1度体験してから改めて意思を確認したりするような工夫が見受けられた。

⑤ 意思決定支援における関係機関との連携

意思決定支援における関係機関との関係性について、意思決定支援の積極的な実施により、利用者への関係機関からの理解が促進され、新たな支援リソースの開拓につながった事例がヒアリング調査では挙げられた。また、利用者の意思を実現するために、家族、成年後見人、その他障害福祉サービス等の関係者、医療関係者等との連携が必要な事例がほとんどであった。

⑥ 研修への要望や感想

都道府県相談支援従事者研修の専門コース別研修（意思決定支援）についての要望を聞いたところ、オンデマンド形式による研修開催についての声が聞かれた。緊急の対応により会場参加ができない場合もあり、オンデマンド形式であれば後日の受講や、事業所内の職員への共有も可能となる点が理由として挙げられた。

⑦ 人材や時間が不足する中での工夫

人材や時間が不足している点については全てのヒアリング事業所が同意しており、その中での工夫として、情報共有の頻度を高くすることが複数の事業所で挙げられた。

ヒアリングをした事業所では、あえて会議の頻度を高くすることで、事業所内における対応の統一や意思決定の速度を上げることができることを実感しているということであった。その結果、利用者の様々な状況や希望に事業所として迅速に対応することが可能であり、結果として利用者の生活の質が向上し、利用者が落ち着いて過ごせるようになり、職員にかかる負担を軽減することにつながるということであった。

また、通常業務に意思決定支援を盛り込むことで、自然と意思決定支援を意識した取組が行えるようになったという声も聞かれた。実際、意思決定支援責任者を専任で対応している事業所は質問紙調査及びヒアリング調査においてもほとんどなく、意思決定支援会議や意思決定支援計画についても、既存の会議や計画の枠組みを活用しながら、利用者の意思に係る情報共有等を実践している様子が見られた。

(3)「意思決定支援」に係る考察

① 意思決定支援の重要性

意思決定支援の目的及び意義について、重度の障害があっても意思や希望があるということ为前提に、利用者の自己実現の支援の一環として捉えているという事業所が多く実際に利用者の意思を支援に反映させたところ、利用者の表情が明るくなるような様子が見受けられている。また、そうした利用者の様子の変化により、支援する側も満足度が高まるといった双方向の効果について検討委員会で指摘された。意思決定支援は、障害福祉サービスの土台であり、「本人を中心とした」よりも「本人の意思を中心とした」支援として、障害者の自己決定権を尊重する上で実施することが必須であると捉えるべきである。

② 意思決定支援の具体的な実施方法

利用者の意思確認、意思確認が難しい場合には意思の推定、緊急性が高い場合には最善の利益の判断という意思決定支援ガイドラインに記載されている意思決定支援の中で、緊急性が高くない場合には、体験機会の提供や問いかけの工夫等の、利用者の意思確認や意思の推定に係る支援を根気強く継続的に実施する例が効果のあった事例として見られた。

③ 意思決定支援ガイドライン活用の効果及び具体的な活用方法

意思決定支援ガイドライン活用の効果としては、日常生活における意思決定支援の情報を社会生活における意思決定支援を提供する際に活用できるということや、通常業務に意思決定支援を盛り込む際の材料となる点が挙げられる。当該ガイドラインを普及させることにより、意思決定支援の基本的な枠組みに沿った、意思決定支援の質の底上げにつながると考えられる。

また、意思決定支援ガイドラインを活用することにより、関係機関との話し合いがしやすくなったことも効果の一つとしてヒアリング調査では挙げられた。意思決定支援において、利用者の意思を実現するためには、関係機関との連携がヒアリング調査のすべての事例で必須であった。当該ガイドラインを活用することにより関係機関との話し合いがしやすくなることや、当該ガイドライン活用による意思決定支援の取組の強化により、必然的に関係機関との意思疎通を図っていることから、関係機関との連携強化が実現され、意思決定支援の更なる取り組みの強化につながることが推察される。

加えて、意思決定支援ガイドラインの具体的な活用方法としては、通常業務で活用する日誌やアセスメントシート、個別支援計画等のフォーマットに、当該ガイドラインの内容を反映させる方法が複数の事業所で見られた。意思決定支援ガイドラインそのものを全職員に周知するだけでは、支援現場への落とし込みが難しいが、当該ガイドラインの内容を踏まえたフォーマットを通常業務の中で活用することにより、自然と意思決定支援を意識して実施できるようになると考えられる。

④ 意思決定支援を促進する上での今後の取組に係る示唆

意思決定支援を促進する上での今後の取組として3つの示唆を示したい。

まず、研修受講機会の拡充である。意思決定支援は支援者の仕事そのものであるという観点から、支援者全てが意思決定支援に係る研修を受講出来る機会を設けるべきであるという意見が検討委員会では挙げられた。また、都道府県相談支援従事者研修の専門コース別研修（意思決定支援）への要望として、ヒアリングではオンデマンド形式の開催についての声が聞かれたが、当該研修は演習中心のカリキュラムであることから、オンデマンド形式による開催は難しいと考えられる。しかしながら、研修受講機会の拡充のため、実地研修のみならず、別途参加のしやすいオンライン開催等の研修を企画していくことが有効であると考えられる。

また、都道府県相談支援従事者研修の専門コース別研修（意思決定支援）は一部の都道府県で実施されていないのが現状である。研修受講機会の拡充のため、各都道府県による当該研修の実施促進が求められる。

2点目として、事業所内の話し合いや情報共有における工夫についてである。意思決定支援ガイドラインの活用における課題として、質問紙調査、ヒアリング調査ともに人材や時間が不足しているとの結果が出ており、これについては国や都道府県などにおいて課題を掘り下げる等の継続的な対応が求められる。

現状においてできる工夫としては、ヒアリング調査の中で、事業所内の話し合いや情報共有の頻度を高くすることにより、利用者の意思やそれぞれの対応方針について共通認識を迅速に持つことができることが大きな利点として挙げられた。これにより、利用者の意思を支援に迅速に反映し、利用者の生活の質も向上させることができると考えられる。また、迅速な対応により、利用者が不安を覚え、課題行動がみられることも減り、結果として職員の負担軽減につながるという声もヒアリングでは聞かれた。

話し合いや情報共有の頻度を高くするというのは一見、人材や時間が不足している支援現場において、さらに職員の負担を増やすものだと捉えられかねないが、目的は迅速な情報共有による利用者の生活の質の向上であるため、毎度格式ばった会議を開催する必要はないのではないかという意見が検討委員会では挙げられた。毎朝あるいは毎週、職員が気楽に情報共有をできる場を用意することが重要であると考えられる。また、こうした風土を醸成するためには、本人の意思を中心とした支援を行うことが、支援者の仕事そのものであるという認識を職員全体で共有していくよう、組織として取り組んでいくことが重要であると考えられる。

併せて、この話し合いや情報共有において、利用者の情報や支援への見解を共有し、外部資源の活用といった支援の社会科につなげるために、本人や家族、他の支援機関も交えること、さらには客観性や専門性を担保するために、外部からの助言者も交えることも、各事業所で推進していただきたい。

3点目として、既存の枠組みを積極的に活用することである。意思決定支援ガイドラインが策定され、支援現場では新たに意思決定支援責任者や意思決定支援会議、意思決定支援計画等

の取組を始めなければならないという認識が広まっている可能性もあるという言う指摘が検討委員会内で為された。質問紙調査及びヒアリング調査を踏まえても、意思決定支援に積極的に取り組んでいる事業所では、既存の枠組みを有効に活用し、一体的に実施することによって意思決定支援を導入しやすくしている。そのような工夫により、各職員も意思決定支援への意識を向上させやすいという話がヒアリング調査の中でも聞かれている。

意思決定支援の実施は障害者の自己決定権を尊重する上で必須であるが、人材や時間が不足している支援現場において、新たに意思決定支援を実施するとなるとハードルが高い。しかし、意思決定支援はこれまでの支援の延長戦上にあるため、新たな委員会や会議の立ち上げや計画の作成をするということではなく、既存の枠組みを有効活用し、通常業務の中で積極的に意思決定支援を実施していただくことで、社会生活における意思決定支援という重要な局面においても、利用者の意思を反映した支援が提供できると考えられる。

5. 障害者が希望する「結婚・出産・子育て」の支援に係る調査研究概要

本章では、本事業における障害者が希望する「結婚・出産・子育て」の支援に係る調査研究の背景と目的、目的を達成するための方法について記載する。

(1) 事業の実施背景及び目的

① 背景

令和4年12月に、北海道内の共同生活援助事業所の利用者が不妊処置を受けていた事案について報道がなされた。

結婚、出産、子育てを含め、障害者がどのような暮らしを送るかは、本人が決めることが前提であり、障害者の意思決定を丁寧に支えることが重要であるとともに、障害者が希望する地域生活を送ることができるよう、障害者の結婚、出産、子育てについて、障害福祉、母子保健、子育て支援を含む児童福祉などの関係機関の連携による支援体制の整備を推進していくことが必要である。

一方、支援現場における、「結婚・出産・子育て」に係る支援・取組の実態は十分に把握されていない。

② 目的

以上の背景を踏まえ、本事業では次の目的のもと調査を実施する。

- ✓ 障害者の結婚や出産、子育ての支援の実態や課題を把握する
- ✓ 現場における支援の実態や課題を踏まえ、障害者の結婚、出産、子育て支援の支援体制のあり方や好事例について提示。なお、好事例については、事例集にまとめる
- ✓ 自治体や障害福祉、母子保健、子育て支援を含む児童福祉などの関係機関・事業所に対する支援体制のあり方（関係機関の役割を含む）や支援の好事例の周知を通じて、地域における障害者の結婚、出産、子育ての支援体制の整備や支援の充実につなげる

(2) 実施概要

以上の目的を達成するために、本事業では以下の調査・分析を実施した。

① 全体概要

図表 30 実施した調査の種類及び概要

調査の種類	調査の概要
①質問紙調査	対象 ・ 無作為抽出した各 2,600 か所ずつの共同生活援助事業所及び特定相談支援事業所及びそれらの利用者 ・ 全国の市区町村（障害福祉部局、母子保健・子育て支援部局） 目的 ・ 地域における障害者の結婚、出産、子育て等の支援の実態及び課題の把握
②ヒアリング調査	対象 ・ 検討委員からの推薦により選定した事業所及びその利用者 目的 ・ 質問紙調査で明らかになった支援の実態などの深堀 ・ 事例集の作成に向けた、支援における好事例の収集

② 事業経過

本事業は令和5年6月14日に事業の内示を受け、令和6年3月31日まで、次の経過で事業を実施した。

図表 31 事業経過

時期	事業実施状況	
令和5年 6月		
7月	各委員との事前協議	質問紙調査 調査設計
8月		
9月	★第1回 検討委員会	
10月		ヒアリング調査 調査設計
11月	★ヒアリング調査設計 検討委員メール確認	
12月		質問紙調査 実査
令和6年 1月	★第2回 検討委員会	ヒアリング調査 実査
2月		質問紙調査 集計・分析 深掘り分析
3月	★第3回 検討委員会	ヒアリング調査 分析

(3) 事業検討委員会

障害者の結婚、出産、子育ての支援について知見のある有識者による検討委員会を組成して議論を進めた。委員会は全3回実施した。

① 検討委員

検討委員会委員は次のとおりである。なお、座長には曾根氏が就任した。

図表 32 検討委員会委員

氏名	所属
岩崎 香	早稲田大学人間科学学術院
上野 昌江	四天王寺大学看護学部・看護学研究科
大谷 喜博	全国手をつなぐ育成会連合会
北川 聡子	社会福祉法人麦の子会
國吉 功二	富津市こども家庭課家庭相談係
曾根 直樹	日本社会事業大学専門職大学院
橋詰 正	長野県上小圏域障害者総合相談支援センター
松村 真美	社会福祉法人南高愛隣会
前田 孝章	雲仙市健康福祉部

(五十音順、敬称略)

検討委員会オブザーバーとして次の方が参画した。

図表 33 検討委員会オブザーバー

氏名	所属
栗原 拓也	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室
松崎 貴之	(同上)
金川 洋輔	(同上)
笠 真由美	こども家庭庁支援局虐待防止対策課
荻野 仁視	こども家庭庁支援局家庭福祉課

(順不同、敬称略)

本事業を実施した事務局は下記の通りである。

図表 34 事務局

氏名	所属
東海林 崇	PwC コンサルティング合同会社
吉野 智	(同上)
藤井 瞭	(同上)
馬淵 萌咲	(同上)
青木 佑夏	(同上)

② 検討委員会開催状況

検討委員会は全3回実施し、原則オンライン開催とした。

図表 35 検討委員会開催日及び議題

開催日	主な議題
第1回 令和5年9月22日	<ul style="list-style-type: none"> 事業概要報告 質問紙調査設計の検討 結婚、出産、子育ての事例に係る情報収集
第2回 令和6年1月29日	<ul style="list-style-type: none"> 質問紙調査の結果報告 ヒアリング調査の途中経過報告 報告書案の検討
第3回 令和6年3月4日	<ul style="list-style-type: none"> ヒアリング調査の結果報告 報告書案の検討 事例集案の検討

(4) 倫理審査

事業所の利用者に対する質問紙調査及びヒアリング調査の実施に当たり、以下のとおり倫理審査を受けた。

① 倫理審査の概要

倫理審査の概要は以下のとおり。

図表 36 倫理審査の概要

	概要
倫理審査委員会	PwC コンサルティング合同会社倫理審査委員会
実施日	2023年11月24日

② 倫理審査の結果

審査結果は以下のとおり。

図表 37 倫理審査の審査結果

	概要
結果	条件付き承認 【条件】 <ul style="list-style-type: none">• 研究計画書の修正• 依頼状の修正• 質問紙調査の調査票の修正

6. 障害者が希望する「結婚・出産・子育て」の支援に係る質問紙調査結果

本章では、共同生活援助事業所・特定相談支援事業所及びそれらの利用者、全国の市区町村（障害福祉部局、母子保健・子育て支援部局）に対して実施した質問紙調査の内容および調査結果について記載する。障害者の結婚や出産、子育ての支援の実態や課題を把握するため、質問紙調査を実施した。

(1) 共同生活援助事業所・特定相談支援事業所を対象とした調査

以下のとおり、共同生活援助事業所及び特定相談支援事業所を対象とした調査を実施した。

① 調査概要

次のとおり調査を実施した。

図表 38 調査概要

	概要
調査対象	<ul style="list-style-type: none">共同生活援助事業所 2,600 事業所（無作為抽出）特定相談支援事業所 2,600 事業所（無作為抽出）
調査方法	<ul style="list-style-type: none">Excel ファイルにて調査票を作成調査事務局から事業所に、メールにより調査票を送付事業所は、回答した調査票を調査事務局にメール送付又は Web 上の専用サイトへのアップロードにより提出

② 調査項目

調査項目は以下のとおりである。

図表 39 調査項目

大項目	概要
事業所の基本情報	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス等の種類 対象とする主たる障害種別 利用者の定員数（共同生活援助事業所のみ） 利用者の現員数（共同生活援助事業所のみ） 特定相談支援事業所のサービス等利用計画作成対象者数（特定相談支援事業所のみ）
利用者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てについての相談事例	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年4月以降の事例の有無 相談内容
利用者への同棲・結婚、妊娠・出産、子育てについての支援事例	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年4月以降の事例の有無 支援事例における利用者の障害種別 支援事例における利用者の居住場所 支援事例における支援内容 支援事例における連携している支援機関 支援事例におけるその他の支援者 支援事例において利用しているサービス
実施している支援や取組	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てについて実施している支援や取組
支援や各種取組における課題	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てに関する支援や各種取組における課題

③ 調査結果⁵

共同生活援助事業所の回収率は11.5%、特定相談支援事業所の回収率は10.0%であった。

図表 40 回収状況⁶

調査対象	回収状況
共同生活援助事業所	<ul style="list-style-type: none"> 無作為抽出数：2,600 事業所 回答数及び有効回答数：300 事業所（11.5%）
特定相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> 無作為抽出数：2,600 事業所 回答数及び有効回答数：261 事業所（10.0%）

⁵ 四捨五入の関係で、単一選択の設問ではあるが、各選択肢の合計が100%にならないグラフあり

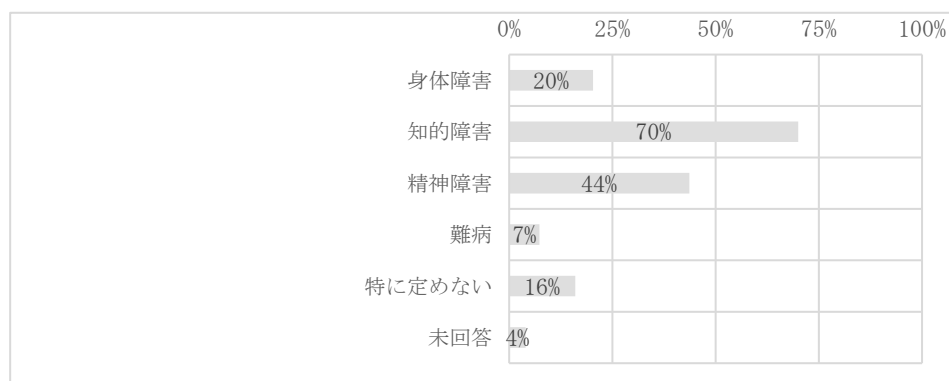
⁶ 合計561の回答のうち、58の回答は共同生活援助事業所及び特定相談支援事業所の両方としての回答であったが、それぞれ無作為抽出時及び依頼時においてどちらの事業所としての回答を求めたかに応じて分類した。

共同生活援助事業所

ア 対象とする主たる障害種別

対象とする主たる障害種別は「知的障害」が最多の約70%で、次いで「精神障害」の約44%であった。

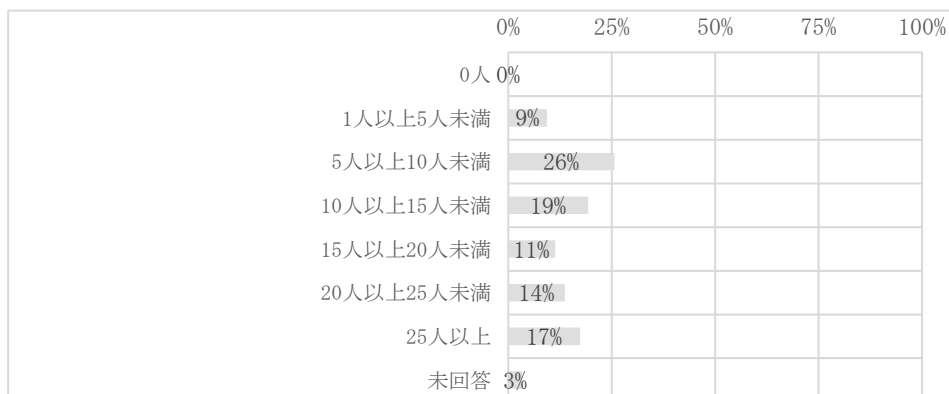
グラフ 117 対象とする主たる障害種別 (n=300) (複数回答)



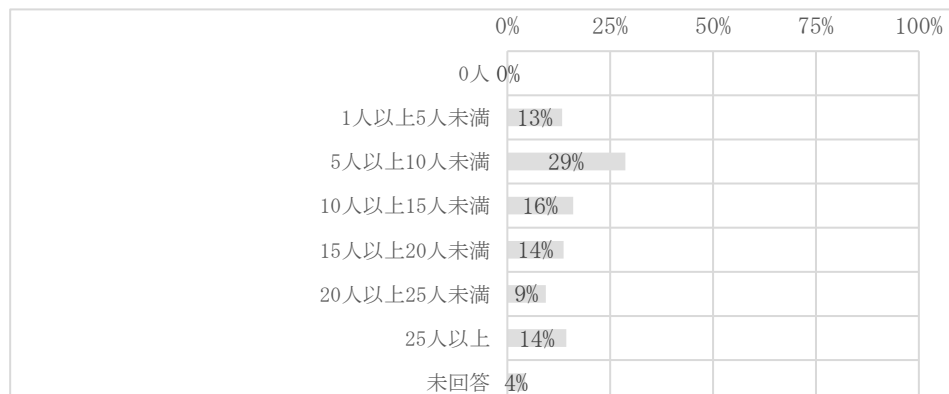
イ 利用者の定員数・現員数

利用者の定員数は「5人以上10人未満」が最多の約26%で、次いで「10人以上15人以下」の約19%であった。現員数も「5人以上10人未満」が最多の約29%で、次いで「10人以上15人以下」の約16%であった。

グラフ 118 利用者の定員数 (n=300)



グラフ 119 利用者の現員数 (n=300)

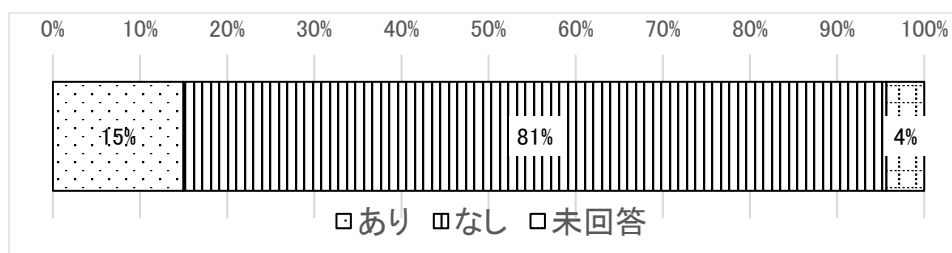


ウ 利用者の同棲・結婚についての相談事例⁷

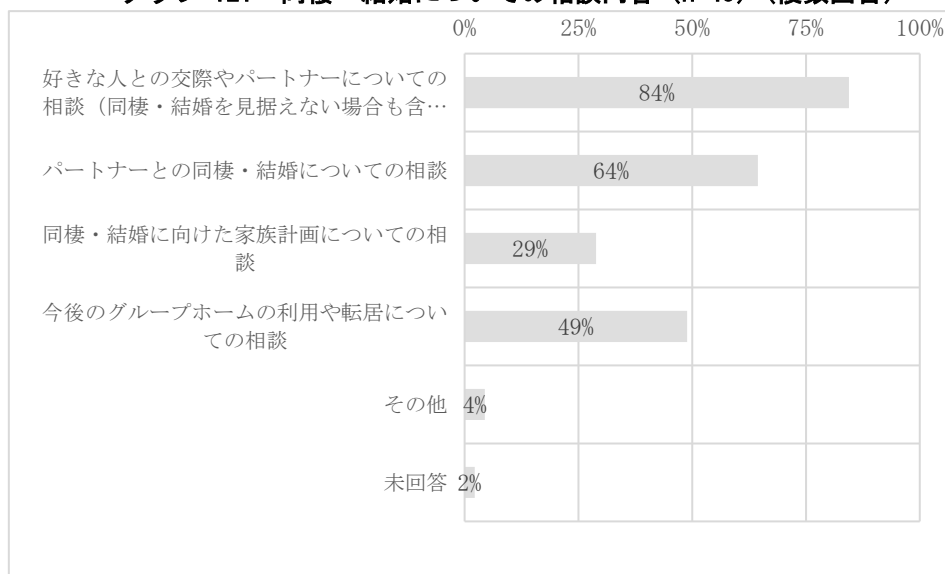
利用者の同棲・結婚についての相談事例があったのは約15%で、なかったのは約81%であった。

同棲・結婚についての相談内容は「好きな人との交際やパートナーについての相談」が最多の約84%で、次いで「パートナーとの同棲・結婚についての相談」の約64%であった。

グラフ 120 利用者への同棲・結婚についての相談事例 (n=300)



グラフ 121 同棲・結婚についての相談内容 (n=45) (複数回答)



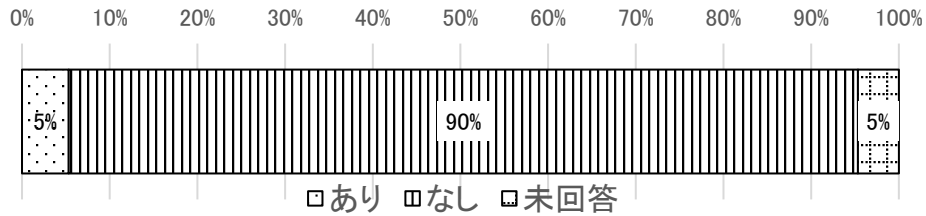
⁷ 以降の相談や支援の状況は、令和4年4月から質問紙調査回答時までの状況についてのものである。

エ 利用者の妊娠・出産についての相談事例

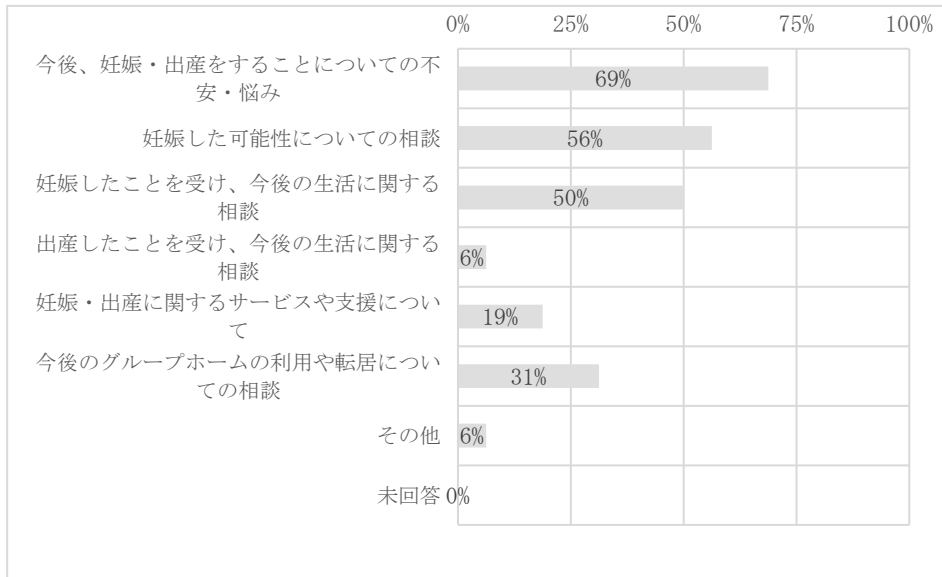
利用者の妊娠・出産についての相談事例があったのは約5%で、なかったのは約90%であった。

妊娠・出産についての相談内容は「今後、妊娠・出産することについての不安・悩み」が最多の約69%で、次いで「妊娠した可能性についての相談」の約56%であった。

グラフ 122 利用者の妊娠・出産についての相談事例 (n=300)



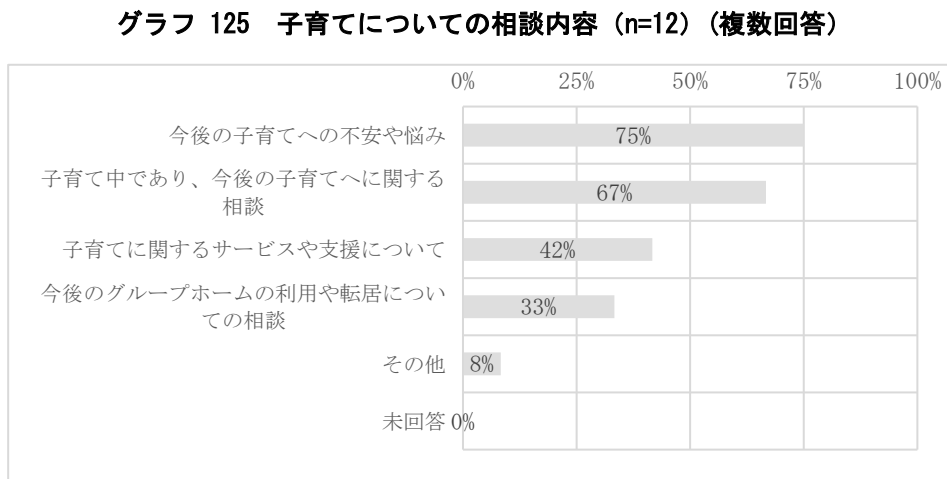
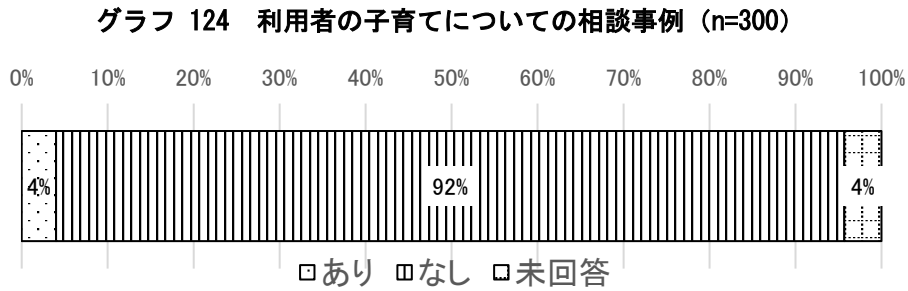
グラフ 123 妊娠・出産についての相談内容 (n=16) (複数回答)



オ 利用者の子育てについての相談事例

利用者の子育てについての相談事例があったのは約4%で、なかったのは約92%であった。

子育てについての相談内容は「今後の子育てへの不安や悩み」が最多の約75%で、次いで「子育て中であり、今後の子育てに関する相談」の約67%であった。



カ 利用者への同棲・結婚についての支援事例

利用者への同棲・結婚についての支援事例があったのは約6%で、なかったのは約86%であった。

同棲・結婚についての支援事例における利用者の障害種別は「精神障害」が最多の約68%で、次いで「知的障害」の約53%であった。

同棲・結婚についての支援事例における利用者の居住場所は「グループホーム（パートナーと別室）」が最多の約53%⁸で、次いで「賃貸住宅」の約37%であった⁹。

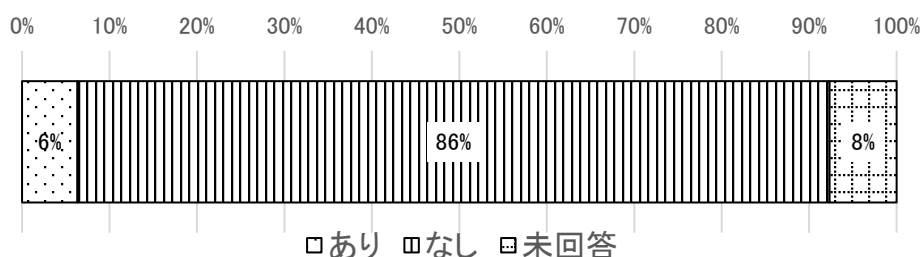
同棲・結婚についての支援事例における支援内容は「利用者本人との定期的な面談や状況の把握」が最多の約89%で、次いで「同棲・結婚生活に向けた助言や体験」の約47%であった。

同棲・結婚についての支援事例において連携している支援機関は「相談支援事業所」が最多の約74%で、次いで「通所事業所」の約58%であった。

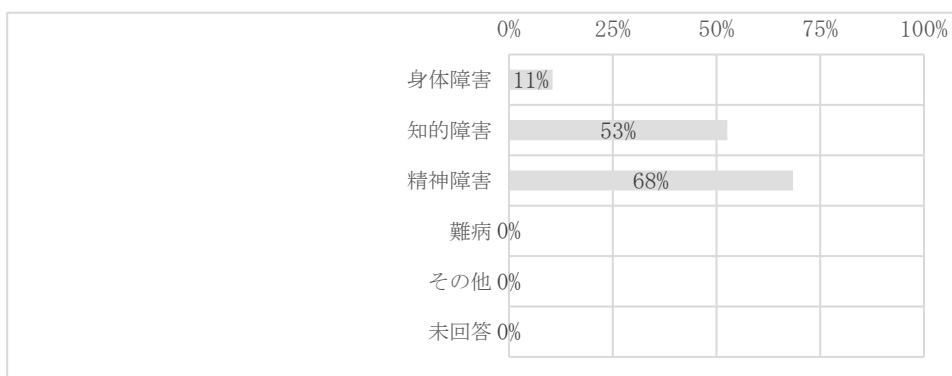
同棲・結婚についての支援事例におけるその他の支援者は「パートナー」が最多の約68%で、次いで「親」の約37%であった。

同棲・結婚についての支援事例において利用しているサービスは「グループホーム」が最多の約58%で、次いで「通所事業所」の約53%であった。

グラフ 126 利用者への同棲・結婚についての支援事例 (n=300)



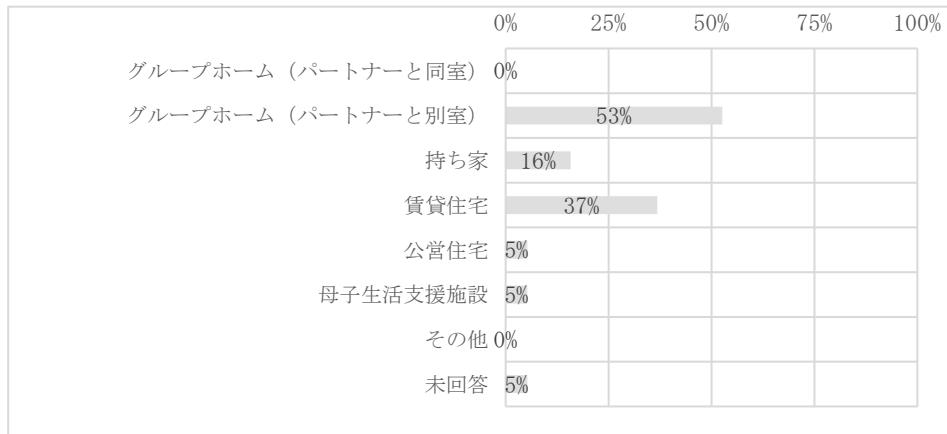
グラフ 127 同棲・結婚についての支援事例における利用者の障害種別 (n=19) (複数回答)



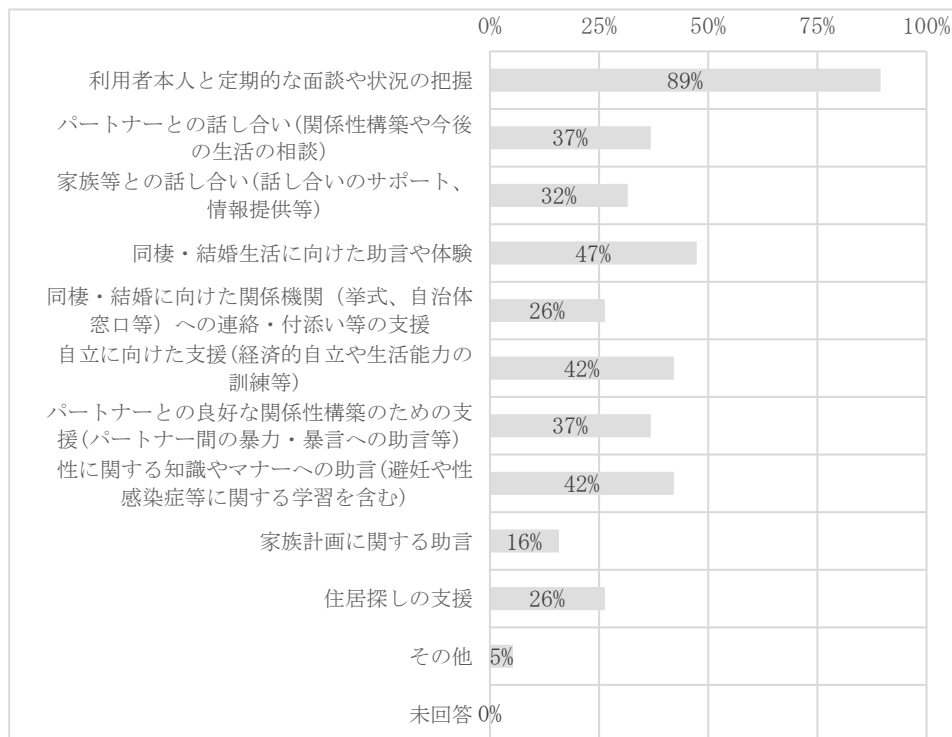
8 検討委員会において、便宜上や申請上において個室としており、実態上は2名で生活している場合についての言及があった。

9 賃貸住宅などが回答に含まれているのは、グループホームとして借り上げた賃貸住宅である可能性が考えられるほか、一部の相談支援事業所としても回答した共同生活援助事業所による回答も含まれている。

グラフ 128 同棲・結婚についての支援事例における利用者の居住場所 (n=19) (複数回答)



グラフ 129 同棲・結婚についての支援事例における支援内容 (n=19) (複数回答)

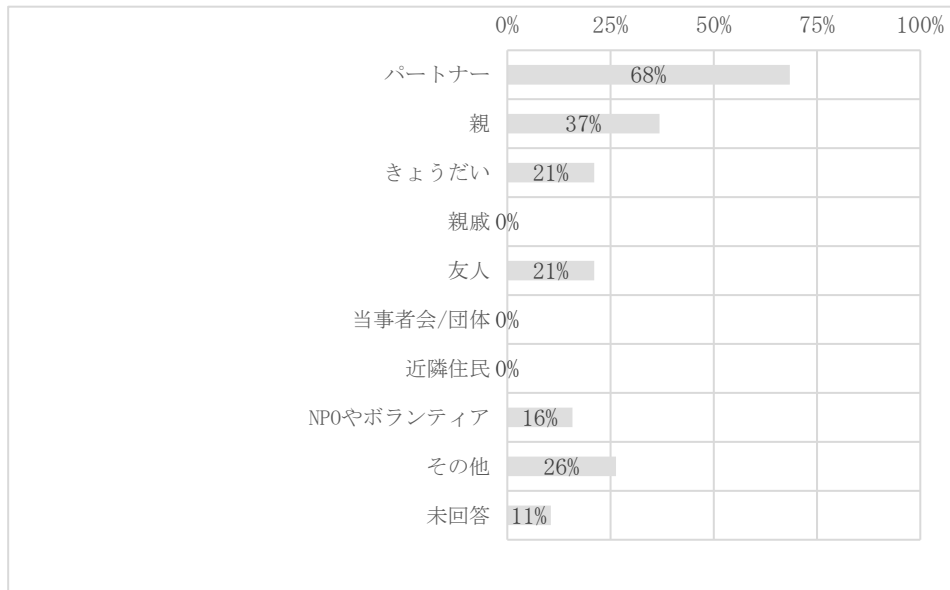


グラフ 130 同棲・結婚についての支援事例において連携している支援機関 (n=19) (複数回答)¹⁰

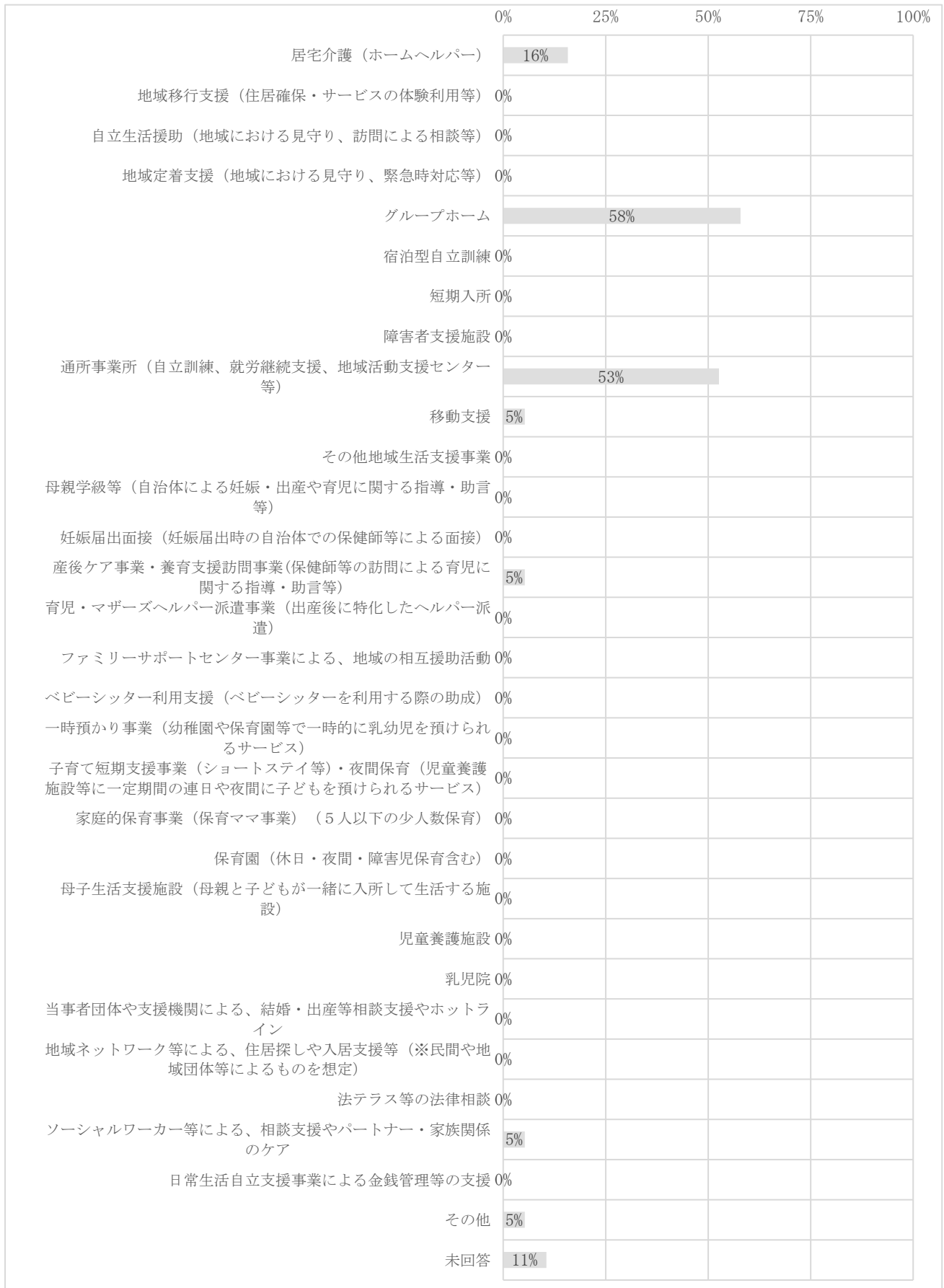


¹⁰ 連携している支援機関として居宅介護事業所 (ホームヘルパー) を回答したのは、一部の相談支援事業所としても回答した共同生活援助事業所であった。

グラフ 131 同棲・結婚についての支援事例におけるその他の支援者 (n=19) (複数回答)



グラフ 132 同棲・結婚についての支援事例において利用しているサービス (n=19) (複数回答)



キ 利用者への妊娠・出産についての支援事例

利用者への妊娠・出産についての支援事例があったのは約3%で、なかったのは約89%であった。

妊娠・出産についての支援事例における利用者の障害種別は「知的障害」「精神障害」がそれぞれ最多の約56%であった。

妊娠・出産についての支援事例における利用者の居住場所は「グループホーム（パートナーと別室）」が最多の約56%で、次いで「持ち家」「賃貸住宅」の約22%であった。

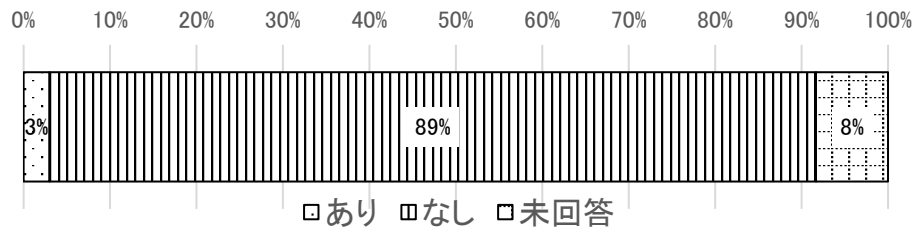
妊娠・出産についての支援事例における支援内容は「医療機関（産婦人科等）への連絡・付添い等の支援」が最多の約67%で、次いで「出産についての意思決定の支援」の約56%であった。

妊娠・出産についての支援事例において連携している支援機関は「市町村の障害保健福祉部局」が最多の約78%で、次いで「相談支援事業所」「通所事業所」「グループホーム」の約56%であった。

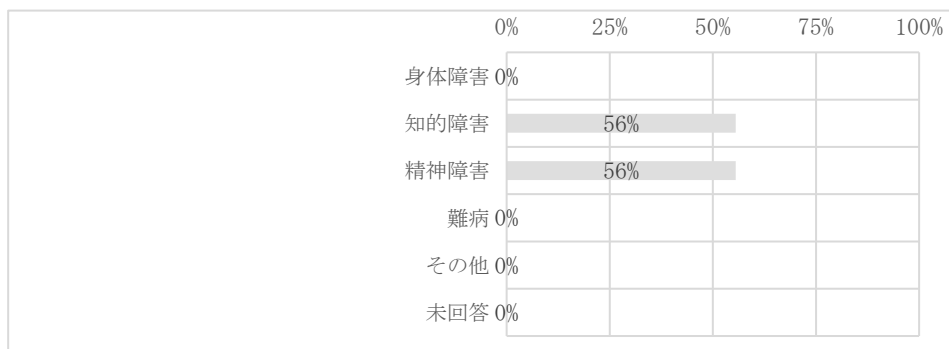
妊娠・出産についての支援事例におけるその他の支援者は「親」が最多の約89%で、次いで「パートナー」の約67%であった。

妊娠・出産についての支援事例において利用しているサービスは「グループホーム」が最多の約67%で、次いで「通所事業所」「産後ケア事業・養育支援訪問事業」の約22%であった。

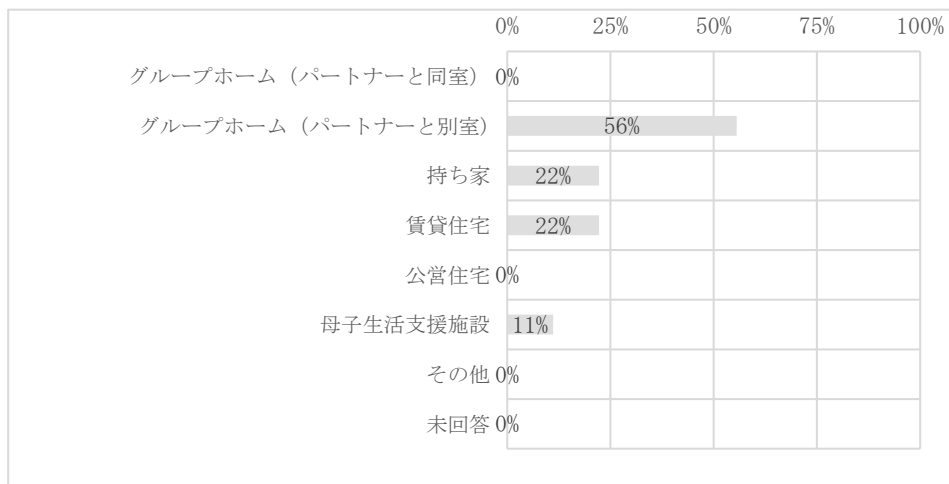
グラフ 133 利用者への妊娠・出産についての支援事例 (n=300)



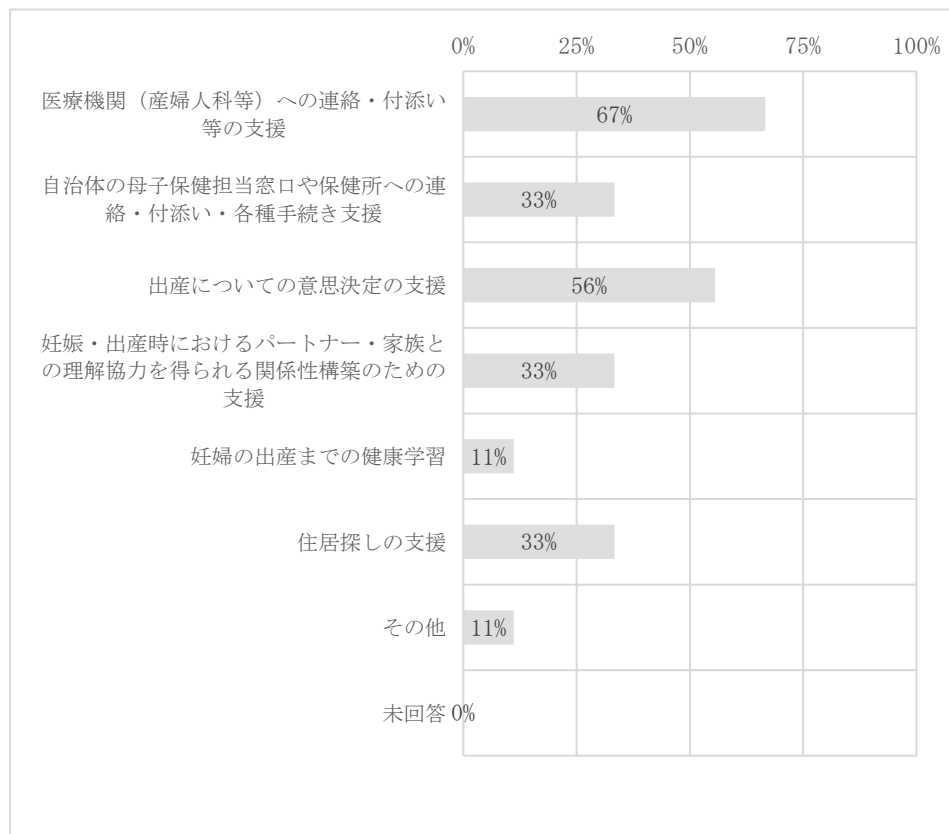
グラフ 134 妊娠・出産についての支援事例における利用者の障害種別 (n=9) (複数回答)



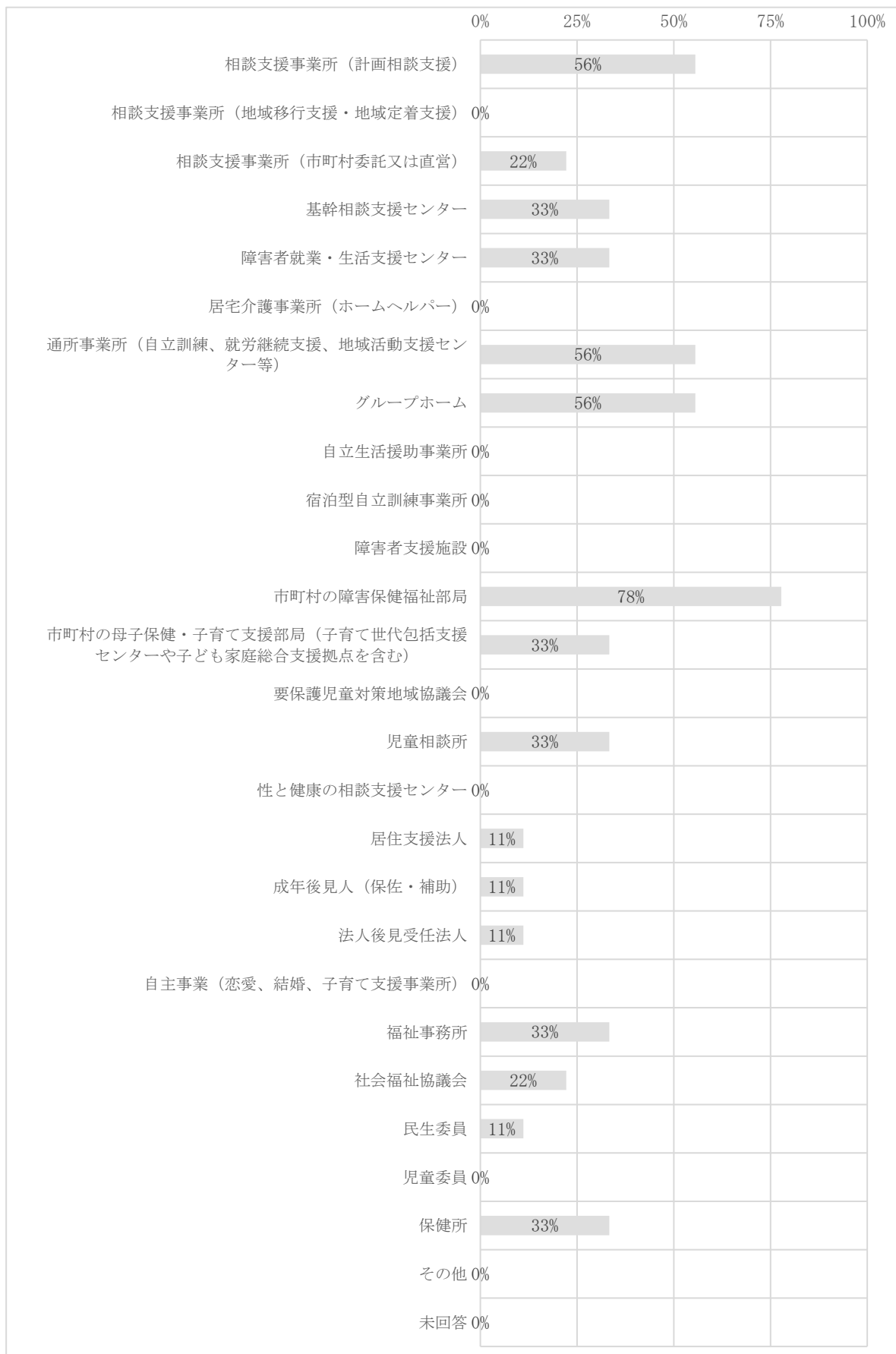
グラフ 135 妊娠・出産についての支援事例における利用者の居住場所 (n=9) (複数回答)



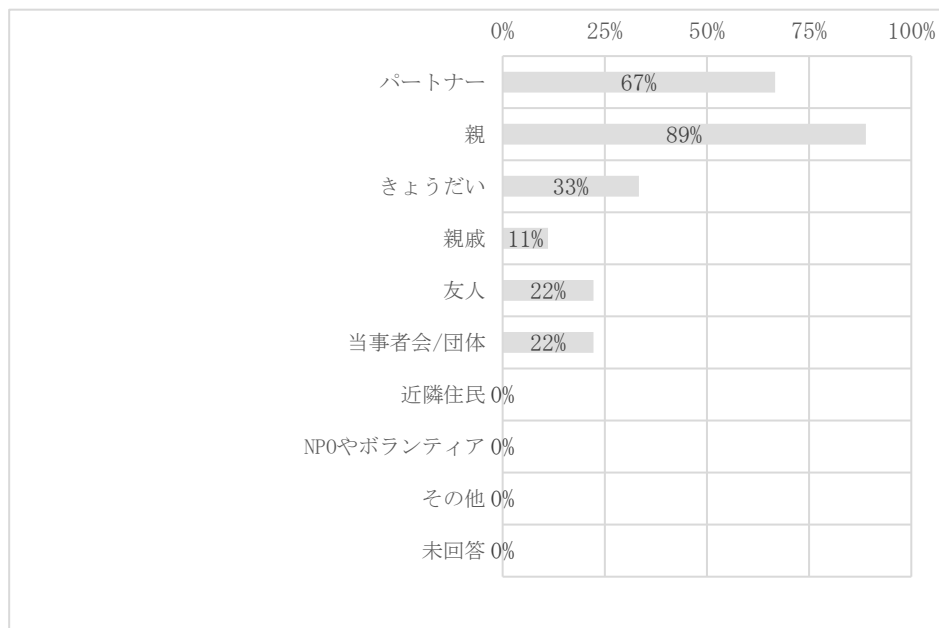
グラフ 136 妊娠・出産についての支援事例における支援内容 (n=9) (複数回答)



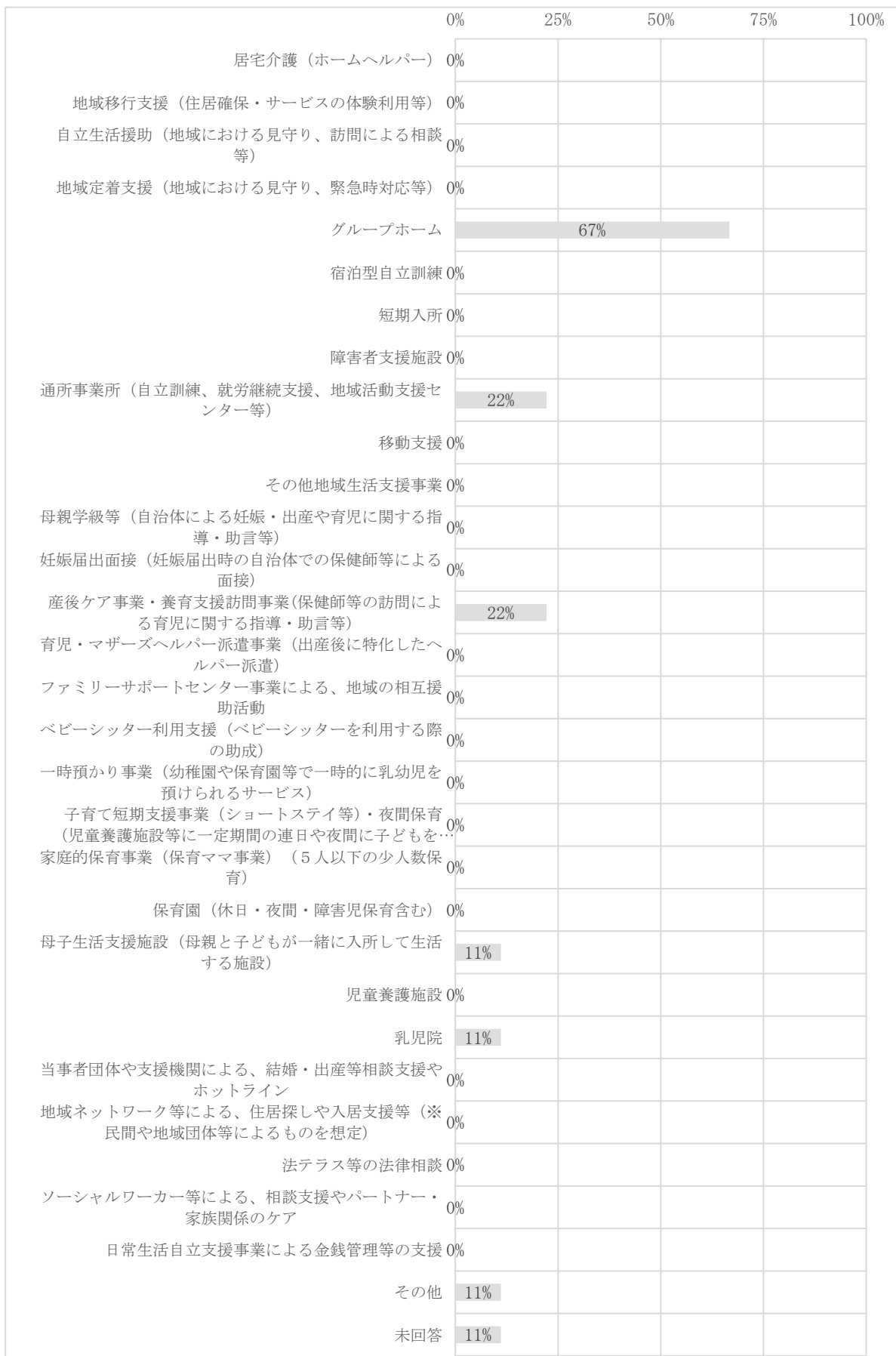
グラフ 137 妊娠・出産についての支援事例において連携している支援機関 (n=9) (複数回答)



グラフ 138 妊娠・出産についての支援事例におけるその他の支援者 (n=9) (複数回答)



グラフ 139 妊娠・出産についての支援事例において利用しているサービス (n=9) (複数回答)



ク 利用者への子育てについての支援事例

利用者への子育てについての支援事例があったのは約3%で、なかったのは約89%であった。

子育てについての支援事例における利用者の障害種別は「精神障害」が最多の約63%で、次いで「知的障害」の約38%であった。

子育てについての支援事例における利用者の居住場所は「賃貸住宅」が最多の約38%で、次いで「グループホーム（パートナーと別室）」の約25%であった。

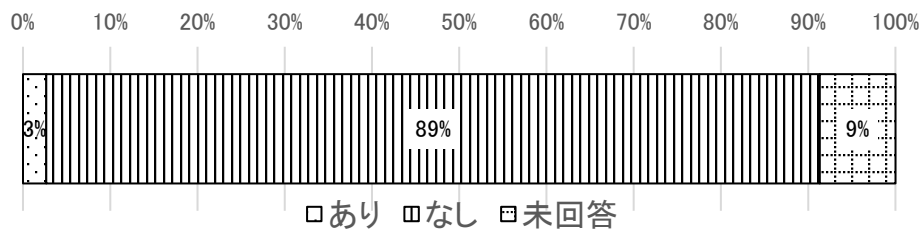
子育てについての支援事例における支援内容は「定期的な訪問等による面談や状況の把握」が最多の約63%で、次いで「健全な育児のための支援」の約50%であった。

子育てについての支援事例において連携している支援機関は「児童相談所」が最多の約63%で、次いで「相談支援事業所」の約50%であった。

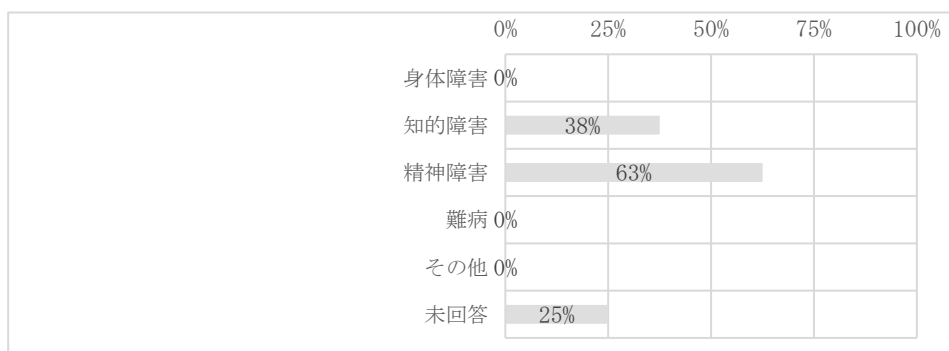
子育てについての支援事例におけるその他の支援者は「親」が最多の約50%であった。

子育てについての支援事例において利用しているサービスは「居宅介護」「児童養護施設」がそれぞれ最多の約38%であった。

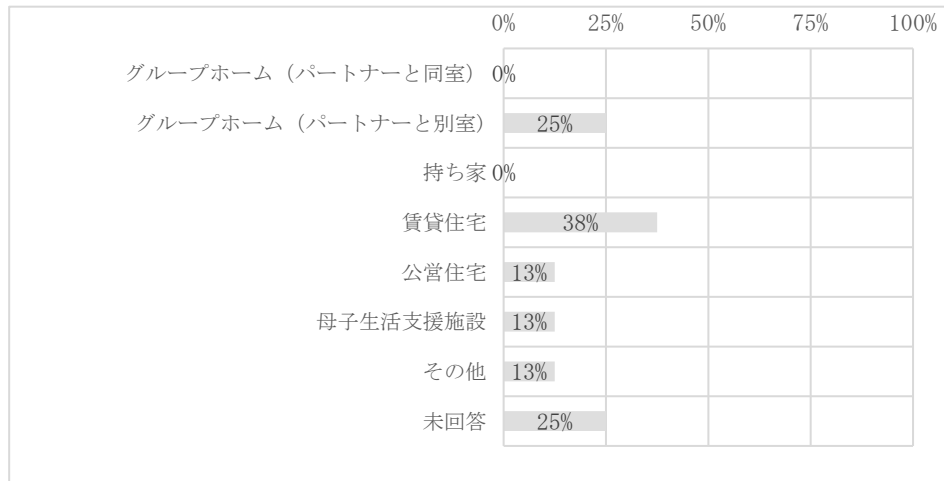
グラフ 140 利用者への子育てについての支援事例 (n=300)



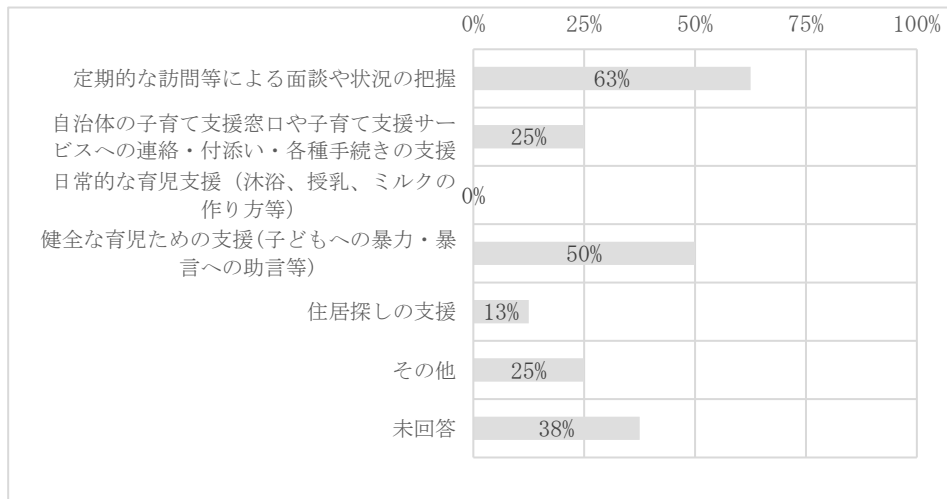
グラフ 141 子育てについての支援事例における利用者の障害種別 (n=8) (複数回答)



グラフ 142 子育てについての支援事例における利用者の居住場所 (n=8) (複数回答)



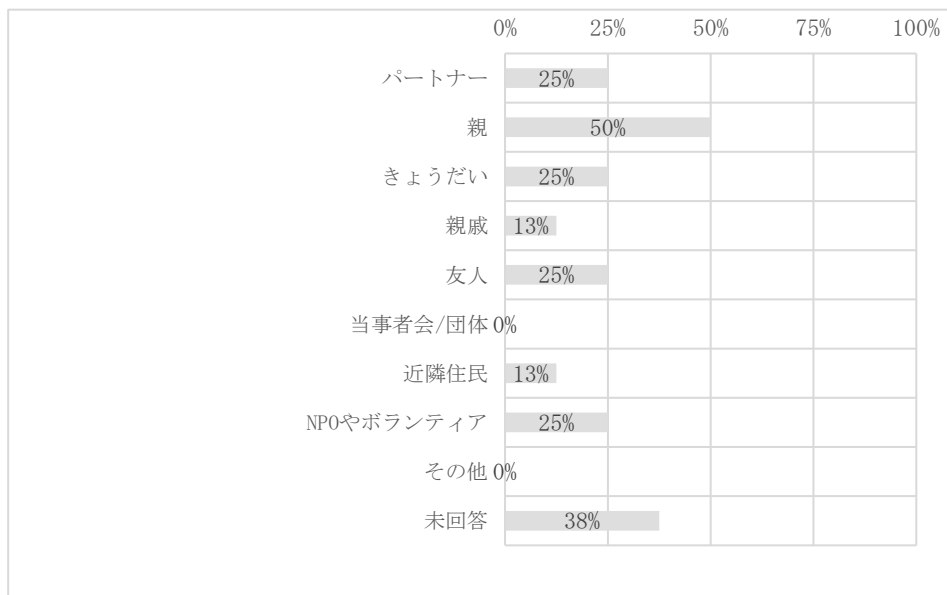
グラフ 143 子育てについての支援事例における支援内容 (n=8) (複数回答)



グラフ 144 子育てについての支援事例において連携している支援機関 (n=8) (複数回答)



グラフ 145 子育てについての支援事例におけるその他の支援者 (n=8) (複数回答)



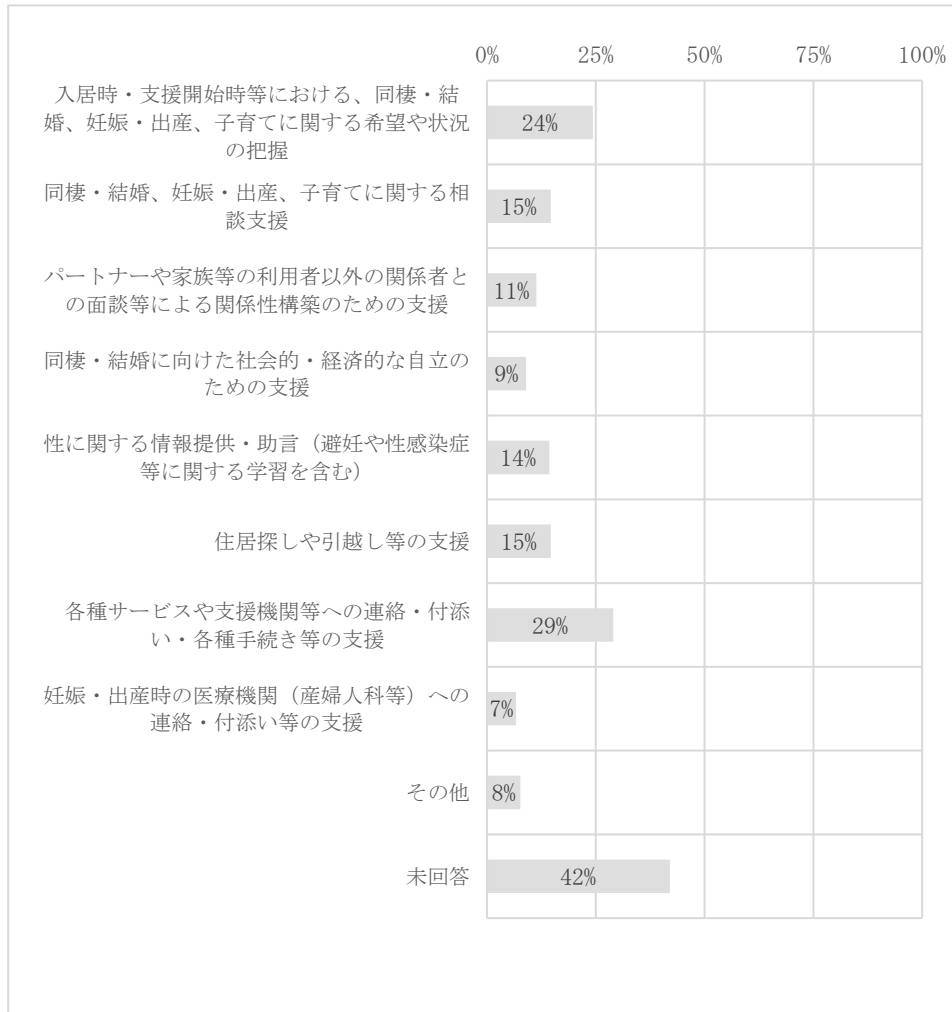
グラフ 146 子育てについての支援事例において利用しているサービス (n=8) (複数回答)



ケ 障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てについて実施している支援や取組

障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てについて実施している支援や取組は「各種サービスや支援機関等への連絡・付添い・各種手続き等の支援」が最多の約 29%で、次いで「入居時・支援開始時等における、同棲・結婚、妊娠・出産・子育てに関する希望や状況の把握」の約 24%であった。

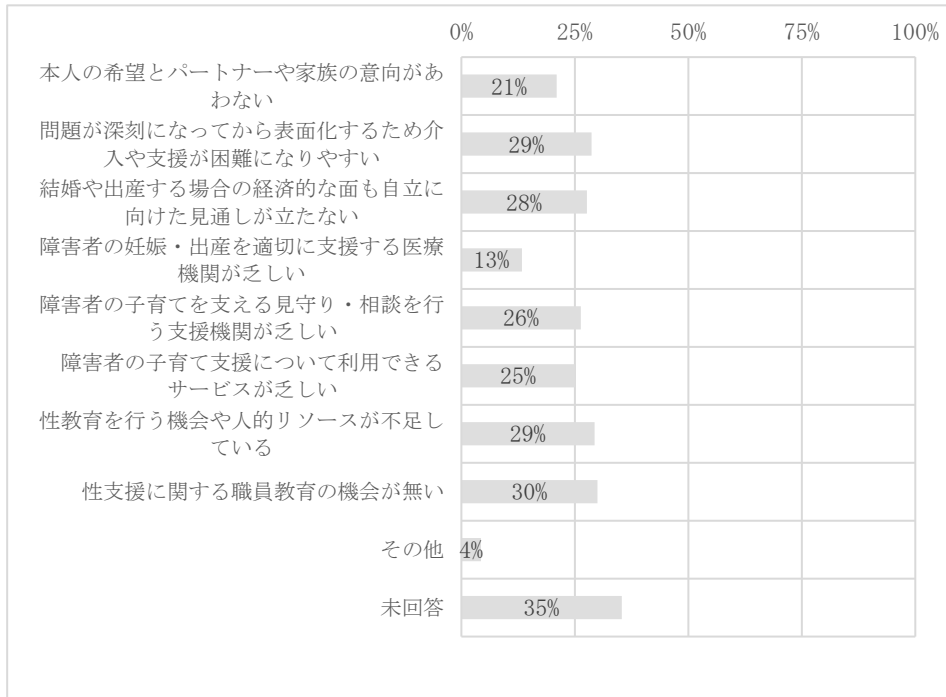
グラフ 147 障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てについて実施している支援や取組 (n=300) (複数回答)



コ 障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てに関する支援や各種取組における課題

障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てに関する支援や各種取組における課題は「性支援に関する職員教育の機会が無い」が最多の約30%であった。

グラフ 148 障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てに関する支援や各種取組における課題 (n=300) (複数回答)

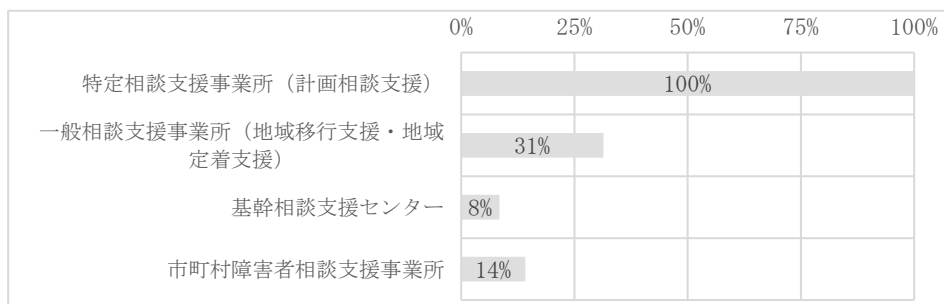


特定相談支援事業所

ア 障害福祉サービス等の種類

一般相談支援事業所は約 31%、市町村障害者相談支援事業所（委託相談支援事業所）は約 14%、基幹相談支援センターは約 8%であった。

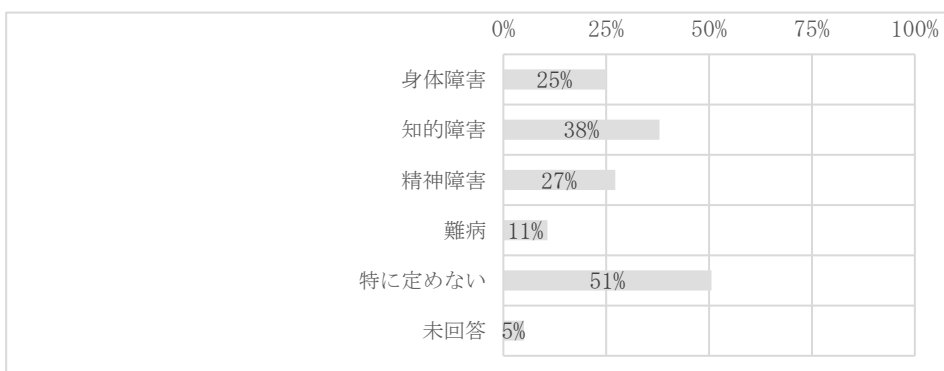
グラフ 149 障害福祉サービス等の種類（n=261）（複数回答）



イ 対象とする主たる障害種別

対象とする主たる障害種別は「特に定めない」が最多の約 51%で、次いで「知的障害」の約 38%であった。

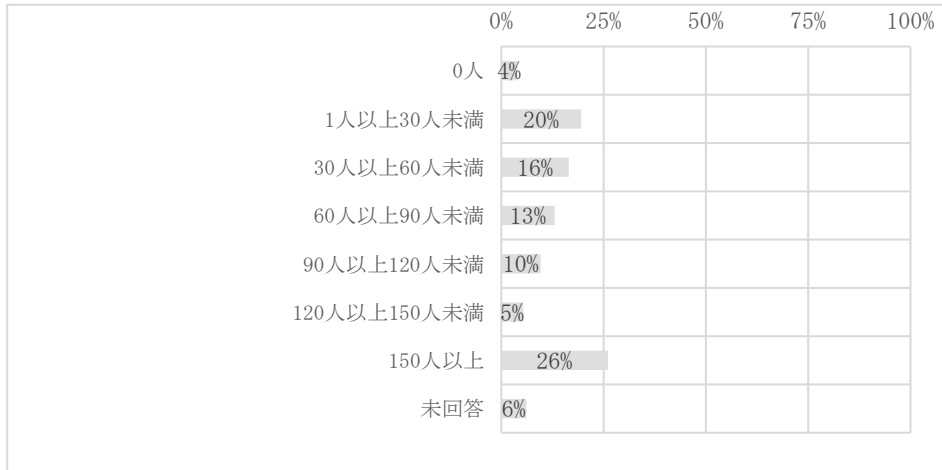
グラフ 150 対象とする主たる障害種別（n=261）（複数回答）



ウ サービス等利用計画作成対象者数

サービス等利用計画作成対象者数は「150人以上」が最多の約26%で、次いで「1人以上30人未満」の約20%であった。

グラフ 151 サービス等利用計画作成対象者数 (n=261)

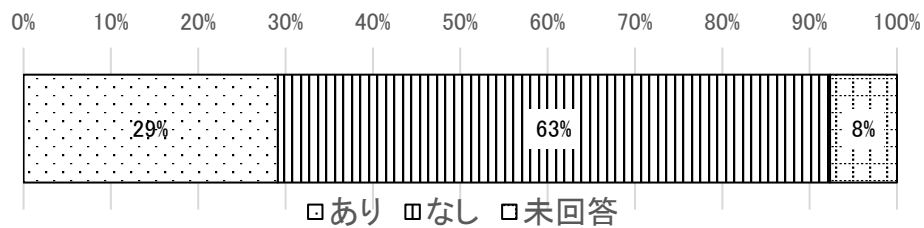


エ 利用者の同棲・結婚についての相談事例

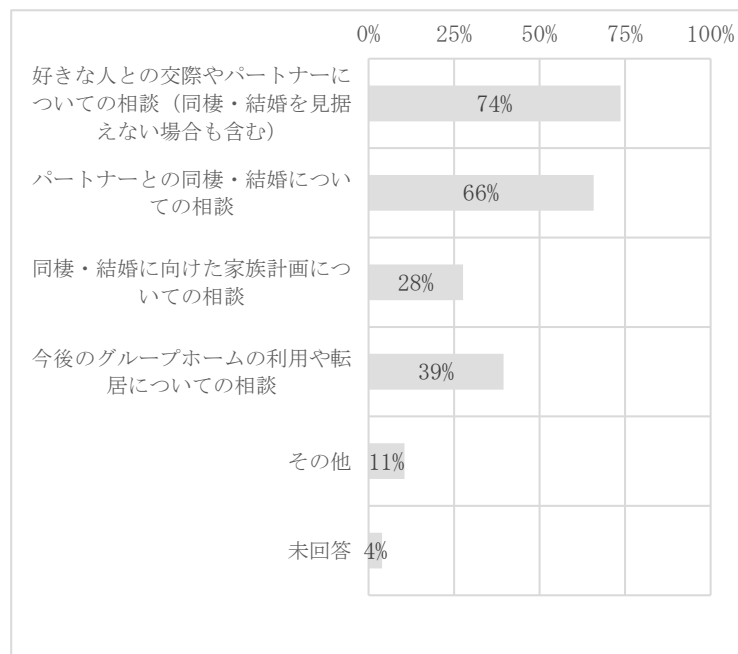
利用者の同棲・結婚についての相談事例があったのは約 29%で、なかったのは約 63%であった。

同棲・結婚についての相談内容は「好きな人との交際やパートナーについての相談」が最多の約 74%で、次いで「パートナーとの同棲・結婚についての相談」の約 66%であった。

グラフ 152 利用者への同棲・結婚についての相談事例 (n=261)



グラフ 153 同棲・結婚についての相談内容 (n=76) (複数回答)

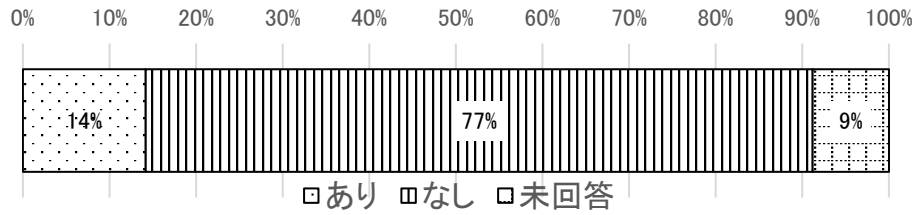


オ 利用者の妊娠・出産についての相談事例

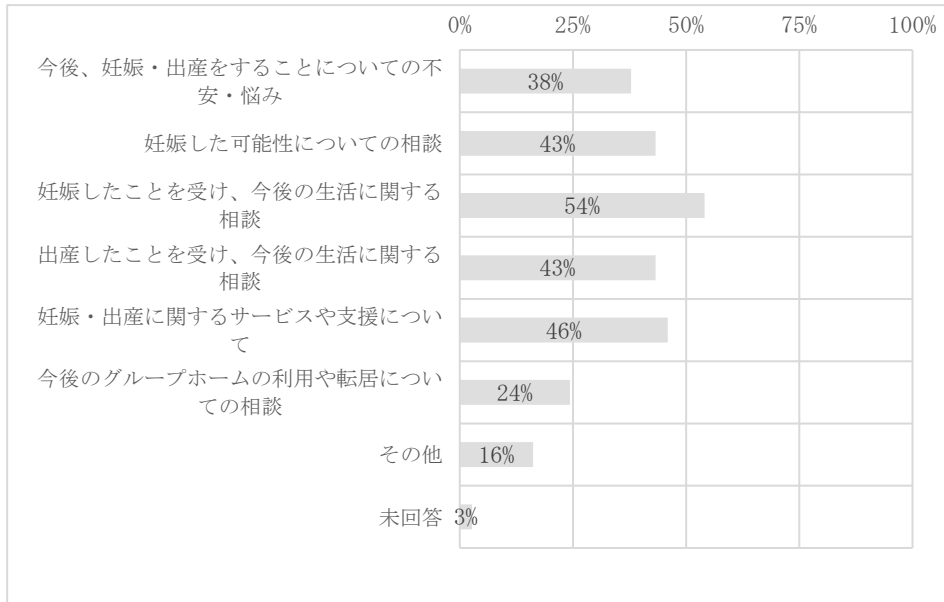
利用者の妊娠・出産についての相談事例があったのは約 14%で、なかったのは約 77%であった。

妊娠・出産についての相談内容は「妊娠したことを受け、今後の生活に関する相談」が最多の約 54%で、次いで「妊娠・出産に関するサービスや支援について」の約 46%であった。

グラフ 154 利用者の妊娠・出産についての相談事例 (n=261)



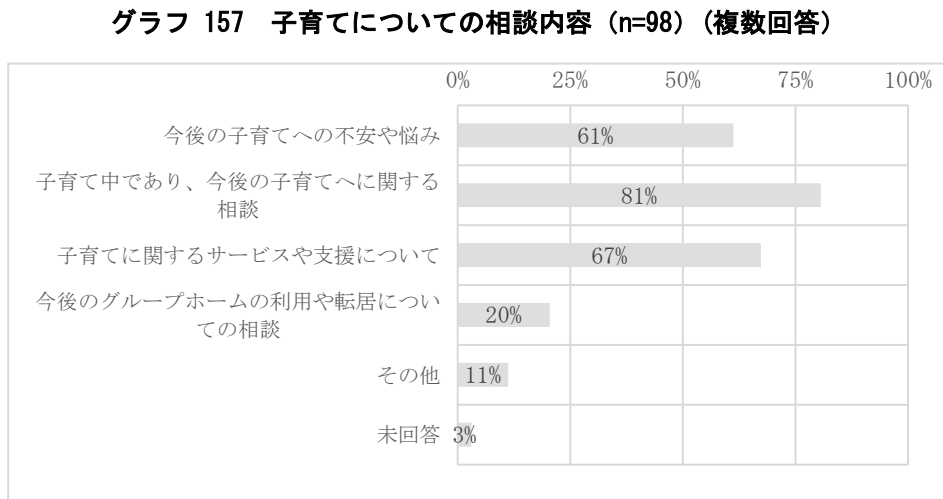
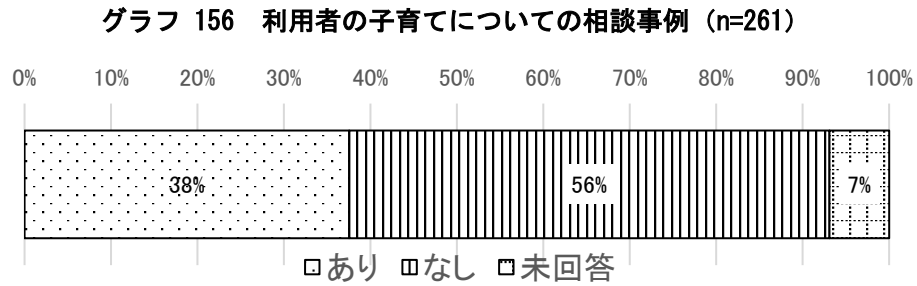
グラフ 155 妊娠・出産についての相談内容 (n=37) (複数回答)



カ 利用者の子育てについての相談事例

利用者の子育てについての相談事例があったのは約 38%で、なかったのは約 56%であった。

子育てについての相談内容は「子育て中であり、今後の子育てに関する相談」が最多の約 81%で、次いで「子育てに関するサービスや支援について」の約 67%であった。



キ 利用者への同棲・結婚についての支援事例

利用者への同棲・結婚についての支援事例があったのは約16%で、なかったのは約74%であった。

同棲・結婚についての支援事例における利用者の障害種別は「知的障害」が最多の約63%で、次いで「精神障害」の約60%であった。

同棲・結婚についての支援事例における利用者の居住場所は「賃貸住宅」が最多の約72%で、次いで「公営住宅」の約30%であった。

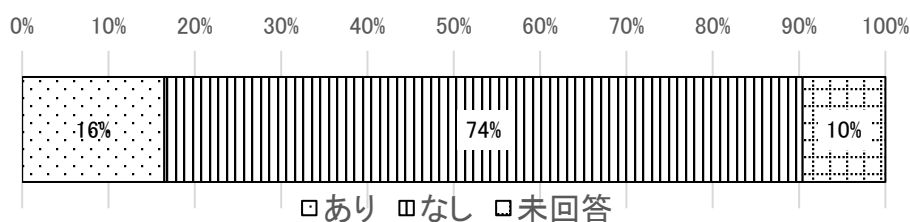
同棲・結婚についての支援事例における支援内容は「利用者本人と定期的な面談や状況の把握」が最多の約88%で、次いで「自立に向けた支援」の約44%であった。

同棲・結婚についての支援事例において連携している支援機関は「相談支援事業所」が最多の約49%で、次いで「通所事業所」「市町村の障害保健福祉部局」の約37%であった。

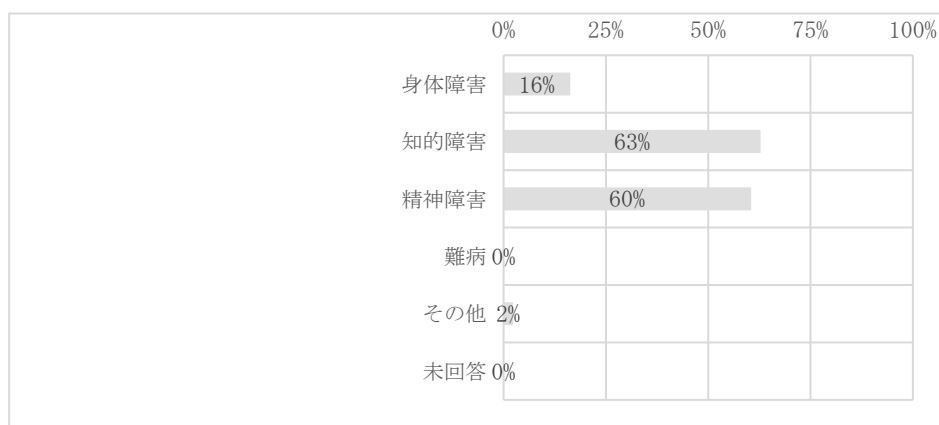
同棲・結婚についての支援事例におけるその他の支援者は「親」が最多の約60%で、次いで「パートナー」の約56%であった。

同棲・結婚についての支援事例において利用しているサービスは「通所事業所」が最多の約51%で、次いで「居宅介護」の約47%であった。

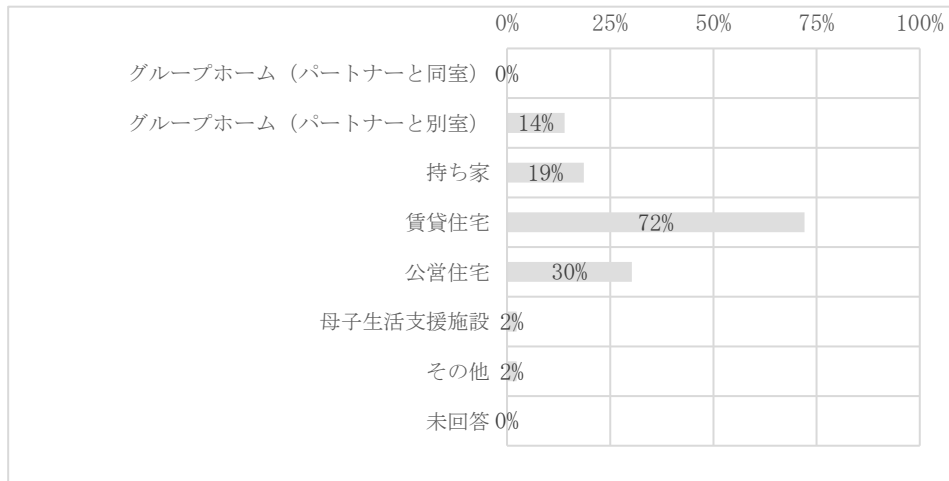
グラフ 158 利用者への同棲・結婚についての支援事例 (n=261)



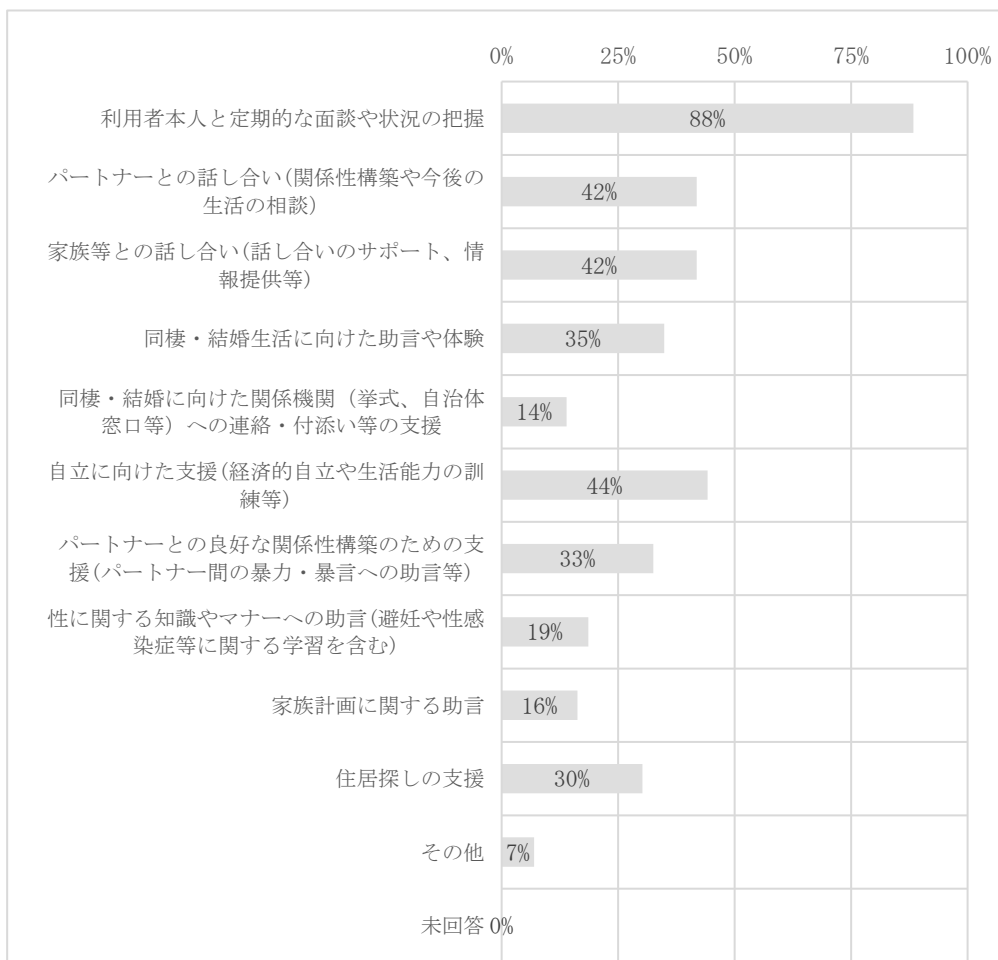
グラフ 159 同棲・結婚についての支援事例における利用者の障害種別 (n=43) (複数回答)



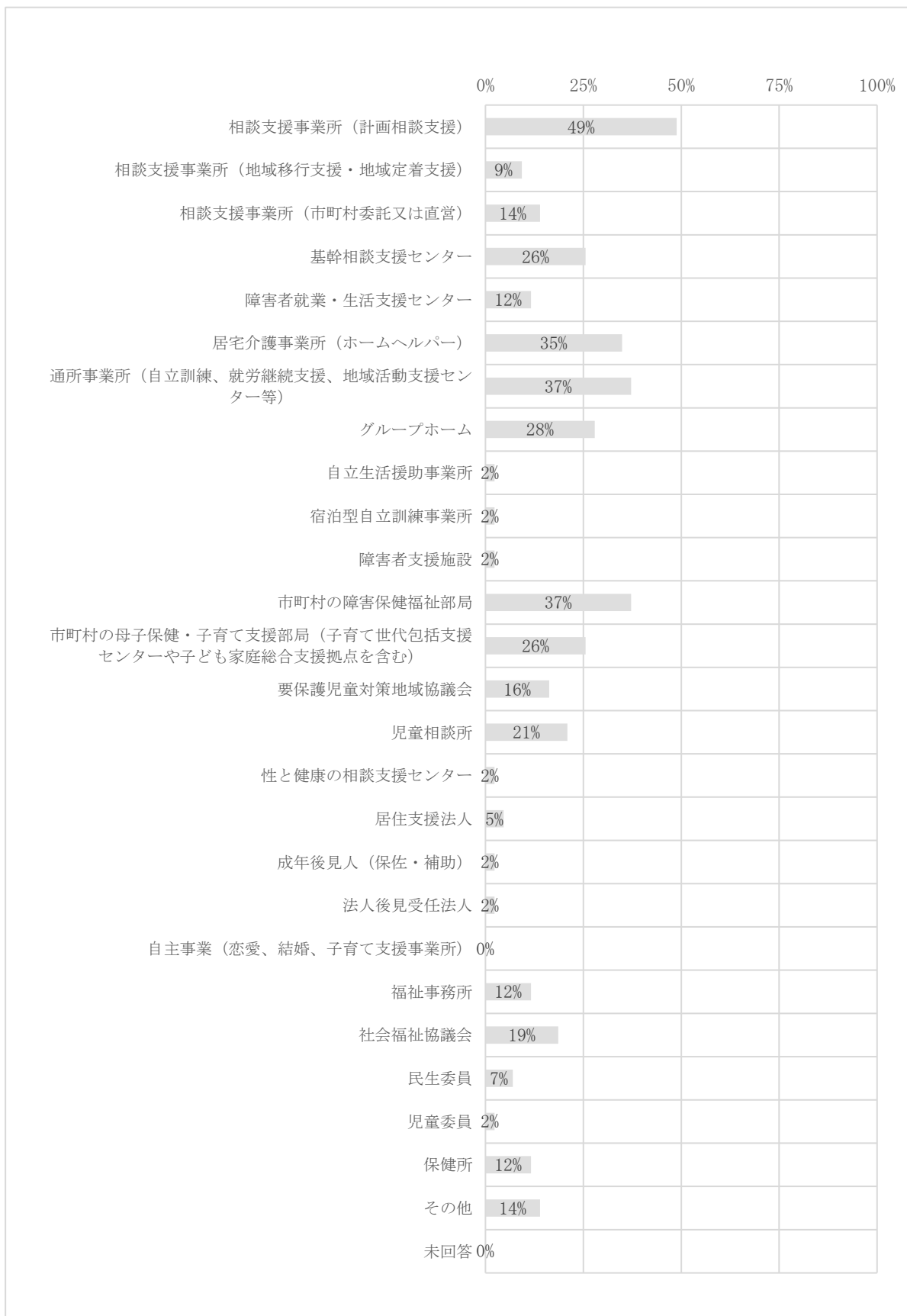
グラフ 160 同棲・結婚についての支援事例における利用者の居住場所 (n=43) (複数回答)



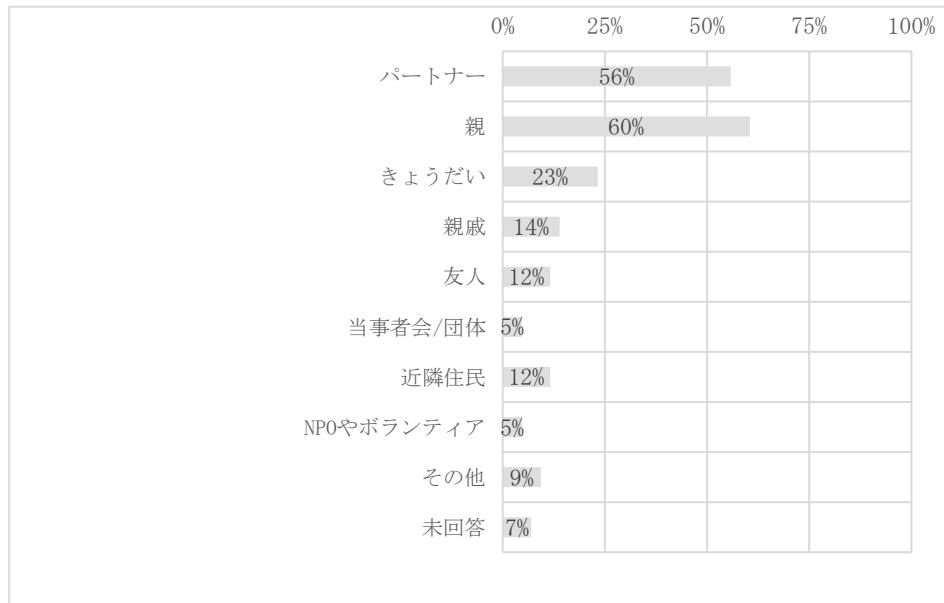
グラフ 161 同棲・結婚についての支援事例における支援内容 (n=43) (複数回答)



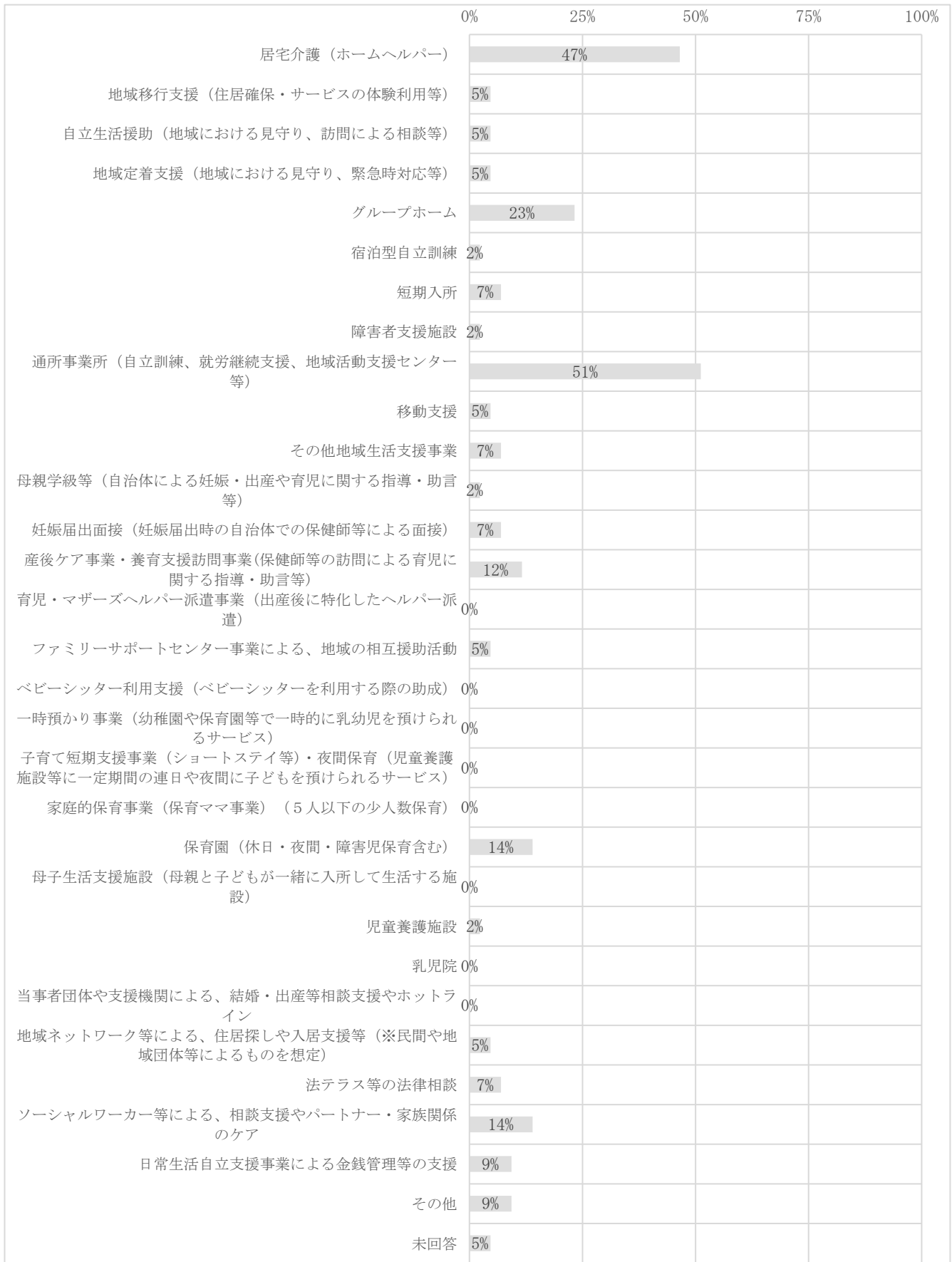
グラフ 162 同棲・結婚についての支援事例において連携している支援機関 (n=43) (複数回答)



グラフ 163 同棲・結婚についての支援事例におけるその他の支援者 (n=43) (複数回答)



グラフ 164 同棲・結婚についての支援事例において利用しているサービス (n=43) (複数回答)



ク 利用者への妊娠・出産についての支援事例

利用者への妊娠・出産についての支援事例があったのは約 11%で、なかったのは約 77%であった。

妊娠・出産についての支援事例における利用者の障害種別は「知的障害」が最多の約 76%で、次いで「精神障害」の約 45%であった。

妊娠・出産についての支援事例における利用者の居住場所は「賃貸住宅」が最多の約 69%で、次いで「公営住宅」の約 31%であった。

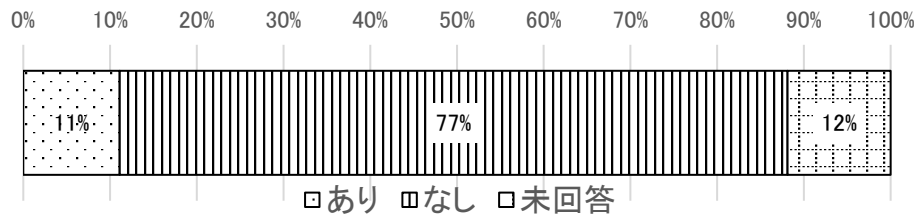
妊娠・出産についての支援事例における支援内容は「自治体の母子保健担当窓口や保健所への連絡・付添い・各種手続き支援」が最多の約 62%で、次いで「医療機関（産婦人科等）への連絡・付添い等の支援」の約 41%であった。

妊娠・出産についての支援事例において連携している支援機関は「市町村の母子保健・子育て支援部局」が最多の約 59%で、次いで「相談支援事業所」の約 52%であった。

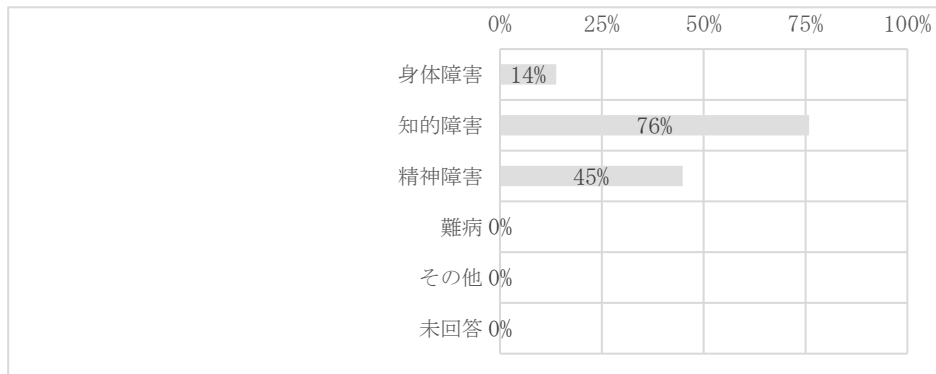
妊娠・出産についての支援事例におけるその他の支援者は「親」が最多の約 62%で、次いで「パートナー」の約 59%であった。

妊娠・出産についての支援事例において利用しているサービスは「居宅介護」が最多の約 62%で、次いで「通所事業所」「産後ケア事業・養育支援訪問事業」の約 38%であった。

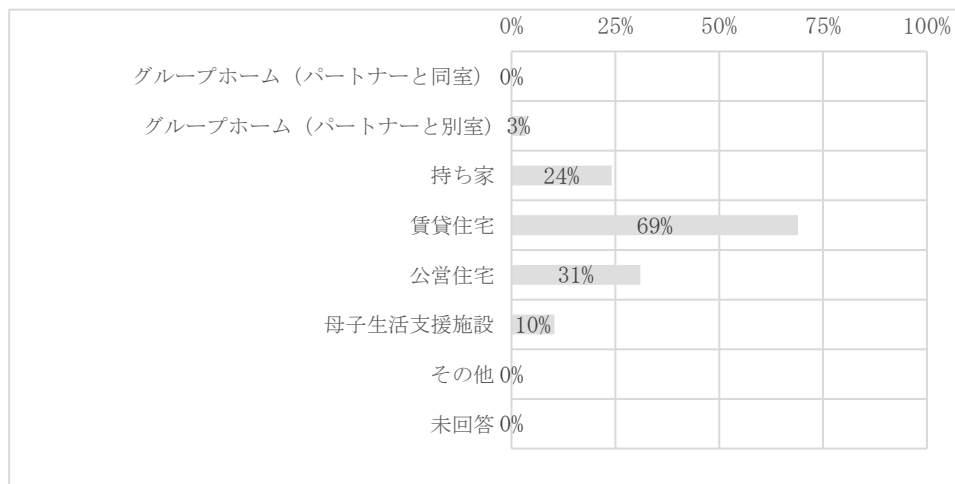
グラフ 165 利用者への妊娠・出産についての支援事例 (n=261)



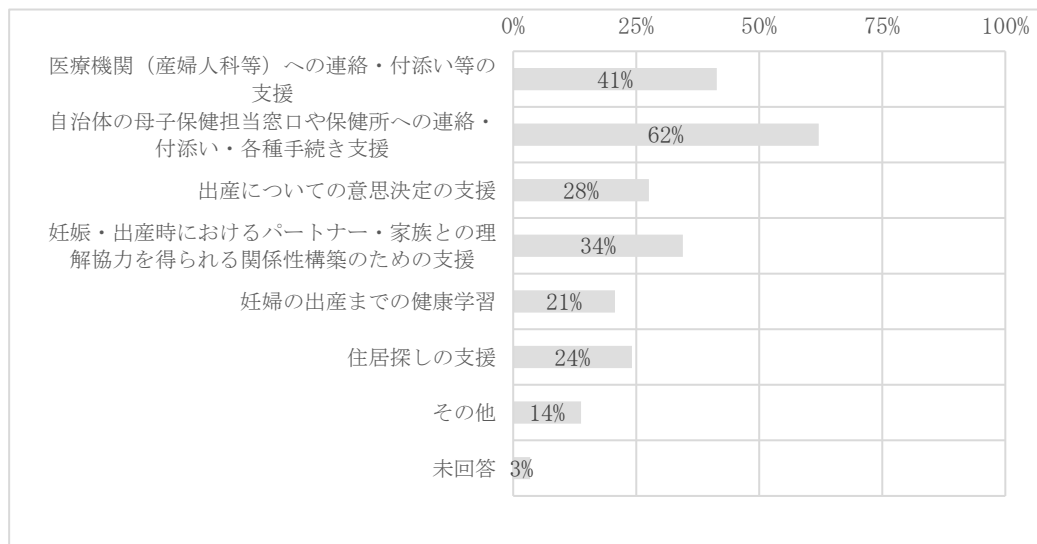
グラフ 166 妊娠・出産についての支援事例における利用者の障害種別 (n=29) (複数回答)



グラフ 167 妊娠・出産についての支援事例における利用者の居住場所 (n=29) (複数回答)



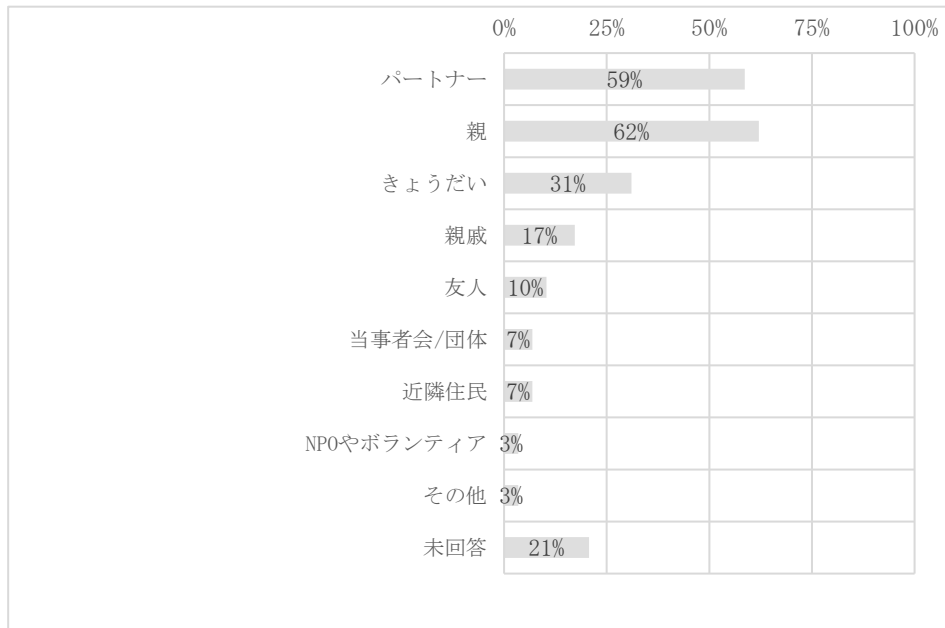
グラフ 168 妊娠・出産についての支援事例における支援内容 (n=29) (複数回答)



グラフ 169 妊娠・出産についての支援事例において連携している支援機関（n=29）（複数回答）



グラフ 170 妊娠・出産についての支援事例におけるその他の支援者 (n=29) (複数回答)



グラフ 171 妊娠・出産についての支援事例において利用しているサービス（n=29）（複数回答）



ケ 利用者への子育てについての支援事例

利用者への子育てについての支援事例があったのは約 33%で、なかったのは約 59%であった。

子育てについての支援事例における利用者の障害種別は「精神障害」が最多の約 64%で、次いで「知的障害」の約 61%であった。

子育てについての支援事例における利用者の居住場所は「賃貸住宅」が最多の約 66%で、次いで「持ち家」「公営住宅」の約 39%であった。

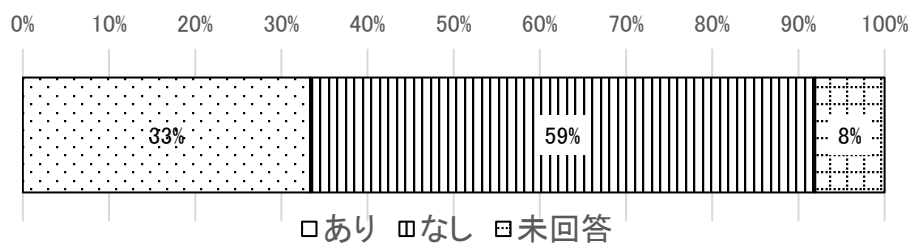
子育てについての支援事例における支援内容は「定期的な訪問等による面談や状況の把握」が最多の約 83%で、次いで「自治体の子育て支援窓口や子育て支援サービスへの連絡・付添い・各種手続きの支援」の約 68%であった。

子育てについての支援事例において連携している支援機関は「市町村の母子保健・子育て支援部局」が最多の約 75%で、次いで「居宅介護事業所」の約 59%であった。

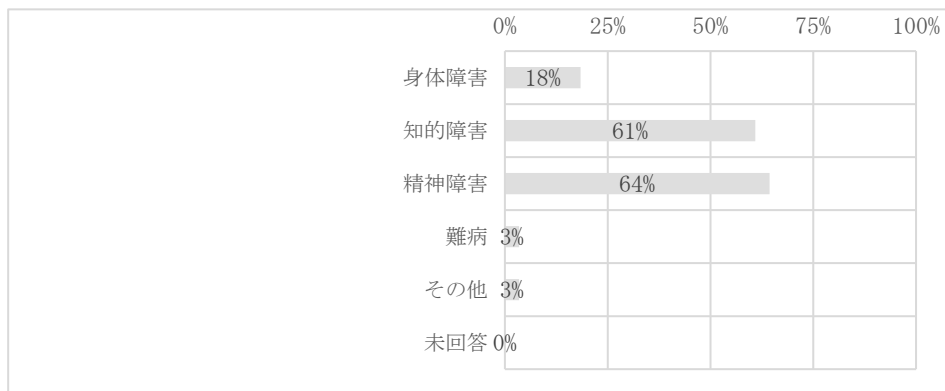
子育てについての支援事例におけるその他の支援者は「親」が最多の約 64%で、次いで「パートナー」の約 55%であった。

子育てについての支援事例において利用しているサービスは「居宅介護」が最多の約 72%で、次いで「通所事業所」の約 41%であった。

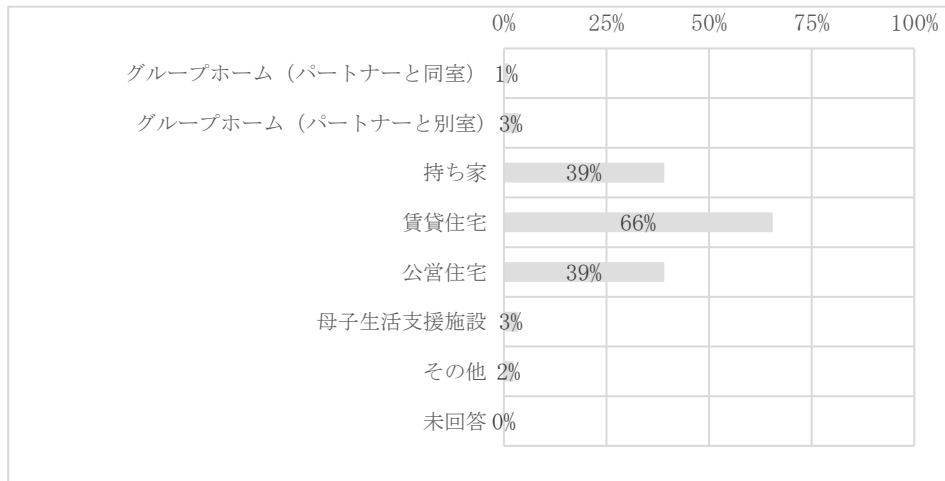
グラフ 172 利用者への子育てについての支援事例 (n=261)



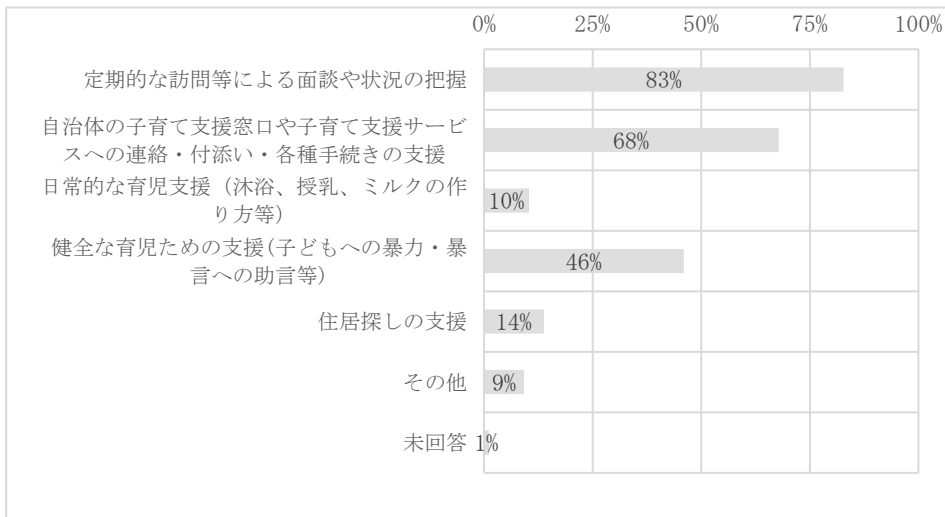
グラフ 173 子育てについての支援事例における利用者の障害種別 (n=87) (複数回答)



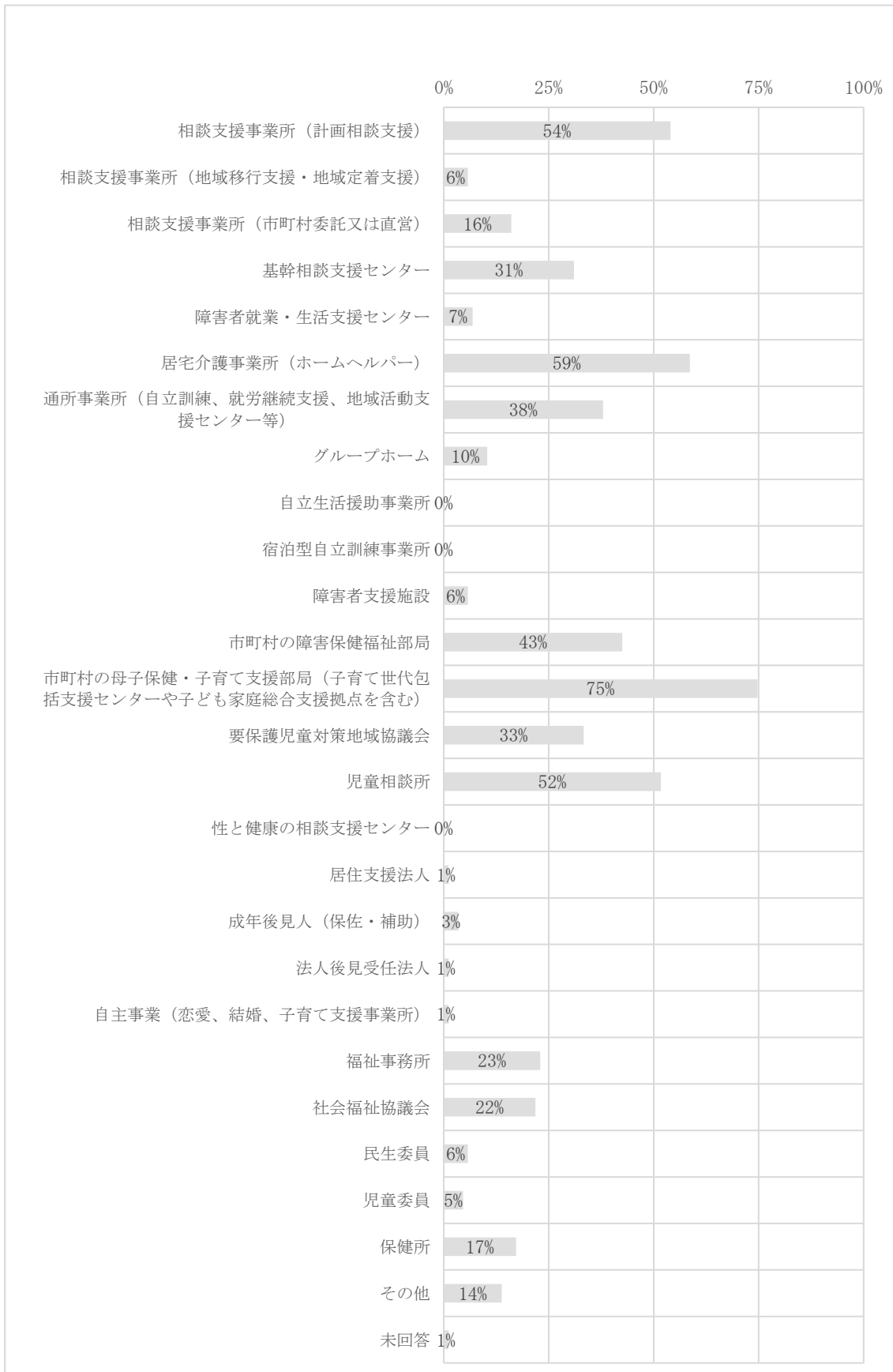
グラフ 174 子育てについての支援事例における利用者の居住場所 (n=87) (複数回答)



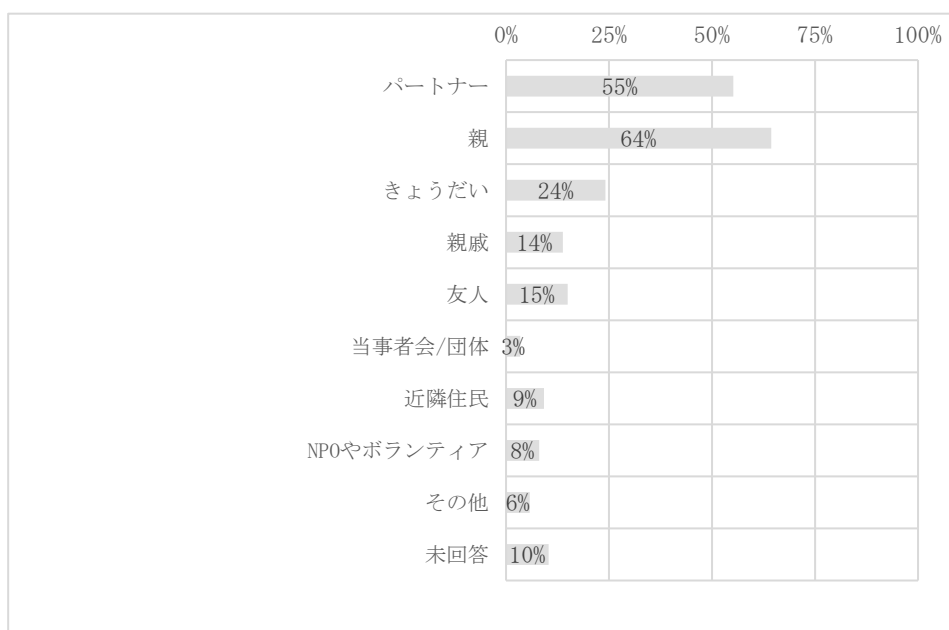
グラフ 175 子育てについての支援事例における支援内容 (n=87) (複数回答)



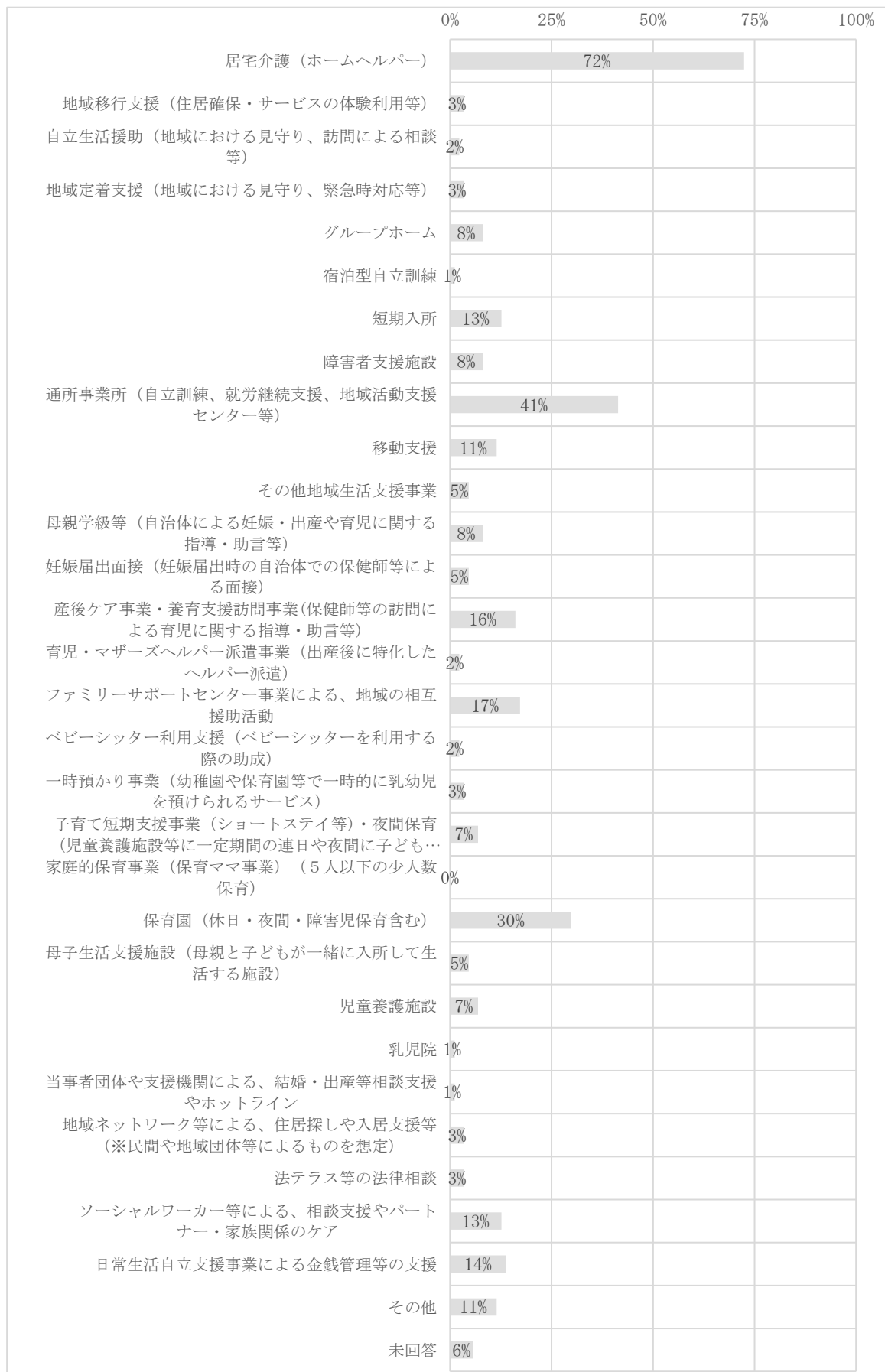
グラフ 176 子育てについての支援事例において連携している支援機関 (n=87) (複数回答)



グラフ 177 子育てについての支援事例におけるその他の支援者 (n=87) (複数回答)



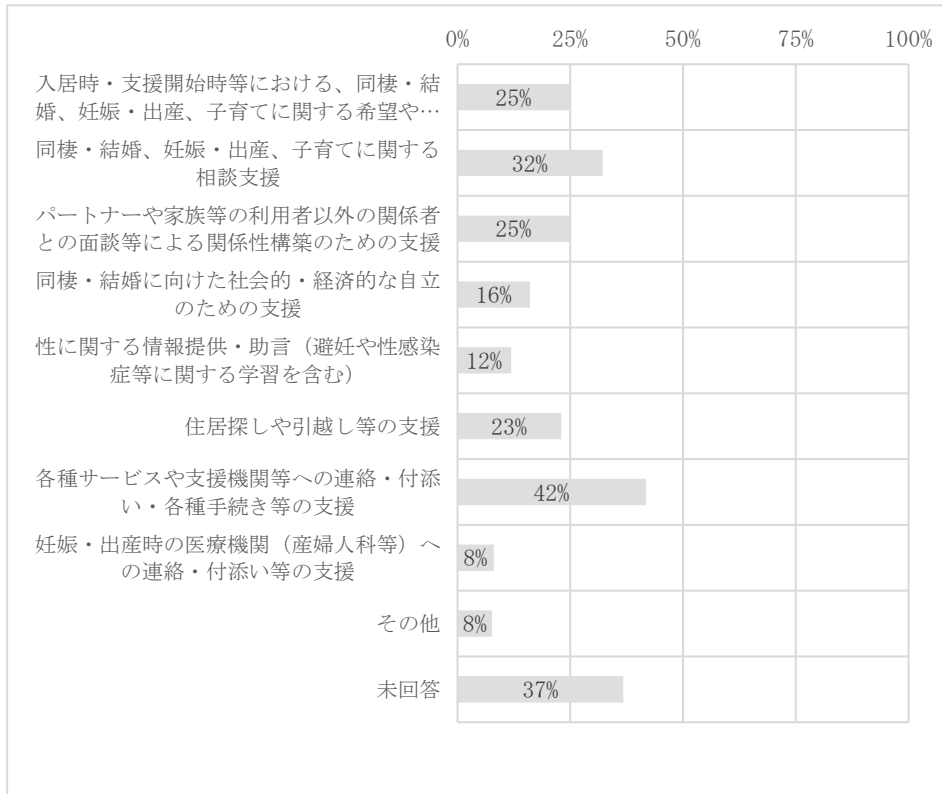
グラフ 178 子育てについての支援事例において利用しているサービス (n=87) (複数回答)



コ 障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てについて実施している支援や取組

障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てについて実施している支援や取組は「各種サービスや支援機関等への連絡・付添い・各種手続き等の支援」が最多の約42%で、次いで「同棲・結婚、妊娠・出産、子育てに関する相談支援」の約32%であった。

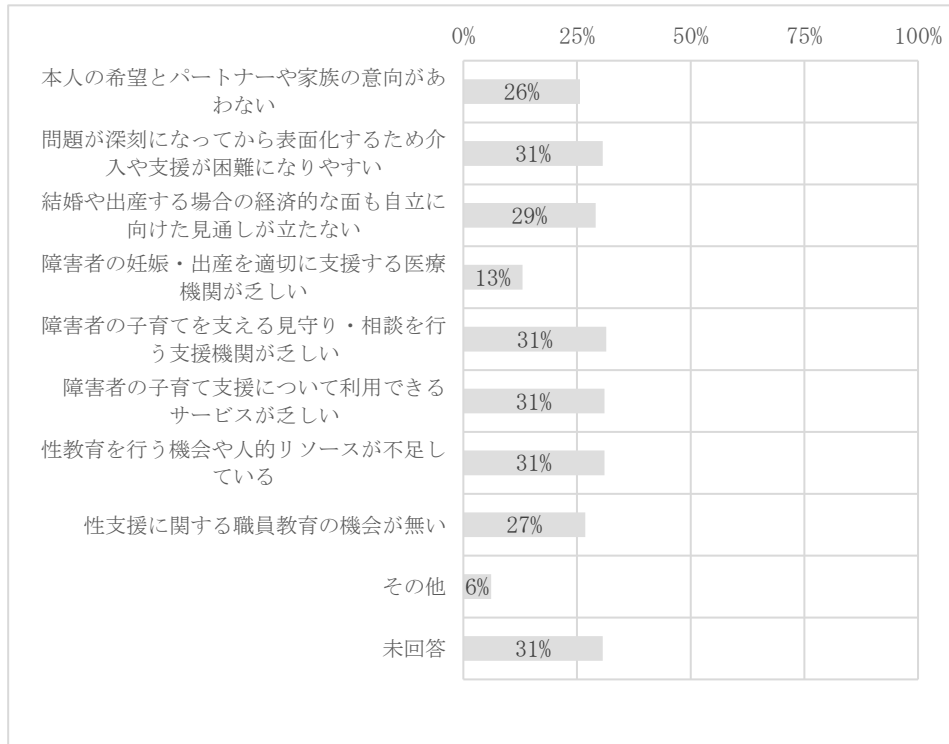
グラフ 179 障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てについて実施している支援や取組 (n=261) (複数回答)



サ 障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てに関する支援や各種取組における課題

障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てに関する支援や各種取組における課題は「性教育を行う機会や人的リソースが不足している」等が最多の約31%であった。

グラフ 180 障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てに関する支援や各種取組における課題 (n=261) (複数回答)



(2) 市区町村（障害福祉部局、母子保健・子育て支援部局）を対象とした調査

以下のとおり、市区町村障害福祉部局及び市区町村母子保健・子育て支援部局を対象とした調査を実施した。

① 調査概要

次のとおり調査を実施した。

図表 41 調査概要

	概要
調査対象	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村障害福祉部局 1,741 市区町村（悉皆） 市区町村母子保健・子育て支援部局 1,741 市区町村（悉皆）
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> Excel ファイルにて調査票を作成 厚生労働省から都道府県経由で各市区町村に、メールにより調査票を送付 市区町村は、回答した調査票を調査事務局にメール送付又は Web 上の専用サイトへのアップロードにより提出

② 調査項目

調査項目は以下のとおりである。

図表 42 調査項目

大項目	概要
自治体の基本情報	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の人口規模（障害福祉部局のみ） 基幹相談支援センターの整備状況（障害福祉部局のみ） 委託相談支援事業所の整備状況（障害福祉部局のみ） 子ども家庭総合支援拠点の整備状況（母子保健・子育て支援部局のみ） 子育て世代包括支援センターの整備状況（母子保健・子育て支援部局のみ）
障害者への同棲・結婚、妊娠・出産、子育てについての支援事例等	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年4月以降の事例の有無 支援事例におけるパートナーの障害の状況 支援事例における支援対象者の障害種別 支援事例における支援対象者の障害種別 支援事例における支援方法・支援内容 障害福祉部局と母子保健・子育て支援部局による支援に関する会議の頻度（障害福祉部局のみ）
支援や各種取組状況、課題	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てについて実施している支援や取組 実施している支援や取組における課題意識

③ 調査結果¹¹

障害福祉部局の回収率は40.2%、母子保健・子育て支援部局の回収率は42.3%であった。

図表 43 回収状況

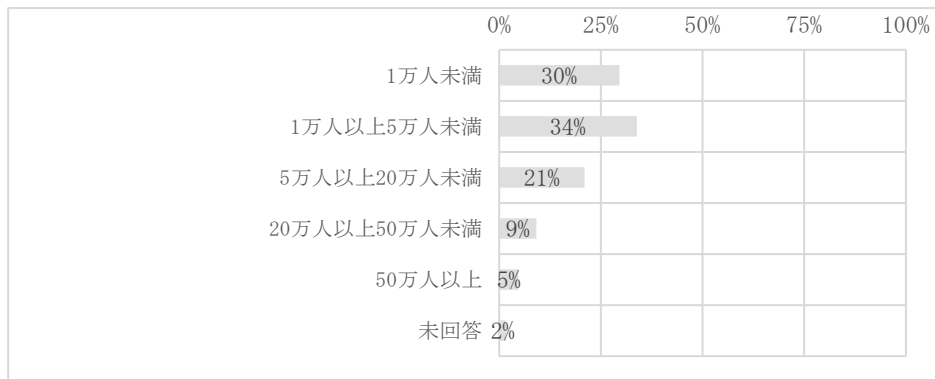
調査対象	回収状況
市区町村障害福祉部局	<ul style="list-style-type: none"> 全数：1,741 市区町村 回答数及び有効回答数：700 市区町村 (40.2%)
市区町村母子保健・子育て支援部局	<ul style="list-style-type: none"> 全数：1,741 市区町村 回答数及び有効回答数：737 市区町村 (42.3%)

障害福祉部局

ア 自治体の人口規模

自治体の人口規模は「1万人以上5万人未満」が最多の約34%で、次いで「1万人未満」の約30%であった。

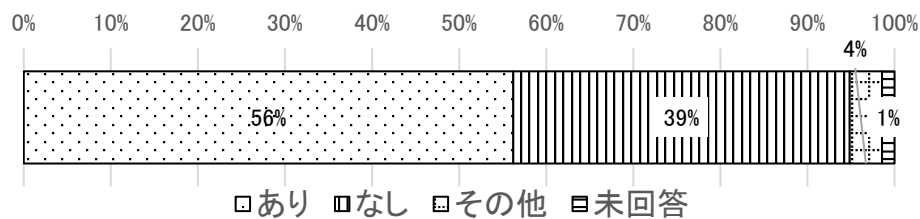
グラフ 181 自治体の人口規模 (n=700)



イ 基幹相談支援センターの整備状況

基幹相談支援センターの整備状況は整備しているが約56%で、整備していないが約39%であった。

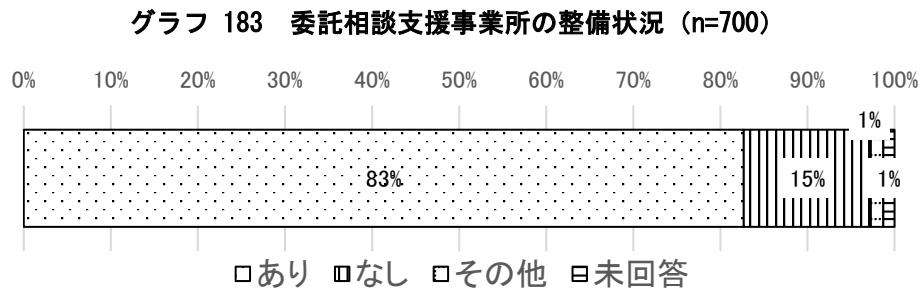
グラフ 182 基幹相談支援センターの整備状況 (n=700)



¹¹ 四捨五入の関係で、単一選択の設問ではあるが、各選択肢の合計が100%にならないグラフあり

ウ 委託相談支援事業所の整備状況

委託相談支援事業所の整備状況は、整備しているが約 83%で、整備していないが約 15%であった。



エ 障害者に対する同棲・結婚についての支援事例

障害者に対する同棲・結婚についての支援事例があったのは約 17%で、なかったのは約 82%であった。

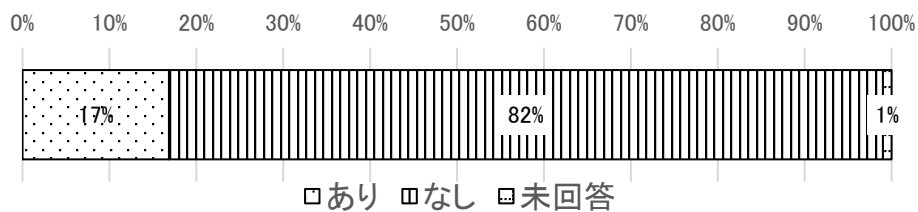
同棲・結婚についての支援事例におけるパートナーの障害の状況は、「あり」が最多の約 87%で、次いで「なし」の約 33%であった。

同棲・結婚についての支援事例における支援対象者の障害種別は「精神障害」が最多の約 74%で、次いで「知的障害」の約 73%であった。

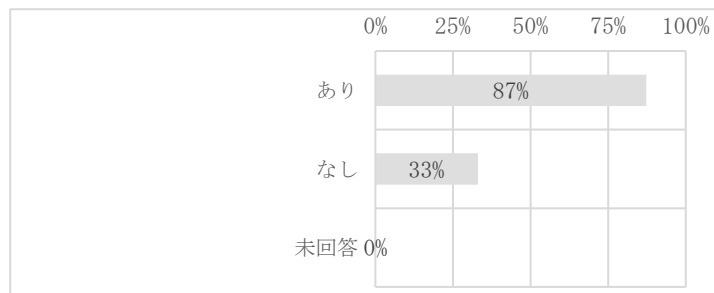
同棲・結婚についての支援事例における支援対象者の居住場所は「賃貸住宅」が最多の約 67%で、次いで「持ち家」の約 47%であった。

同棲・結婚についての支援事例における支援方法・支援内容は「障害福祉部局と母子保健・子育て支援部局による支援方針に関する会議・打ち合わせの開催」が最多の約 43%で、次いで「その他」の約 39%であった。

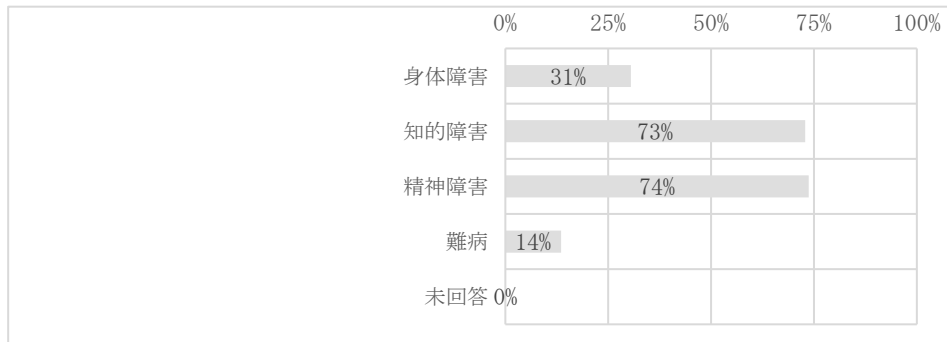
グラフ 184 障害者に対する同棲・結婚についての支援事例 (n=700)



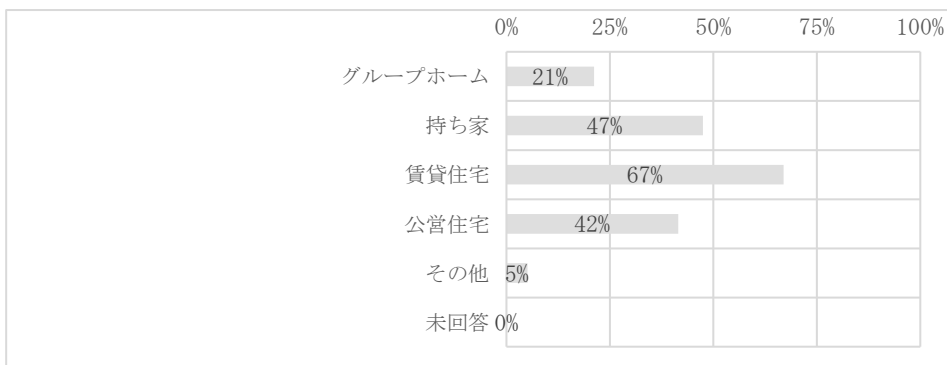
グラフ 185 同棲・結婚についての支援事例におけるパートナーの障害の状況 (n=118) (複数回答)



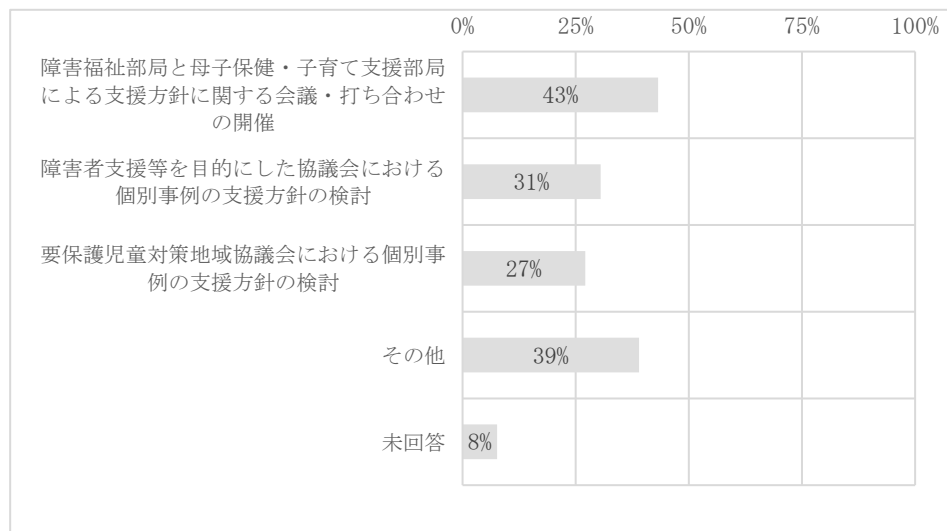
グラフ 186 同棲・結婚についての支援事例における支援対象者の障害種別 (n=118) (複数回答)



グラフ 187 同棲・結婚についての支援事例における支援対象者の居住場所 (n=118) (複数回答)



グラフ 188 同棲・結婚についての支援事例における支援方法・支援内容 (n=118) (複数回答)



オ 障害者に対する妊娠・出産についての支援事例

障害者に対する妊娠・出産についての支援事例があったのは約 23%で、なかったのは約 76%であった。

妊娠・出産についての支援事例におけるパートナーの障害の状況は「あり」が最多の約 77%で、次いで「なし」の約 39%であった。

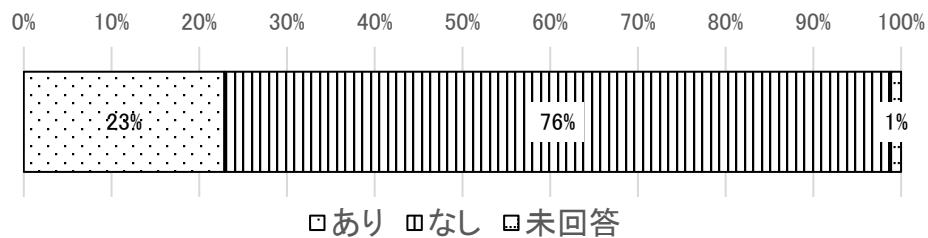
妊娠・出産についての支援事例における支援対象者の障害種別は「知的障害」が最多の約 74%で、次いで「精神障害」の約 73%であった。

妊娠・出産についての支援事例における支援対象者の居住場所は「賃貸住宅」が最多の約 71%で、次いで「持ち家」の約 46%であった。

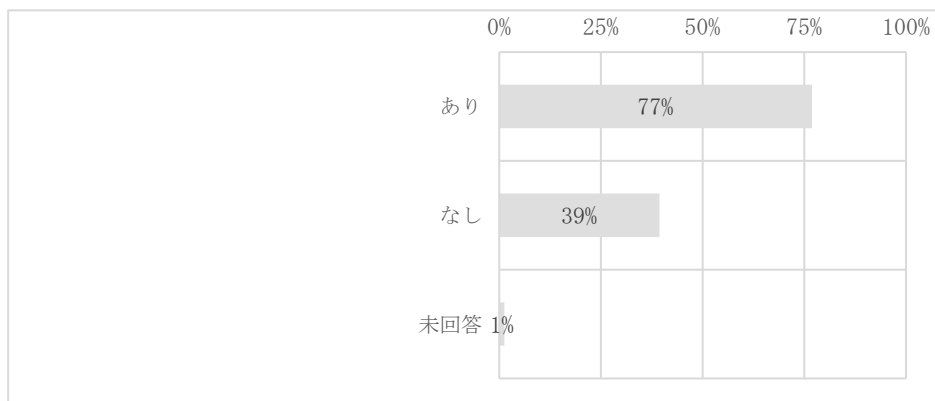
妊娠・出産についての支援事例における支援方法・支援内容は「障害福祉部局と母子保健・子育て支援部局による支援方針に関する会議・打ち合わせの開催」が最多の約 80%で、次いで「要保護児童対策地域協議会における個別事例の支援方針の検討」の約 53%であった。

妊娠・出産についての支援事例におけるその他の支援方法・支援内容は「障害者相談支援事業による」が最多の約 66%であった。

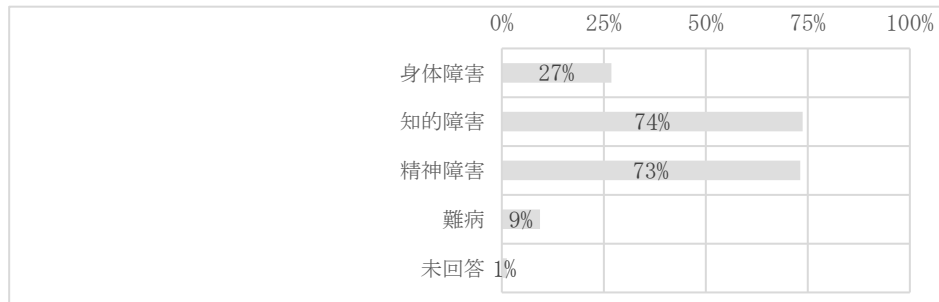
グラフ 189 障害者に対する妊娠・出産についての支援事例 (n=700)



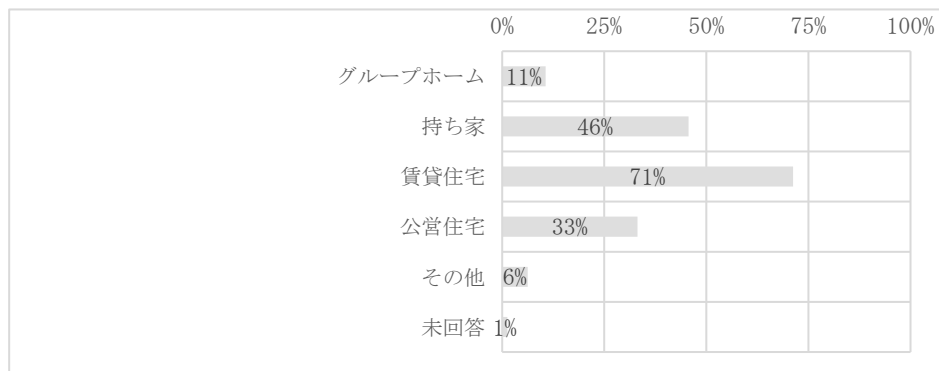
グラフ 190 妊娠・出産についての支援事例におけるパートナーの障害の状況 (n=160) (複数回答)



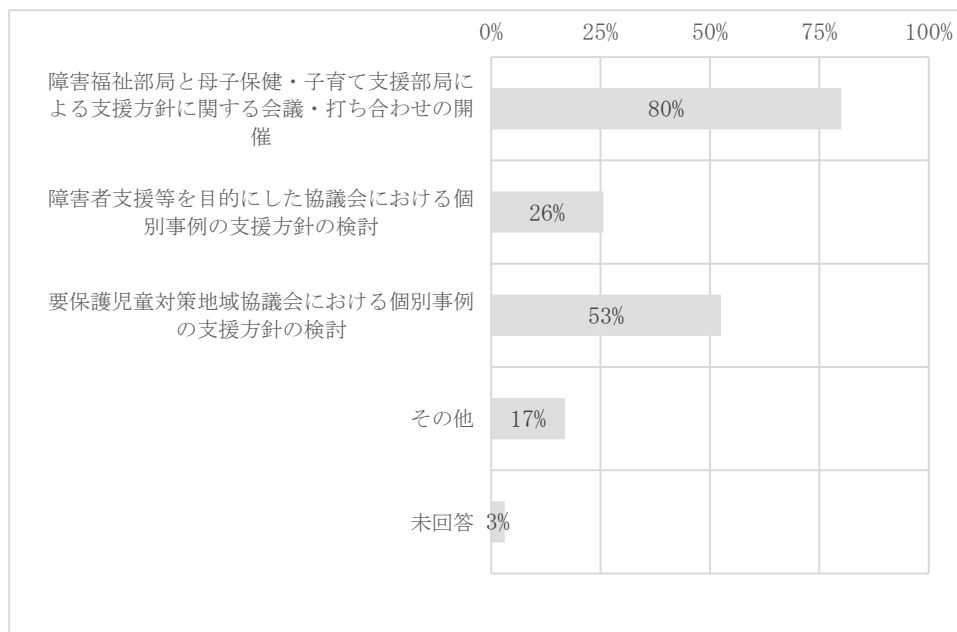
グラフ 191 妊娠・出産についての支援事例における支援対象者の障害種別 (n=160) (複数回答)



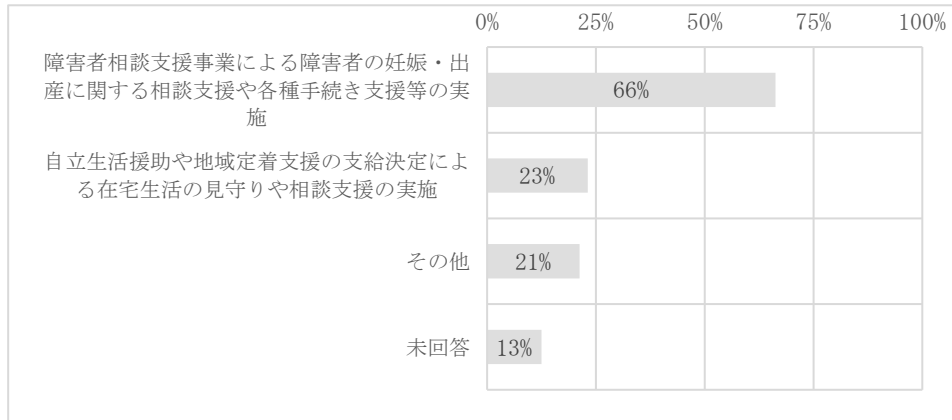
グラフ 192 妊娠・出産についての支援事例における支援対象者の居住場所 (n=160) (複数回答)



グラフ 193 妊娠・出産についての支援事例における支援方法・支援内容 (n=160) (複数回答)



グラフ 194 妊娠・出産についての支援事例におけるその他の支援方法・支援内容 (n=160)
(複数回答)



カ 障害者に対する子育てについての支援事例

障害者に対する子育てについての支援事例があったのは約 46%で、なかったのは約 53%であった。

子育てについての支援事例におけるパートナーの障害の状況は、「あり」が最多の約 67%で、次いで「なし」の約 48%であった。

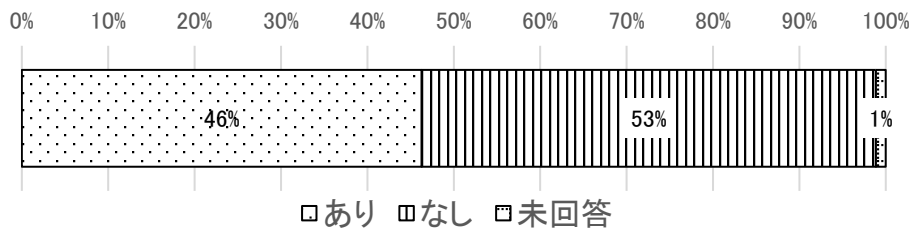
子育てについての支援事例における支援対象者の障害種別は「精神障害」が最多の約 77%で、次いで「知的障害」の約 67%であった。

子育てについての支援事例における支援対象者の居住場所は「賃貸住宅」が最多の約 63%で、次いで「持ち家」の約 56%であった。

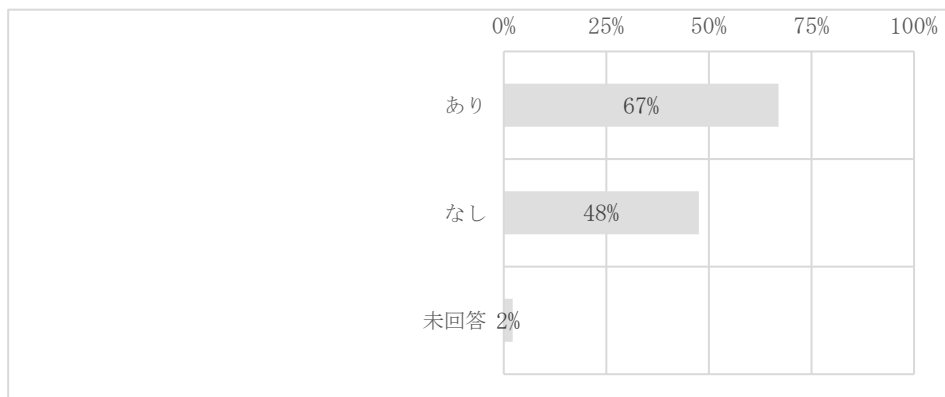
子育てについての支援事例における支援方法・支援内容は「障害福祉部局と母子保健・子育て支援部局による支援方針に関する会議・打ち合わせの開催」が最多の約 76%で、次いで「要保護児童対策地域協議会における個別事例の支援方針の検討」の約 60%であった。

子育てについての支援事例におけるその他の支援方法・支援内容は「居宅介護等の訪問系サービスの支給決定による育児・家事支援」が最多の約 76%で、次いで「障害者相談支援事業による子育てに関する相談支援や各種手続き支援等の実施」の約 68%であった。

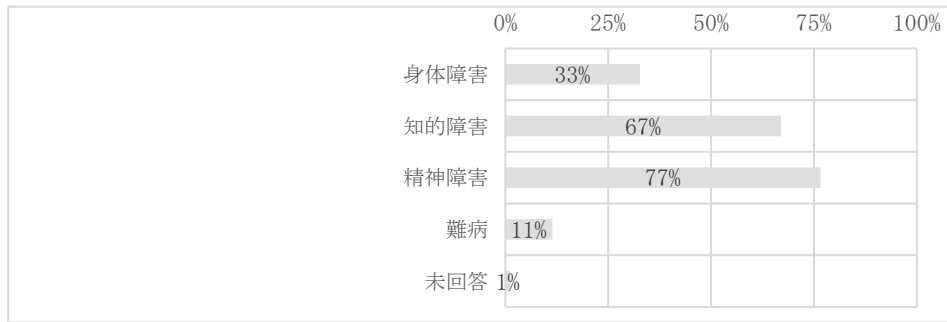
グラフ 195 障害者に対する子育てについての支援事例 (n=700)



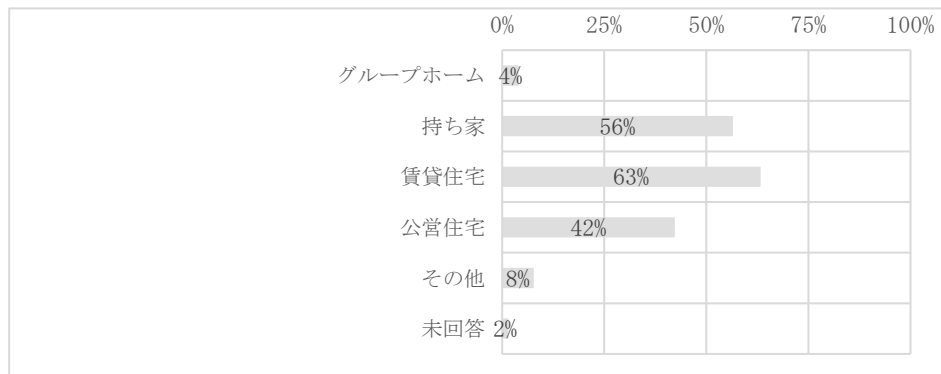
グラフ 196 子育てについての支援事例におけるパートナーの障害の状況 (n=324) (複数回答)



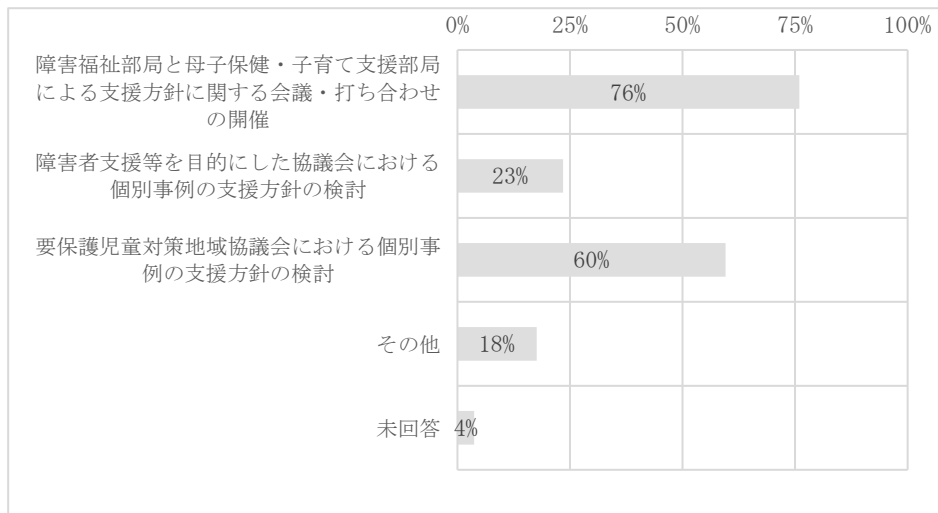
グラフ 197 子育てについての支援事例における支援対象者の障害種別 (n=324) (複数回答)



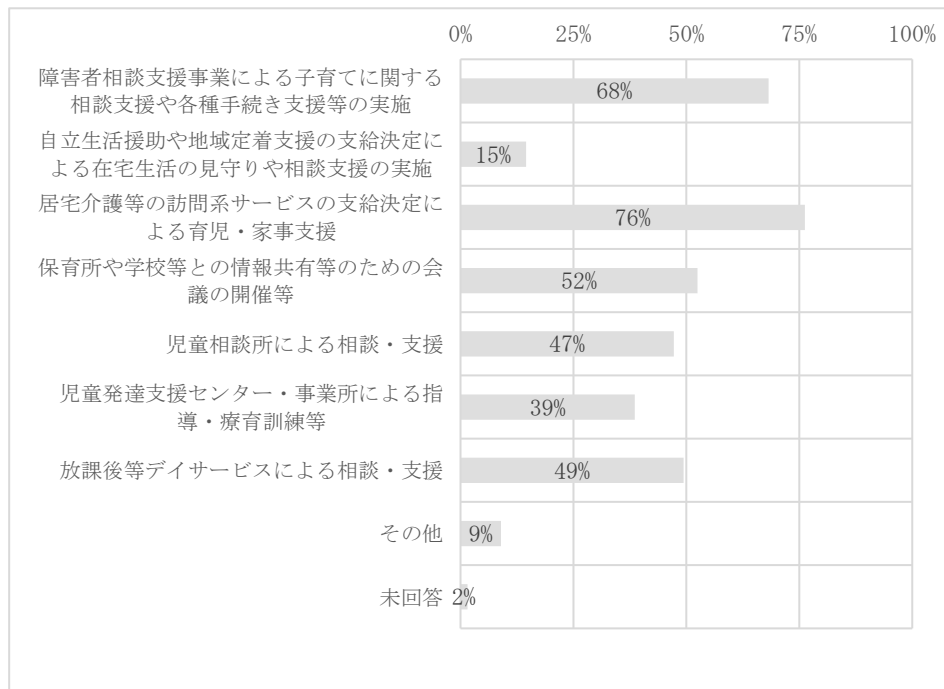
グラフ 198 子育てについての支援事例における支援対象者の居住場所 (n=324) (複数回答)



グラフ 199 子育てについての支援事例における支援方法・支援内容 (n=324) (複数回答)



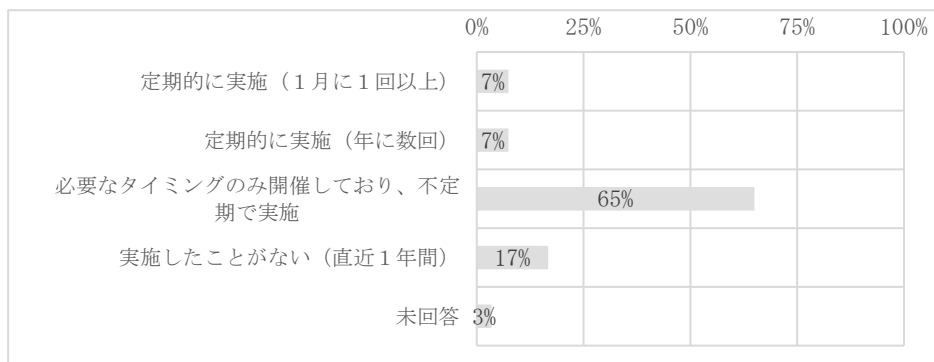
グラフ 200 子育てについての支援事例におけるその他の支援方法・支援内容 (n=324)
(複数回答)



キ 障害福祉部局と母子保健・子育て支援部局による支援に関する会議の頻度

障害福祉部局と母子保健・子育て支援部局による支援に関する会議の頻度は「必要なタイミングのみ開催しており、不定期で実施」が最多の約 65%で、次いで「実施したことがない (直近 1 年間)」の約 17%であった。

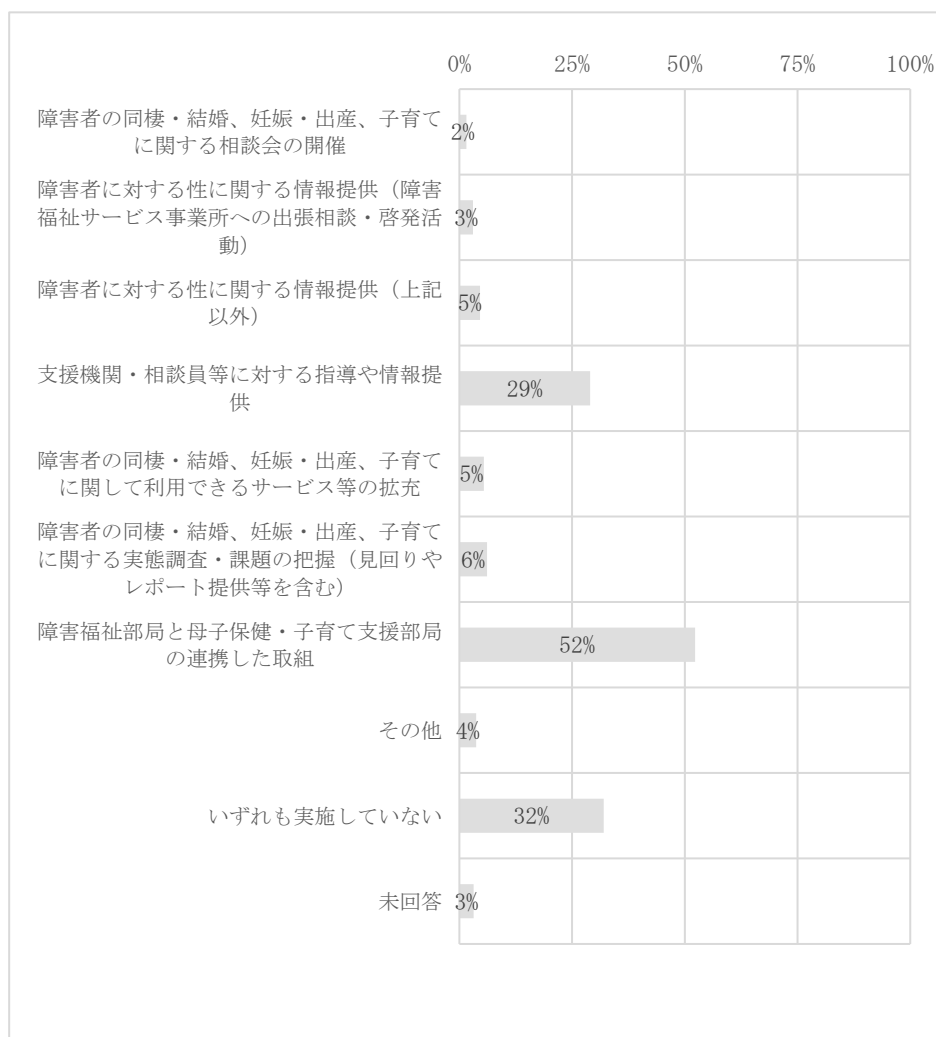
グラフ 201 障害福祉部局と母子保健・子育て支援部局による支援に関する会議の頻度 (n=700)



ク 障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てについて実施している支援や取組

障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てについて実施している支援や取組は「障害福祉部局と母子保健・子育て支援部局の連携した取組」が最多の約52%で、次いで「いずれも実施していない」の約32%であった。

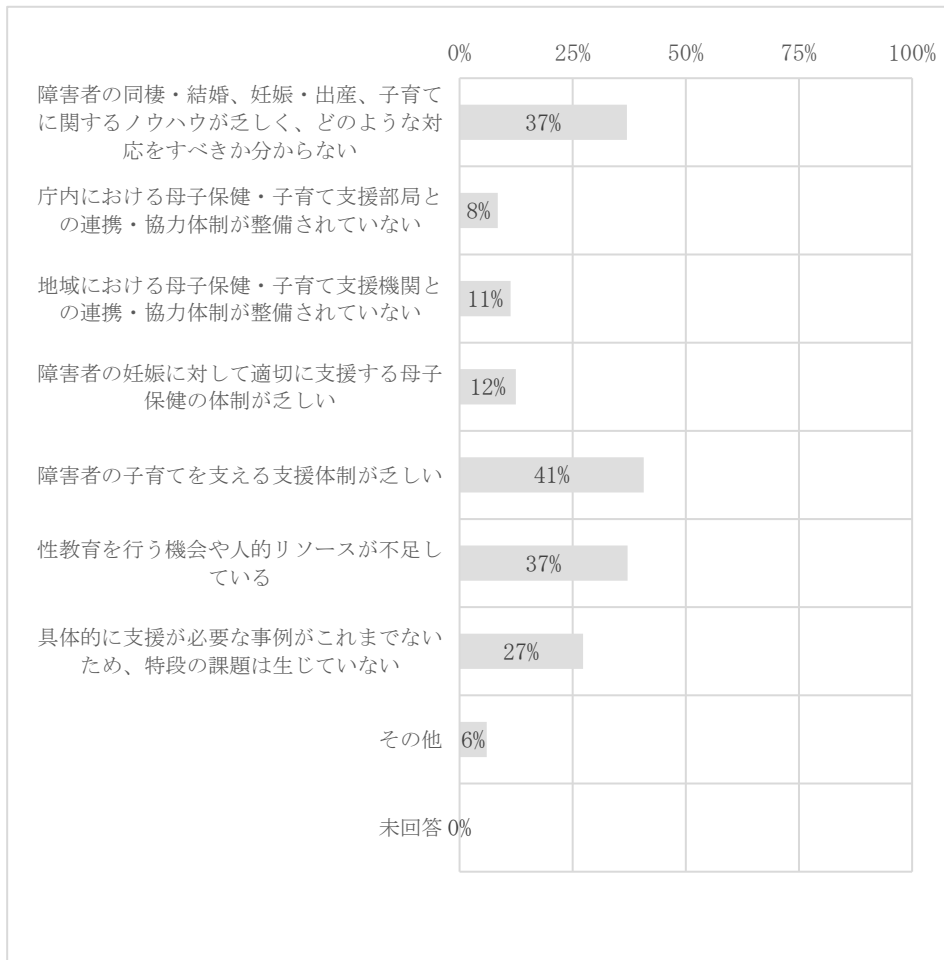
グラフ 202 障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てについて実施している支援や取組 (n=700) (複数回答)



ケ 実施している支援や取組における課題意識

実施している支援や取組における課題意識は「障害者の子育てを支える支援体制が乏しい」が最多の約41%で、次いで「障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てに関するノウハウが乏しく、どのような対応をすべきか分からない」「性教育を行う機会や人的リソースが不足している」の約37%であった。

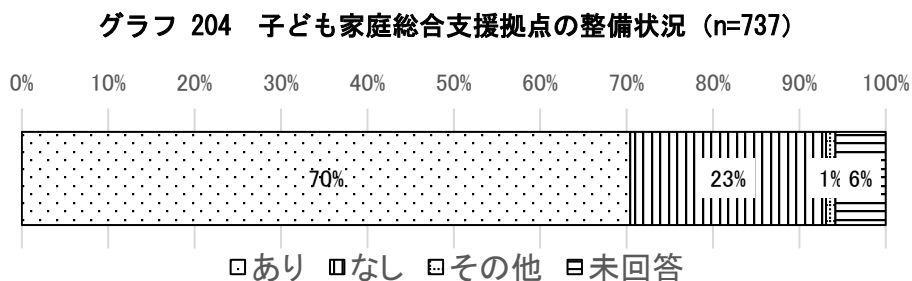
グラフ 203 実施している支援や取組における課題意識 (n=700) (複数回答)



母子保健・子育て支援部局

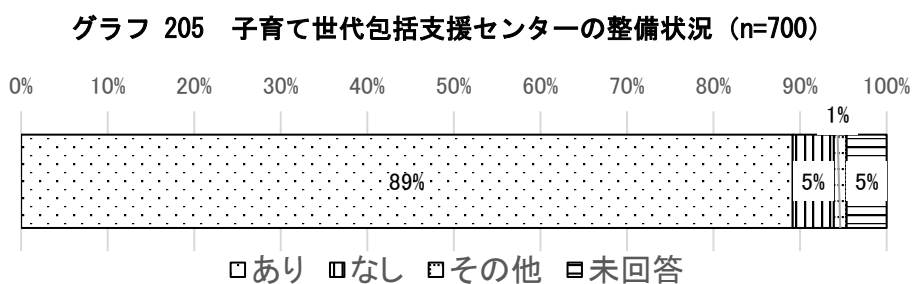
ア 子ども家庭総合支援拠点の整備状況

子ども家庭総合支援拠点の整備状況は、整備しているが約70%で、整備していないが約23%であった。



イ 子育て世代包括支援センターの整備状況

子育て世代包括支援センターの整備状況は、整備しているが約89%で、整備していないが約5%であった。



ウ 障害者に対する同棲・結婚についての支援事例

障害者に対する同棲・結婚についての支援事例があったのは約 11%で、なかったのは約 85%であった。

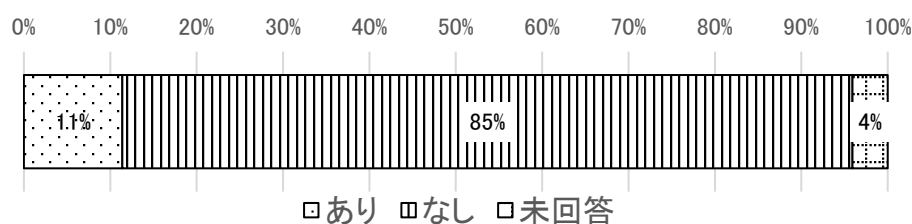
同棲・結婚についての支援事例におけるパートナーの障害の状況は、「あり」が最多の約 81%で、次いで「なし」の約 31%であった。

同棲・結婚についての支援事例における支援対象者の障害種別は「精神障害」が最多の約 81%で、次いで「知的障害」の約 74%であった。

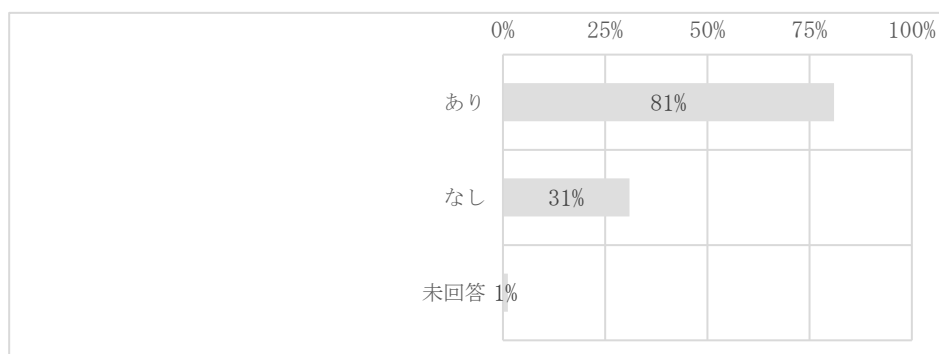
同棲・結婚についての支援事例における支援対象者の居住場所は「賃貸住宅」が最多の約 67%で、次いで「持ち家」の約 54%であった。

同棲・結婚についての支援事例における支援方法・支援内容は「障害福祉部局と母子保健・子育て支援部局による支援方針に関する会議・打ち合わせの開催」が最多の約 63%で、次いで「子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点における個別事例の支援方針の検討」の約 60%であった。

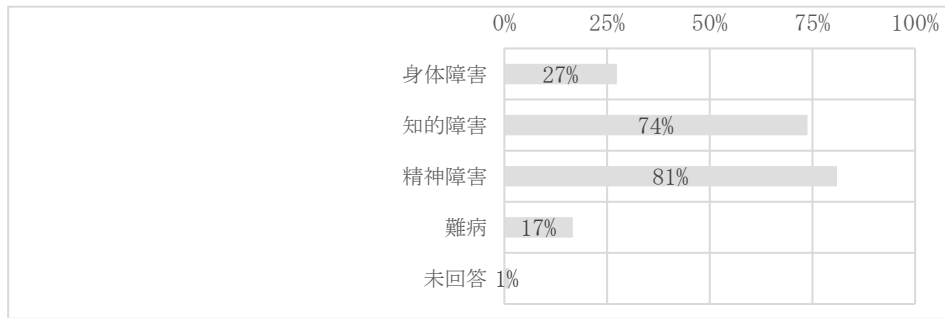
グラフ 206 障害者に対する同棲・結婚についての支援事例 (n=737)



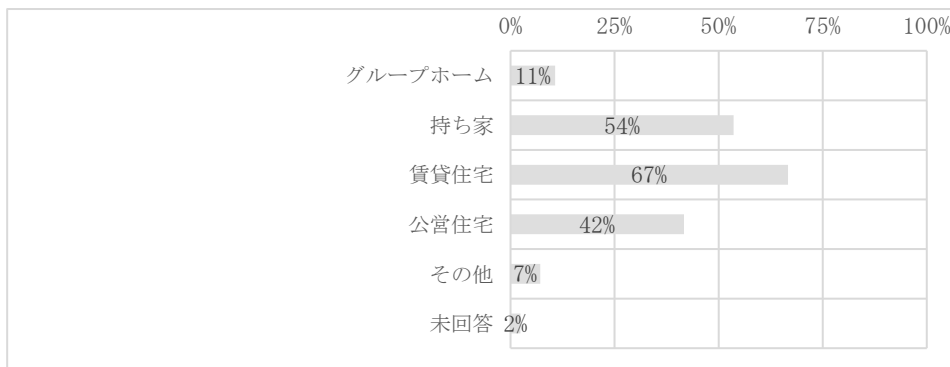
グラフ 207 同棲・結婚についての支援事例におけるパートナーの障害の状況 (n=84) (複数回答)



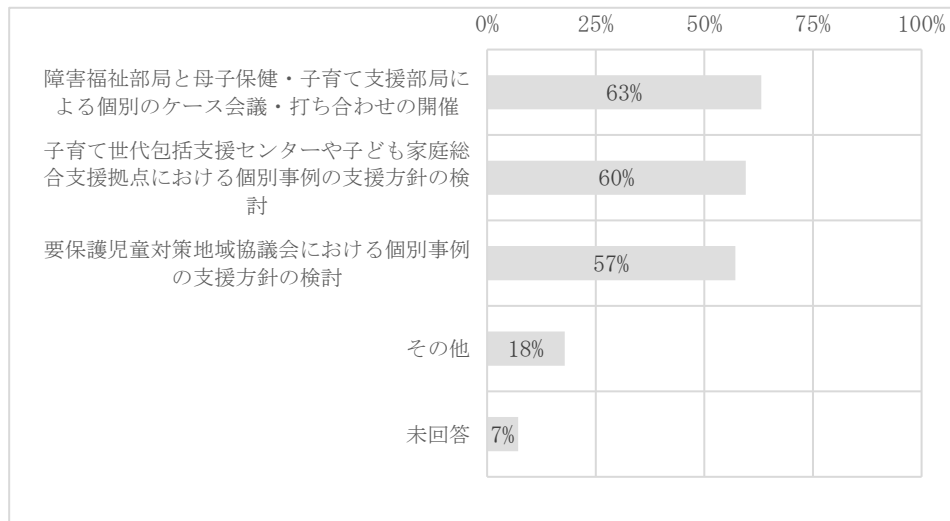
グラフ 208 同棲・結婚についての支援事例における支援対象者の障害種別 (n=84) (複数回答)



グラフ 209 同棲・結婚についての支援事例における支援対象者の居住場所 (n=84) (複数回答)



グラフ 210 同棲・結婚についての支援事例における支援方法・支援内容 (n=84) (複数回答)



エ 障害者に対する妊娠・出産についての支援事例

障害者に対する妊娠・出産についての支援事例があったのは約 51%で、なかったのは約 47%であった。

妊娠・出産についての支援事例におけるパートナーの障害の状況は、「あり」が最多の約 69%で、次いで「なし」の約 47%であった。

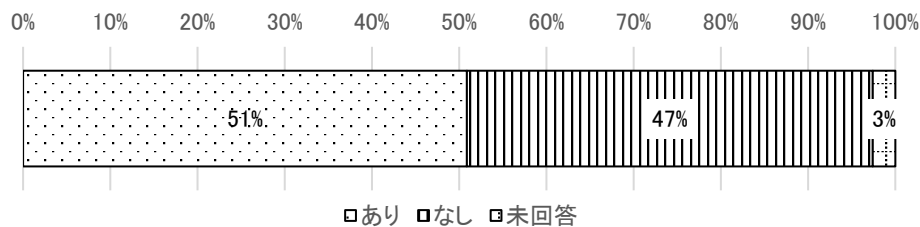
妊娠・出産についての支援事例における支援対象者の障害種別は「精神障害」が最多の約 82%で、次いで「知的障害」の約 78%であった。

妊娠・出産についての支援事例における支援対象者の居住場所は「賃貸住宅」が最多の約 73%で、次いで「持ち家」の約 62%であった。

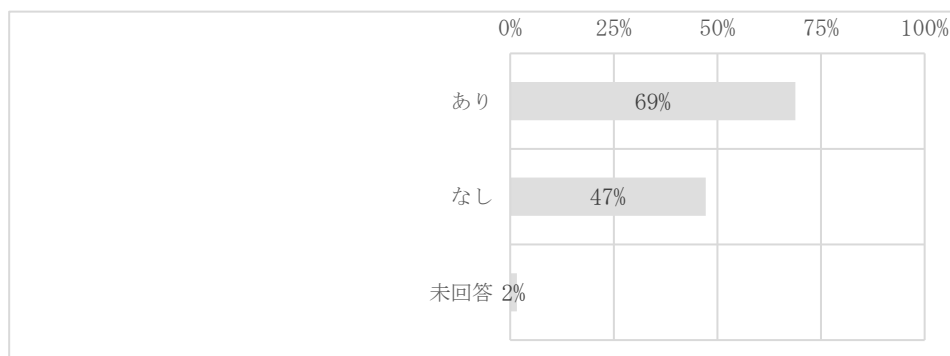
妊娠・出産についての支援事例における支援方法・支援内容は「要保護児童対策地域協議会における個別事例の支援方針の検討」が最多の約 86%で、次いで「子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点における個別事例の支援方針の検討」の約 84%であった。

妊娠・出産についての支援事例におけるその他の支援方法・支援内容は「妊娠届出面接、母親学級、産前産後サポート事業、養育支援訪問事業等による妊娠期や出産後間もない時期における妊娠・出産・育児に関する相談・支援」が最多の約 95%で、次いで「産前・産後母子支援事業による特定妊婦等に対する相談支援や自立に向けた支援」の約 69%であった。

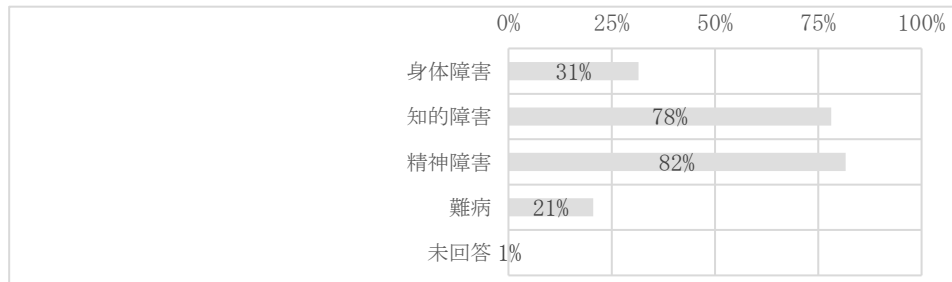
グラフ 211 障害者に対する妊娠・出産についての支援事例 (n=737)



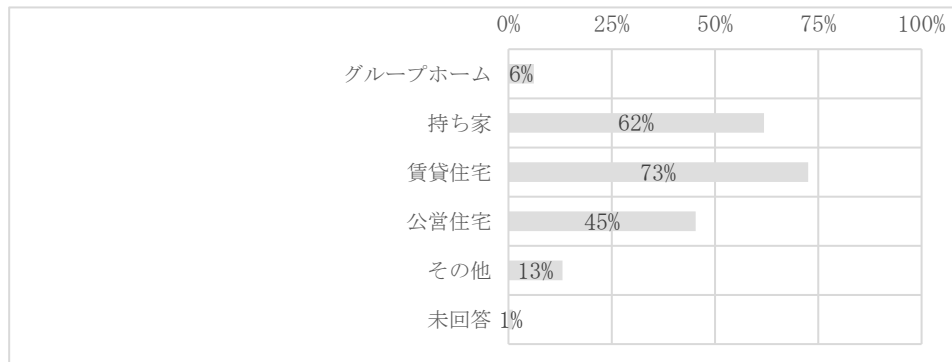
グラフ 212 妊娠・出産についての支援事例におけるパートナーの障害の状況 (n=375) (複数回答)



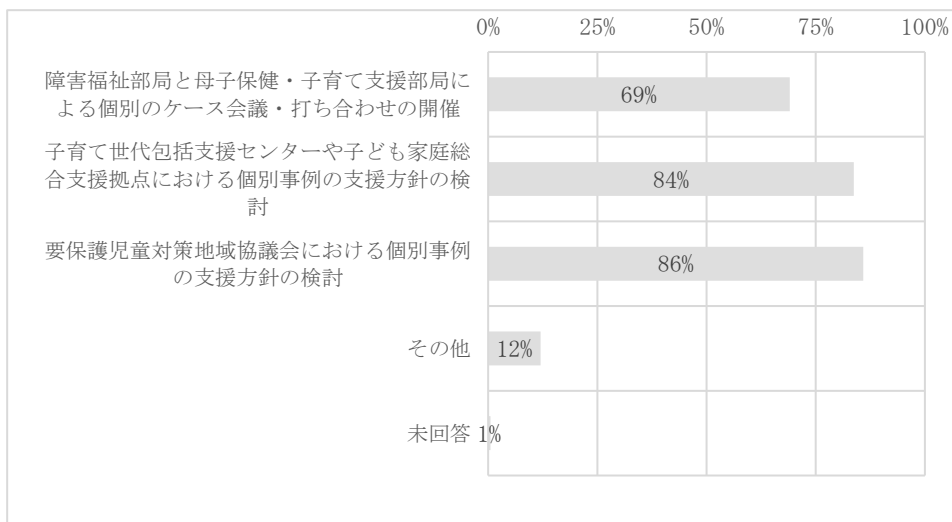
グラフ 213 妊娠・出産についての支援事例における支援対象者の障害種別 (n=375) (複数回答)



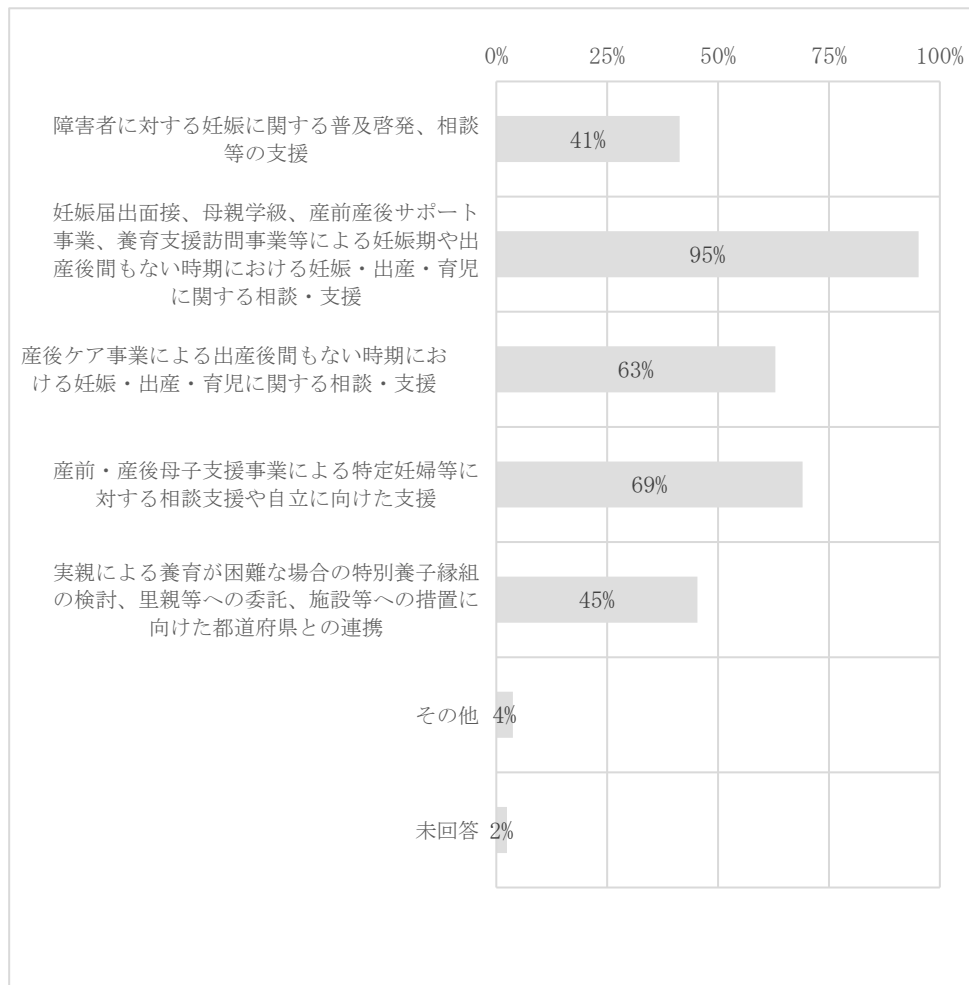
グラフ 214 妊娠・出産についての支援事例における支援対象者の居住場所 (n=375) (複数回答)



グラフ 215 妊娠・出産についての支援事例における支援方法・支援内容 (n=375) (複数回答)



グラフ 216 妊娠・出産についての支援事例におけるその他の支援方法・支援内容 (n=375)
(複数回答)



オ 障害者に対する子育てについての支援事例

障害者に対する子育てについての支援事例があったのは約 65%で、なかったのは約 34%であった。

子育てについての支援事例におけるパートナーの障害の状況は、「あり」が最多の約 70%で、次いで「なし」の約 47%であった。

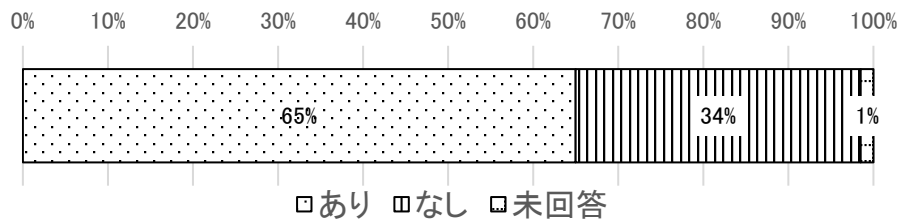
子育てについての支援事例における支援対象者の障害種別は「精神障害」が最多の約 85%で、次いで「知的障害」の約 75%であった。

子育てについての支援事例における支援対象者の居住場所は「持ち家」が最多の約 71%で、次いで「賃貸住宅」の約 70%であった。

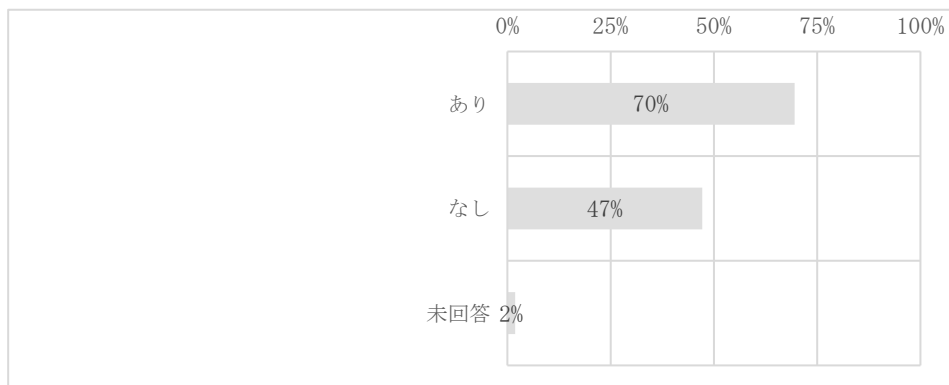
子育てについての支援事例における支援方法・支援内容は「要保護児童対策地域協議会における個別事例の支援方針の検討」が最多の約 89%で、次いで「子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点における個別事例の支援方針の検討」の約 79%であった。

子育てについての支援事例におけるその他の支援方法・支援内容は「子育て世代包括支援センターによる相談・支援」が最多の約 89%で、次いで「障害特性に応じた妊娠期からの継続的な相談・支援」「子ども家庭総合支援拠点による相談・支援」の約 78%であった。

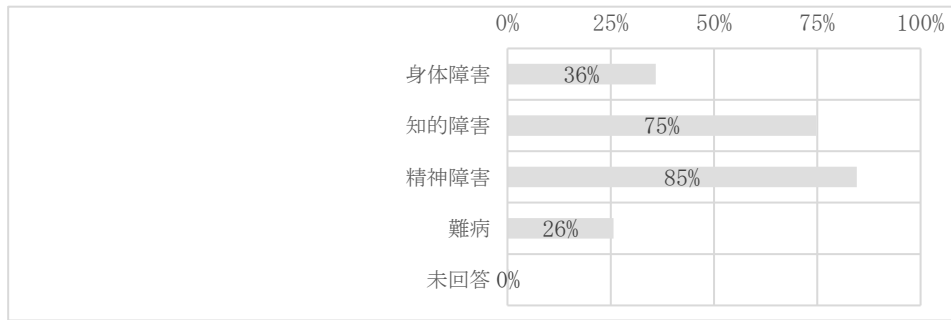
グラフ 217 障害者に対する子育てについての支援事例 (n=737)



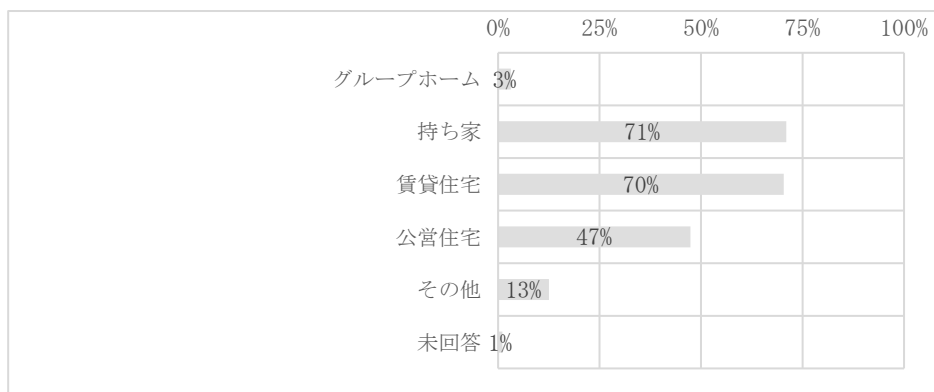
グラフ 218 子育てについての支援事例におけるパートナーの障害の状況 (n=479) (複数回答)



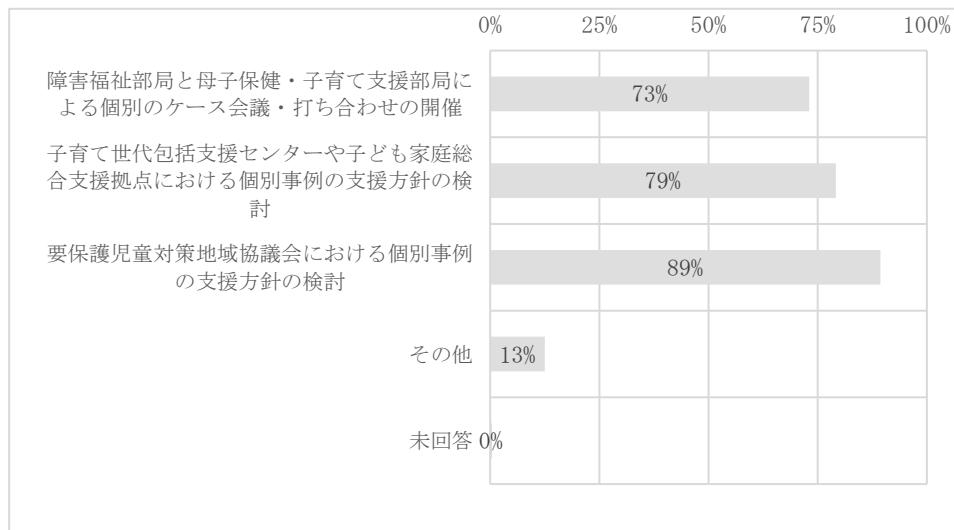
グラフ 219 子育てについての支援事例における支援対象者の障害種別 (n=479) (複数回答)



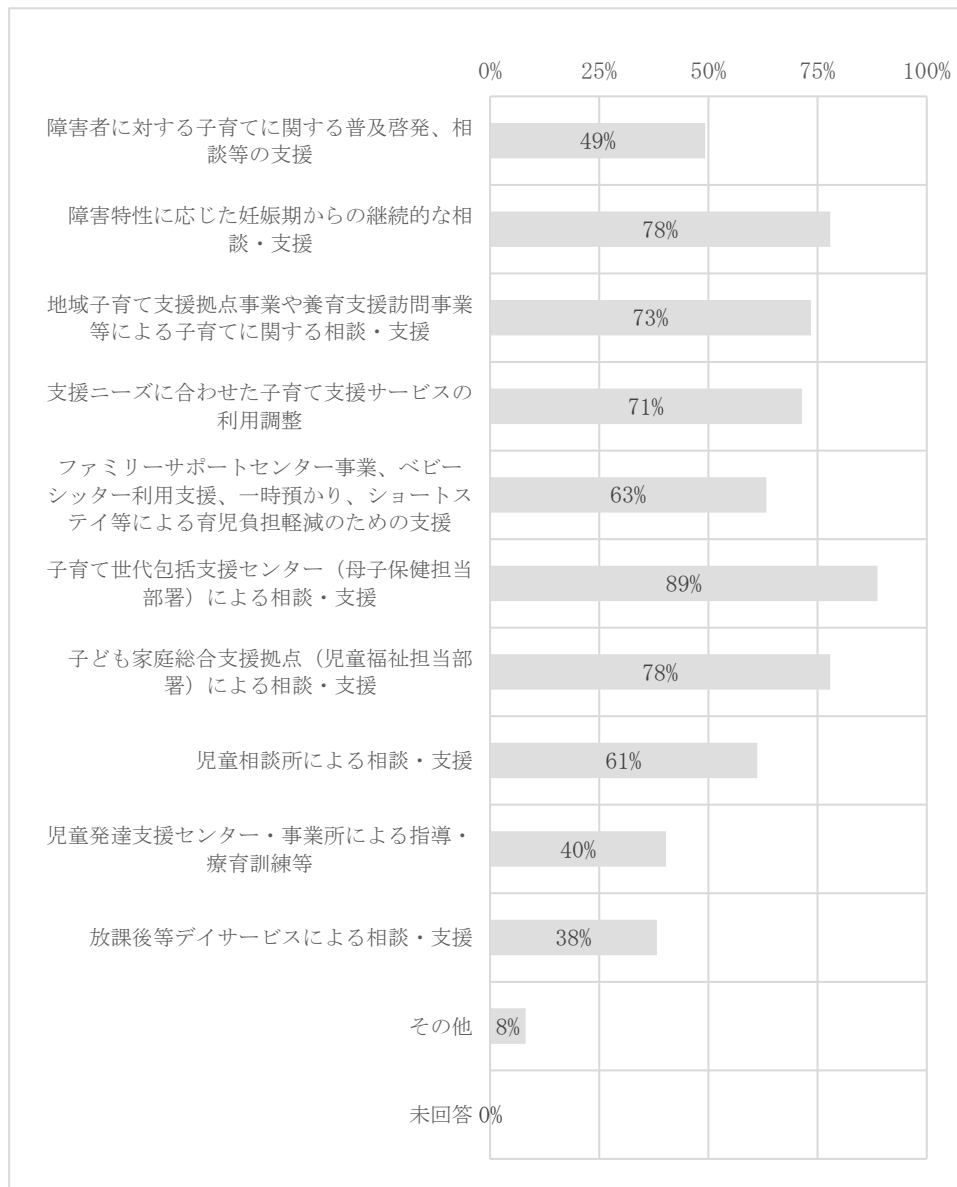
グラフ 220 子育てについての支援事例における支援対象者の居住場所 (n=479) (複数回答)



グラフ 221 子育てについての支援事例における支援方法・支援内容 (n=479) (複数回答)



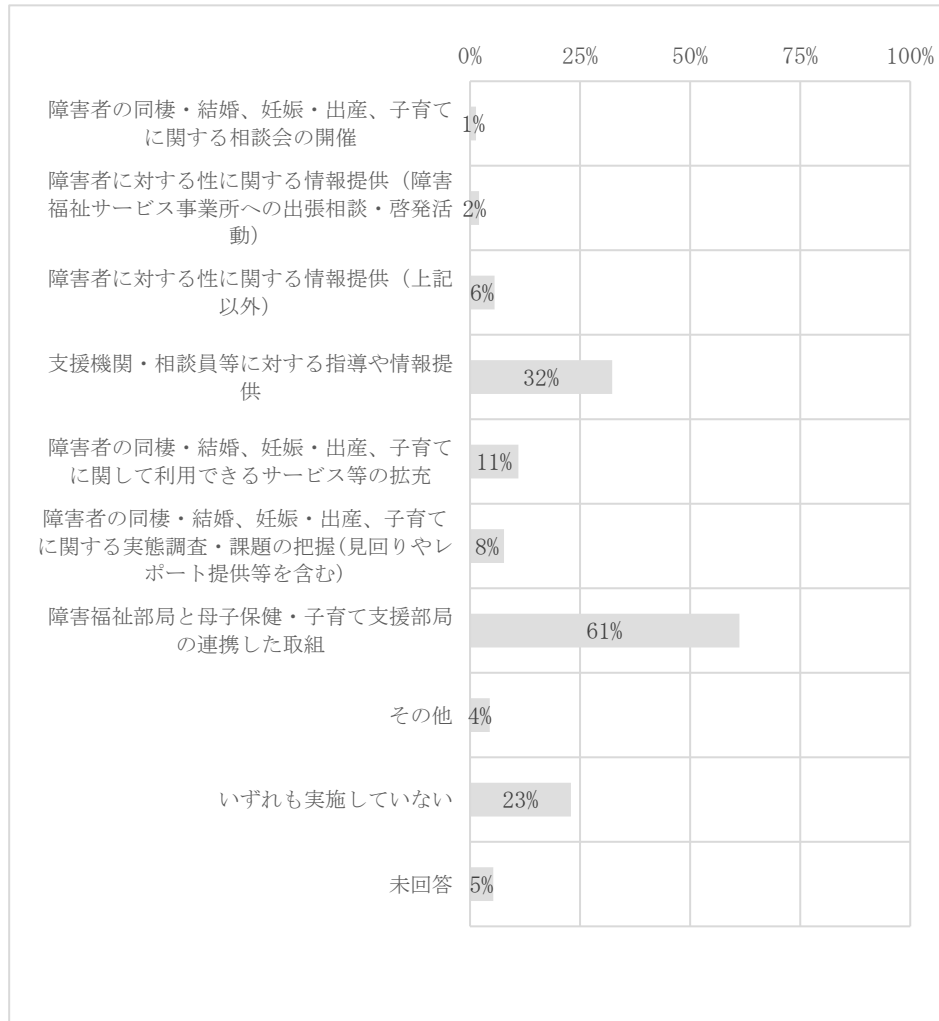
グラフ 222 子育てについての支援事例におけるその他の支援方法・支援内容 (n=479)
(複数回答)



カ 障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てについて実施している支援や取組

障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てについて実施している支援や取組は「障害福祉部局と母子保健・子育て支援部局の連携した取組」が最多の約61%で、次いで「支援機関・相談員等に対する指導や情報提供」の約32%であった。

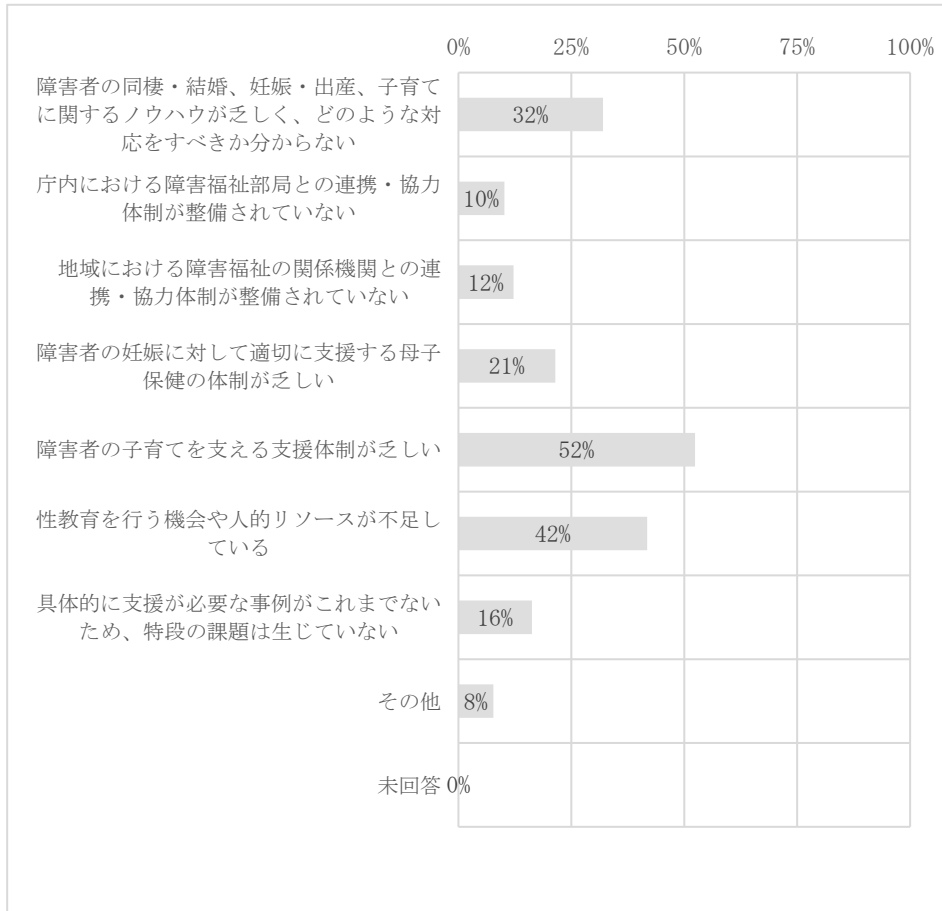
グラフ 223 障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てについて実施している支援や取組 (n=737) (複数回答)



キ 実施している支援や取組における課題意識

実施している支援や取組における課題意識は「障害者の子育てを支える支援体制が乏しい」が最多の約 52%で、次いで「性教育を行う機会や人的リソースが不足している」の約 42%であった。

グラフ 224 実施している支援や取組における課題意識 (n=737) (複数回答)



(参考) 利用者を対象とした調査結果

共同生活援助事業所及び特定相談支援事業所における結婚、出産、子育て等の相談事例・支援事例の詳細を把握するため、それらの事例における利用者に対する調査を実施した。ただし、有効回答数が極めて少ない結果となったため、調査の概要を参考として以下に記載する。

① 調査概要

次のとおり調査を実施した。

図表 44 調査概要

	概要
調査対象	<ul style="list-style-type: none">共同生活援助事業所及び特定相談支援事業所を対象とした調査において、事業所が結婚等に係る相談・支援事例があったと回答した場合の、それらの事例における利用者
調査方法	<ul style="list-style-type: none">Web フォーム (Google フォーム) にて調査票を作成共同生活援助事業所及び特定相談支援事業所を対象とした調査の調査対象事業所に、調査対象となる利用者への調査票の送付を依頼利用者は調査協力への同意及び調査票の回答を、Web フォームにおいて実施
調査項目	<ul style="list-style-type: none">基本情報関わっている支援機関や支援内容課題や希望等

② 調査結果¹²

回答数は 44 であり、そのうち調査協力に同意するとした有効回答数は 29 であった。

回答数の少なさについては、利用者へ直接調査票を送付せず、事業所に調査対象を選定いただいた上での間接的な調査票配布という手法を取ったことや、調査票の質問が一定程度専門性を含んだものとなっており、回答しにくいものであった可能性があることなど、調査設計上の問題によるものだと考えられる。

図表 45 回収状況

調査対象	回収状況
利用者	<ul style="list-style-type: none">全数：不明回答数：44有効回答数：29¹³

¹² 四捨五入の関係で、単一選択の設問ではあるが、各選択肢の合計が 100%にならないグラフあり

¹³ 同意の確認において「調査への協力に同意しない」と回答したものについては、無効回答扱いとした。

7. 障害者が希望する「結婚・出産・子育て」の支援に係るヒアリング調査結果

本章では、結婚、出産、子育てに係る支援の実態及び事例調査の結果について記載する。

(1) 調査目的

本ヒアリング調査は、アンケート調査を踏まえて把握された結婚、出産、子育てに係る支援現場における実施状況の深掘と、事例調査を兼ねたものである。

(2) 調査項目・調査対象

① 調査項目

調査目的を踏まえ、本調査では以下の調査項目を設定し、障害福祉サービス等事業所等に対する調査を実施した。

図表 46 調査項目

大項目	主な設問項目
事業所に係る 情報	1) 事業所の概要 <ul style="list-style-type: none"> 事業所名及び運営法人名 運営法人の種別 提供する障害福祉サービス等
	2) 事業所の利用者の概要 <ul style="list-style-type: none"> 定員数、契約数 主たる障害種別、障害支援区分
支援の実施状 況	1) 支援にあたっての基本姿勢
	2) 具体的な支援の内容
	3) 支援にあたっての関係機関との具体的な連携状況
	4) 課題意識
個別の事例	1) 基本情報 <ul style="list-style-type: none"> 障害の種別、障害支援区分 性別、年代 家族構成 就労状況、生活状況
	2) 具体的な支援の内容
	3) 支援にあたっての関係機関との具体的な連携状況
	4) 課題や悩み、利用者本人のその他所感

② 調査対象

障害者の結婚や出産、子育ての支援を実施している事業所等について、検討委員会での検討を踏まえ、9事業所等を選定し、調査を実施した。

なお、本調査における個別の事例については、利用者ご本人から同意を得られたものについて実施した。利用者の同席が可能な場合には、利用者にヒアリング調査に同席いただき、事業所の職員に加え、直接利用者にもヒアリングを実施した。

図表 47 調査対象

法人名	障害福祉サービス等	主たる障害種別	事例の概要	個別事例	事例集ページ
社会福祉法人 A	共同生活援助 自立生活援助	知的障害 精神障害	障害者の出会いや結婚、子育て等の支援に対する自主事業によりサポートする取組	3 事例	3
社会福祉法人 B	特定相談支援 委託相談支援 共同生活援助 障害者就業・生活支援センター	身体障害 知的障害 精神障害 難病	法人内の複数の相談支援機関の連携による結婚や子育てを含む希望する生活の実現に向けた支援の取組	2 事例	4
特定非営利活動法人 C	共同生活援助	知的障害	グループホームにおける子育て中の利用者に対する子育て支援機関と連携した取組	2 事例	5
社会福祉法人 D	特定相談支援 一般相談支援	身体障害 知的障害 精神障害	相談支援事業所における、子育て中の利用者に対する市町村児童福祉部署やホームヘルパー等と連携した取組	2 事例	6
社会福祉法人 E	特定相談支援 自立生活援助	身体障害 知的障害 精神障害 難病	相談支援事業所における子育て中の利用者に対する障害児相談支援事業所や児童相談所等と連携した取組	1 事例	7
社会福祉法人 F	特定相談支援 委託相談支援	身体障害 知的障害 精神障害 難病	法人内の母子への支援事業や子育て支援事業を活用した障害者本人を含む家族への包括的な支援の取組	2 事例	8
市町村 G	—	—	市町村が定例ミーティングの開催などにより主導し、母子保健分野・児童福祉分野と障害福祉分野の連携体制を構築している取組	1 事例	9
株式会社 H	共同生活援助	知的障害 精神障害	グループホームにおける交際中カップルに対する支援の取組	1 事例	—
社会福祉法人 I	共同生活援助	知的障害	グループホームにおける結婚に関する支援の取組	2 事例	—

(3) 調査結果

本調査の結果を以下に記載する。

① 社会福祉法人 A

1. 基本情報

図表 48 調査対象事業所の基本情報

法人格	障害福祉サービス等	対象とする主たる障害種別	利用定員数
社会福祉法人	共同生活援助	知的障害、精神障害	数十名
	自立生活援助	精神障害	数十名

2. 概要

- ◇ 障害者を対象とした会員制の独自の自主事業に取り組んでおり、障害者の出会いや交際、結婚、夫婦・パートナー生活、子育てについてサポート。
- ◇ 交際中カップル数十組、結婚・パートナー生活数十世帯、子どものいる家族数世帯がいる。
- ◇ 自主事業が障害者の結婚や子育て等に対する支援を実施し、グループホームや自立生活援助の職員が当該自主事業の職員と連携を図ることにより、利用者の結婚や出産、子育てにおける支援を行っている。

3. 支援の実施状況（事業所全体）

- 事業所に係る情報
 - 独自の自主事業に取り組んでおり、障害者の出会いや交際、結婚、夫婦・パートナー生活、子育てについて、強力なサポートを実施している。
 - <自主事業の概要>
 - ◇ 会員制の事業であり、他の法人にいる方も登録可能。
 - ◇ 障害がある方が対象。手帳の有無にかかわらず自己申告制となっており、発達障害の方も対象。会員のほとんどが障害支援区分1以上の方となっている。
 - ◇ 会員約数百名のうち、交際中カップルは数十組、結婚・パートナー生活は数十世帯、子どものいる家族は数世帯となっている。
 - ◇ 職員数十人（専任職員数名。残りは各グループホームなどの職員が兼務）。
 - ◇ お付き合いマナーや性に関する講座、恋活や子育て家族交流などの各種イベント開催、悩み相談や面談、手続きやライフイベント等の様々な支援を実施。イベントは年間約30回開催。
 - 各グループホームなどの職員のうち、お節介が向きそうな職員に自主事業も兼務してもらい形で、職員を各グループホームなどに配置している。
 - グループホームでも出産や子どものいる世帯を支援したことはあるが、現在、子どものいる世帯のうち年齢が一番低い子が10歳代となっているため、十数年は出産への支援はしてない状況である。現在、グループホームにおける夫婦やパートナー世帯は数世帯があり、子どものいる世帯は1世帯ある。子どものいる世帯については、一軒

家タイプのグループホームでその世帯のみで生活しており、子どもは別地域の学校で寮生活をしながら、週末に帰ってくるという状況である。

- 自立生活援助の利用者には、夫婦の方が数名いる。夫婦それぞれに支給決定をしているが、訪問日時を夫婦ずらして訪問回数を増やすなどの工夫をしている。

- 支援にあたっての基本姿勢

- 地域の中で、願いをかなえていくという理念がある。
- 結婚や子育てだけでなく、茶飲み友達程度を望む高齢の方や、ときめきを求めている方といった細かなニーズに対応したいと考えている。
- 障害支援区分6の方で、特定の好きな方がいてその気持ちを表明するような方もいた。その方は結婚まではされなかったが、亡くなる寸前まで好きな方の写真を大事にされていた。そのような気持ちも大事にしたいと考えている。
- 支援に当たっては、利用者本人に判断いただくということを大切にしている。利用者本人にリスクを含めてしっかりと説明をしたり、経験してもらったりすることをしながら、本人を誘導せずに意思決定していただくことを重視している。様々な選択肢を提示していく中で、職員としてはこうした方がいいということがあるが、時には失敗しても利用者本人が決めていくことが重要だと思っている。
- 母子保健や子育てに関する制度が日々整備されてきているほか、所在する市町村の理解もあり、事業所だけで子育てなどの支援を担う必要がないと感じている。市町村には、例えば自立支援協議会で困ったことを共有して独自の制度を作っていただいたこともある。どうやったら支援につながるのかというスタンスで協力してくれているほか、重層的に子育て支援を考えてくれているため非常にありがたいと感じている。

- 具体的な支援の内容

- 利用者からのニーズや希望については、日常生活の中で拾うこととしているが、月に1度の自主事業でのイベント開催時には、普段情報共有されているニーズや希望の実態を確認する。

また、グループホーム入所者には、年に1度、福祉系大学の学生からのヒアリング調査を通じてニーズや考えを汲み取ってきた。学生相手だと本音を話してくれることもあるほか、第三者を入れることで風通しの良い支援を実施したいと考えている。

日頃の支援においても、各グループホームの自主事業職員が、グループホーム職員ではなく、自主事業職員として名札を変更するという工夫をしていることで、普段は聞き出せない悩みを聞き出すことができるように感じている。

- 常にグループホームの世話人と自主事業職員が情報共有を図っているなど、情報共有は重要であるが、信頼を失わないために徒に情報共有しない場合もある。
- 結婚に関しては、時には結婚生活の大変さを理解してもらうため、籍を最初から入れるのではなく、同棲をパートナー生活と呼びながら体験していただいてから籍を入れるということを勧めることもある。中には結婚生活の大変さを理解し、考え直す場合

もある。

また、同棲や結婚・パートナー生活のためには両親の協力や同意が得られた方がよいと考えている。家族から理解してもらい、応援してもらうために、法人では家族との連携を大事にしており、同棲前から密に連絡している場合もある。

- ▶ 親の会には、利用者本人と両親の意思が異なる場合、利用者本人の意思を尊重することを予め明言している。ただし、両親が反対しているままでは望ましい方向性に行かないことも考えられるため、ちょうどよい妥協点を見つけるのも自主事業の役割だと考えている。
 - ▶ 予期せぬ妊娠を防ぐためにも、自主事業の職員を中心として性に関する知識提供をする学習会を開催している。相手を思いやることや距離感、自分の場所と他人の場所との境界などについて学習し、その後、性に関する学習を展開する。付き合いの延長線上にある結婚や子育ての各ステージに関する意思についても確認する場合もある。子どもを望まない場合には避妊方法なども伝達している。その際には医師の専門的な情報共有をマンツーマンで行いながら、理解を深めることに努めている。
- 支援にあたっての関係機関との具体的な連携状況
 - ▶ グループホームや自立生活援助の職員は、当該自主事業の職員と連携を図ることで、利用者の結婚や出産、子育てにおける支援をしやすくなっている。
 - ▶ 子育て世帯における子どもへの支援は自主事業による職員等が中心となり、利用者の学校との面談やPTA関係、子どもの病院受診、成長見守り、服薬管理などにおいてサポートを行っているほか、市町村の母子保健部署や子育て支援機関との連携なども実施している。グループホームも親の支援を中心に外部との調整を行うようにしている。
 - ▶ グループホームでは、特に新生児・乳幼児は24時間体制で見守らなくてはならないという中で、世話人の力を借りられるというその良さも利用してきた。両親を中心とした子育てを見守るという形ではあるが、近くにいる世話人や子育て経験のある世話人などがすぐに駆け付けられるチーム体制を構築して支援してきた。また、子どもの年齢などによっても異なるが、毎週のグループホームでの会議には自主事業職員も参加し、週単位で情報共有を行っている。
 - ▶ 自立生活援助においては、グループホームと異なり利用者が地域のアパートなどにいるため、常時支援ができずに事業所として支援できることも限られている。そのため、例えば、保育園での非常時は市町村の児童福祉部署、お迎え忘れの対応は自立生活援助の職員で対応ということや、17時までの電話対応は市町村や母子保健担当の保健師で、17時以降は自立生活援助の職員で対応というように、役割分担をしたことがある。その際は、自立生活援助が相談支援事業所とも連携しながら役割分担を考えて支援チームを構築したほか、チーム体制のもと関係者が定期的集まるようにもしていた。また、利用者に対しては、困った際の相談先について、他機関を含めて一覧化して共有するという工夫もしていた。

- 子育てにおいては、教育機関や保育園、民生委員や児童委員、地域の自治会などと連携しながら、地域の方々に支えてもらうという形としている。
- 運営推進会議を年数回行っており、地域の民生委員や班長、自治会や子ども会に参加してもらい、情報を開示することで情報共有をしているほか、施設見学も行っている。その際に子育ての世帯がいることに関しても情報を共有しているため、地域で支援する体制が構築できている。

4. 支援の実施状況（個別事例）

図表 49 個別事例における調査対象者の基本情報

No.	場面	対象者	年齢	障害種別・ 障害支援区分	子ども	住まい	利用サービス	回答者
1	結婚	夫婦	夫 30代 妻 30代	夫 知的障害 (区分なし) 妻 知的障害 (区分なし)	なし	賃貸住宅 (一般)	通所事業所、 自立生活援 助、自主事業	夫婦、 職員
2	同棲	カップ ル	男性 30代 女性 20代	男性 知的障害 (区分なし) 女性 知的障害 (区分なし)	なし	賃貸住宅 (一般)	通所事業所、 自立生活援 助、自主事業	カップ ル、 職員
3	出産・ 子育て	夫婦	夫 40代 妻 40代	夫 知的障害 (区分2) 妻 知的障害 (区分3)	1名 高校生	グループ ホーム	グループホー ム、通所事業 所、移動支援	夫婦、 職員

【個別事例①】

- 具体的な生活状況や支援の内容
 - 元々、夫はグループホームで単身生活、妻は実家に住んでいた。夫はグループホームで一人暮らしができる自信がついたので、一人暮らしを始めた。
 - 自主事業の登録を両者ともしており、交際に至るまでも自主事業の支援を受けた。
 - 自主事業の職員は家族とも連絡を取りながら、二人の交際を温かく見守っていた。
 - 結婚するとなった際、両親にどのように話を持っていくかについて、順番や段階を自主事業の職員に相談して、自分たちのペースで進められるようにした。自主事業の職員は、利用者の頑張りをご両親に伝え、結婚に向けた後押しを行った。また、法人の役員室を使って両家の顔合わせを実施するという支援をしたほか、入籍の行政手続きについても、不明な部分について支援をした。
 - 自主事業では結婚後の見守りも支援内容だと考えているため、適時訪問をして2人の状況を確認している。また、自立生活援助も定期的に訪問をしている。主に手続き面については自立生活援助に相談し、内面や感情的な相談を自主事業にしている状況がある。

- 課題や悩み、利用者本人のその他所感
 - 自主事業の支援がなければ結婚までできていなかった。
 - 女性の悩みと男性の悩みも異なるため、相談をしながらその点の理解が進んだ。悩み相談を受けてくれる人がいるというのは大きい。
 - 悩みごとに関する相談は今現在も夫婦別々で相談しており、お互い知らない相談をしている。最近では、子どもについてや夫婦の生活スタイルの違い、就労の悩みに関する相談が多い。
 - 結婚後の金銭面のやり取りなどが難しかったが、銀行とのやり取りなどの方法を職員に教えてもらい、ある程度解決できた。

【個別事例②】

- 具体的な生活状況や支援の内容
 - 出会いのきっかけは法人の自主事業以外の交流会イベントではあったが、出会い後にボーリングや食事会、映画など3回ほどの自主事業のイベントに参加して、仲が深まった。
 - 元々女性はグループホームにおり、女性が一人暮らしを始めた際に自立生活援助による支援を開始した。
 - 男性も元々グループホームにいた。男性は両親の理解を得て、同棲するためにグループホームから退居した。家探しについては、二人で不動産に詳しい支援者と物件探しをして4、5箇所回った。
 - 同棲前には、法人の役員室を使って両家の顔合わせを実施した。自主事業の職員は、同棲前に挨拶した方が良いと思い顔合わせを促し、両家への連絡もした。
 - 同棲を開始したタイミングで男性への自立生活援助による支援を開始し、現在は自立生活援助の職員が週に1回程度の訪問をしながら、見守りや相談等の支援がされている。
 - お互いの目標や譲れない部分などがあり、すれ違いもあったため、自主事業の職員はパートナー間でのすれ違いに対しても支援することで、二人が上手くいくよう仲介してきた。食事や風呂など細かいことについて摺合わせをしてきた。相手に見せたい自分と見せたくない自分があると思うので、そのことを尊重しながら、相手に伝えたいということだけを伝えながら摺合わせの支援を実施してきた。
- 課題や悩み、利用者本人のその他所感
 - 最初の出会いから付き合うまでの過程を考えると自主事業からの支援は大事だと思う。やはり自分たちだけで動くとなると出会いなどは難しいと思う。そういう面では当初イベントに参加していたときなど、自主事業からの支援に対して満足していたと思う。

【個別事例③】

- 具体的な生活状況や支援の内容
 - グループホームに入居していたが、出産時は里帰り出産をした。子どもは半年間保育器に入っていたため、母乳を病院に運ばなければならなかったが、実家から2時間かかるため、その際には、実家の母親と世話人達がチームとなり、交互に母乳を届けた。
 - 産婦人科受診の同行支援やおむつなどの日用品の買い物も支援した。
 - 子どもの進路に関しては、中学進学時に、地元の学校との面談や他地域の特別支援学校の見学をしたが、その際グループホームや自主事業の職員も同行した。決定の際には、職員から色んな観点を提示し、両親が比較しながら最終的な決定を下した。

- 課題や悩み、利用者本人のその他所感
 - 子どものお風呂の入れ方など、子育てに関して知らない知識を職員に色々と教えてもらった。子どもの行事には職員も一緒に参加してもらい、両親と子の3人という枠組みに囚われず、子育てしたという感覚である。自分たちだけだとパニックになってしまうため、相談しながら一つ一つ丁寧に解決してくれた。

② 社会福祉法人 B

1. 基本情報

図表 50 調査対象事業所の基本情報

法人格	障害福祉サービス等	対象とする主たる障害種別	サービス等利用計画作成対象者数・利用定員数
社会福祉法人	特定相談支援、委託相談支援	身体障害、知的障害、精神障害、難病	約 330 名
	共同生活援助	身体障害、知的障害、精神障害、難病	数十名
	障害者就業・生活支援センター	身体障害、知的障害、精神障害、難病	約 890 名

2. 概要

- ◇ 元々は知的障害者通勤寮を運営しており、地域生活する障害者を多く支援してきた法人である。
- ◇ 現在、障害者就業・生活支援センター、委託相談支援事業所が一体となって、利用者の希望する生活をどう実現するかに向けて個別支援を実施。結婚や子育てについても特別視せずに、個別支援の延長線上で支援してきた。
- ◇ これまでに数十組の夫婦等の家族世帯を支援し、そのうち十組弱は子どもがいる世帯である。
- ◇ 子育てに係る支援は、地域のボランティアによる子育ての支援など様々な資源を活用することを心がけ、地域の支援機関・サービスの情報収集・提供、つなぎの支援を実施している。

3. 支援の実施状況（事業所全体）

- 事業所に係る情報
 - 設立当初は通勤寮を運営しており、通勤寮の時代からこれまでに数十組の夫婦等の家族世帯を支援してきた。現時点でも数十組の家族世帯があり、うち数組は事実婚の世帯である。また、子どものいる世帯については、十組弱をこれまで支援してきており、子どもが成人するなどしたことで、現在支援している世帯は半数程度となっている。
 - 従前、通勤寮のアフターフォローのような形で、地域で一人暮らしするようになった方や結婚世帯となった方のサポートをしていた。障害者就業・生活支援センターが制度上できて当法人でも事業を開始した際に、知的障害者生活支援センターで実施していた取組を引き継いだという経緯がある。
 - 現在は、グループホームとして十数箇所の指定があり、1～5名で暮らす賃貸アパートや借家が数十戸ある。

- 支援にあたっての基本姿勢

- 利用者の想いを中心にして、希望する生活を地域の中でできるように支えるという理念の下、支援してきた。利用者本人の希望を汲み取りながら、必要な支援は何か、その支援をどの枠組みで提供していくかという考え方がある。
- 利用者は、様々な選択肢の中から自ら選びながら生活をしている。状況に応じて支援の度合いへの希望も異なるため、個々の状況に応じた支援を実施している。結婚や子育てだけでなく、一人暮らしをしたいということや自分で食事を作って生活したいなど、様々な生活方法に対して個別に支援をしており、結婚や子育てなどへの支援が特別だとは考えていない。個別支援の中の延長線上で捉えている。そのようなオーダーメイドの支援をしているからこそ、結婚や子育てにも対応しやすくなっていると思う。
- 子育てについては、支援者側で支援や問題を丸抱えしようと思うと大変である。イメージとしては、例えば利用者の子どもの高熱を出した際には、相談があっても病院に電話しよう伝え、利用者本人がまず対応することを支援する。あとは親身になって心配するという状況にあるため、心配だけ見守る立場というのが支援者側に少し増えるだけというイメージである。もちろん必要に応じて支援介入や同行を行うが、職員によっては、親戚のおばちゃんのようなスタンス（お世話焼き）で助言をしたり同行支援をしたりしている。
- グループホームで妊娠や出産をした利用者はいるが、子育てはグループホームを出て在宅サービスを利用したために、グループホームで子どもを育てあげたというケースがこれまでなかった。ただし、それはたまたまであると感じている。グループホームを出ないと子どもを育てられないという考え方ではなく、利用者本人たちの希望を踏まえた結果である。支援を受けながらも、より自立した生活をしようと考えている利用者が多い。

- 具体的な支援の内容

- 障害者就業・生活支援センターが、グループホームや相談支援事業所と一体的になって、利用者の希望する日常生活をどう実現するかに向けて個別支援を実施している状況である。
- ニーズや希望の把握については、個別支援計画の作成時に利用者の意思を確認しているほか、日常的に気軽に希望を言ってくる利用者が多い。急に思い立つことや希望が変わることもあると思う。そのようなニーズや希望などの意思については、月1の全体会議のほか、毎日の朝会を通じて日常的に職員同士で共有している。
- 周囲に結婚や子育てをしている先輩家族が多いため、そのような様々な生活をイメージしやすいのではないかと思う。子どものいない夫婦が子どものいる夫婦の家を訪問して、子育てについて聞きに行くというような機会を提供することもある。結婚や子育てに限らず、一人暮らしをしたい方についても、一人暮らしをしている様々な方を紹介して、イメージしてもらいやすくしている。家計管理や食事提供の頻度など、利

用者の生活は様々あり、支援の度合いも異なっているため、実際の生活場面を見ることでイメージしやすくなると思う。

- ▶ グループホームの利用者については、グループホームや障害者就業・生活支援センターの職員が見守りながら、必要な場合には支援をしており、グループホームにいない利用者たちのちょっとした困りごとについても、障害者就業・生活支援センター及び委託相談支援事業所において対応するようにしている。
- ▶ グループホームは一人暮らしの練習場所にもなっている。調理場など、各部屋で機能が異なる部分もあるため、それぞれの希望を踏まえて、状況によってはグループホーム内で転居する場合もある。
- ▶ 家計管理についての支援は手厚くしている。通帳を誰が管理するのか、本人がどれくらいの額まで管理するのか、どのような用途に関するお金を自分たちで管理するようにするのかなど、支援の度合いについては、利用者の意思に沿って決めている。例えば自分で管理することが難しい方であっても、自分で管理したいという方に対しては無理に支援者側が管理することはせず、うまくいかない経験も踏まえた上で今後どうしていくか、方法を本人と共に考えるようにしている。実際に、夫が浪費家であるものの自分たちで管理したいという夫婦がいて、一時期お金がない状況になった夫婦がいたが、それはそれで一つの人生だと思っている。その後については、子どもが生まれたことを機に、妻の意向もあって家計管理のサポートをすることとなった。
- ▶ 結婚に当たっては、ご家族に祝福してもらった方がよいと考える利用者が多くおり、ご家族に対する関わりについては、結婚事例において共通する支援だと考えている。例えば、ご家族に不安がある場合には、まず本人から結婚の意思を家族に伝えてもらうが、必要に応じてご本人からご家族に対して支援者からの連絡がある旨を予め伝えてもらい、支援者として補足的に、支援の実施状況や相手の方についてなどの事実を伝えるということをしている。本人からの情報だけでなく、そのような補足情報があった方が、ご家族は安心したり、賛成しやすくなったりする。また、ご家族の状況によっては、試しに同棲から始めてみてはどうかと提案することや、ご家族が相手の方と会ってみる機会を調整するということもある。また、すでに結婚しながら生活をしている利用者もいるため、ご家族としても賛成しやすい雰囲気があるのではないかと感じている。
- ▶ 交際を始めた際には、男性には男性職員から、女性には女性職員から、避妊の方法などを性に関する知識提供を実施している。その際には子どもがいつ欲しいかなどのお話もする。性的な話をすることはタブー視していない。一時期、利用者向けの勉強会もしていた。当法人のサービス利用者ではない人と交際を始めた際、それを支援者側に伝えてくれた場合には、同様に避妊の方法などの話をしている。

- 支援にあたっての関係機関との具体的な連携状況
 - 今は多くの子育て支援機関やサービスがあり、障害の有無に関係なく活用できるという認識である。そのような地域の支援機関・サービスの活用を勧めて、利用者本人が頼る場所の分散を図っている。地域の方々、地域のサービスに頼る機会を奪わず、地域で暮らして行ってほしいと考えている。
 - 地域の支援機関・サービスについての情報収集及び情報提供をするとともに、本人の意思を確認しながら、それらにつなげる支援を実施している。地域の支援機関・サービスつなげた後には、活用してみてもう良かったかという確認をして、なじんでいるかの様子を見るようにしている。なじんでいないようであれば同行して支援をすることもあがるが、継続利用をするかどうかは本人が決める。

- 課題意識
 - 児童福祉サービスの障害者による活用について、一般の人たちと同様に通常使えるような支援の輪の中で、障害者も子育てできるようにサポートすることが望ましいと思う。そのためには、既存のサービスがもう少しわかりやすくなれば良いと感じている。

4. 支援の実施状況（個別事例）

図表 51 個別事例における調査対象者の基本情報

No.	場面	対象者	年齢	障害種別・ 障害支援区分	子ども	住まい	利用サービス	回答者
1	結婚・ 出産・ 子育て	夫婦	夫 40代 妻 40代	夫 身体障害、知的障害（区分なし） 妻 知的障害（区分1）	1名 （中学生）	賃貸住宅 （一般）	ファミリーサポートセンター	夫婦
2	結婚	夫婦	夫 40代 妻 40代	夫 知的障害（区分1） 妻 知的障害（区分3）	なし	グループホーム	グループホーム	夫婦

【個別事例①】

- 具体的な生活状況や支援の内容
 - 二人とも交際前から通勤寮におり、約7年間の交際を経て、通勤寮で2人暮らしの練習もした上で同棲をした。同棲を機に賃貸住宅に転居し、今も別の賃貸住宅で子どもと3人で暮らしている。
 - 同棲して転居する際は、職員に家探しを一緒にしてもらったほか、引っ越しの手伝いもしてもらった。

- 妊娠時は、病院が遠方であったために事業所の職員が車で検診の送迎をしてくれたほか、検診にも同行してくれていた。
 - 出産後は、ホームヘルパーやボランティアが日程を組んで家に訪問して支援してくれていた。その調整は事業所の職員がしてくれていた。また、市町村の母子保健担当の保健師も月に2、3回ほど家に訪問してくれていたほか、困ったときに電話して来てもらったこともあった。
 - 出産後3か月で保育園に子どもは入園した。ボランティアは保育園に入園するまで、ホームヘルパーは出産から約6年間来てもらっていた。ボランティアは、退院後2週間は週に5日（各日3回）来てもらい、その後保育園入園までは週に2、3日来てもらっていた。また、ホームヘルパーは、退院後2週間は週に5日、その後は週に2、3日帰宅後に来てもらい、子育てについて色々と教えてもらうとともに、入浴の手伝いや着替えの準備、離乳食づくりなどをやってもらっていた。
 - 現在の食事は、食材配送サービスを活用して、自炊している。
 - 事業所職員からのサポートは、出産までは多かったが、出産後は減り、子どもが小さいときは一定程度あったと思うが、今はほとんどない。月に1度、金銭管理の確認をしてもらっている。
- 課題や悩み、利用者本人のその他所感
 - 同棲に当たっての転居や出産、子育てについて、職員などから反対されたことはなかった。
 - 子育てに関して心配事は特になかった。子育ての経験も全部楽しかった。

【個別事例②】

- 具体的な生活状況や支援の内容
 - 通勤寮時代に、新年会や友人を通じて知り合った。
 - 交際後、事業所において、職員の立会いの下で、結婚したいという話を両親にしたが、お金の心配もあったため、同棲をまずはしようという話になった。
 - 同棲を機に、2人で居住可能なグループホームに利用変更した。現在もグループホームで2人で暮らしている。
 - 同棲から約1年後に結婚した。結婚に当たっては、家族に自分たちで何について頑張っているのかを書いて伝えるための資料を職員と共に作成し、自分たちから気持ちをしっかりと家族に伝えられるように支援を受けた。
 - 結婚後、食事については2人で過ごしたいからと作るのを頑張ったり、宅配をお願いしたりしている。職員がその都度の要望に合わせて対応していた。
 - 挙式をしたが、前撮りのほか、招待者や招待状の作成、挙式当日に至るまで、式に関わることあらゆることについて、支援してもらった。

- 課題や悩み、利用者本人のその他所感

- グループホームを出たい気持ちはあるが、自立生活は難しいと感じている。料理は、退居する練習も兼ねて始めた。
- 子どもは欲しい。結婚した時からそのように思っており、気持ちは当初より強くなっている。ただし、どうやって育てたらいいかわからないので、どうしても不安がある。支援は欲しいが、自分でできる範囲は自分でしたいと考えている。職員のほか、子育てしている他の利用者にも相談したり、話を聞きに行ったりしている。

③ 特定非営利活動法人 C

1. 基本情報

図表 52 調査対象事業所の基本情報

法人格	障害福祉サービス等	対象とする主たる障害種別	利用定員数
特定非営利活動法人	共同生活援助	知的障害	数十名

2. 概要

- ◇ グループホームの数十名の利用者のうち、2組の子育て中の利用者世帯がいる。
- ◇ グループホームとして借り上げた賃貸アパート等で、知的障害を有する両親と、その子どもが同居生活をしている。
- ◇ これまで数組の子育て中の利用者世帯を支援し、うち複数の世帯がアパート等に転居した。
- ◇ 利用者から子育てについての希望があった場合には、グループホームの職員が子育てに伴う困難な面も含めて情報提供し、本人たちの意思を丁寧に確認した上で、その意思を尊重した支援を実施している。

3. 支援の実施状況（事業所全体）

- 事業所に係る情報
 - 当初は、軽度の障害者の生きづらさに対して支援をしたいということで立ち上がった。
 - 全て賃貸住宅を活用したグループホームである。各グループホームの部屋の定員は2名定員が多く、3名定員やサテライト型についてもいくつかある。事業所全体の定員については見渡せる規模の人数と考える数で設定しており、その数より超過したことはない。
 - 世話人や生活支援員は居室への巡回訪問等を行う巡回型で支援している。職員はほとんどが常勤職員である。
 - 利用者が孤立しないよう、食事は集合して食べるようにしている。7割以上の利用者が一般就労しているが、一般就労している人も他の利用者と食べながらくつろげる機会となっている。
 - 児童養護施設が多い地域であり、児童養護施設から退所してきた利用者については、家族への想いや自分たちの家族をつくりたいという意思が強い傾向にあると感じている。
 - これまでに結婚したり子どもがいたりした家族は数組いたが、そのうち数組はグループホームを退居して一般の賃貸アパート等に引っ越していき、現在2組が残っている。退居した中には、これ以上の支援は不要だとして出て行かれた利用者がある。最後は本人たちが希望する場所に出ていくということではあるが、妊娠・出産という重

要な時期はグループホームである程度関与をして、少し落ち着いた段階で子育て支援などの地域の資源の調整もした上で、出ていくということが多いように思える。

- 支援にあたっての基本姿勢

- 障害者の結婚や子育てについて、事業所側から積極的に支援をしている訳ではない。出会いの機会を作るなどを特段している訳でもない。利用者本人たちが望めば、自然に支援することになるという流れがある。
- 利用者それぞれニーズがあるので、それらに対応している中で、結婚などの支援も行ってきている。利用者本人の状況に合わせ、支援を行っている。
- ケアとソーシャルワークを居住の場所で一体的に行う必要があるという考えで取り組んでいる。
- 障害者総合支援法には、日常生活及び社会生活を支援するという目的があるので、社会生活が営めるような調整をグループホームとして行っており、その社会生活には、結婚や子育ても含まれるものと考えている。
- 結婚や出産という中で意思決定支援を含めて支援していく中では、利用者本人の親の意思というの大きな部分である。最終的に親にも理解してもらえなければ、利用者との決別や親と事業所との信頼関係の喪失にもつながる可能性もある。これまで関わってきた方々の中には、親の反対があった方もいたが、意思決定をしていく中で子どもを自分たちで育てたいという気持ちが大きいことがわかり、それに基づいて関係者や関係機関とも調整していく中で本人たちの希望を支えていこうということでまとめ、最終的には反対をしていたご両親も認めてくれたということもあった。

- 具体的な支援の内容

- グループホームで直接的な子育て支援をしているわけではなく、制度や地域の支援機関を活用することを支援するようにしている。
- 子どものミルクなどの具体的な育児は親である利用者が行っており、グループホームでは強い見守りをしつつ、外部の支援も入りながら支えている状況である。外部の支援者が訪問する際には職員が同席したり、情報共有したりということをやっている。そうすることで本人たちが主体的に必要なサービスを利用するという姿勢になっていく。少しずつ本人と話をしながら外部の支援につなげて、そこでうまく行かない場合は調整をする。
- 子どもへの食事の提供は、食材宅配サービスを活用するなど親である利用者による調理によりなされている。また、掃除等の家事については、必要に応じて支援している。
- 性に関しては、例えば、性に関する資料を本人と一緒に確認したことはあった。その際の資料はイラストもあり、横に並んで読むのにも使いやすいものであった。
- グループホームを退居して一般の賃貸アパート等への引っ越すことを希望した場合には、転居先の住居の確保や地域の方々へのつなぎなどの支援を実施している。

- 支援にあたっての関係機関との具体的な連携状況
 - 子育てに当たっては、市町村の保健師が一番に頼れる存在であり、保健師といかに信頼関係を構築するかというのは大事であると思う。乳幼児期は、市町村の保健師がグループホームへ定期的に訪問することで、見守りや子育てに関する助言などの継続的な支援が行われている。担当する保健師に対して利用者への配慮事項に関してフォローをすることもある。例えば、保育所の利用について保健師が申請の支援をするにあたり、グループホーム職員からもその保健師に連絡をして、利用者の置かれている状況の共通認識を図るなどの連携をしたことで、子どもが保育園に入所できたということがあった。
 - 市町村の家庭児童相談室の職員による利用者の子育てに関する相談対応や見守り等が行われている。家庭児童相談室の支援が入った方がいいと考えられる家族について、グループホーム職員から家庭児童相談室へどうにか関与できないかの調整をしたことがあった。

- 課題意識
 - 障害者が結婚や出産、子育てをしやすい世の中にするためには、世の中の理解や優生学・優生思想的なものがあるので、その価値観を変えるためには、障害者全般というのではなく、一人の人と出会って、その人を通じてそのような価値観から解放されるということが必要だと思う。難しい問題ではあるが、生活の中で出会ったり関わったりする人たちに、自分たちの生活や状況をしっかりと伝えることで、相手の人にも知ってもらい、受け入れてもらうということが非常に重要である。そのための調整業務のようなものをグループホームでも大事にしているところである。
 - 担当職員がケアとソーシャルワークを担うことができる体制があれば、家族支援をできる支援体制を作れるのではないかと思う。何か障害のある人の子育て支援に特化した制度が新たにできればいいとは思いますが、そのようなものがなくとも、職員体制を作って既存の制度をうまく調整していくということはあると思う。

4. 支援の実施状況（個別事例）

図表 53 個別事例における調査対象者の基本情報

No.	場面	対象者	年齢	障害種別・ 障害支援区分	子ども	住まい	利用サービス	回答者
1	出産・ 子育て	夫婦	夫 30代 妻 30代	夫 知的障害 (区分3) 妻 知的障害 (区分4)	1名 (小学生)	グループホーム	グループホーム、 移動支援	夫婦
2	出産・ 子育て	夫婦	夫 30代 妻 20代	夫 知的障害 (区分4) 妻 知的障害 (区分5)	2名 (乳児・幼児)	グループホーム	グループホーム、 移動支援	夫婦

【個別事例①】

- 具体的な支援の内容
 - グループホームは夫婦が支援対象者であり、子どもは支援対象外であると認識しているが、何かあったときにちょっとした相談について職員が対応してくれるのは助かっている。例えば、子どもについて、病院に行った方がよいかや学校休んだ方がよいかなどを相談している。
 - 夜ご飯は食堂に集まって一緒に食事をしている。調理したものを持っていくときもある。調理の際には、子どもの分も含めて食材配送サービスを活用している。
 - 月に数回程度、グループホーム職員に面談などで家に訪問してもらい話をしている。
 - 出産時においては、出産前から母子の健康状態について気を遣ってもらったほか、自治体への手続きなど親切な対応をしてもらった。

- 支援にあたっての関係機関との具体的な連携状況
 - 家庭児童相談室の担当者に月1回訪問してもらっており、色々と相談している。普段電話での相談はしていない。そのほか、子どもの学校との面談にも同行してもらい、担任の先生に対して一緒に子どもの学校の状況について相談してくれている。子どもの学力の問題など、学校生活のことで困ったときに行政の機関でもある家庭児童相談室の支援があると心強いと感じている。月1回の訪問時には、グループホームの職員は同席していないが、最初の顔つなぎの際に関与してくれた。
 - 出産時においては、保健師に出産直後3、4か月に1回程度訪問してもらっており、1歳以降は1年に1回程度の訪問になった。
 - 子どもは0歳児から家庭的保育に預けた。

- 課題や悩み、利用者本人のその他所感
 - 今後の住まいの希望について、今のグループホームにいれば安心ではあるが、いずれは一軒家をグループホームの近くに建てて、家族で暮らしたいと考えている。
 - グループホームで子どもも含めた家族の支援ができるようになってほしい。
 - 子育ての仕方について最初は何もわからず、お風呂の入れ方や発熱時の対応など、近所の飲み屋の人がいろいろと教えてくれて支えてくれた。

【個別事例②】

- 具体的な生活状況や支援の内容
 - グループホームの支援として、金銭管理をしてもらっている。また、夫婦がぎくしゃくした際に、職員が第三者として夫婦間に入ってくれるのもありがたいと感じている。
 - 食事については、週5日は自分たちで作って食べており、週2回は食堂で提供してもらっている。
 - 夫婦ともに障害者雇用にて就労している。

- 支援にあたっての関係機関との具体的な連携状況
 - 出産の際には、保健師や病院の支援がメインだった。
 - 保育園の手続きの際に、グループホームの職員が行政などとの調整をしてくれた。
 - 現在、家庭児童相談室の支援を受けているが、平日仕事をしているので、電話でのやりとりが多く、例えば小学校の書類の関係などの相談をしている、連絡が来る場合もあるし、相談したいことがあれば電話もしている

- 課題や悩み、利用者本人のその他所感
 - 将来的にはグループホームを出て、地域で暮らしたいと思っている。ただし、グループホームでは家賃補助があるので、出ると経済的に負担が増えるのが懸念であり、職員に相談できなくなるのは困るほか、他の利用者で年齢が近い人とのコミュニケーションも無くなるのが困るなどの色々な不安はある。それでも自立はしたいと思っている。

④ 社会福祉法人D

1. 基本情報

図表 54 調査対象事業所の基本情報

法人格	障害福祉サービス等	対象とする主たる障害種別	サービス等利用計画作成対象者数
社会福祉法人	特定相談支援、一般相談支援	身体障害、知的障害、精神障害	約 300 名

2. 概要

- ◇ 計画相談支援や一般相談支援で関わっている利用者のうち、2組の子育て世帯がある。
- ◇ そのうちの乳児及び幼児を育てている世帯においては、相談支援事業所と市町村の児童福祉部署、ホームヘルパー等が連携しながら、子育てについての見守りや支援を実施している状況がある。
- ◇ また、子育て支援に当たっては、市町村の児童福祉部署や保健師が主導している状況があるが、相談支援事業所も場面に応じて適宜支援に加わっている。

3. 支援の実施状況（事業所全体）

- 事業所に係る情報
 - 法人全体の特徴としては、医療的ケアが必要な方や重症心身障害の方、強度行動障害の方など、主に重度の知的障害の方について対応している。そのほか、視覚障害の方の相談も多い。
 - 現在関わっている利用者のうち、現在2組、結婚して子育てもしている利用者がいる。
 - その他、交際している利用者はいるが、交際について何か相談を受けたということはない。必ずしも全員が交際をしていることを支援者に話している訳ではないと思っている。
- 支援にあたっての基本姿勢
 - 相談支援をする中で、結婚や出産、子育ての相談があったとしても、他の相談と同様に、相談の内容によって断ることはない。重度の知的障害のある方を主に対応している法人であることから、基本的にはお断りしないような風潮があるほか、地域の中で委託相談として関わる中で、どのような事例や相談についても幅広く対応していたこともある。実際にはこれまでに結婚や出産、子育ての相談はあまりなかったが、これまでも様々な相談に対してその場その場で生じた課題を整理して、複数職員で相談しながら対応方針を検討してきた。そのような経験の中でノウハウが蓄積されており、結婚や出産、子育ての相談があっても、全く対応できないとは考えていない。

- 相談支援専門員としての経験年数がどの職員も一定程度あったり、主任相談支援専門員としての研修を受講していたりということから、どのような事例であってもある程度対応できるスキルがあるという自負もある。
- 具体的な支援の内容
 - サービス等利用計画作成時に意思を確認する中で、将来結婚したいという願望があれば備考として記載している。利用者から発言があった場合に、その内容を記載している。
 - 性に係る知識提供について、必要に応じて個別の声かけはしているが、全体として何か啓発活動をしているわけではない。
 - 利用者の障害特性上、実際に体験しないとイメージしづらいという傾向がある。子どものケア等についても、周囲は将来の状況を予測して心配している中で、利用者は「できます」と答える場合もある。よって、利用者が実際に困難に直面をした際にすぐに支援に入れるように、水面下で調整をしているような状況がある。
- 課題意識
 - 軽度の知的障害や発達障害の方が結婚や子育てをする場合も多いと思うが、障害が軽度である場合、障害福祉サービスの支給量などが十分に支給されない場合もある。
 - また、軽度の障害がある方は、子育て支援関連のサービスなどの活用に当たり、情報入手を積極的にすることが難しい場合がある。またサービスについて理解しづらい場合も多い。行動力の多寡によっては、一般的な施策につながらないこともあると考える。
 - どのような生活を希望しているのかを聞くことはあるが、本人としても希望を具体的にイメージできていないことがある。

4. 支援の実施状況（個別事例）

図表 55 個別事例における調査対象者の基本情報

No.	場面	対象者	年齢	障害種別・ 障害支援区分	子ども	住まい	利用サービス	回答者
1	出産・ 子育て	夫婦	夫 不明 妻 30代	夫 視覚障害 (区分なし) 妻 視覚障害、 精神障害 (区分 2)	2名 (幼児、乳 児)	持ち家	居宅介護、移 動支援、ファ ミリーサポー トセンター	職員
2	出産・ 子育て	夫婦	夫 不明 妻 30代	夫 発達障害、 聴覚障害 (区分 なし) 妻 知的障害 (区分なし)	4名 (高校生、 中学生、小 学生、幼 児)	持ち家	—	職員

【個別事例①】

- 具体的な生活状況や支援の内容
 - 当事業所は母親の計画相談支援について支援している。最初は就労継続支援B型を利用したいという相談があり支援を開始したが、就労から育児の方に支援場面がシフトしてきている。
 - また、少し前まではモニタリングのため3か月に1回程度会っていたが、今は毎月会っている。面談をする際には自宅で会っている。

- 支援にあたっての関係機関との具体的な連携状況
 - 1人目の子どもから要保護児童対策地域協議会の支援ケースとなっており、行政として見守りを強化していくという方針だったようである。
 - 2人目の子どもが在宅に戻るために必要なサービスや、そもそも在宅に戻れるのかという議論を、行政（障害福祉部署、母子保健部署、児童福祉部署）、相談支援事業所（相談支援専門員）、病院（医療ソーシャルワーカー、看護師）等とカンファレンスを実施したことがある。市町村の児童福祉部署と病院が主導して、病院で開催された。当事業所には、市町村の児童福祉部署からカンファレンスに関する連絡があった。
 - 出産後については、市町村の児童福祉部署の職員が保健師とともに定期的に訪問し、母親から育児についての不安なことを聞き、活用可能な事業の案内をしていると聞いている。市町村の児童福祉部署の職員と保健師が別々に訪ねることもあるようだ。
 - 市町村の児童福祉部署から、障害年金の子どもの扶養に関する加算について説明をするにあたって、一緒に来てほしいとの依頼を受け、当事業所は、市町村職員とともに自宅訪問したことがある。
 - 夫婦ともに視覚障害（身体障害者手帳1級）があり、子どもが走り出すなどの危険も考えられたため、居宅介護を活用して、ホームヘルパーが保育園等への送迎を実施している。そのほか掃除についても支援している。
 - ホームヘルパーが送迎を開始する際には、当事業所から保育園に連絡をして、送迎方法の確認をしたことがあった。
 - ホームヘルパーに対して、当事業所から事情を説明して、いつもと何か違う場合には連絡を入れてもらうよう予め伝えている。子どもの調子が悪そうだなどという連絡をホームヘルパーから受けた際には、市町村の児童福祉部署に連携していた。また、2人目の子どもを妊娠した際にもホームヘルパーから当事業所に連絡があり、そのまま事業所から市町村の児童福祉部署に連携した。
 - 育児については、こうした方がいいという助言をすると、批判されたように受け取られる可能性もあるため、母親の思う子育て以外の助言については実施したことがない。そのような点については、市町村の児童福祉部署や保健師など、母親が子育ての助言について受け入れやすい方に実施してもらっている。

- また、子育て支援などのサービス活用についても、市町村の児童福祉部署の方が知識を有しているため、適宜児童福祉署に相談をしながら、サービス利用にあたっての利用者への説明もお願いしている。
 - ファミリーサポートセンター事業を活用しているようであるが、自主的に登録をしたようで、当事業所は関与していない。
 - 2人目の子どもについて、養育支援訪問事業を利用することを検討している。活用可能期間が数か月であるため、どの時期に入ってもらおうかについては、当事業所においても検討中である。
- 課題や悩み、利用者本人のその他所感
 - 家事援助の中の育児支援としてできる内容（保育園の送迎、通院の付き添い等）について、母親への計画相談支援として組み立ててはいるが、家庭全体をどのように支えていくべきかという点について悩んでいる。

【個別事例②】

- 具体的な生活状況や支援の内容
 - 事業所では3人の子どもの障害児相談支援について支援をしている。両親については不明だが、障害福祉サービスを使っていないようである。
 - 半年に1度モニタリングとして家庭訪問をしている。ただし、3人の訪問時期をずらすことで、結果的に2月に1回訪問している。
 - 子どもに障害がなければ、事業所ではこの家族と関わることはなかったと思われる。母親の様子を見る限り、家事もできており、一定程度、しっかりした生活はできるものと認識している。居宅介護の必要性もないと考えている。
- 支援にあたっての関係機関との具体的な連携状況
 - 3番目の子どもの出産の際に、他の子どもをどこかに預ける先がないかという相談を受けた。父親の実家で夜間は面倒を見られるということだったので、夕方に放課後等デイサービスを活用するのみとなった。その際、父親の実家には事業所から電話をして、実家がどの程度の支援をしてくれるのかを確認したり、放課後等デイサービスの活用等について説明をしたりした。
 - 子どもが不登校になった際やなりそうな際には、母親と相談するほか、学校や放課後等デイサービスとも連携を図っている。
- 課題や悩み、利用者本人のその他所感
 - ちょっとした困りごとや定期的な情報入手源として、どこか相談できる場所があるといいと考える。

⑤ 一般社団法人 E

1. 基本情報

図表 56 調査対象事業所の基本情報

法人格	障害福祉サービス等	対象とする主たる障害種別	サービス等利用計画作成対象者数
一般社団法人	特定相談支援、自立生活援助	身体障害、知的障害、精神障害、難病	約 250 名

2. 概要

- ◇ 子育て中の利用者について、当事業所が相談支援や自立生活援助による支援を実施するとともに、居宅介護により家事や育児支援を実施している。
- ◇ 障害のある子どもの支援については、母子保健・子育て支援機関だけでなく、障害児相談支援事業所とも連携を図っている。

3. 支援の実施状況（事業所全体）

- 事業所に係る情報
 - 障害児相談支援もやっている相談支援事業所も含めて、3事業所で週に1度会議をして、情報共有や活用できるサービスの相談を実施している。オンラインでやっているほか、時々食事をしながら社会資源の共有などについて話し合っている。
- 課題意識
 - 支援にあたり、役割分担が重要と考える。当事業所では、親と障害のある子どもの支援を分けて考えている。当事業所は親の支援者であるため、子どものことは気にかけつつ、親の立場に立って支援した方が本人の意思決定に寄り添えると考えている。子どもに関しての相談支援事業所は別についての方がより良い支援ができると考えており、障害児相談支援事業所が市町村の母子保健担当の保健師や児童相談所と連携した方が望ましい支援ができると考える。当事業所で子どもの部分もやればよいのではという話を受けるが、仮にマンパワーや専門性があっても、子どもの意思決定と親の意思決定は必ずしも一致しないことがあるため、ご本人に寄り添うためにも役割分担についてはきちんと明確にすべきであると考えている。
 - 母親に障害があっても変わりなく、母子保健分野の支援を受けられるとよいと考えている。

4. 支援の実施状況（個別事例）

図表 57 個別事例における調査対象者の基本情報

No.	場面	対象者	年齢	障害種別・ 障害支援区分	子ども	住まい	利用サービス	回答者
1	子育て	母親	30代	精神障害 (区分2)	3名(中学生、小学生、幼児)	賃貸住宅 (一般)	居宅介護、 自立生活援助	母親、職員

- 具体的な生活状況や支援の内容
 - 当事業所では、週1回、自宅訪問や精神科への通院同行をしているほか、電話相談も受けている。事業所としては、細かい部分までフォローできているほか、インフルエンザなどの感染症罹患時の対応もしやすいため、自立生活援助の良さを活かすことができていると感じている。
 - 居宅介護を週3回利用して、掃除や料理、子どもの入浴介助の支援を受けている。料理の作り置きも時々してくれる。

- 支援にあたっての関係機関との具体的な連携状況
 - 障害のある子どもについては、別の相談支援事業所（障害児相談支援）が対応しており、この事業所との打合せを週に1度開催して、情報共有や活用できるサービス等の打合せをしている。
 - 子どもは放課後等デイサービスや児童発達支援を利用しているが、その調整は別の相談支援事業所（障害児相談支援）が実施している。
 - 精神科から入院となる可能性についての話があったことがあり、もしそのような場合は子どもたちをどうするのかという観点で、当事業所が母親を児童相談所につないだことがある。当事業所においても、児童相談所と顔合わせも兼ねて、打合せを実施した。
 - 母親の支援に関して、市町村の保健師や家庭児童相談室、児童相談所の連携が図られているが、本人は保健師とのやりとりが多い。月に1回程度、電話がかかってきて、子どもの保育園の送迎が難しいということや自分自身の体調など、色々と相談している。当事業所は、その担当保健師と顔合わせをしているほか、家庭児童相談室との情報共有などのやりとりを継続的に実施している。
 - 事業所と子どもが通う学校では、特にやり取りはしていない状況。

- 課題や悩み、利用者本人のその他所感
 - 週1で相談に乗ってくれることがありがたい。
 - 当事業所は話を聞いてくれるだけでなく、具体的に協力してくれる印象である。一人で外出するのも体調面から難しく、精神科が通いづらい場所にあったため、通院の際に同行支援をしてくれたのは助かった。

⑥ 社会福祉法人F

特定相談支援事業所・委託相談支援事業所

1. 基本情報

図表 58 調査対象事業所の基本情報

法人格	障害福祉サービス等	対象とする主たる障害種別	サービス等利用計画作成対象者数
社会福祉法人	特定相談支援、委託相談支援	身体障害、知的障害、精神障害、難病	約 90 名

2. 概要

- ◇ サービス等利用計画を作成している利用者のうち、約 6 割が障害のある親か子どもであり、法人内外の母子への支援サービスや児童福祉サービスとの連携を図りながら、障害者本人だけでなく、その家族全体を支援するというをしている。
- ◇ 予期せぬ妊娠等の相談窓口事業やファミリーホームなど、法人内で妊娠期や出産直後の母子への支援サービスも展開しており、障害者の妊娠・出産への支援も実施している。
- ◇ 独自の取組として、子育て中の世帯を対象とした 24 時間 365 日の緊急電話対応を実施している。

3. 支援の実施状況（事業所全体）

- 事業所に係る情報
 - 法人では、相談支援だけでなく、グループホームや就労移行支援なども実施しているほか、予期せぬ妊娠等の相談窓口事業や児童発達支援、ファミリーホーム、保育所などの母子への支援サービスや子育て支援サービスについても実施している。
 - 当相談支援事業所では、成人と子どもの両方からの相談を受けているが、サービス等利用計画を作成している利用者は成人の方が多い。法人内の別の事業所で子どもを対象とした相談室もあり、障害児支援利用計画はそこで作成していることが多い。一般的な相談も受けており、借金や離婚についての相談も受けている。障害福祉サービスにつながっていない方や家族問題を抱えている方からの相談も多い。
 - 当事業所でサービス等利用計画を作成している利用者のうち、約 6 割は親か子どもであり、約 4 割が単身者である。障害種別では、知的障害のある方が多く、その次に精神障害のある方が多い。子どもに関して相談をしたいとなれば、行政や保健師が当事業所を紹介するという認識が広まっているように感じる。そのため、すでに子どもがいる方からの相談が多く、妊娠中から関わるということもある。
 - また、子どもの支援を実施する中で、親の障害が発覚する事例も多い。最初は子どもの障害に関する相談を受ける中で、親の生きづらさなどの相談も寄せられるようになり、検査をしてみると障害があるということとなる事例が複数ある。また、サービス等利用計画作成をしている親については、母親がほとんどであるが、父親の障害状態

については確認できないことが多いというだけである。虐待や生活困窮な事例が多いため、母親だけに問題があるということではないと考えている。

- 単身者からの相談は、就労や住まい、金銭問題の相談が多く、結婚等への相談は少ない。また、妊娠前の子どもに関する相談もほとんどなく、たいていが妊娠後や出産直前、出産後という状況での相談である。
 - 法人が母子への支援や子育て支援に関するサービスも展開していることもあり、職員はそれらと連携する中で、自然と母子への支援・子育て支援に係る情報収集や知見獲得をしており、そのようなサービスを理解しやすくなっている。毎年法人内の研修もあり、それも一つの機会となっている。
- 支援にあたっての基本姿勢
 - 法人として、家族支援というのを支援に当たっての理念の一つに掲げており、家族全体を支援するということをしている。親子を分けての支援を考えるということはない。
- 具体的な支援の内容
 - 様々な相談対応や支援をしているが、妊娠・出産や子育てなどにおいては、利用者が生活していけるかについて常に考えながら、活用可能な制度やサービスについて利用者に紹介をし、納得してもらった上で手続きの支援を提供するというような支援イメージがある。
 - 妊娠後の相談も多い中、産むかどうかの選択場面においては、最終的には本人が決められることができるよう寄り添いの支援をしている。その際、産んだ後に自身で育てるかどうかという点も含め、どのようなサービスや制度等があるかを説明している。
 - 法人内で子育て中の世帯を対象とした 24 時間 365 日の緊急対応電話を法人独自の事業として設けており、その役割は大きいものとなっている。困ったらすぐに連絡してほしいと利用者に伝えており、概ね 2 名体制ですぐに駆け付けられるようにもしている。話を聞いてもらえるだけで安心するという状況が多くあり、電話の後に親の様子が落ち着いたと、翌日子どもから支援者に報告がある場合もある。
- 支援にあたっての関係機関との具体的な連携状況
 - 法人内にも、様々な母子への支援・子育て支援サービスがあり、それとの連携もしやすい。
 - 母子への支援や子育て支援に係る外部機関とも日ごろからやりとりがあり、密に連携している。顔見知りで電話したらすぐに話を通るような関係性も多い。
 - 利用者の生活を支えることを考えると、障害福祉サービスだけでなく他のサービスを活用しなければならない。様々な関係機関とのやり取りを重ねてきた結果、障害福祉サービス以外の、母子への支援や子育て支援などに関する知見が身についている。

- 利用者の自宅に他機関と一緒に訪問したり、他機関との会議を開催したりと、具体的な連携方法は状況に応じて様々である。
- 妊娠・出産に関しては、市町村の保健センターが主な連携先になっている。また、養育者が母親だけの場合には母子生活支援施設とも連携を図っている。
- 出産後、要保護児童対策地域協議会の取扱いケースになる場合には、児童相談所や家庭児童相談室なども連携先となり、子どもの一時保護に関しては法人内のファミリーホームと連携することもある。また、その他利用者の環境に応じて、就労先やグループホームなどとの連携も生じる。
- 家庭に問題を抱えている場合には、家庭児童相談室と連携することが多いが、それに限らず、学校の担任や就労支援の実施機関など、様々な関係者がいる。
- 精神疾患を持つ妊娠中の母親から相談を受けた際、精神科と産婦人科に通院する必要があった。精神科の同行支援を当事業所が実施し、産婦人科の同行支援を法人内の別の事業所（予期せぬ妊娠等の相談支援を実施している事業所）が実施した。また、保健センターで母子手帳を取得する支援も実施した。そのほか、出産後にどうするかについての母親の意思決定支援をする中で、母親が里親の選択をしたため、里親制度の手続きについて支援をした。
- 計画相談支援ができる以前の話であるが、知的障害のある親について、出産後まもなく授乳に関して問題があった際に、事業所から病院に連絡をして授乳に関する指導をしてもらったことがあった。そのほかホームヘルパーにも入ってもらい、両親とも様々話し合いをしながら支援をしたということがあった。

● 課題意識

- グループホームで子育てができるようになれば、障害があっても子どもを育てられるのではないかと個人的に思っている。グループホームで、子どものケアや子育て支援を提供できるような職員が配置されるとよいと感じる。また、例えばであるが、保育園に子どもを預けるまでの間だけでも、色々と気づいてあげられる人が日常的に誰かいるという点で、グループホームにいることが望ましいとも思う。
- 障害のある親が子どもを養育できない場合には、ファミリーホーム等と連携しながら育てるということも考えられる。1度支援者に預けたらもう会えないというのではなく、親とも会うことをしながら、親、支援者、子どものそれぞれの関係性が構築できるというシステムがあるとよいと考える。そうすることで、様々な育て方を選べるのではないだろうかと思う。実際に法人内のファミリーホームでは、ボランティアという形ではあるが、時々母親も一緒に泊まるということもやっている。月に1、2回の面会という程度になると、親としても育てようという気にならなくなると思う。初めは育てないと言っていた方でも、面会をしていく中で育てる気持ちになる方もいる。

4. 支援の実施状況（個別事例）

図表 59 個別事例における調査対象者の基本情報

No.	場面	対象者	年齢	障害種別・ 障害支援区分	子ども	住まい	利用サービス	回答者
1	出産・子育て	夫婦	夫 不明 妻 40代	夫 障害なし 妻 知的障害、 精神障害（区分4）	2名 小学生 ※上の子どもは平日ファミリーホーム	賃貸住宅（一般）	居宅介護、移動支援	母親、職員
2	結婚	夫婦	夫 不明 妻 40代	夫 身体障害（不明） 妻 知的障害（区分2）	4名 中学生以上、小学生、幼児 ※上2人の子はそれぞれ実家とファミリーホーム	賃貸住宅（一般）	居宅介護、通所事業所	母親、職員

【個別事例①】

- 具体的な生活状況や支援の内容
 - 計画相談支援のほか、主に金銭管理や書類手続きについて相談支援事業所に支援を受けている。子どものライフステージが変わるときには密に相談をした。また、療育手帳の更新や就労に関する手続き、発達検査への同行などにおいても支援を受けた。
 - 上の子どもは、ファミリーホームに平日は預けており、土日に自宅に帰ってきて一緒に過ごすこともある。下の子どもは自宅で過ごしているが、週2回法人内のショートステイを利用している。自宅は賃貸住宅である。
 - 居宅介護による家事援助を週2で利用しており、掃除を主にお願いしているほか、子どもの風呂の介助もお願いしている。
 - 以前子どもが法人内の企業主導型保育所を利用していた。その際には、母子通園という形で、母子そろって保育園に通うということをしてきた。
 - 当初は障害があるという自覚はしていなかったが、支援者からの働きかけから検査をしたところ、知的障害やADHD、自閉症があり、療育手帳の取得をすることとなった。その後は、家事援助や病院への移動支援、就労支援などを活用することとなった。

- 支援にあたっての関係機関との具体的な連携状況
 - 利用者本人は、児童相談所から連絡があった際には、事業所の担当職員を通すようお願いしている。ファミリーホームの利用の際など、児童相談所の関わりは何度かあったが、最近はあまりない。

- 課題や悩み、利用者本人のその他所感
 - どうやって育てればいいかわからないというだけでなく、過去のトラウマなどの経験などから、子育てについて辛い思いをしている中で、ファミリーホームに1度預けてみるのはいかがでしょうかという提案があり、ファミリーホームに上の子を預け始めた。ファミリーホームを利用し始めてから子どもがとても成長したのを感じており、よかったと思っている。

【個別事例②】

- 具体的な生活状況や支援の内容
 - 上2人の子はそれぞれ実家とファミリーホームで暮らしており、普段は下の子2人と両親の4人で賃貸マンションに住んでいる。両親で協力して家事や育児を実施している。居宅介護は利用していないが、通院が難しいときなどに使えるように、登録だけはしている。
 - 相談支援事業所としては、日常的に困りごとを聞いているほか、金銭管理の支援をしている。また、計画相談支援のモニタリングとしては3か月に1回ではあるが、毎月会っている状況である。
 - 親のレスパイトや子どもの生活リズムを整えるという目的で、下の子2人は月2回ずつショートステイを利用している。
 - 法人の緊急対応電話を以前は使っていた。例えば、子どもの兄弟げんかを止められずにイライラした際に使うなどしており、大体は電話をすることで落ち着くことが多かった。子どもが家を出ていきそうになったときなど、電話をした後に家に来てもらったこともあり、2回ほど来てもらった。
- 支援にあたっての関係機関との具体的な連携状況
 - 市町村の保健センターや児童相談所から事業所に電話やメールで都度連絡が来ている。また、月に1度児童相談所が自宅訪問をする際には、事業所職員も同席している。
 - また、学校とファミリーホームもやりとりを実施している。
 - 子どもが過去に一時保護されたこともあり、要保護児童対策地域協議会の登録を受けている。事業所が個別ケース会議に参加している。
- 課題や悩み、利用者本人のその他所感
 - 子どもの入学を今後控えており困っている。準備についてわからないことが多い。

母子への支援・子育て支援事業

※同法人内で実施している予期せぬ妊娠等の相談窓口事業（障害に関係なく利用可能なサービス）やファミリーホームなどの母子への支援事業・子育て支援事業についても、障害者に関わる状況があることから、参考としてヒアリング調査を実施した。以下はその結果である。

5. 支援の実施状況

● 事業所に係る情報

- 24 時間体制で、電話や LINE により予期せぬ妊娠等の妊娠に関する相談を受け付けている。
- また、予期せぬ妊娠をして家がない方に、無料で滞在可能な施設を外部からの助成を受けて運営している。妊婦から滞在して、産後 2, 3 月後に滞在先を見つけられたら退去するという流れであり、母子生活支援施設とは異なる形態である。
- また、複数の里親のような職員と児童と一緒に生活をするファミリーホームを実施している。ファミリーホームは、親の希望や紹介があつて子どもが入るというケースもあるが、ほとんどは児童相談所からの措置のケースである。
- また、保育所も実施しており、子どもだけを預かることが基本ではあるが、母子ともに通ってもらう母子通園というのも実施している。
- 支援を実施している者については、療育手帳の取得はできない程度の軽度の障害者である要支援者が非常に多い。

● 具体的な支援の内容

- 他地域のグループホームにいた方が妊娠して、当法人に相談があつた際に対応したことがあつた。その際は、当法人のファミリーホームで子どもを一時保護し、親は当法人のグループホームに入った。その後保育所にて母子通園をして、ある程度育児ができるとの判断があつて、他地域に帰っていった。

6. 支援の実施状況（個別事例）

図表 60 個別事例における調査対象者の基本情報

No.	場面	対象者	年齢	障害種別・ 障害支援区分	子ども	住まい	利用サービス	回答者
1	出産	母親	20 代	発達障害 ※ADHD	1 名 乳児	賃貸住宅	—	母親、職員
2	出産	母親	20 代	知的障害（区分 3）	1 名 乳児	グループホーム	居宅介護、 グループホーム	職員

【個別事例①】

- 具体的な生活状況や支援や連携の内容
 - お金もなく、産婦人科での検診も行かずにインターネットカフェで生活していた際、危機感を感じて、当法人の相談窓口連絡し、迎えに来てもらった際に破水していたので救急車に搬送され、その日のうちに出産となった。
 - 産後は当法人の妊産婦向け無料滞在施設にいて、その後アパートに転居して生活している。アパート探しは、職員と一緒に探してくれた。
 - 出産直後は、出産した病院のソーシャルワーカーと児童相談所との話し合いや、要保護児童対策地域協議会における話し合いの中で、子どもは当法人のファミリーホームで一時保護し、助産師と一緒に母親がそのファミリーホームに通うというほか、生活保護が必要ということとなった。要保護児童対策地域協議会の個別検討会議は2、3回開催されたが、初回は本人も参加し、小児科医や精神科医、助産師、児童相談所、家庭児童相談室、看護師、当法人の担当者などが参加していた。その際、本人からは育てたいという話をした。2回目以降は、本人は参加していないが、当法人の担当者は参加している。
 - その後、精神科への通院と保育所への母子ともに通園をすることで一時保護が解除され、現在は法人の保育所に母子ともに通っている。児童相談所とは、本人が定期的に電話で連絡を取っているほか、自宅に訪問してもらい面談している。
 - 精神科へのつなぎや借金についての弁護士相談を当法人の職員が支援した。
 - 精神科への通院は児童相談所からの提案であったが、その際法人の担当者が同行して発達検査を受け、発達障害ということが判明した。

- 課題や悩み、利用者本人のその他所感
 - 最初は遠慮して育てたいと言ってはいけないうのかと考えていたが、職員から希望を言ってもいいと言われて、そのためにどうするかということ職員と考えてきた。
 - これまでコミュニケーションが取りづらいという自覚もありつつも、その原因までは分からなかった。逃げ癖があってダメだなどと自分を責めてもいたが、発達障害と原因がはっきりしたため、すっきりして生きやすくなった。
 - 以前は無意識にマイナスな面を隠し、隠し事がどんどん増えて、さらに隠し事が増え、さらに相談できなくなるという状況だった。当法人につながってからは、様々なところに相談ができるようになった。行政も、知識がないから相談してはいけないうと思ひ、気軽に相談できる場所という認識ではなかったが、連絡を取るようになってからは気軽に相談できるようになった。
 - 近いうちに保育所に子どもを預けられたら、働き始めることを考えている。

【個別事例②】

- 具体的な生活状況や支援の内容
 - 妊娠はしているものの産婦人科での検診は行かないまま風俗の職場や友人宅で生活をしていた際に、中絶可能なギリギリなタイミングで当法人の相談窓口への連絡があった。当法人の妊産婦向け無料滞在施設を見学して、そこに入ることとなった。
 - お金がないことや妊娠の週数からして中絶が難しい中で、特別養子縁組などの複数の選択肢について提案をしたところ、本人が特別養親縁組を選択した。
 - 妊産婦向け無料滞在施設には出産後2，3か月はおり、その後グループホームに行きたいということだったので、他法人のグループホームや就労継続支援B型へつないだ。当法人の相談支援事業所においてサービス等利用計画を作成しており、2，3か月に1度、連絡を取って様子を聞いている。
 - 元々療育手帳を所持しており、就労継続支援を利用しながら働いていたが、その際の挫折を機に、障害福祉サービスから離れた状況となってしまっていたようである。

- 課題や悩み、利用者本人のその他所感
 - 出産前には、産んだらすぐに風俗の職場に戻って生活を続けると言っていたが、出産後に子どもの顔を見た際に考えが大きく変わり、子どもが大きくなった際にきちんとした姿で会えるように、きちんとした生活を送りたいという話になった。その希望やそれに向けてどのように頑張っていくかという要素を個別支援計画に盛り込んでいく。

⑦ 市町村 G

1. 基本情報

※以下の4つの市町村部署又は機関に対してヒアリングを実施した

- ① 市町村母子保健・児童福祉部署
- ② 市町村障害福祉部署
- ③ 基幹相談支援センター
- ④ 児童家庭支援センター

2. 概要

- ◇ 市町村母子保健・児童福祉部署が、障害者等の要支援家庭における子育てに係るケースについて検討する月1の定例ミーティングを開催し、市町村障害福祉部署、基幹相談支援センター、児童家庭支援センターなどが一同に参加している。
- ◇ そこでの情報共有のほか、障害者の子育て支援に当たっては、障害福祉分野と母子保健分野・児童福祉分野の各機関が、様々な場面でそれぞれに意識的に連携を図りながら支援をしている状況がある。

3. 支援の実施状況（全体）

- 市町村の各部署、各機関に係る情報

市町村母子保健・児童福祉部署

- 市町村内にいるすべての子どもやその家庭、妊産婦を対象として、専門的な相談対応や訪問等による一貫した支援を実施している。
- 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を一元化して展開しており、保健師1名を配置することで、保健部局との連携も図りながら、妊産婦や子育て世帯からの各種相談に対応している。
- 要保護児童対策地域協議会の調整機関としての機能もある。

児童家庭支援センター

- 地域で生活する子ども及び家庭への相談支援を実施している。妊娠期から子どもが18歳くらいになるまで切れ目なく支援する。
- 公認心理師もいるため、心理療法も可能となっている。
- 市町村の庁舎内の場所にあるため、庁内連携を図りやすいという強みがある。

市町村障害福祉部署

- 基幹相談支援センターのフォローを実施している。
- 障害福祉部署には身体障害、知的障害、精神障害のそれぞれのケースワーカーが配置されており、月に1回基幹相談支援センターと打ち合わせをして、それぞれが把握し

ているケースの共有を図っている。

- 令和4年度は数件の障害者の結婚、出産、子育てに係るケースがあり、1件は結婚、出産から関わるケースであり、残り数件は子育てから関わるケースであった。また、全て在宅のケースであった。

基幹相談支援センター

- 数名の人員体制となっており、ソーシャルワーカー、作業療法士、公認心理師・臨床心理士からなる。
 - 市町村の庁舎内の場所にあるため、児童家庭支援センターと同様、庁内連携を図りやすいという強みがある。
 - 市町村内の特定相談支援事業所（計画相談支援）は数か所である。基幹相談支援センターでは、域内の全体的な人材育成や体制整備に力を入れているほか、対応困難なケースや多岐にわたる特別な支援が必要なケースの場合には、基幹相談支援センターで対応しているイメージである。直接の来所のほか、電話やLINEにおいても相談できるようにしている。
 - 市町村の自立支援協議会のうちの1つの会議体として、月に1回の連絡調整会議を開いている。基幹相談支援センターと市町村内の特定相談支援事業所、市町村障害福祉部署の職員などが参加して、行政からの制度変更部分などの説明や、情報共有を行っている。
 - その他、高齢分野、生活困窮分野、総合相談の各分野と定期的に情報交換・意見交換の機会を設けている。
- 支援にあたっての具体的な連携状況
 - 市町村母子保健・児童福祉部署が、子育て支援連携ミーティング（毎月第2火曜13時半～15時半で固定）を開催している。庁内では母子保健・児童福祉部署と障害福祉部署のほか、保健部署と教育部署も参画しており、外部機関として基幹相談支援センター、児童家庭支援センター、地域交流センター等が参画している。ミーティングでは、個々のケースについて、子どもの状況に応じた支援計画の作成や、内外部の各機関による支援体制の構築・役割分担などについて議論している。連携ミーティングは、障害者に限定しておらず、全ての要支援家庭について、情報共有している。要対協の登録がなくなった後の家庭のモニタリングについても、連携ミーティングにおいて実施している。
 - 障害者の子育てのケースは、母子保健・児童福祉部署の保健師や職員がメインで動いたり、障害福祉サービスの話が中心になるときは障害福祉部署がメインで動いたり、ケースの状況に応じて一番対応しやすい部署が主になって動いており、柔軟に各部署が対応している状況である。障害に関わる場面においては、障害福祉部署が教育部署との調整などをやることが多い。ただし、主導するのがどの部署であろうが、子

育ての全ケースについては、母子保健・児童福祉部署にあらゆる情報が集約されるようにルールを設けている。

- 障害福祉部署では、母子保健・児童福祉部署から聞く支援方針と基幹相談支援センターから聞く支援方針が異なる場合もあるため、その調整をしながら、具体的な支援方法の話を進めることもある。
- 母子保健・児童福祉部署では、障害の有無に関わらず様々な支援をしているが、その過程で障害者であることがわかることもあり、その場合は、市町村障害福祉部署や基幹相談支援センターへも情報を求めながら、今後子育てをしていく上で必要な支援がないのかというところを探るようにしている。
- 基幹相談支援センターでは、市町村内の保育園や幼稚園、小学校を約10年間巡回し続けてきており、子どものケースをしっかりと把握している。先生たちとも関わる機会が多く、先生の困り感に対応している。保護者の障害に関して、うまくいきそうな場合には相談支援事業所につないで障害福祉サービスの利用につなげるほか、権利侵害や生活困窮が疑われる場合にも障害福祉部署に報告して、そこから必要に応じて庁内連携を図ってもらうということを実施している。
- 現在、要支援家庭として要保護児童対策地域協議会に数十件の登録ケースがあるが、その約半数は、基幹相談支援センターとして関わっているが障害福祉サービスは利用していないというケースである。また、数十件の登録ケースのうち、約半数は精神的に不安定な保護者であるが、精神手帳については持っていないケースの方が多い。
- 生活困窮に係る相談窓口や担当部署とも連携した支援を実施している。

- そのほか各部署・機関の具体的な支援の内容

- 市町村母子保健・児童福祉部署・児童家庭支援センター

- 障害の有無にかかわらず、産前産後ヘルパー事業や子育て支援短期事業など、様々な子育て支援サービスの活用を進めている。
 - 母子保健や子育て支援など、様々な支援機関があるため、どのようなときにどこに相談すればよいかについて、一覧表を使いながらわかりやすく説明するように心がけている。

- 市町村障害福祉部署・基幹相談支援センター

- 実態として、自分たちの困りごとを適切に表明したり、困りごと自体を理解したりすることが苦手な方が利用者に多いため、ほとんどは保育所や保健師、親戚などの周辺の方からの相談があり、各機関が関わりを持つようになっている。
 - 基幹相談支援センターでは、子どものことで医療機関に受診する際は医療との適切なコミュニケーションのために同行受診することがある。基本的に保護者からの希望がある場合に同行するが、センターから促す場合もある。その際、同行してもいいかは医療機関の承諾が必要なため、その調整を基幹相談支援センターでやることもある。

障害のある親が受診時、医者に対して子ども状況などを適切に説明ができないことがあるため、基幹相談支援センターがフォローすることがある。

- また、ニーズの把握については、例えば保護者が医療機関や学校に行く際に同行して、医者や先生とのやりとりを見たり、保護者がそのやりとりの中で何を受け取ったのかをつぶさに見ていったりする中で、これが困りごとだと断定することまではしないが、恐らくこれが困りごとなのではないかということや予想されるニーズを考えながら、支援をしていくというイメージでやっている。

- 課題意識

- 出産や子育てについて理解をすることが困難な障害者もおり、説明や意思決定支援の困難さを感じる場合がある。最終的に選択がこれでよかったのかと、行政として悩むこともある。

4. 支援の実施状況（個別事例）

図表 61 個別事例における調査対象者の基本情報

No.	場面	対象者	年齢	障害種別・ 障害支援区分等	子ども	住まい	利用サービス	回答者
1	出産・ 子育て	夫婦	夫 30代 妻 30代	夫 知的障害 (区分なし) 妻 知的障害 (療育手帳 B2)	3名 小学生、 幼児	賃貸住宅 (一般)	産後ケア事業・ 養育支援訪問事業	職員

- 具体的な支援の内容・具体的な連携状況

- 今現在の支援は、児童家庭支援センターでの月に1度の母子の面談がメインとなっている。面談は児童家庭支援センターだけでなく、基幹相談支援センターも同席して実施しており、母親から近況を聞いて相談に乗るだけでなく、子どもの発達状況の確認やケアも実施している。児童家庭支援センターだけでの面談もできなくはないが、基幹相談支援センターが同席することで、面談時の質問量や単語の選択など、障害特性を踏まえた面談ができるほか、障害に係る専門性ならではの家庭支援の提案が基幹相談支援センターからなされる効果を感じている。
- 基幹相談支援センターでは、当初は、父親が一般就労をしたいということでの就労支援での関わりであったが、就労支援については、今現在はしていない。また、定期打合せの場を通じて、生活困窮者自立相談支援機関が、父が就労した職場へ定期的な訪問を行っていることや、滞納する税に関する相談や納付について、世帯と一緒にいることを確認している。
- 児童家庭支援センターでは、第2子出産後の退院前の病院でのカンファレンスに参加したのが初めての関与であった。その際は、ご両親からは支援を受けたい気持ちや相談することは特にないということであったので、サービス等の案内のみを実施した形であった。

その後、第3子出産をする際に再び関与することになった。当時は、祖父母の実家で生活していたが、実家との折り合いが悪い状況があり、ご両親と祖父母の関係性の調整をしながら、少しずつ関与の度合いが増していくという状況であった。

- 第2子、第3子のお産時は、特定妊婦ということもあり、子育て世代包括支援センターも主導して、妊娠中の経過確認や出産後の育児主義などの指導、各種健診の案内などについて、訪問や電話で丁寧に実施していた。
- 第3子出産後、祖父母の実家から転居するとなった際に、転居後の生活をスムーズにさせるようにどうしたらいいかということで、市町村母子保健・児童福祉部署や児童家庭支援センター、保健師が何度も訪問をしたり、基幹相談支援センターも加わって障害部分のサポートをしたりということをやった。
- 児童家庭支援センターでは、保育園や市町村母子保健・児童福祉部署を通じて、子どもが長期欠席になっていないか、保育料の滞納が生じていないかなどの把握をしている。一時期税金の支払いが滞りがちな部分もあったため、お金の流れを整理して家計のシミュレーションをしたということもあった。

⑧ 株式会社 H

1. 基本情報

図表 62 調査対象事業所の基本情報

法人格	障害福祉サービス等	対象とする主たる障害種別	利用定員数
株式会社	共同生活援助	知的障害、精神障害	数十名

2. 概要

- ◇ 利用者の中に、交際中のカップルがおり、職員は障害の特性を踏まえた助言や結婚生活を送っていくことを考えた際に、今どういうことが必要かという助言などを行う場面がある。
- ◇ 一方で、体制上の問題など、妊娠してしまった場合の支援について、困難さを感じている。

3. 支援の実施状況（事業所全体）

- 事業所に係る情報
 - 最近、利用者が交際するケースが増えている。近くでお付き合いしている例を見て、自分たちでもできることを認識し、広がっている印象を受ける。また、入居者の年齢や障害種別が変わってきたのも理由だと考える。
 - 利用者が交際に至ることで、部屋の行き来や物のやりとりはしないなどのグループホームにおける利用上のルールについて、何か変わったり増えたりするということはない。
- 支援にあたっての基本姿勢
 - 利用者に対するスタンスとしては、客観的な立場に近い。2人の気持ちに寄り添いながら、現実的にどうかという話をしている。例えば、結婚するということについて、反対することはしないが、結婚生活を送っていくことを考えた際に、今どういうことが必要かという助言をしている。
- 課題意識
 - 交際に当たっては、様々なパターンがあるが、長く付き合っとうまく行っているケースは珍しいと感じる。相手との相性が合わないと感じたときの落込み具合が激しく、入院してしまうケースもある。精神面のバランスを保つのが難しいケースが多いように感じている。
 - 妊娠をしてしまうと、今の体制などではグループホームで支援することは難しい。支援していきたくても困難であり、グループホーム退居後もボランティアはできない。結婚して子どもを持つということになった際には、支援のバトンが相談支援事業所に渡るのであろうと感じている。

4. 支援の実施状況（個別事例）

図表 63 個別事例における調査対象者の基本情報

No.	場面	対象者	年齢	障害種別・障害支援区分	子ども	住まい	利用サービス	回答者
1	恋愛	カップル	男性 20代 女性 20代	夫 知的障害 (区分なし) 妻 知的障害 (区分4)	なし	グループホーム	グループホーム、通所事業所	カップル、職員

- 具体的な生活状況や支援の内容
 - グループホームにそれぞれ入居していたところ、交際に至った。交際に至った場合には職員に知らせてほしいと言われていたため、報告をした。その際、何を言われたかはよく覚えていないが、グループホームのルールについては守るように言われた気がする。
 - 職員のおかげで付き合いがうまく行ったことは何度かある。恋愛相談をしたいときなど、職員に話を聞いてもらっている。
 - 30代半ばまでには結婚したいという話をお互いしており、職員ともいつかはこのような生活をしたということや、そのためにどうするかということと話している。
 - 職員は、障害の特性を把握した上で、精神的に不安定なときは距離をとるようになどの助言をすることがある。
 - 交際をしていることで部屋の行き来や物のやりとりなどのグループホームのルール違反が増えている場合もあるが、お互いの付き合いがプラスになっている部分もあるため、直ちにルール違反だからといって退居を求めるものではないという状況にある。

- 課題や悩み、利用者本人の他所感
 - グループホームには家賃補助があり、経済的な状況から、グループホームを出たら暮らしていけないという状況にある。他のグループホームに転居するという手段もあるが、引っ越し費用が捻出できない。お金の面から引っ越しも自立も難しいと考えている。お金については散財してしまう傾向があるが、それでもグループホームにいて金銭管理ができるようになってきたということはある。
 - 経済的な面だけでなく、能力の面でもグループホームから出るのは難しいと考えている。やるのが遅いし、自炊をするだけで一日が終わってしまう。食材を買って料理をして片づけをするという組み立てが難しいと感じている。サポートがないとうまくいかない部分があるが、いつまでもサポートを受けるのも違うと思っている。
 - いざ2人で生活するとなると難しいことがたくさん出てくると思う。独立してから見えてくる難しさが、今見えていないため、不安である。また、グループホームを退居して急に支援がなくなるのは不安である。見回りの回数を減らすというように、徐々に支援量がなくなりながらも、2人で、家族でやっていたらいいと考える。

⑨ 社会福祉法人 I

1. 基本情報

図表 64 調査対象事業所の基本情報

法人格	障害福祉サービス等	対象とする主たる障害種別	利用定員数
社会福祉法人	共同生活援助	知的障害	百名以上 (法人全体では数百名)

2. 概要

- ◇ 法人全体で数十組の夫婦がおり、全員子どもがおらず、借り上げた賃貸アパートなどのグループホームで二人暮らしをしている。
- ◇ 利用者が結婚するにあたっては、結婚は交際の延長線上の話に過ぎないとして、事業所ではあまり課題を感じていない状況にある。
- ◇ 結婚にあたっては、家族への働きかけや性に関する知識提供などの支援を実施している。

3. 支援の実施状況（事業所全体）

- 事業所に係る情報
 - 通勤寮から始まっており、利用者は軽度の方が中心であるが、重度の方向けのグループホームも設置しており、支援区分4～6の方も数十名ほどはいる。
 - 法人全体で現在は数十組の夫婦がおり、全員子どもはおらず、借り上げた賃貸アパートなどで2人で暮らしている。
 - 交際しているかどうかは把握しておらず、利用者から話があれば把握するが、大体的方はお話ししてくれる場合が多い。少数だが健常者と付き合っている方もおり、そのような方々はこれまでの状況を見ると、グループホームから出ていく場合が多い。
 - これまでに出産して子どもができたケースについては、数十年前の1ケースであり、その際は支援者が夜もボランティアで支援したり、保育園からも様々な手伝いをしてもらったりしていた。
 - 予期せぬ妊娠についてもこれまで生じている。出会い系サイトなど不特定多数を相手にしたケースがある。最近のケースでは、利用者から生理が来ないという相談があり、検査薬で陽性だったため産婦人科を受診したものの、本人に育てる気はなく、そもその状況が理解できておらず、父親が誰かということも把握できないという状況であった。また、予期せぬ妊娠について、子どもは乳児院に入所し、母親は別施設に入所したというケースもあった。
- 支援にあたっての基本姿勢
 - 結婚にあたり、課題はあまり感じていない。交際されている方もいる中で、結婚はその延長線上の話に過ぎない。

- 出産・子育てについては、覚悟を決めなければできない。子どもができればグループホームを出ないといけないとは言っていないが、利用者自身がそのように理解していることが多い。
 - グループホームでの子育てについて可能かどうかは、ケースバイケースだと思う。仮の話ではあるが、利用者同士に子どもが出来て、支援できると思ったら、黙認してグループホームで支援し続けるのではないかと思う。ただし、支援が難しい状況になると思うので、色々な支援者を入れながらやると思う。
- 具体的な支援の内容
 - 交際していて結婚したいという話があった際には、職員から家族に連絡をする。家族の理解がないと結婚までは至らず、家族が反対しているままで結婚した夫婦は現在いない。家族が反対した際には、利用者にもそのまま伝えはするが、そのまま諦めるようには言わない。事業所としては家族ではなく利用者の支援を行っているという姿勢である。家族に対して同棲からはいいですかというような選択肢を提示することもあり、最終的には家族に会いに行くということもある。
 - 結婚前に、グループホーム職員から同棲体験を働きかけることはあまりない。
 - 結婚した時には、それぞれの担当職員も交えて、今後どうしていくのか、今後をどう考えるのかという話はする。その際に、性に関する話や子どもについてどう考えるかの話もする。子どもはほらないという話になるケースでは、避妊についての話をする。
 - 利用者同士が付き合っている場合にもそのような今後についての話をする場合もあり、状況に応じて話し合いをしている。
 - 性に関する情報提供は、寝る子を起こすというよりも、彼女や子どもが欲しいと言った方に対して、避妊具の付け方などを教えている場合がある。また、結婚すると決まったカップルには、必ず性に関する知識提供を実施している。これは、避妊ありきではなく、あくまでも一般的に必要な知識提供を行っているものである。
- 課題意識
 - もし子育てが必要になった場合には、例えば子どもが体調悪いときには、職員がボランティアで対応しなければならぬのではないかなどの課題もあり、そもそもグループホーム職員だけ対応しきれないと思っていない。

4. 支援の実施状況（個別事例）

図表 65 個別事例における調査対象者の基本情報

No.	場面	対象者	年齢	障害種別・ 障害支援区分	子ども	住まい	利用サービス	回答者
1	結婚	夫婦	夫 40 代 妻 30 代	夫 知的障害 (区分4) 妻 知的障害 (区分4)	なし	グループホーム	グループホーム、通所事業所	職員
2	結婚	夫婦	夫 60 代 妻 60 代	夫 知的障害 (区分なし) 妻 知的障害 (区分なし)	なし	グループホーム	グループホーム	夫婦

【個別事例①】

- 具体的な生活状況や支援の内容
 - アパート型のグループホームに住んでいるため、毎日夜に1度は訪問して状況を確認しているほか、金銭管理や服薬の確認をしている。
 - 馴れ初めについては、夫が通勤寮に半年ほどいた際に妻との面識があったようだ。その後夫は通勤寮を出たが、また戻ってきた際に再会して、その後お付き合いを始めたようだ。共通の友達を通して会うようになった模様である。そして結婚を機に、同室となった。
 - 夫婦は仲良くしたいという気持ちがあるようで、関係性構築に向けた支援はしている。夫の金銭の使い方や妻への態度などに対して支援を行っている。その他掃除など個別支援も提供している。
 - 家事の分担の調整も支援として実施した。本人たちから分担を決めたいという話があり、分担を決める期限を職員が決めた。また分担どおりにできているかの確認も実施した。
 - 夫婦ともに就労している。朝に電話して、夫が出勤しているかを本人に確認するようにしており、起きていなければ部屋を訪ねて起こすようにしている。
 - 精神科病院の受診の際には同行もするが、耳鼻科や皮膚科などの際は同行しない。
 - 個別支援計画を作成するときに、どのような生活をしていきたいかというのを確認しているが、子どもの話については出ていない。職員の方から子どもについて聞くことはしていない。

【個別事例②】

- 具体的な生活状況や支援の内容
 - 結婚したのは約34年前であり、結婚前から、通勤寮時代から当事業所のお世話になっている。
 - 金銭管理や買い物の支援をしてもらっている。

- 課題や悩み、利用者本人のその他所感
 - 現在はグループホームから出たいとは思わないが、以前は出たいと思っていた。しかし、お金の管理が難しくて無理だと思った。
 - 結婚してから子どもが欲しいと思ったことはない。学校に通わせるのも大変だと思うし、色々と大変なことが多いと考えている。

8. 障害者が希望する「結婚・出産・子育て」の支援に係るまとめ

質問紙調査及びヒアリング調査を踏まえ、本調査の調査目的に関するまとめを本章で示す。

(1) 障害者の結婚や出産、子育ての支援の実態や課題

① 共同生活援助事業所における実態や課題

【同棲・結婚における相談や支援の状況¹⁴】

- ✓ 約15%の事業所において相談を受けたことがあった（令和4年4月以降の状況についてである。以下「相談や支援の状況」の各項目において同じ。）。相談を受けたことのある事業所のうち、約8割の事業所で交際やパートナーについての相談があり、約6割の事業所で同棲、結婚についての相談があった。
- ✓ 約6%の事業所において支援を実施したことがあった。支援を実施したことのある事業所のうち、約9割の事業所で面談や状況把握を実施したことがあり、約5割の事業所で同棲・結婚生活に向けた助言や体験をしたことがあった。
- ✓ 支援を実施したことがあった事業所の約7割が相談支援事業所と、約6割が通所事業所と、約4割が市町村の障害部局と、支援の際に連携を図っていた。

【妊娠・出産における相談や支援の状況】

- ✓ 約5%の事業所において相談を受けたことがあった。相談を受けたことのある事業所のうち、約7割の事業所で今後妊娠・出産することについての不安・悩みに関する相談があり、約6割の事業所で妊娠した可能性についての相談があった。
- ✓ 約3%の事業所において支援を実施したことがあった。支援を実施したことのある事業所のうち、約7割の事業所で医療機関への連絡・付添い等を実施したことがあり、約6割の事業所で出産についての意思決定の支援を実施したことがあった。
- ✓ 支援を実施したことがあった事業所の約8割が市町村の障害部局と、約6割が相談支援事業所や通所事業所と、支援の際に連携を図っていた。

【子育てにおける相談や支援の状況】

- ✓ 約4%の事業所において相談を受けたことがあった。相談を受けたことのある事業所のうち、約8割の事業所で今後の子育てへの不安・悩みに関する相談があり、約7割の事業所で子育て中であり今後の子育てに関する相談があった。
- ✓ 約3%の事業所において支援を実施したことがあった。支援を実施したことのある事業所のうち、約6割の事業所で面談や状況把握を実施したことがあり、約5割の事業所で健全な育児のための支援を実施したことがあった。
- ✓ 支援を実施したことがあった事業所の約6割が児童相談所と、約5割が相談支援事業所と、支援の際に連携を図っていた。

¹⁴ 相談や支援の状況は、令和4年4月から質問紙調査回答時までの状況についてのものである。

【全体的な取組や課題】

- ✓ 約3割の事業所において各種サービス・機関等への連絡・付添い・手続き等の支援を実施しており、約2割の事業所において入居時・支援開始時等における希望や状況の把握を実施していた。
- ✓ 約3割の事業所において、性に関する対応方法の職員教育の機会が無いことや、利用者への性に関する情報提供や学習等を行う機会・人的リソース不足を課題に感じていた。

② 特定相談支援事業所における実態や課題

【同棲・結婚における相談や支援の状況¹⁵⁾】

- ✓ 約3割の事業所において相談を受けたことがあった。相談を受けたことのある事業所のうち、約7割の事業所で交際やパートナーについての相談や同棲、結婚についての相談があった。
- ✓ 約2割の事業所において支援を実施したことがあった。支援を実施したことのある事業所のうち、約9割の事業所で面談や状況把握を実施したことがあり、約4割の事業所で自立に向けた支援やパートナー・家族等との話し合いの支援をしたことがあった。
- ✓ 支援を実施したことがあった事業所の約5割が相談支援事業所¹⁶⁾と、約4割が通所事業所や市町村の障害部局と、支援の際に連携を図っていた。

【妊娠・出産における相談や支援の状況】

- ✓ 約1割の事業所において相談を受けたことがあった。相談を受けたことのある事業所のうち、約5割の事業所で妊娠したことを受けた今後の生活に関する相談や、妊娠・出産に関するサービスや支援についての相談があった。
- ✓ 約1割の事業所において支援を実施したことがあった。支援を実施したことのある事業所のうち、約6割の事業所で自治体の母子保健担当窓口や保健所への連絡・付添い・各種手続き支援を実施したことがあり、約4割の事業所で医療機関への連絡・付添い等の支援を実施したことがあった。
- ✓ 支援を実施したことがあった事業所の約6割が市町村の母子保健・子育て支援部局と、約5割が相談支援事業所や居宅介護事業所と、支援の際に連携を図っていた。

【子育てにおける相談や支援の状況】

- ✓ 約4割の事業所において相談を受けたことがあった。相談を受けたことのある事業所のうち、約8割の事業所で子育て中であり今後の子育てに関する相談があり、約7割の事業所で子育てに関するサービスや支援についての相談があった。
- ✓ 約3割の事業所において支援を実施したことがあった。支援を実施したことのある事業

¹⁵⁾ 相談や支援の状況は、令和4年4月から質問紙調査回答時までの状況についてのものである。

¹⁶⁾ 連携機関の一つとして自事業所を回答している場合のほか、他の相談支援事業所との連携を図っている可能性もある。

所のうち、約8割の事業所で面談や状況把握を実施したことがあり、約7割の事業所で自治体の子育て支援窓口や子育て支援サービスへの連絡・付添い・各種手続きの支援をしたことがあった。

- ✓ 支援を実施したことがあった事業所の約8割が市町村の母子保健・子育て支援部局と、約6割が居宅介護事業所と、支援の際に連携を図っていた。

【全体的な取組や課題】

- ✓ 約4割の事業所において各種サービス・機関等への連絡・付添い・手続き等の支援を実施しており、約3割の事業所において同棲・結婚・妊娠・出産、子育てに関する相談支援を実施していた。
- ✓ 約3割の事業所において、性に関する対応方法の職員教育の機会が無いことや、利用者への性に関する情報提供や学習等を行う機会・人的リソース不足、子育てに関する支援機関やサービスの乏しさを課題に感じていた。

③ 市区町村における実態や課題

【同棲・結婚における支援の状況¹⁷】

- ✓ 約2割の障害部局、約1割の母子保健・子育て支援部局において支援を実施したことがあった。
- ✓ 支援を実施したことがあった障害部局の約4割が、支援にあたって母子保健・子育て支援部局との支援方針に関する会議・打ち合わせの開催を実施していた。
- ✓ 支援を実施したことがあった母子保健・子育て支援部局の約6割が、支援にあたって母子保健・子育て支援部局との支援方針に関する会議・打ち合わせの開催や子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点といった機関での個別事例の支援方針検討を実施していた。

【妊娠・出産における支援の状況】

- ✓ 約2割の障害部局、約5割の母子保健・子育て支援部局において支援を実施したことがあった。
- ✓ 支援を実施したことがあった障害部局の約7割が、支援にあたって障害者相談支援事業による相談支援や各種手続き支援等を実施していた。
- ✓ 支援を実施したことがあった母子保健・子育て支援部局の約8～9割が、支援にあたって要保護児童対策協議会や、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点といった機関での個別事例の支援方針検討を実施していた。

【子育てにおける支援の状況】

- ✓ 約5割の障害部局、約7割の母子保健・子育て支援部局において支援を実施したことが

¹⁷ 相談や支援の状況は、令和4年4月から質問紙調査回答時までの状況についてのものである。

あった。

- ✓ 支援を実施したことがあった障害部局の約8割が、支援にあたって居宅介護等の訪問系サービスの支給決定による育児・家事支援を実施していたほか、約7割が障害者相談支援事業による相談支援や各種手続き支援等を実施していた。
- ✓ 支援を実施したことがあった母子保健・子育て支援部局の約8～9割が、支援にあたって要保護児童対策協議会や、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点といった機関での個別事例の支援方針検討を実施していた。

【全体的な取組や課題】

- ✓ 約5割の障害部局、約6割の母子保健・子育て支援部局において、両部局の連携した取り組みを実施しており、約3割のそれぞれの部局において、支援機関・相談員等に対する指導や情報提供を実施していた。一方で、約2～3割のそれぞれの部局では、障害者の結婚や出産、子育て等の取組はいずれも実施していないと回答があった
- ✓ 約4～5割のそれぞれの部局で障害者の子育てを支える支援体制の乏しさや利用者への性に関する情報提供や学習等を行う機会・人的リソース不足を課題に感じていた

(2) 障害者の結婚、出産、子育て支援の支援体制等のあり方

① 障害者の結婚、出産、子育てのための障害福祉と母子保健・児童福祉施策の連携体制の構築

結婚、出産、子育てを含め、どのような暮らしを送るかは本人が決めることが前提であり、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ希望する生活の実現に向けた支援を推進していく必要がある。

このためには、障害者の地域生活の支援と併せて、児童の健全な養育環境の確保が必要であり、市区町村が中心となって、障害福祉や母子保健・子育て支援を含めた児童福祉分野の関係機関や事業所が連携し、必要なサービスの活用や見守り等の支援体制を構築していくことが必要だと考えられる。

今回の調査結果においては、市町村・法人の取組や状況として、以下のようなものが見られた。

- ✓ 市町村の障害福祉部局と母子保健・児童福祉部局が連携して、地域における障害者の子育てへの支援として、継続的な見守りや相談を行うとともに、定期的にミーティングを行い、障害者の地域生活や子どもの養育の観点からの支援体制を構築している取組
- ✓ 障害者の出会いの場などを通じた結婚等の支援や障害福祉サービスを活用しながら子育ての支援を積極的に実施している取組
- ✓ 委託相談支援事業所や障害者就業・生活支援センター等を運営する法人が、障害者が希望する生活を支える理念の下、多くの在宅の障害者の子育て世帯の生活上の相談や見守り等の支援を継続的に実施している取組
- ✓ 障害者を含む子育て世帯からの24時間の相談受付や、子どもの養育環境の確保のためのファミリーホームや保育所運営など、障害者を含む子育て世帯への包括的な支援を実施している取組
- ✓ 子育て中の利用者があるグループホームにおいて、グループホームの職員が継続的に生活に関する相談や金銭管理等の支援を行うとともに、あわせて、市町村の母子保健担当の保健師や児童福祉の担当職員による定期的な訪問や学校等の関係機関における面談への同行などの支援を受けながら、子育てを行っている状況

また、グループホームで子育て中の利用者から、「将来的にはグループホームを出て、地域で暮らしたいと思っているが、職員に相談できなくなるなど、困ることが色々と生じる」といった不安の声があった。

このような取組や実態も踏まえ、障害者が地域で安心して子育てができるよう、障害福祉と母子保健・児童福祉施策が連携して母子の健康や子どもの養育も含めた相談支援や見守り体制の充実が望まれる。

あわせて、障害福祉サービスや相談支援につながない障害者もあり、障害者の障害特性も考慮しつつ広く妊産婦や子育て世帯に対して、母子保健・児童福祉のサービスについて、わかりやすく伝える工夫についても望まれる。

なお、グループホームは、障害者総合支援法上、支給決定を受けた障害者に対して日常生活上の世話をを行うものであり、子どもを含め、障害者の家族が同居して支援を受けることは基本的には想定していないが、今回の調査において把握された支援の実態も踏まえた検討が望まれる。

② 障害者の結婚や出産、子育てに関する意識啓発

ヒアリング調査では、障害者の結婚や出産、子育てについて、障害者の家族等の理解が得られない状況についての話もあった。

また、法人が障害者の希望を踏まえた結婚や子育てを支援する独自の取組や、相談支援事業所やグループホームの職員が、障害者の恋愛や結婚、子育て等に関する相談支援を行うとともに、必要に応じて障害者の家族との話し合いに同席して必要な助言を行うなどの支援を実施している状況が見られた。

こうした取組の推進が期待されるとともに、あわせて、広く障害者の家族や支援者の理解につなげる意識啓発の取組も重要であり、実際に障害者の結婚や子育てをしている方が身近にあることでイメージしやすくなり、周りの理解につながる面もあることから、実際の身近な事例の紹介による啓発などの取組も行っていくことが望まれる。

③ 性に関する支援の不足

調査結果において、多くの事業所や市区町村から、予期しない妊娠を防ぐためにも性に関する対応の必要性はあるものの、性に関する対応方法の職員教育の機会不足や、利用者への性に関する情報提供の機会や人的リソース不足といった課題があるとの回答が多く見られた。

障害者の性に関する情報提供が適切に行われることができるよう、障害福祉サービス事業所や相談支援事業所向けの障害者の性に関する情報提供に当たって活用できるパンフレットや職員向けの研修資料の作成が望まれる。

併せて、サービスの利用につながっていない障害者も含め、広く障害者の性に関する情報提供が適切に行われるよう、地域において在宅で生活する障害者や障害福祉サービス等を利用する障害者向けの普及啓発の取組の推進が望まれる。

参考資料

資料1 「意思決定支援」に係る質問紙調査 依頼状

令和5年9月吉日

障害福祉サービス等事業所 御中

PwC コンサルティング合同会社

「障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究」 事業所調査へのご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清栄のことと心からお喜び申し上げます。

この度弊社は厚生労働省「令和5年度障害者総合福祉推進事業」の採択を受け、「障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究」を実施することとなりました。

本事業は、国における意思決定支援の在り方の検討の基礎資料とするため、全国の障害福祉サービス等事業所を対象とした調査により、事業所の意思決定支援の提供状況や課題等を把握するものです。

ご多忙の折大変恐縮ではございますが、貴事業所において、下記の通り調査にご協力いただけますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 依頼事項

下記の調査概要をご参照の上、調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。
本調査では、メール文に記載の障害福祉サービスとしてのご回答をお願いいたします。

調査概要

1. 調査目的

障害福祉サービス等事業所における意思決定支援の提供状況の実態及び「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（平成29年3月31日）の活用状況を把握する

2. 対象

障害福祉サービス等事業所 ※障害児向けサービスのみを提供する事業所を除く

3. 調査方法

特設 HP () でのご回答

4. 調査期間

令和5年9月27日(水)～令和5年10月9日(月)

5. 回答の公表方法

ご回答いただいた内容は集計し、その結果を PwC コンサルティング合同会社のホームページ上に開示いたします。その際に、個人、住居名、事業所名、地域が特定されることはありません。

6. 結果の活用方法

本調査結果は、障害福祉サービス等事業所における意思決定支援の実態を把握し、厚生労働省において意思決定支援の在り方について検討するための基礎資料として活用されます。

2. 回答 URL

職員の皆様におかれましては、通常業務でご多忙を極めるところ更なるお手数をおかけしますこと大変恐縮でございますが、お力添え頂けますようよろしくお願い申し上げます。

以上

【調査に関するお問い合わせ先】

株式会社情報実業

質問フォーム: Web サイトの「4. お問い合わせ」より「お問い合わせフォーム」に遷移

TEL: [REDACTED] (平日 10 時～17 時)

【調査実施主体】

PwC コンサルティング合同会社 公共事業部

「障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究」事務局

担当：東海林崇、吉野智、馬淵萌咲、青木佑夏

〒100-0004

東京都千代田区大手町 1-2-1 Otemachi One タワー 19 階

令和5年度障害者総合福祉推進事業#18（意思決定支援） 実態把握調査質問紙調査項目案

アンケート調査ご協力をお願い

1. 目的
障害福祉サービス等事業所における意思決定支援の提供状況の実態及び「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（平成29年3月31日）の活用状況を把握する。

2. 対象
全国の障害福祉サービス等事業所 ※障害児向けサービスのみを提供する事業所を除く
障害福祉サービス事業所：サービス管理責任者またはサービス提供責任者、あるいはそれに準ずる現場の職員
特定相談支援事業所、一般相談支援事業所：相談支援専門員

3. 実施期限
この調査は令和5年10月9日（月）までにご回答をお願い申し上げます。

4. お問い合わせ
こちらのお問い合わせフォームからお願いします。

【回答方式の凡例】
・SA：単一回答、MA：複数回答、Num：数値での回答、FA：自由記述回答

問番号	調査項目	選択肢	方式
I. 基本情報			
1. 貴事業所の基本情報についてお答えください			
1	メール本文に記載されている貴事業所の提供サービスをお答えください。なお、短期入所、共同生活援助は実施されているタイプを選択、宿泊型自立訓練を実施されている場合、「自立訓練（宿泊型自立訓練）」を選択ください。 ※本調査では、お選びいただいた提供サービスとしてのご回答をお願いいたします。	1 居宅介護 2 重度訪問介護 3 同行援護 4 行動援護 5 重度障害者等包括支援 6 短期入所（空床型） 7 短期入所（単独型） 8 短期入所（併設型）※空床併設型含む 9 療養介護 10 生活介護 11 施設入所支援 12 自立生活援助 13 共同生活援助（介護サービス包括型） 14 共同生活援助（外部サービス利用型） 15 共同生活援助（日中サービス支援型） 16 自立訓練（機能訓練） 17 自立訓練（生活訓練） 18 自立訓練（宿泊型自立訓練） 19 就労移行支援 20 就労継続支援（A型） 21 就労継続支援（B型） 22 就労定着支援 23 計画相談支援 24 地域移行支援 25 地域定着支援	SA
2	事業所番号（10桁）		Num
3	貴事業所名		FA
4	所在地（都道府県・市区町村）		FA
5	設立年（西暦4桁）		Num
6	運営法人の種別	1 社会福祉法人 2 医療法人（社会医療法人、社団医療法人等を含む） 3 NPO法人 4 一般社団法人・特定社団法人 5 公益財団法人 6 有限会社 7 株式会社 8 その他	SA
7	対象とする主たる障害種別 （運営規定において定めている障害種別全てを回答）	1 身体障害 2 知的障害 3 精神障害 4 特に定めない	MA
8	対象とする利用者の意思能力や判断能力	1 利用者の大半に意思能力や判断能力に困難がみられる 2 利用者の一部に意思能力や判断能力に困難がみられる 3 利用者の大半に意思能力や判断能力に困難はみられない	SA
2. 貴事業所の利用者及び職員等の状況についてお答えください（令和5年4月1日時点）			
9	定員数 （定員がない場合は空欄）	○人	Num
10	契約者数	○人	Num

11	職員配置状況	①施設長・管理者 ○人 ②サービス管理責任者 ○人 ③サービス提供責任者 ○人 ④主任相談支援専門員 ○人 ⑤相談支援専門員 ○人 ⑥生活指導・支援員等※ ○人 ※生活指導・指導員等には、生活指導員、生活相談員、生活支援員を含む ⑦職業・作業指導員 ○人 ⑧医師・歯科医師 ○人 ⑨看護師等 ○人 ⑩居宅介護員等 ○人 ⑪管理栄養士・栄養士 ○人 ⑫調理員 ○人 ⑬事務員 ○人	Num
12	貴事業所における保有資格等に関する状況についてお答えください	①社会福祉士 ○人 ②精神保健福祉士 ○人 ③介護福祉士 ○人 ④介護支援専門員 ○人 ⑤保健師 ○人 ⑥学校教諭 ○人 ⑦保育士 ○人 ⑧理学療法士 ○人 ⑨作業療法士 ○人 ⑩公認心理師 ○人	Num
II. 意思決定支援の実施状況			
1. 貴事業所における意思決定支援の提供状況についてお答えください			
(定義)	<p>「意思決定支援」とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、可能な限り利用者が自ら意思決定できるよう支援し、利用者の意思の確認や意思及び嗜好を推定し、支援を尽くしても利用者の意思及び嗜好の推定が困難な場合には、最後の手段として利用者の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいいます。</p> <p>また、「意思決定支援計画」とは、意思決定支援ガイドラインの枠組みに沿った支援を踏まえて作成された、利用者の意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画を指します。</p>		
1	意思決定支援責任者は、意思決定支援計画作成に中心的に関わり、意思決定支援会議を企画・運営するなど、意思決定支援の取組を推進し、枠組みを作る役割を担う者を指します。貴事業所では、意思決定支援責任者を選任していますか。	1 はい 2 いいえ	SA
2	(問1で「1 はい」を選択した場合) 意思決定支援責任者の属性についてお答えください	1 管理者 2 サービス管理責任者 3 サービス提供責任者 4 主任相談支援専門員 5 相談支援専門員 6 その他	SA
	(「4 その他」を選択した場合) 内容をご記入ください。		FA
3	(問1で「1 はい」を選択した場合) 意思決定支援責任者は、都道府県等の専門コース別研修（意思決定支援）を受講されていますか。	1 はい 2 いいえ 3 都道府県が実施していない	SA
4	(問1で「1 はい」を選択した場合) 意思決定支援責任者の具体的な役割をお答えください。	1 利用者本人からの聞き取り 2 家族や成年後見人等からの聞き取り 3 意思決定支援会議の主体的な開催 4 意思決定支援計画書の作成 5 意思決定支援のモニタリングや評価の実施 6 意思決定支援に関わる職員への助言・指導・周知 7 他の関係機関との意思決定支援に関する連絡調整や連携した支援の実施 8 意思決定支援を行う職員チームのチームマネジメント 9 その他	MA
	(「9 その他」を選択した場合) 内容をご記入ください。		FA
5	(問1で「1 はい」を選択した場合) 意思決定支援責任者を選任したことによる利点や効果をお答えください。	1 職員間で利用者の意思や支援方法について共通認識や共通理解をもつことで利用者への支援の質が向上する 2 意思決定支援責任者を中心とする情報共有の流れが統一され、運営が円滑になる 3 意思決定支援計画書において、利用者の意思や気持ちをより反映しやすくなる 4 利用者の意見を積極的に聞き取ることで、利用者との関係性が向上する 5 家族や成年後見人等と関係機関とのやりとりが円滑になる 6 その他	MA
	(「6 その他」を選択した場合) 内容をご記入ください。		FA
6	(問1で「2 いいえ」を選択した場合) 意思決定責任者を選任されていない理由をお答えください。	1 意思決定支援責任者を置かずとも支障がない 2 意思決定支援責任者ではないが、同様の役割を担っている職員がいる 3 意思決定支援責任者の存在を知っているが、あまり理解できていない 4 意思決定支援責任者の存在を知らない 5 現在選任に向け、検討中である 6 その他	SA
	(「6 その他」を選択した場合) 内容をご記入ください。		FA

7	(問1で「2 いいえ」を選択した場合) 都道府県等の専門コース別研修（意思決定支援）を受講されている相談支援専門員またはサービス管理責任者は在籍していますか。	1 はい 2 いいえ 3 都道府県が実施していない	SA
8	意思決定支援会議とは、利用者参加の下で、意思決定が必要な事項に関する情報等を持ち寄り、利用者の意思を確認したりする仕組みです。相談支援専門員が行う「サービス担当者会議」やサービス管理責任者が行う「個別支援会議」と一体的に実施することが想定されます。 貴事業所では、意思決定支援ガイドラインに基づく意思決定支援会議を開催していますか。	1 はい 2 いいえ	SA
9	(問8で「1 はい」を選択した場合) 意思決定支援会議と一体的に実施している会議についてお答えください。	1 サービス担当者会議 2 個別支援会議 3 その他個別ケースの支援に関する会議 4 その他 5 一体的に行われる会議はない	MA
	(「4 その他」を選択した場合) 内容をご記入ください。		FA
10	(問8で「1 はい」を選択した場合) 意思決定支援会議を当該会議と一体的に開催する利点や効果についてお答えください。	1 事業所内の職員間で、利用者の情報や支援への見解を共有できる 2 他の支援機関と、利用者の情報や支援への見解を共有できる 3 職員の負担軽減となる 4 利用者や家族等にも同席いただくことで、課題や希望の把握がしやすい 5 利用者や家族等にも同席いただくことで、納得や理解を得やすい 6 その他	MA
	(「6 その他」を選択した場合) 内容をご記入ください。		FA
11	(問8で「2 いいえ」を選択した場合) 意思決定支援会議を開催していない理由をお答えください。	1 意思決定支援会議を置かずとも支障がない 2 意思決定支援会議ではないが、同様の役割を担う会議が存在する 3 意思決定支援会議の存在を知っているが、あまり理解できていない 4 意思決定支援会議の存在を知らない 5 現在開催に向け、検討中である 6 その他	SA
	(「6 その他」を選択した場合) 内容をご記入ください。		FA
12	意思決定支援は日常生活及び社会生活における様々な場面で必要となります。 日常生活や活動等の場面において、利用者の意思を確認するよう努めていますか。	1 積極的に確認している 2 ある程度確認している 3 あまり確認していない 4 確認していない	SA
13	自ら意思を決定することに困難を抱える利用者への意思決定支援を実施する上で、工夫している点についてお答えください。	<利用者との関わりの中での直接的な支援に係る工夫> 1 利用者の生活史、人間関係等の情報を把握する中で、意思決定に関するエピソード等の情報を把握している 2 日常生活の様子を観察しながら、利用者が意思を表出する方法を記録している 3 日常生活や活動等での選択場面における複数の選択肢の提示している 4 利用者が理解できるような方法での情報提供をしている 5 利用者の意思を汲み取るための取組・工夫を実践している 6 面談等の場を設け、利用者の意思の確認をしている <支援者による間接的な支援等に係る工夫> 7 利用者にかかわる事柄について職員間で協議する過程で、利用者の意見を聴いて考慮している 8 利用者にかかわる事柄について職員間で協議する過程で、利用者が自分の意見をまとめられるよう支援している 9 利用者の当事者活動等の運営の支援をしている 10 関係者・関係機関を含めた、利用者の意思を支援に反映させるための協議を実施している 11 法人や施設・事業所内での意思決定支援に関する研修を実施している 12 苦情解決の仕組みを活用した表出されにくい意思のくみ取りとその対応へ向けた取組を実施している	MA
	(「13 その他」を選択した場合) 内容をご記入ください。	(自由記述)	FA
14	日常生活において、利用者の意思表示の方法や表情、感情、行動から読み取れる意思について記録・蓄積をし、社会生活における場面においての意思決定支援で活用していますか。	1 積極的に活用している 2 ある程度活用している 3 あまり活用していない 4 活用していない	SA
15	地域移行等の生活の場を決定するような社会生活の場面で、新たな体験の機会を通して、利用者にとって新たな選択肢を創り出すような取組を実施していますか。	1 積極的に実施している 2 ある程度実施している 3 あまり実施していない 4 実施していない	SA
16	意思決定支援会議を経て、意思決定支援計画を作成していますか。	1 基本的に作成している 2 ある程度、作成している 4 あまり作成していない 5 作成していない	Num

17	意思決定支援を反映したサービス提供の結果をモニタリングし、評価を行い、それらの情報を記録に残していますか。	<ul style="list-style-type: none"> 1 積極的に記録に残している 2 ある程度記録に残している 3 あまり記録に残していないが、今後は検討している 4 記録に残していない 	SA
18	将来の暮らしの希望等の実現に向けた意思決定支援における他機関等との連携状況についてお答えください。	<ul style="list-style-type: none"> 1 関係する障害福祉サービス事業所等と連携している 2 関係する医療機関と連携している 3 支給決定機関である市町村と連携している 4 家族や成年後見人等と連携している 5 特に連携していない 	MA
19	意思決定支援の実施において、行政等からの支援を望まれる項目についてお答えください。	<ul style="list-style-type: none"> 1 職員向け研修の実施 2 利用者向けの啓発（チラシ配布、説明会開催等） 3 家族や成年後見人等向けの啓発（チラシ配布、説明会開催等） 4 手引き・マニュアルの整備 5 職員向けの個別ケースに関する支援・SV 6 その他 	MA
	（「6 その他」を選択した場合）内容をご記入ください。		FA
2. 貴事業所における「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（平成29年3月31日策定、以下「意思決定支援ガイドライン」）の活用状況についてお答えください			
20	意思決定支援ガイドラインを知っていますか。	<ul style="list-style-type: none"> 1 あることも内容も知っている 2 あることは知っているが、内容はよくわからない 3 知らない 	SA
21	貴事業所では意思決定支援ガイドラインを活用していますか	<ul style="list-style-type: none"> 1 積極的に活用している 2 ある程度活用している 3 あまり活用していないが、今後は活用を検討している 4 活用していない 	SA
22	貴事業所では意思決定支援ガイドラインをどのような機会に職員に周知していますか	<ul style="list-style-type: none"> 1 事業所（法人）内の研修 2 職員会議 3 その他 4 周知していない 	SA
	（「3 その他」を選択した場合）内容をご記入ください。		FA
23	貴事業所では意思決定支援ガイドラインをどの職員に周知していますか	<ul style="list-style-type: none"> 1 全職員 2 管理職の職員のみ 3 常勤職員のみ 4 周知していない 5 その他 	SA
	（「5 その他」を選択した場合）内容をご記入ください。		FA
24	意思決定支援ガイドラインの活用の際に、考えられるメリットについてお答えください	<ul style="list-style-type: none"> 1 提供する支援のレベルが向上する 2 利用者の理解に繋がる 3 利用者との関係性構築に繋がる 4 施設内の他の職員とのコミュニケーション機会の創出に繋がる 5 他の支援サービスや支援事業所の理解のきっかけとなる 6 わからない 7 その他 	MA
	（「7 その他」を選択した場合）内容をご記入ください。		FA
25	意思決定支援ガイドラインの活用の際に、考えられる課題についてお答えください	<ul style="list-style-type: none"> 1 活用方法がわからない 2 ガイドラインの内容が現場に沿ったものではない 3 ガイドラインの内容がわかりづらい 3 人材あるいは時間が不足しており、活用方法を共有できない 4 わからない 5 その他 	MA
	（「5 その他」を選択した場合）内容をご記入ください。		FA
3. 意思決定支援の課題についてお答えください			
26	意思決定支援の提供の際に、特に課題になると考えられる選択肢を3つお選びください	<ul style="list-style-type: none"> 1 体験の促進や利用者の関心や選好への理解等による意思形成支援 2 利用者の主体性の獲得や意思表出にかかわる意欲喚起、意思表示方法の理解等の意思表出支援 3 関係者との協議による見通しの把握や今後の見通しの利用者への説明等の表出された意思の実現支援 4 将来の生活(生活場所の変更や地域移行)に向けた意思決定支援の取り組み方 5 事業所内の意思決定支援に関する取組の進め方 6 意思決定支援責任者や意思決定支援会議の設置への事業所内での共通理解の形成 7 意思決定支援を基本にした支援体制の構築に対応できる専門的な人材の育成 8 その他 	MA
	（「8 その他」を選択した場合）内容をご記入ください。		FA

Ⅲ. 意思決定支援の事例について			
1. 意思決定支援によって効果があった事例についてお答えください			
1	意思決定支援の提供によって特に効果があったと考えられる事例はありますか	1 ある 2 ない	SA
2	(問1で「1 ある」を選択した場合) 特に効果があった事例はどのような点で効果的でしたか。	1 体験の促進や利用者の関心や選好への理解等による意思形成支援 2 利用者の主体性の獲得や意思表出にかかわる意欲喚起、意思表示方法の理解等の意思表出支援 3 関係者との協議による見通しの把握や今後の見通しの利用者への説明等の表出された意思の実現支援 4 将来の生活(生活場所の変更や地域移行)に向けた意思決定支援の取り組み方 5 事業所内の意思決定支援に関する取組の進め方 6 意思決定支援責任者や意思決定支援会議の設置への事業所内での共通理解の形成 7 意思決定支援を基本にした支援体制の構築に対応できる専門的な人材の育成 8 その他	MA
	(「8 その他」を選択した場合) 内容をご記入ください。		FA
3	(問1で「1 ある」を選択した場合) 本事業では意思決定支援の実態をより把握するため、ヒアリング調査の実施を計画しております。 ヒアリング調査にご協力いただける場合には、はい、とご回答をお願いいたします	1 はい 2 いいえ	SA

〇〇 御中

PwC コンサルティング合同会社

「障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究」
ヒアリング調査へのご協力をお願い

拝啓 時下、貴下ますますご清祥のことお慶び申し上げます。

このたび PwC コンサルティング合同会社は、厚生労働省 障害福祉課より、「令和5年度障害者総合福祉推進事業」の採択を受け、「障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究」事業を実施しております。本事業では、平成29年3月31日策定の「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に基づく意思決定支援への取り組み推進に向けた、意思決定支援の実態把握調査及び支援事例の収集、施策検討に資する取りまとめを実施しております。

この一環として、貴事業所における、意思決定支援実施状況や現在抱えている課題、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の使用状況についてお話を伺いたく存じます。

業務でご多忙のところ恐れ入りますが、下記の調査概要をご高覧いただき、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 送付資料

- ・ 依頼状（本状）
- ・ 利用者様向け依頼状及び調査同意書（別添）

2. 調査目的

本調査では、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に基づく意思決定支援への取り組み推進に向けた事例集作成が目的であり、ガイドラインの活用またはそれに準ずる支援を行った職員様・利用者様の方に調査をさせていただきたいと考えております。

3. 調査時期

2023年12月～1月中のご都合が良い日時にて調整させていただきますと幸いです。

また本調査では、貴事業所の職員様に加え、意思決定支援を受けた利用者様にもお話を伺いたく存じます。つきましては、職員様及び利用者様の双方のご都合が良い日時を教えてくださいと幸いです。

※年末年始のお忙しい中恐縮ですが、1時間～1時間半程度のお時間を想定しています。

4. 調査対象事例

- ・ 自ら意思を決定することが困難な利用者様への意思決定支援で、特に効果があったと考えられる事例
- ・ 1～2事例

※また、以下のいずれか1つ以上に当てはまる事例ですと大変助かります。

- ・ 意思決定支援ガイドラインを活用した意思決定支援を行ったもの
- ・ 地域移行や住まいの場の変更に関するもの

5. 調査対象者
貴事業所の職員様（1名様）
貴事業所において意思決定支援の対象としている利用者様（1～2名様）
6. 調査形式
原則対面を想定しておりますが、貴事業所及び利用者様のご希望に合わせ、オンラインでのヒアリングを実施することも検討させていただきます。
7. 主な質問項目
ヒアリング調査対象は主に職員様ですが、質問項目④のみを利用者様に伺わせていただく予定です。
 - ① 貴事業所の基礎情報、体制
 - ・ 事業所の概要
 - ・ 人員体制（職員配置状況等）
 - ② 意思決定支援ガイドラインに沿った支援体制の概要
 - ・ 意思決定支援に関する体制
 - ・ 意思決定支援ガイドラインの活用状況
 - ③ 個別事例の詳細
 - ・ 意思決定支援時の概要
 - ・ 意思決定支援利用者様の詳細
 - ・ 支援時の工夫点(意思決定支援ガイドラインの使用有無等)
 - ④ 意思決定支援を通じた利用者様の意見
 - ・ 意思決定支援に関する利用者様の意見(流れ、満足度等)
8. ヒアリング結果のとりまとめ
 - ・ ヒアリング内容については当該調査研究のみに使用、事例集及び報告書に活用させていただきます。
 - ・ ご協力者様の事前の承諾なく、個人、住居名、事業所名、地域名を公表することはございません。また、ヒアリング中に伺った固有名詞や個別事例を掲載する場合は開示の仕方についてご協力者様とよく相談し、倫理面で細心の注意を払った上で取り扱います。
 - ・ ヒアリングで伺った内容は事業報告書にまとめ、PwC コンサルティング合同会社のホームページに掲載いたします。

職員の皆様に置かれましては、通常業務でご多忙を極めるところ年末年始となり更なるお手数をおかけしますこと大変恐縮でございますが、お力添えいただけますようよろしくお願い申し上げます。

以上

【調査に関するお問い合わせ先】

PwC コンサルティング合同会社 公共事業部

「障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究」事務局

担当：東海林 崇、吉野 智、藤井 瞭、青木 佑夏、棕木 しゅりあ

メールアドレス：

〒100-0004

東京都千代田区大手町1-2-1 Otemachi One タワー

職員様へのご依頼事項

職員様には以下のご依頼事項についてご協力いただきますようお願い申し上げます。

1. ヒアリング調査の事前準備

① 対象事例の選定

- ・ 自ら意思を決定することが困難な利用者様への意思決定支援で、特に効果があったと考えられる事例1～2件をお選びいただくようお願いいたします。
- ・ 意思決定支援ガイドラインを活用した意思決定支援を行った事例、地域移行や住まいの場の変更に関する事例について特にお伺いできると幸いです。

② 利用者ヒアリング調査にご協力いただくことが可能な利用者様へのお声かけ

- ・ 可能であれば、選出事例における利用者様の中で、本利用者ヒアリング調査にご協力いただける利用者様1～2名へのお声掛けをお願いいたします。

③ 利用者様本人への同意の確認

- ・ 利用者様のご同席の有無に関わらず、添付の「利用者様向け依頼状及び調査同意書」をお渡しいただき、ヒアリング調査にご協力いただけるかどうかのご確認をお願いいたします。同意いただける場合、Web上で同意書にチェックをいただく際のご協力をお願いいたします。詳細につきましては、当該資料をご確認ください。

④ 貴事業所及び利用者様本人の属性情報のご提供

- ・ 調査協力を同意いただいた利用者様に関する基本的な属性情報（年齢階層、性別、障害種別、障害支援区分、その他の特性等）について情報提供をご依頼させていただきますので、ご協力をお願いいたします。
- ・ 貴事業所の概要等につきましては、公開されているホームページ等を拝見させていただいた上で、お話をお伺いさせていただこうと考えております。これ以外に参考になる資料がございましたら、事前にご教示いただけますと幸いです。

⑤ 日程調整へのご協力

- ・ 調査担当者より貴事業所からの調査ご協力のお返事をいただいた後、ヒアリングの日程調整をさせていただきます。その際に、対面またはオンラインのご希望、オンラインの場合には利用可能なオンラインツールについてもご教示いただけますと幸いです。

⑥ (利用者様ご同席の場合) プライバシーが確保できる場所のご用意

- ・ ヒアリングの時間帯に、他の人に話の内容が聞こえず、利用者様が静かにお話しをできる場所を予めご用意いただきますようお願いいたします。

⑦ (オンラインヒアリングの場合) デバイスの確保

- ・ オンラインでのヒアリングを行うため、⑥でご用意いただいた個室で利用可能なデバイス（パソコン、タブレット端末、スマートフォン等）の確保をお願いいたします。

2. ヒアリング調査当日の支援

① (オンラインヒアリングの場合) デバイスのセッティング

- ・ デバイスのセッティング及び、オンラインツールでの調査担当者との接続確認にあたり、必要となる支援をお願いいたします。

② 必要に応じた調査実施時の介助等

- ・ 利用者様にご同席いただける場合、職員様のご質問時からご同席いただくか、利用者様へのご質問の際のみご同席いただくかのタイミングについては、利用者様に極力負担がなく、ご回答しやすい方法を取っていただけますようお願いいたします。
- ・ 利用者様へのご質問の際に職員様にご退出いただくかどうかについては、利用者様が本音をご回答しやすい方法を取っていただけますようお願いいたします。
- ・ 視聴覚などの障害をお持ちのため発語が困難な利用者様等の場合、ヒアリング実施に当たり介助をお願いいたします。

3. ヒアリング調査後のご対応

① 事例集掲載情報のご確認

- ・ 事例集への掲載前に、内容についてご確認いただけますようお願いいたします。

4. (ご参考) ヒアリング調査内容について

以下の内容について、お伺いしたいと考えております。

① 基本情報(令和5年度4月1日時点)

- ・ 貴事業所の概要：提供サービス、運営法人の種別
- ・ 貴事業所規模：定員数、契約数、職員配置状況、職員の保有資格など
- ・ 貴事業所での利用者概要：運営規定にて対象とする障害種別、利用者の意思・判断能力レベル

② 意思決定支援ガイドラインに沿った支援体制の概要

- ・ 意思決定支援責任者の配置状況、属性、役割
- ・ 意思決定支援会議の開催状況、一体的に開催する会議の種類

- ・ 意思決定支援計画の作成状況、利用者との面談頻度
- ・ 意思決定支援のモニタリング・評価・記録状況
- ・ 意思決定支援ガイドラインの活用状況、周知状況

③ 事例に関する情報

- ・ 意思決定支援が提供された具体的な場面の詳細
- ・ 当該事例において提供されている障害福祉サービス種別
- ・ 当該利用者様の障害種別、障害支援区分、性別、年代、主な収入源、主な生活状況
- ・ 当該事例におけるガイドラインの活用とそれによるメリット
- ・ 当該事例において連携した関係機関と連携頻度
- ・ 当該事例の意思決定支援において工夫した点

④ 利用者様へのご質問

- ・ 意思決定支援に関する利用者様の意見、満足度（以下具体例参照）

<質問の具体例>

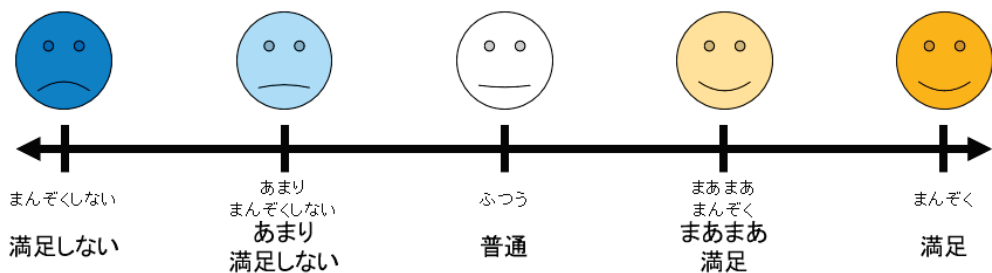
以下の質問はあくまでも事前想定在具体例となっております。

利用者様の状況に合わせて内容や表現方法等を変更させていただきますこと、ご承知おきくださいませ。

- ・ 支援を受ける前は、どのような気持ちでしたか？
- ・ 職員の方との相談や支援を話していたときは、どんな風に感じましたか？
- ・ 支援を受けているときや受けた後は、どんな気持ちになっていましたか？

満足度に関するヒアリングでは、

以下の指標を参考にご回答いただく予定となっております。



以上

ねん がつ
2023年12月

い し け っ て い し え ん う
意思決定支援を受けられたかたへ

ぴーだぶりゆしーこんさるていんくごうどうかいしゃ
PwCコンサルティング合同会社

ひ ぁ り ん ぐ きょうりよく ねが
ヒアリングへのご協力のお願い

かいしゃ
わたしたちの会社は、

い し け っ て い し え ん う かた ひ ぁ り ん ぐ ねが
意思決定支援を受けられた方にヒアリングをお願いしています。

- ひ ぁ り ん ぐ いま せいかつ う し え ん はなし き
・ヒアリングでは、あなたの今の生活や、受けた支援についてお話を聞かせてもらいます。
- しよくいん ねんれいそう せいべつ しょうがいしゆべつ しょうがいしえんくぶん
・また、職員の人から、あなたの年齢層、性別、障害種別、障害支援区分、その他の特性、支援の内容についてわたしたちに教えてもらいます。
- ひ ぁ り ん ぐ にほん しょうがいしゃ しえんさーびす いま よ
・このヒアリングは、日本の障害者への支援サービスが今よりも良くなるよ

うに、

こうせいろうどうしょう くに やくしょ かんが しりょう
厚生労働省という国の役所で考えるための資料になります。

きょうりよく
協力してくださるとうれしいです。

やくそく
<わたしたちからの お約束>

- ひ ぁ り ん ぐ けっか だれ こた かいしゃ
○ ヒアリングの結果は誰が答えたかわからないようにまとめて、わたしたちの会社のホームページで発表します。あなたの名前や住んでいる地域、グループホームまたは事業所の名前がほかの人に知られることはありません。
- きょうりよく ばあい こた
○ 「協力したくない」という場合は、答えなくてもいいです。
ひ ぁ り ん ぐ とちゅう ばあい
ヒアリングを途中でやめたい場合は、いつでもやめられます。
しつもん こた とちゅう いや おち
質問に答えなかったり、途中でやめたりしたからといって、あなたが嫌な思いをすることはありません。

ひありんぐは、わたしたちがあなたに会いに行くか、

インターネットを通してお話を聞か、どちらかの方法で行います。

できれば一人で答えてもらいますが、職員の人に手伝ってもらってもいいで

す。

※答えてくれた人へのお礼のお金はありません。

「協力してもいい」という人は、「ヒアリングの同意書」を確認し、質問に答えてください。

＜ヒアリングの同意書への答え方＞

パソコンやスマートフォンを使って、答えてください。

下の二次元バーコードから同意書につながります。

二次元バーコード



下の URL（ホームページのアドレス）を入れてもつながります。



ヒアリングの同意書

「ヒアリングへのご協力のおかげを確認したうえで、ヒアリングへのご協力についてお答えください。

【わたしたちからの約束】（再掲）

- 「協力したくない」という場合は、答えなくてもいいです。
- ヒアリングの結果は誰が答えたかわからないようにまとめて、わたしたちの会社のホームページで発表します。
- あなたの名前や住んでいる地域、グループホームまたは事業所の名前がほかの人に知られることはありません。
- もし答えづらい質問があれば、回答しなくてもかまいません。
- ヒアリングを途中でやめたい場合は、いつでもやめられます。
- 質問に答えなかったり、途中でやめたりしたからといって、あなたが嫌な思いをすることはありません。

【今回の調査の名前】

厚生労働省 令和5年度 障害者総合福祉推進事業

「障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究

」

【問合せ先】

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-2-1 Otemachi One タワー 19階

PwC コンサルティング 合同会社

障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究

事務局

メールアドレス：

東海林 崇、吉野 智、藤井 瞭、青木 佑夏、椋木 しゅりあ

資料4 障害者が希望する「結婚・出産・子育て」の支援に係る質問紙調査 依頼状

令和5年12月吉日

共同生活援助・特定相談支援事業所 御中

PwC コンサルティング合同会社

「障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究」 事業所調査及び利用者調査へのご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清栄のことと心からお喜び申し上げます。

この度弊社は厚生労働省「令和5年度障害者総合福祉推進事業」の採択を受け、「障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究」を実施することとなりました。

本調査研究においては、障害者の結婚や出産、子育てを含め、障害者の希望を踏まえた適切な支援の実施に向けて、全国の共同生活援助事業所・特定相談支援事業所を対象に、障害者の結婚や出産、子育ての支援の実態や課題等を把握するための調査を実施することとしています。

つきましては、障害者の結婚や出産、子育ての支援体制の整備や充実に向けた検討の参考とするため、本調査に対する回答についてご協力いただくようお願いいたします。

なお、一部の事業所の皆様には、9月にも同調査研究の調査にご協力頂いておりますが、今回は9月の調査とは別調査の依頼であることを申し添えます。

敬具

記

1. はじめに

今回ご依頼させて頂きたい事項は以下2つになります。

- ・事業所調査へのご回答について（「2. 事業所調査について」をご確認ください。）
- ・利用者調査へのご協力について（「3. 利用者調査について」をご確認ください。）

2. 事業所調査について

I. 依頼事項

下記の調査概要をご参照の上、調査にご協力頂きますようお願い申し上げます。

調査概要

1. 調査目的

障害者の結婚や出産、子育てを含め、障害者の希望を踏まえた適切な支援の実施について、現場の課題や連携の好事例等を把握する。

<主な調査項目>

- ・利用者様からの同棲・結婚、妊娠・出産、子育てに関する相談事例について
- ・利用者様への同棲・結婚、妊娠・出産、子育てに関する支援事例について
- ・運営法人及び事業所における障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てに関する支援や各種取組状況について
- ・同棲・結婚、妊娠・出産、子育てに関する支援や各種取組における課題について

2. 対象

共同生活援助、特定相談支援事業所

3. 調査方法

調査票（Excel ファイル）でのご回答

4. 調査期間

令和5年12月4日(月)～令和5年12月28日(木)

5. 回答の公表方法

ご回答頂いた内容は集計し、その結果を PwC コンサルティング合同会社のホームページ上に開示いたします。その際に、個人、住居名、事業所名、地域が特定されることはございません。

6. 結果の活用方法

本調査結果は、厚生労働省において障害者の結婚、出産、子育ての支援の在り方について検討するための基礎資料として活用されます。

II. 回答方法

以下の web サイトへ回答ファイルをアップロードしてください。

アップロードができない事業所様におかれましては、以下連絡先に回答ファイルを送付ください。
回答受付アドレス：

3. 利用者調査について

I. 依頼事項

下記の調査概要及び p.4-5 の「職員様向けマニュアル」をご参照の上、調査にご協力頂く共同生活援助又は特定相談支援事業所の一部の利用者様に対し、別添の「アンケートへのご協力のお願い」・「同意撤回書」のメール等による送付や調査内容のご説明及び補助を行って頂きますようお願い申し上げます。

調査概要

1. 調査目的

障害者の結婚や出産、子育てを含め、障害者の希望を踏まえた適切な支援の実施について、現場の課題や連携の好事例等を把握する。

<主な調査項目>

- ・利用者様の関わっている支援機関や支援内容について
- ・利用者様の基本情報について
- ・利用者様の今の課題や希望について

2. 対象 ※すべての利用者様ではありません

事業所調査において、同棲・結婚、妊娠・出産、子育てに係る相談事例又は支援事例があったと回答した場合の、それらの事例に該当する共同生活援助又は特定相談支援事業所の利用者様

3. 調査方法

Web 上 (Google フォーム) でのご回答

4. 調査期間

令和 5 年 12 月 4 日(月)～令和 5 年 12 月 28 日(木)

5. 回答の公表方法

ご回答頂いた内容は集計し、その結果を PwC コンサルティング合同会社のホームページ上に開示いたします。その際に、個人、住居名、事業所名、地域が特定されることはございません。

6. 結果の活用方法

本調査結果は、厚生労働省において障害者の結婚、出産、子育ての支援の在り方について検討するための基礎資料として活用されます。

II. 回答方法

最後に「送信」ボタンをクリックすることで提出完了となります。

職員の皆様におかれましては、通常業務でご多忙を極めるところ更なるお手数をおかけしますこと大変恐縮でございますが、お力添え頂けますようよろしくお願い申し上げます。

以上

【調査に関するお問い合わせ先】

株式会社情報実業

質問フォーム:Web サイトの【お問い合わせ】より「お問い合わせフォーム」に遷移

【調査実施主体】

PwC コンサルティング合同会社 公共事業部

「障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究」事務局

担当：東海林崇、吉野智、藤井瞭、青木佑夏、椋木しゅりあ

〒100-0004

東京都千代田区大手町 1-2-1 Otemachi One タワー 19 階

利用者調査 職員様向けマニュアル

1. 調査準備

➤ 利用者調査用の資料一式

No.	資料名	資料概要
①	pwc_利用者調査アンケートへのご協力 のお願い（利用者様向け依頼状）	調査対象の利用者様向け依頼状 ※Google フォームにアクセスするための QR コード 及び URL を掲載しています。
②	利用者調査同意撤回書	ご回答ののち、同意内容を撤回する際の必要書類

➤ 調査対象者の確認

- 調査対象者は、事業所調査において同棲・結婚・妊娠・出産・子育てに係る相談事例又は支援事例があったと回答した場合の、それらの事例に該当する利用者様になります。
実際に支援を行ったかどうかだけではなく、相談があっただけの利用者様についても調査対象者となりますのでご注意ください。

2. 調査の実施

➤ 調査対象者への資料一式のお渡し

貴事業所における調査対象の利用者様に対し、利用者調査用の資料一式をお渡しください。

【メール等で送付する場合】

- ご案内している事業所 ID（4桁の数字）を、メール文等に記載頂く等によりご伝達ください。

【印刷して配布する場合】

- ご案内している事業所 ID（4桁の数字）を、利用者様向け依頼状に記載頂く等によりご伝達ください。

➤ 調査趣旨のご説明のお願い

- 利用者様向け依頼状資料を用いて調査主旨をお伝えください。その際、以下の点にご留意ください。

調査趣旨のご説明及び同意確認にあたり、利用者ご本人にお伝え頂きたいこと

- 「アンケートへのご協力のおお願い」の p.1 に記載している調査の目的及び「わたしたちからのお約束」の全項目
- 原則ご本人に回答頂くこと
- 同意確認については、ご本人のみの同意が必要であり、両親・家族の同意は必要ないこと（両親・家族の同意が必要ないに止まらず、確認や説明も必要はありません）
- スマートフォンやPC等により Web 上で回答すること
- 必要に応じ、回答にあたって職員の支援が得られること
- 調査内容に関する不明点は問合せフォームにより問合せができること

※ご本人による調査趣旨の理解が困難である場合の対応について

- 依頼状の読み上げが必要となる場合、ご対応をお願い致します。
ただし、原則依頼状にあるとおりにご説明頂きますようお願い致します。
- ご本人の調査協力への意思確認が困難である場合、回答は不要です。

以降のステップは調査協力に同意頂いた利用者様のみが対象となります。

➤ 回答方法のご案内のお願い

- 利用者様がお持ちのデバイス等（スマートフォンやPC等）から QR コードまたは URL を通

じて Web 上の調査票（Google フォーム）にアクセスし、Web 上でご回答頂きます。

- ・ 回答頂く際に、ご案内している事業所 ID（4桁の数字）を入力頂く必要がございますので、入力間違いのないようご案内ください。
- ・ 原則、利用者様ご本人にて回答を入力頂きます。ただし、利用者様の必要に応じ、回答にあたってご支援頂く場合には、以下の事項に留意の上、ご協力をお願い致します。

利用者調査票への回答を支援頂く場合の留意点

- ・ 質問項目は、以下のとおり3つの大項目に分かれています。
 1. 利用者様が関わっている支援機関や支援内容等
 2. 利用者様の基本情報
 3. 利用者様に関する現状の課題や希望等
- ・ 「1. 利用者様が関わっている支援機関や支援内容等」については、専門的な内容を含んでいることから、回答をサポート頂きますようお願いいたします。
- ・ 「2. 利用者様の基本情報」及び「3. 利用者様に関する現状の課題や希望等」については、職員様が同席されている場合、利用者様ご本人の率直な思いを回答しづらくなる可能性もございますので、可能な限り利用者様からサポートの要請があった場合にのみ、回答をサポート頂きますようお願いいたします。サポートする場合であっても、必要な箇所をご説明頂けましたら回答はご本人に任せるなど、ご配慮頂けますようお願いいたします。
- ・ 支援頂く際には、設問や選択肢は利用者調査票にあるとおりの内容でご説明頂き、回答内容については、利用者様ご本人の意思を反映頂けるようご配慮をお願いいたします。
- ・ 支援頂く際には、可能な限り同性同士のご支援をお願いいたします。
- ・ 利用者調査票どおりの説明では利用者様の理解が難しい設問がある場合、無回答としてください。
- ・ 上記サポートを行って頂く場合、大項目ごとに「職員のサポートを受けて本人が回答」を選択してください。

3. 調査実施後

Google フォームの送信ボタンを押すと送信完了です。

また、同意撤回書を提出する場合には、PwC コンサルティング合同会社（XXXXXXXXXX）までメールにてご送付ください。

令和5年12月吉日

市区町村障害福祉部局 御中

PwC コンサルティング合同会社

「障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究」
自治体調査へのご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清栄のことと心からお喜び申し上げます。

この度弊社は厚生労働省「令和5年度障害者総合福祉推進事業」の採択を受け、「障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究」を実施することとなりました。

本調査研究においては、障害者の結婚や出産、子育てを含め、障害者の希望を踏まえた適切な支援の実施に向けて、全国の市区町村の障害福祉部局並びに母子保健及び子育て支援部局を対象に、障害者の結婚や出産、子育ての支援の実態や課題等を把握するための調査を実施することとしています。

つきましては、障害者の結婚や出産、子育ての支援体制の整備や充実に向けた検討の参考とするため、本調査に対する回答についてご協力いただくようお願いいたします。

敬具

記

I. 依頼事項

下記の調査概要をご参照の上、調査にご協力頂けますようお願い申し上げます。

また、本依頼状は障害福祉部局にご連絡させて頂いております。お手数おかけして申し訳ございませんが、本依頼状及び調査票（母子保健・子育て支援部局様向け：Excel ファイル）の2点について、母子保健・子育て支援部局へご転送頂けますようお願い申し上げます。

調査概要

1. 調査目的

障害者の結婚や出産、子育てを含め、障害者の希望を踏まえた適切な支援の実施について、現場の課題や連携の好事例等を把握する。

<主な調査項目>

- ・ 障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てに関する支援事例について
- ・ 障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てに関する支援や各種取組状況・課題について

2. 対象

全国の市区町村（障害福祉部局、母子保健・子育て支援部局）

3. 調査方法

調査票（Excel ファイル）でのご回答

4. 調査期間

令和5年12月4日(月)～令和5年12月28日(木)

5. 回答の公表方法

ご回答頂いた内容は集計し、その結果を PwC コンサルティング合同会社のホームページ上に開示いたします。

市区町村母子保健・子育て支援部局 御中

PwC コンサルティング合同会社

**「障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究」
自治体調査へのご協力をお願い**

拝啓 時下ますますご清栄のことと心からお喜び申し上げます。

この度弊社は厚生労働省「令和5年度障害者総合福祉推進事業」の採択を受け、「障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究」を実施することとなりました。

本調査研究においては、障害者の結婚や出産、子育てを含め、障害者の希望を踏まえた適切な支援の実施に向けて、全国の市区町村の障害福祉部局並びに母子保健及び子育て支援部局を対象に、障害者の結婚や出産、子育ての支援の実態や課題等を把握するための調査を実施することとしています。

つきましては、障害者の結婚や出産、子育ての支援体制の整備や充実に向けた検討の参考とするため、本調査に対する回答についてご協力いただくようお願いいたします。

敬具

記

【依頼事項】

下記の調査概要をご参照の上、調査にご協力頂けますようお願い申し上げます。

また、障害福祉部局から、調査票（母子保健・子育て支援部局様向け：Excel ファイル）が母子保健・子育て支援部局に転送されましたら、ご回答の上、障害福祉部局にご返送頂けますようお願い申し上げます。

調査概要

1. 調査目的

障害者の結婚や出産、子育てを含め、障害者の希望を踏まえた適切な支援の実施について、現場の課題や連携の好事例等を把握する。

<主な調査項目>

- ・ 障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てに関する支援事例について
- ・ 障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てに関する支援や各種取組状況・課題について

2. 対象

全国の市区町村（障害福祉部局、母子保健・子育て支援部局）

3. 調査方法

調査票（Excel ファイル）でのご回答

4. 調査期間

令和5年12月4日(木)～令和5年12月28日(木)

5. 回答の公表方法

ご回答頂いた内容は集計し、その結果をPwC コンサルティング合同会社のホームページ上に開示いたします。

6. 結果の活用方法

本調査結果は、厚生労働省において結婚、出産、子育ての支援の在り方について検討するための基礎資料として活用されます。

アンケートへのご協力のお願い

わたしたちの会社は、共同生活援助（グループホーム）または特定相談支援事業所を利用している方にアンケートをお願いしています。

・アンケートでは、質問を読んで、当てはまるものを選んでください。

① このアンケートは、結婚、出産、子育ての支援について、今よりも良くなるように、国の役所で考えるための資料になります。アンケートの結果は、誰が答えたかわからないようにまとめて、わたしたちの会社のホームページで公表します。

あなたの名前や住んでいる場所や地域、利用している事業所などがほかの人に知られることはありません。

② 「協力したくない」という場合は、答えなくてもいいです。

答えなかったからといって、あなたが嫌な思いをすることはありません。

もし答えづらい質問があれば、回答しなくてもかまいません。

協力してくださると嬉しいです。

<わたしたちからの約束>

① アンケートの結果は、誰が答えたかわからないようにまとめて、わたしたちの会社のホームページで公表します。あなたの名前や住んでいる場所や地域、利用している事業所などがほかの人に知られることはありません。

② アンケートに答えたかどうかや答えた内容が、事業所の職員や両親・家族に知られることはありません。

③ 「協力したくない」という場合は、答えなくてもいいです。答えなかったからといって、あなたが嫌な思いをすることはありません。

④ もし答^{こた}えづらい^{しつもん} 質問^{かいとう}があれば、回答^{かいとう}しなくても かまいません。

「協力^{きょうりょく}してもいい」という方^{かた}は、つづきを^よ読んで^よください。

<アンケートの答^{こた}え方^{かた}>

答^{こた}えるのが^{むずか} 難^{むずか}しいときは、職員^{しよくいん}の人^{ひと}などにお^{ねが}願^{ねが}いして^{てつだ} 手^て伝^{つだ}ってもら^{もら}ってもいいです。

答^{こた}えてくれた^{ひと} 人^{ひと}への^{れい} お礼^{れい}のお^{かね} 金^{かね}は^{ありませ}ん。

答^{こた}えを^か 書^かくときに^{ひつよう} 必要^{ひつよう}な「事業^{じぎょう}所^{しょ} ID^{あいでいー}」が^{わか}ら^らない^{とき} 時^{とき}は、職員^{しよくいん}の人^{ひと}に^き 聞^きいて^{くださ}い。

な^お、各^{かく}質^{しつもん}問^{もん}には、ひらが^なな^{だけ}の^{おな} 同^{おな}じ^{ないよう} 内^{ないよう}容^{しつもんぶん}の^か 質^{しつもんぶん}問^{もん}文^{ぶん}を^か 書^かいて^{いま}す。

答^{こた}えを^か 書^かく^ほ 家^ほ 頁^む ペ^ペ ー^ー ジ^ジ には、下^{した}の^{きゆう} QR^{あーる} コー^あド^あから^つつ^なが^りま^す。



下^{ゆう}の^{あーる} URL^{あーる} (家^ほ 頁^む ペ^ペ ー^ー ジ^ジ の^あ ド^あ レ^す ス) を^い 入^い れ^て も^つ つ^な が^り ま^す。



<答^{こた}えたあ^{きょうりょく}とに「協力^{きょうりょく} したくない」とな^{ばあ}った^{ばあ} 場^{ばあ} 合^い について>

アンケート^{アンケート}の^{さいしよ} 最^{さいしよ} 初^{きょうりょく}に、「協力^{きょうりょく} したくない」という^{どういしよ} 同^{どういしよ} 意^い 書^{しよ} へ^{にゆうりょく} の^{ねが} 入^{ねが} 力^い を^{ねが} お^{ねが} 願^{ねが} い^{して} います。

アンケート^{アンケート}に^{こた} 答^{こた} えたあ^{きょうりょく} と、「協力^{きょうりょく} したくない」とな^{ばあ} った^{ばあ} 場^{ばあ} 合^い には、^{きにゆう} 記^{きにゆう} 入^い した^{どうい} 同^{どうい} 意^い 書^{しよ} を^{てっかいしよ} わ^{てっかいしよ} た^{かいしや} した^び ち^だ だ^{ぶり} ち^ゆ の^{レー} 会^{レー} 社^{こん} (P^さ w^る C^て コン^{いん} サ^ん ル^{ごう} テ^が イ^い ィ^{しや} ン^が グ^い 合^い 同^い 意^い 書^{しよ}) に^お メ^お ー^く ル^く で^く 送^く っ^て だ^さ い。た^た だ^し、アンケート^{アンケート} の^け 結^け 果^こ を^{こうひよう} 公^{こうひよう} 表^{ひよう} したあ^て とは、その^{てっかい} 撤^{てっかい} 回^{かい} の^{きほう} ご^う 希^う 望^う を^う 受^う け^る こと^は でき^{ませ} ン。

<しめきり>

2023年12月28日

以上

【調査に関するお問い合わせ先】

株式会社情報実業

質問フォーム:



【調査実施主体】

PwCコンサルティング合同会社 公共事業部

「障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究」事務局

担当：東海林 崇、吉野 智、藤井 瞭、青木 佑夏、椋木 しゅりあ

〒100-0004

東京都千代田区大手町1-2-1 Otemachi One タワー 19階

アンケートの 同意書

「アンケートへのご 協力 のお願い」を確認したうえで、アンケートへのご 協力 についてお 答 えください。

【わたしたちからの お 約束】（再掲）

- ① アンケートの結果は、誰が 答 えたかわからないようにまとめて、わたしたちの 会社 のホームページで 公表 します。
- ② あなたの 名前 や 住 んでいる 場所 や 地域、利用 している 事業所 などがほかの 人 に 知られることはありません。
- ③ 答 えた 内容 が、事業所の 職員 や 両親・家族 に 知られることはありません。
- ④ 「協力 したくない」という 場合 は、答 えなくてもいいです。
- ⑤ 答 えなかったからといって、あなたが 嫌 な 思いをすることはありません。
- ⑥ もし 答 えづらい 質問 があれば、回答 しなくても かまいません。

【今回の 調査 の 名前】

厚生 労働省 令和 5年度 障害者 総合 福祉 推進 事業

「障害者が 希望 する 地域 生活 を 送 るための 意思 決定 支援 等の 取組 に関する 調査 研究」

【調査 に関する お 問 い 合 わ せ 先】

株式会社 情報 実業

質問 フォーム:

【調査 実施 主体】

PwC コンサルティング 合同 会社 公共 事業部

「障害者が 希望 する 地域 生活 を 送 るための 意思 決定 支援 等の 取組 に関する 調査 研究」事務局

担当：東海林 崇、吉野 智、藤井 瞭、青木 佑夏、椋木 しゅりあ

〒100-0004 東京都 千代田区 大手 町 1-2-1 Otemachi One タワー 19階

資料5 障害者が希望する「結婚・出産・子育て」の支援に係る質問紙調査 調査票

アンケート調査項目

【回答形式の凡例】

・SA：単一回答、MA：複数回答、Num：数値での回答、FA：自由記述回答

① 共同生活援助事業所・特定相談支援事業所を対象とした調査

調査項目	回答方式	選択肢
I 令和5年4月1日時点の貴事業所についてお答えください。		
1 障害福祉サービス等の種類	MA	<ul style="list-style-type: none"> ・共同生活援助事業所 ・特定相談支援事業所（計画相談支援） ・一般相談支援事業所（地域移行支援・地域定着支援） ・基幹相談支援センター ・市町村障害者相談支援事業所
2 対象とする主たる障害種別等 (共同生活援助事業所のみ回答) 利用者の定員数、現員数	MA	身体障害、知的障害、精神障害、難病、特に定めなし
3 (相談支援事業所のみ回答)サービス等利用計画作成対象者数（実人数）	Num	
4	Num	
II 令和4年4月1日から回答日時点までの同棲・結婚・妊娠・出産、子育てに関する事例について回答してください。		
1 利用者からの同棲・結婚・妊娠・出産、子育てについての相談事例の有無	SA	<ul style="list-style-type: none"> ・同棲・結婚(有/無) ・妊娠・出産(有/無) ・子育て(有/無)
2 1.に関する相談の内容 ※1. で「有」と回答したカテゴリについて回答	MA	<p>【同棲・結婚に関する相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・好きな人との交際やパートナーについての相談（同棲・結婚を見据えない場合も含む） ・パートナーとの同棲・結婚についての相談 ・同棲・結婚に向けた家族計画についての相談 ・今後のグループホームの利用や転居についての相談 ・その他（FA） <p>【妊娠・出産に関する相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、妊娠・出産をすることについての不安・悩み ・妊娠した可能性についての相談 ・妊娠したことを受け、今後の生活に関する相談 ・出産したことを受け、今後の生活に関する相談 ・妊娠・出産に関するサービスや支援について ・今後のグループホームの利用や転居についての相談 ・その他(FA) <p>【子育てに関する相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の子育てへの不安や悩み ・子育て中であり、今後の子育てへに関する相談 ・子育てに関するサービスや支援について ・今後のグループホームの利用や転居についての相談 ・その他(FA)
III 令和4年4月1日から回答日時点までの同棲・結婚・妊娠・出産、子育てに関する事例について回答してください。		
1 利用者への同棲・結婚・妊娠・出産、子育てについての支援事例の有無	SA	<ul style="list-style-type: none"> ・同棲・結婚(有/無) ・妊娠・出産(有/無) ・子育て(有/無)
2 利用者の障害種別等 ※1. で「有」と回答したカテゴリについて回答（7.まで同じ）	MA	身体障害、知的障害、精神障害、難病、その他
3 利用者の居住場所	MA	グループホーム(パートナーと同居)、グループホーム（パートナーと別室）、持ち家、賃貸住宅、公営住宅、母子生活支援施設、その他(FA)
4 利用者の支援内容	MA	<p>【同棲・結婚に関する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者本人と定期的な面談や状況の把握 ・パートナーとの話し合い(関係性構築や今後の生活の相談) ・家族等との話し合い(話し合いのサポート、情報提供等) ・同棲・結婚生活に向けた助言や体験 ・同棲・結婚に向けた関係機関（学式、自治体窓口等）への連絡・付添い等の支援 ・自立に向けた支援(経済的自立や生活能力の訓練等) ・パートナーとの良好な関係性構築のための支援(パートナー間の暴力・暴言への助言等) ・性に関する知識やマナーへの助言(避妊や性感染症等に関する学習を含む) ・家族計画に関する助言 ・住居探しの支援 ・その他(FA) <p>【妊娠・出産に関する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関（産婦人科等）への連絡・付添い等の支援 ・自治体の母子保健担当窓口や保健所への連絡・付添い・各種手続き支援 ・出産についての意思決定の支援 ・妊娠・出産時におけるパートナー・家族との理解協力を得られる関係性構築のための支援 ・妊婦の出産までの健康学習 ・住居探しの支援 ・その他(FA) <p>【子育てに関する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な訪問等による面談や状況の把握 ・自治体の子育て支援窓口や子育て支援サービスへの連絡・付添い・各種手続きの支援 ・日常的な育児支援（沐浴、授乳、ミルクの作り方等） ・健全な育児のための支援(子どもへの暴力・暴言への助言等) ・住居探しの支援 ・その他(FA)

5	支援会議等を通じて連携している支援機関	MA	<p>【障害福祉サービス等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所（計画相談支援） ・相談支援事業所（地域移行支援・地域定着支援） ・相談支援事業所（市町村委託又は直営） ・基幹相談支援センター ・障害者就業・生活支援センター ・居宅介護事業所（ホームヘルパー） ・通所事業所（自立訓練、就労継続支援、地域活動支援センター等） ・グループホーム ・自立生活援助事業所 ・宿泊型自立訓練事業所 ・障害者支援施設 ・市町村の障害保健福祉部局 <p>【母子保健、子育て支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の母子保健・子育て支援部局（子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点を含む） ・要保護児童対策地域協議会 ・児童相談所 ・性と健康の相談支援センター <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住支援法人 ・成年後見人（保佐・補助） ・法人後見受任法人 ・自主事業（恋愛、結婚、子育て支援事業所） ・福祉事務所 ・社会福祉協議会 ・民生委員 ・児童委員 ・保健所 ・その他(FA)
6	5.の他に、インフォーマルな支援として関わっている支援者	MA	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナー ・親 ・きょうだい ・親戚 ・友人 ・当事者会/団体 ・近隣住民 ・NPOやボランティア ・その他(FA)
7	利用しているサービス	MA	<p>【障害福祉サービス等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護（ホームヘルパー） ・地域移行支援（住居確保・サービスの体験利用等） ・自立生活援助（地域における見守り、訪問による相談等） ・地域定着支援（地域における見守り、緊急時対応等） ・グループホーム ・宿泊型自立訓練 ・短期入所 ・障害者支援施設 ・通所事業所（自立訓練、就労継続支援、地域活動支援センター等） ・移動支援 ・その他地域生活支援事業 <p>【母子保健、子育て支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母親学級等（自治体による妊娠・出産や育児に関する指導・助言等） ・妊娠届出面接（妊娠届出時の自治体での保健師等による面接） ・産後ケア事業・養育支援訪問事業（保健師等の訪問による育児に関する指導・助言等） ・育児・マザーズヘルパー派遣事業（出産後に特化したヘルパー派遣） ・ファミリーサポートセンター事業による、地域の相互援助活動 ・ベビーシッター利用支援（ベビーシッターを利用する際の助成） ・一時預かり事業（幼稚園や保育園等で一時的に乳幼児を預けられるサービス） ・子育て短期支援事業（ショートステイ等）・夜間保育（児童養護施設等に一定期間の連日や夜間に子どもを預けられるサービス） ・家庭的保育事業（保育ママ事業）（5人以下の少人数保育） ・保育園（休日・夜間・障害児保育含む） ・母子生活支援施設（母親と子どもが一緒に入所して生活する施設） ・児童養護施設 ・乳児院 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者団体や支援機関による、結婚・出産等相談支援やホットライン ・地域ネットワーク等による、住居探しや入居支援等（※民間や地域団体等によるものを想定） ・法テラス等の法律相談 ・ソーシャルワーカー等による、相談支援やパートナー・家族関係のケア ・日常生活自立支援事業による金銭管理等の支援 ・その他（FA）

IV 運営法人及び事業所における障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てに関する支援や各種取組状況についてお答えください

1	障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てについて実施している支援や取組	MA	<ul style="list-style-type: none"> ・入居時・支援開始時等における、同棲・結婚、妊娠・出産、子育てに関する希望や状況の把握 ・同棲・結婚、妊娠・出産、子育てに関する相談支援 ・パートナーや家族等の利用者以外の関係者との面談等による関係性構築のための支援 ・同棲・結婚に向けた社会的・経済的な自立のための支援 ・性に関する情報提供・助言（避妊や性感染症等に関する学習を含む） ・住居探しや引越し等の支援 ・各種サービスや支援機関等への連絡・付添い・各種手続き等の支援 ・妊娠・出産時の医療機関（産婦人科等）への連絡・付添い等の支援 ・その他(FA)
---	------------------------------------	----	---

V 同棲・結婚、妊娠・出産、子育てに関する支援や各種取組における課題についてお答えください

1	支援や取組における課題意識	MA	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の希望とパートナーや家族の意向があわない ・問題が深刻になってから表面化するため介入や支援が困難になりやすい ・結婚や出産する場合の経済的な面も自立に向けた見通しが立たない ・障害者の妊娠・出産を適切に支援する医療機関が乏しい ・障害者の子育てを支える見守り・相談を行う支援機関が乏しい ・障害者の子育て支援について利用できるサービスが乏しい ・性教育を行う機会や人的リソースが不足している ・性支援に関する職員教育の機会が無い ・その他(FA)
2	支援の在り方や施策に関する要望、提案等	FA	

アンケート調査項目

②-1 市区町村（障害福祉部局）を対象とした調査

【回答形式の凡例】

・SA：単一回答、MA：複数回答、Num：数値での回答、FA：自由記述回答

調査項目	回答方式	選択肢
I 貴自治体についてお答えください		
1 自治体名	FA	
2 回答者所属部局名	FA	
3 回答者氏名	FA	
4 回答者ご連絡先（電話番号）	FA	
5 回答者ご連絡先（メールアドレス）	FA	
6 市町村の人口規模	SA	1万人未満 1万人以上5万人未満 5万人以上20万人未満 20万人以上50万人未満 50万人以上
7 基幹相談支援センターの整備状況	SA	有/無/その他(FA)
8 委託相談支援事業所の整備状況	SA	有/無/その他(FA)
II 貴自治体における障害者（障害福祉サービスとして居宅介護等の訪問系サービス、グループホーム等の居住系サービス、通所系サービスの利用をしている又は利用が必要と考えられる者）の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てに関する支援事例の有無と詳細についてお答えください。令和4年4月1日から回答日時点までに同棲・結婚、妊娠・出産、子育てについて支援した事例について回答してください。		
1 障害者に対する同棲・結婚、妊娠・出産、子育てに関する支援事例の有無	SA	・同棲・結婚(有/無) ・妊娠・出産(有/無) ・子育て(有/無)
2 パートナーの方の障害の状況 ※1.で「有」と回答したカテゴリについて回答（5.まで同じ）	MA	有/無
3 支援対象者の障害種別	MA	身体障害、知的障害、精神障害、難病
4 支援対象者の居住場所	MA	グループホーム、持ち家、賃貸住宅、公営住宅、その他(FA)
5 1.に関する支援方法・支援内容 ※事業名等が記載されているが、事業化されていなくても選択肢の内容を実施していれば選択してください	MA	<ul style="list-style-type: none"> ■全体 <ul style="list-style-type: none"> ・障害部局と母子保健・子育て支援部局による支援方針に関する会議・打ち合わせの開催 ・障害者支援等を目的とした協議会における個別事例の支援方針の検討 ・要保護児童対策地域協議会における個別事例の支援方針の検討 ・その他（FA） ■場面ごとの支援 <ul style="list-style-type: none"> 【妊娠・出産に関する支援】 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談支援事業による障害者の妊娠・出産に関する相談支援や各種手続き支援等の実施 ・自立生活援助や地域定着支援の支給決定による在宅生活の見守りや相談支援の実施 ・その他（FA） 【子育てに関する支援】 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談支援事業による子育てに関する相談支援や各種手続き支援等の実施 ・自立生活援助や地域定着支援の支給決定による在宅生活の見守りや相談支援の実施 ・居宅介護等の訪問系サービスの支給決定による育児・家事支援 ・保育所や学校などの情報共有等のための会議の開催等 ・児童相談所による相談・支援 ・児童発達支援センター・事業所による指導・療育訓練等 ・放課後等デイサービスによる相談・支援 ・その他(FA)
6 障害部局と母子保健・子育て支援部局による支援方針・取組に関する会議・打ち合わせの開催頻度	SA	・定期的実施（1月に1回以上） ・定期的実施（年に数回） ・必要なタイミングのみ開催しており、不定期で実施 ・実施したことがない（直近1年間）
III 同棲・結婚、妊娠・出産、子育てに関する支援や各種取組状況、それらにおける課題についてお答えください		
1 障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てについて実施している支援や取組	MA	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てに関する相談会の開催 ・障害者に対する性に関する情報提供（障害福祉サービス事業所への出張相談・啓発活動） ・障害者に対する性に関する情報提供（上記以外） ・支援機関・相談員等に対する指導や情報提供 ・障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てに関して利用できるサービス等の拡充 ・障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てに関する実態調査・課題の把握（見回りやレポート提供等を含む） ・障害部局と母子保健・子育て支援部局の連携した取組 ・その他(FA) ・いずれも実施していない
2 障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てについて実施している支援や取組における課題意識	MA	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てに関するノウハウが乏しく、どのような対応をすべきか分からない ・庁内における母子保健・子育て支援部局との連携・協力体制が整備されていない ・地域における母子保健・子育て支援機関との連携・協力体制が整備されていない ・障害者の妊娠に対して適切に支援する母子保健の体制が乏しい ・障害者の子育てを支える支援体制が乏しい ・性教育を行う機会や人的リソースが不足している ・具体的に支援が必要な事例がこれまでないため、特段の課題は生じていない ・その他(FA)

【回答形式の凡例】
 ・ SA : 単一回答、MA : 複数回答、Num : 数値での回答、FA : 自由記述回答

アンケート調査項目

②-2 市区町村（母子保健・子育て支援部局）を対象とした調査

調査項目	回答方式	選択肢
I 貴自治体の基本情報についてお答えください		
1 自治体名	FA	
2 回答者所属部局名	FA	
3 回答者氏名	FA	
4 回答者ご連絡先（電話番号）	FA	
5 回答者ご連絡先（メールアドレス）	FA	
6 子ども家庭総合支援拠点の整備状況	SA	有/無/その他(FA)
7 子育て世代包括支援センターの整備状況	SA	有/無/その他(FA)
II 貴自治体における障害者（障害福祉サービスとして居宅介護等の訪問サービス、グループホーム等の居住系サービス、通所サービスの利用をしている又は利用が必要と考えられる者）の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てに関する支援事例の有無と詳細についてお答えください。令和4年4月1日から回答日時点までに同棲・結婚、妊娠・出産、子育てについて支援した事例について回答してください。		
1 障害者に対する同棲・結婚、妊娠・出産、子育てに関する支援事例の有無	SA	・同棲・結婚(有/無) ・妊娠・出産(有/無) ・子育て(有/無)
2 パートナーの方の障害の状況 ※1. で「有」と回答したカテゴリについて回答（5. まで同じ）	MA	有/無
3 支援対象者の障害種別	MA	身体障害、知的障害、精神障害、難病
4 支援対象者の居住場所	MA	グループホーム、持ち家、賃貸住宅、公営住宅、母子生活支援施設、その他(FA)
5 1.に関する支援方法・支援内容 ※事業名等が記載されているが、事業化されていなくても選択肢の内容を実施していれば選択してください	MA	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全体 <ul style="list-style-type: none"> ・障害部局と母子保健・子育て支援部局による個別のケース会議・打ち合わせの開催 ・子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点における個別事例の支援方針の検討 ・要保護児童対策地域協議会における個別事例の支援方針の検討 ・その他（FA） ■ 各場面における支援 <ul style="list-style-type: none"> 【妊娠・出産に関する支援】 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者に対する妊娠に関する普及啓発、相談等の支援 ・妊娠届出面接、母親学級、産前産後サポート事業、養育支援訪問事業等による妊娠期や出産後間もない時期における妊娠・出産・育児に関する相談・支援 ・産後ケア事業による出産後間もない時期における妊娠・出産・育児に関する相談・支援 ・産前産後母子支援事業による特定妊婦に対する相談支援や自立に向けた支援 ・親による養育が困難な場合の特別養子縁組、里親委託、ファミリーホーム等への入所 ・その他（FA） 【子育てに関する支援】 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者に対する子育てに関する普及啓発、相談等の支援 ・障害特性に応じた妊娠からの継続的な相談・支援 ・地域子育て支援拠点事業や養育支援訪問事業等による子育てに関する相談・支援 ・支援ニーズに合わせた子育て支援サービスの利用調整 ・ファミリーサポートセンター事業、ベビシッター利用支援、一時預かり、ショートステイ等による育児負担軽減のための支援 ・子育て世代包括支援センター（母子保健担当部署）による相談・支援 ・子ども家庭総合支援拠点（児童福祉担当部署）による相談・支援 ・児童相談所による相談・支援 ・児童発達支援センター・事業所による指導・療育訓練等 ・放課後等デイサービスによる相談・支援 ・その他（FA）
III 同棲・結婚、妊娠・出産、子育てに関する支援や各種取組状況、それらにおける課題についてお答えください		
1 障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てについて実施している支援や取組	MA	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てに関する相談会の開催 ・障害者に対する性に関する情報提供（障害福祉サービス事業所への出張相談・啓発活動） ・障害者に対する性に関する情報提供（上記以外） ・支援機関・相談員等に対する指導や情報提供 ・障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てに関して利用できるサービス等の拡充 ・障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てに関する実態調査・課題の把握(見回りやレポート提供等を含む) ・障害部局と母子保険・子育て支援部局の連携した取組 ・その他(FA) ・いずれも実施していない
2 障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てについて実施している支援や取組における課題意識	MA	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の同棲・結婚、妊娠・出産、子育てに関するノウハウが乏しく、どのような対応をすべきか分からない ・庁内における障害部局との連携・協力体制が整備されていない ・地域における障害福祉の関係機関との連携・協力体制が整備されていない ・障害者の妊娠に対して適切に支援する母子保健の体制が乏しい ・障害者の子育てを支える支援体制が乏しい ・性教育を行う機会や人的リソースが不足している ・具体的に支援が必要な事例がこれまでないため、特段の課題は生じていない ・その他(FA)

アンケート調査項目

③ 共同生活援助事業所・特定相談支援事業所の利用者を対象とした調査

【回答形式の凡例】

・ SA : 単一回答、MA : 複数回答、Num : 数値での回答、FA : 自由記述回答

調査項目	回答方式	選択肢
I あなたが関わっている支援機関や支援内容等についてお答えください		
1 あなたが関わっている支援機関をすべてお答えください	MA	<p>【障害福祉サービス等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所（計画相談支援） ・相談支援事業所（地域移行支援・地域定着支援） ・相談支援事業所（市町村委託又は直営） ・基幹相談支援センター ・障害者就業・生活支援センター ・居宅介護事業所（ホームヘルパー） ・通所事業所（自立訓練、就労継続支援、地域活動支援センター等） ・グループホーム ・自立生活援助事業所 ・宿泊型自立訓練事業所 ・障害者支援施設 ・市町村の障害保健福祉部局 <p>【母子保健、子育て支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の母子保健・子育て支援部局（子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点を含む） ・要保護児童対策地域協議会 ・児童相談所 ・性と健康の相談支援センター <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住支援法人 ・成年後見人（保佐・補助） ・法人後見受任法人 ・自主事業（恋愛、結婚、子育て支援事業所） ・福祉事務所 ・社会福祉協議会 ・民生委員 ・児童委員 ・保健所 ・その他(FA)
2 1.において受けている支援の内容について教えてください	MA	<p>【同棲・結婚に関する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な面談や状況の共有をする ・パートナーと話し合ってもらう ・家族等と話し合ってもらう ・同棲・結婚生活に向けた助言を受ける ・同棲・結婚に向けた関係機関（挙式、自治体窓口等）への連絡・付添い等の支援 ・自立に向けた支援（経済的自立や生活能力の訓練等） ・パートナーとの良好な関係性構築のための支援（パートナー間の暴力・暴言への助言等） ・性に関する知識やマナーへの助言（避妊や性感染症等に関する学習を含む）を受ける ・家族計画に関する助言を受ける ・住居探しの支援 ・その他(FA) <p>【妊娠・出産に関する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関（産婦人科等）への連絡・付添い等の支援 ・自治体の母子保健担当窓口や保健所への連絡・付添い・各種手続き支援 ・出産についての意思決定の支援 ・妊娠・出産時におけるパートナー・家族との理解協力を得られる関係性構築のための支援 ・妊婦の出産までの健康学習の支援 ・住居探しの支援 ・その他(FA) <p>【子育てに関する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な訪問等による面談や状況の共有をする ・自治体の子育て支援窓口や子育て支援サービスへの連絡・付添い・各種手続きの支援 ・日常的な育児支援（沐浴、授乳、ミルクの作り方等） ・健全な育児のための支援（子どもへの暴力・暴言への助言等） ・住居探しの支援 ・その他(FA)
3 そのほか支援してくれる人を教えてください ※実際に、1-2のような生活等の場面で支援を受けている場合の、支援者を回答	MA	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナー ・親 ・きょうだい ・親戚 ・友人 ・当事者会/団体 ・近隣住民 ・NPOやボランティア ・その他(FA)

4	あなたが利用しているサービスを教えてください	MA	<p>【障害福祉サービス等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護(ホームヘルパー) ・地域移行支援(住居確保・サービスの体験利用等) ・自立生活援助(地域における見守り、訪問による相談等) ・地域定着支援(地域における見守り、緊急時対応等) ・グループホーム ・宿泊型自立訓練 ・短期入所 ・障害者支援施設 ・通所事業所(自立訓練、就労継続支援、地域活動支援センター等) ・移動支援 ・その他地域生活支援事業 <p>【母子保健、子育て支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母親学級等(自治体による妊娠・出産や育児に関する指導・助言等) ・妊娠届出面接(妊娠届出時の自治体での保健師等による面接) ・産後ケア事業・養育支援訪問事業(保健師等の訪問による育児に関する指導・助言等) ・育児・マザーズヘルパー派遣事業(出産後に特化したヘルパー派遣) ・ファミリーサポートセンター事業による、地域の相互援助活動 ・ベビーシッター利用支援(ベビーシッターを利用する際の助成) ・一時預かり事業(幼稚園や保育園等で一時的に乳幼児を預けられるサービス) ・子育て短期支援事業(ショートステイ等)・夜間保育(児童養護施設等に一定期間の連日や夜間に子どもを預けられるサービス) ・家庭的保育事業(保育ママ事業)(5人以下の少人数保育) ・保育園(休日・夜間・障害児保育含む) ・母子生活支援施設(母親と子どもが一緒に入所して生活する施設) ・児童養護施設 ・乳児院 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者団体や支援機関による、結婚・出産等相談支援やホットライン ・地域ネットワーク等による、住居探しや入居支援等(※民間や地域団体等によるものを想定) ・法テラス等の法律相談 ・ソーシャルワーカー等による、相談支援やパートナー・家族関係のケア ・日常生活自立支援事業による金銭管理等の支援 ・その他(FA)
II あなたの基本情報についてお答えください			
1	あなたについて教えてください	SA	<ul style="list-style-type: none"> ・同棲している(有/無)※パートナーと一緒に住んでいるが、結婚はしていない場合 ・結婚している(有/無) ・妊娠している(有/無)
2	パートナーについて教えてください	SA	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、パートナーがいる ・パートナーがいたが現在はいない ・上記いずれにもあてはまらない
3	パートナーに障害はありますか・ありましたか	SA	有/無
4	あなたの障害について教えてください	MA	身体障害、知的障害、精神障害、難病
5	あなたの障害支援区分を教えてください	SA	非該当、区分1~6、区分なし
6	あなたの性別を教えてください	SA	男性、女性
7	あなたの年代を教えてください	SA	20代から10代切り~80代以上
8	あなたの世帯の収入の主な収入源を教えてください	MA	働くことによる収入(本人/パートナー/両方)、障害年金、手当、生活保護、その他(FA)
9	あなたは日中どのように過ごしていますか	MA	働いている、働いてはいるが、通う場所がある、その他(FA)
10	あなたはどこに住んでいますか	SA	グループホーム、持ち家(自分が持っている家)、賃貸住宅(家賃を払う家)、公営住宅(通常より安い家賃を払う家)、母子生活支援施設、その他(FA)
11	同棲や結婚のために引っ越しをした人にお聞きします。引っ越し前にはどこに住んでいましたか	SA	グループホーム、持ち家(自分が持っている家)、賃貸住宅(家賃を払う家)、公営住宅(通常より安い家賃を払う家)、母子生活支援施設、その他(FA)
12	あなたと一緒に住んでいる家族を教えてください	MA	パートナー、親、きょうだい、子ども、親戚、その他(FA)
13	あなたのお子様について教えてください	MA	子どもなし、養育している子どもがいる、養育していない子どもがいる(里親・児童養護施設・乳児院等)
14	あなたのお子様は何人いますか。また、あなたのお子様はおいくつですか。	Num,MA	人数 年代(乳児、幼児、小学生、中学生以上(18歳未満に限る)、18歳以上)
15	あなたのお子様はどこに通っていますか	MA	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園 ・幼稚園 ・学校 ・学校(特別支援学級) ・特別支援学校(幼稚部を含む)
III 今の課題や希望等についてお答えください			

1	同棲・結婚、妊娠・出産、子育てについて相談している・できる人は誰ですか	MA	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナー ・親 ・きょうだい ・親戚 ・友人 ・医師 ・都道府県や市町村の職員 ・相談支援専門員 ・グループホームの職員 ・通所先の職員 ・上記以外の障害福祉サービス等の職員 ・自身の学校の先生 ・子どもの学校や保育所等の先生 ・当事者会/団体 ・近隣住民 ・NPOやボランティア ・相談できる人はいない ・その他(FA)
2	同棲・結婚、妊娠・出産、子育て等に当たっての悩みはありますか	MA	<p>【同棲・結婚にあたっての悩みや課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同棲・結婚に対する親族や支援者の理解がなかなか得られなかった ・困ったときに相談する人がいない ・家事援助等の生活支援サービスが十分でない ・同棲・結婚生活を送る上での金銭面に不安がある ・地域住民等との関係づくりに不安がある ・将来的な生活をどうしていくか不安がある ・その他(FA) <p>【妊娠・出産、子育てにあたっての課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを持つことについての家族や支援者の理解がなかなか得られなかった ・困ったときに相談する人がいない ・家事や育児の支援サービスが十分でない ・保育所等の子育てサービスが十分でない ・子育てをしていく上での金銭面に不安がある ・保育所や学校等との連絡や行事等への対応が難しい ・妊娠・出産、子育てをする上で、パートナーがいらない・わからない ・その他(FA) <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悩みや課題について具体的な内容を教えてください。(FA)
3	あなたはこれからどこに住みたいです	SA	<ul style="list-style-type: none"> ・今のままがよい ・賃貸住宅等に引っ越したい ・特に希望はない ・その他(FA)
4	同棲・結婚、妊娠・出産、子育て等に関して、利用したいサービスや受けたい支援などの内容、今後希望する生活等について、教えてください	FA	

資料6 障害者が希望する「結婚・出産・子育て」の支援に係るヒアリング調査依頼状

令和X年X月吉日

御中

PwC コンサルティング合同会社

「障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究」 ヒアリング調査へのご協力をお願い

拝啓 時下、貴下ますますご清祥のことお慶び申し上げます。

このたびPwC コンサルティング合同会社は、厚生労働省より、「令和5年度障害者総合福祉推進事業」の採択を受け、「障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究」事業を実施しております。本調査研究においては、障害者の結婚や出産、子育てを含め、障害者の希望を踏まえた適切な支援の実施に向けて、全国の共同生活援助事業所・特定相談支援事業所を対象に、障害者の結婚や出産、子育ての支援の実態や課題等を把握するための調査を実施することとしています。

つきましては、障害者の結婚や出産、子育ての支援体制の整備や充実に向けた検討の参考とするため、本調査へのご協力いただくようお願いいたします。

業務でご多忙のところ恐れ入りますが、下記の調査概要をご高覧いただき、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 送付資料
 - ・ 依頼状（本状）
 - ・ pwc_利用者調査ヒアリングへのご協力をお願い（利用者様向け依頼状）
2. 調査目的
障害者の結婚や出産、子育てを含め、障害者の希望を踏まえた適切な支援の実施について、現場の課題や支援の実態等を把握する。
3. 調査時期
2023年12月～1月中のご都合が良い日時にて調整させていただきますと幸いです。
また本調査では、貴事業所の職員様に加え、障害者の結婚や出産、子育てを含め、障害者の希望を踏まえた適切な相談対応や支援を受けた利用者様にもお話を伺いたく存じます。つきましては、職員様及び利用者様の双方のご都合が良い日時を教えてくださいと幸いです。
※年末年始のお忙しい中恐縮ですが、1時間～1時間半程度お時間をいただけますと大変助かります。
4. 調査対象事例
 - ・ 障害者の結婚や出産、子育てを含め、障害者の希望を踏まえた適切な相談対応や支援を実施したと考えられる事例
 - ・ 1～2事例

5. 調査対象者

貴事業所の職員様（1名様）

貴事業所において障害者の結婚や出産、子育てを含め、障害者の希望を踏まえた相談対応や支援を受けた利用者様（1～2名様）

※上記のほか、調査にあたり同席いただくことが望ましい支援者や支援機関（母子保健や児童福祉に関する支援者や支援機関を含む）がございましたら、ご都合のつく限り、ご同席いただきたく思っております。

6. 調査形式

対面又はオンライン

7. 主な質問項目

①～④の各フェーズに応じて、職員様・利用者様に伺わせていただく予定です。利用者様のご同席のタイミングについては、別途調整させていただきたく考えております。

① 事業所の概要（職員様向け）

② 運営法人及び事業所における支援や取組（職員様向け）

- ・ 取組の目的・内容
- ・ 関係機関との連携状況
- ・ 工夫している点や課題意識

③ 個別のケース（職員様・利用者様向け）

- ・ 基本情報（障害種別や世帯構成等）・生活状況
- ・ 事例の場面や具体的な支援フロー
- ・ 利用しているサービスや関係機関との連携状況
- ・ 工夫した点
- ・ 過去に持っていた悩みや課題及びその解決方策
- ・ インフォーマルな支援状況

④ 個別のケース（利用者様向け）

- ・ 満足度
- ・ 現在の悩みや課題

8. ヒアリング結果のとりまとめ

・ ヒアリング内容については当該調査研究のみに使用し、ヒアリングで伺った内容は事業報告書等にまとめるとともにPwCコンサルティング合同会社のホームページに掲載いたします。

・ 事業報告書等にとりまとめるにあたっては、ご協力者様の事前の承諾なく、個人、住居名、事業所名、地域名を公表することはありません。また、ヒアリング中に伺った固有名詞や個別事例を掲載する場合は開示の仕方についてご協力者様とよく相談し、倫理面で細心の注意を払った上で取り扱います。

職員の皆様に置かれましては、通常業務でご多忙を極めるところ年末年始となり更なるお手数をおかけしますこと大変恐縮でございますが、お力添えいただけますようよろしくお願い申し上げます。

別紙

職員様へのご依頼事項

職員様には以下のご依頼事項についてご協力いただきますようお願い申し上げます。

1. ヒアリング調査の事前準備

① 対象事例の選定

- ・ 障害者の結婚や出産、子育てを含め、障害者の希望を踏まえた適切な相談対応や支援を実施したと考えられる事例で、特に効果があったと考えられるもの1～2件をお選びいただくようお願いいたします。

② 利用者ヒアリング調査にご協力いただくことが可能な利用者様へのお声かけ

- ・ 可能であれば、選出事例における利用者様の中で、本利用者ヒアリング調査にご協力いただける利用者様1～2名へのお声掛けをお願いいたします。

③ 利用者様本人への同意の確認

- ・ 利用者様のご同席の有無に関わらず、添付の「pwc_利用者調査ヒアリングへのご協力のお願い（利用者様向け依頼状）」をお渡しいただき、ヒアリング調査にご協力いただけるかどうかのご確認をお願いいたします。同意いただける場合、Web上で同意書にチェックをいただく際のご協力をお願いいたします。同意には、ご本人のみの同意が必要であり、両親・家族の同意は必要ありません（両親・家族の同意が必要ないに止まらず、確認や説明も必要はありません）。詳細につきましては、当該資料をご確認ください。

④ 貴事業所及び利用者様本人の事前アンケートへのご回答

- ・ 調査協力に協力いただける事業所様及び同意いただいた利用者様へ事前アンケートへのご回答をご依頼させていただきますので、ご協力をお願いいたします。
- ・ 貴事業所の概要等につきましては、公開されているホームページ等を拝見させていただいた上で、お話をお伺いさせていただこうと考えております。これ以外に参考になる資料がございましたら、事前にご教示いただけますと幸いです。

⑤ 日程調整へのご協力

- ・ 調査担当者より貴事業所からの調査ご協力のお返事をいただいた後、ヒアリングの日程調整をさせていただきます。その際に、対面またはオンラインのご希望、オンラインの場合には利用可能なオンラインツールについてもご教示いただけますと幸いです。

⑥ （利用者様ご同席の場合）プライバシーが確保できる場所のご用意

- ・ ヒアリングの時間帯に、他の人に話の内容が聞こえず、利用者様が静かにお話しをできる場所を予めご用意いただきますようお願いいたします。

⑦ (オンラインヒアリングの場合) デバイスの確保

- ・ オンラインでのヒアリングを行うため、⑥でご用意いただいた個室で利用可能なデバイス（パソコン、タブレット端末、スマートフォン等）の確保をお願いいたします。

2. ヒアリング調査当日の支援

① (オンラインヒアリングの場合) デバイスのセッティング

- ・ デバイスのセッティング及び、オンラインツールでの調査担当者との接続確認にあたり、必要となる支援をお願いいたします。

② 必要に応じた調査実施時の介助等

- ・ 視聴覚などの障害をお持ちのため発語が困難な利用者様等の場合、ヒアリング実施に当たり介助をお願いいたします。また、利用者様が回答の手伝いを希望された場合の支援を頂く際には、可能な限り同性同士のご支援をお願いいたします。

3. ヒアリング調査後のご対応

① 事業報告書等掲載情報のご確認

- ・ 事業報告書等への掲載前に、内容についてご確認いただけますと幸いです。

以上

【調査に関するお問い合わせ先】

PwC コンサルティング合同会社 公共事業部

「障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究」事務局

担当：東海林 崇、吉野 智、藤井 瞭、青木 佑夏、棕木 しゅりあ

メールアドレス：

〒100-0004

東京都千代田区大手町 1-2-1 Otemachi One タワー

りようしゃさま
ご利用者様

びーだぶりゆしーこんさるていんぐこうどうかいしゃ
PwC コンサルティング 合同 会社

ひありんぐへのご協力のお願い

わたしたちの会社は、

けっこん または しゅっさん または こそだ そろだん をされた方 や ご支援 を受けた方に
ひありんぐをお願ひしています。

- ひありんぐでは、あなたの今の生活や、受けた支援についてお話を聞かせてもらいます。
- また、職員の人から、あなたの年齢層、性別、障害種別、障害支援区分、その他の特性、支援の内容についてわたしたちに教えてもらいます。
- このひありんぐは、日本の障害者への支援サービスが今よりも良くなるように、

うに、

こうせいろうどうしょう くに やくしょ かんが しりょう
厚生労働省という国の役所で考えるための資料になります。

きょうりょく
協力して下さるとうれしいです。

＜わたしたちからの お約束＞

- ひありんぐの結果は誰が答えたかわからないようにまとめて、わたしたちの会社のホームページで発表します。あなたの名前や住んでいる地域、グループホームまたは事業所の名前がほかの人に知られることはありません。
- 答えた内容が、一緒に答えた職員以外の事業所の職員や両親・家族に知られることはありません。
- 「協力したくない」という場合は、答えなくてもいいです。

- もし ^{こた} 答 ^え づ ^{らい} 質 ^{しつもん} 問 ^が あ ^ら ば、回 ^{かいとう} 答 ^し な ^く て ^も か ^ま い ^ま せ ^ん。
- ヒ ^ひ ア ^あ リ ^り ン ^ん グ ^を 途 ^{とちゆう} 中 ^で や ^め た ^い 場 ^{ばあい} 合 ^は い、い ^つ で ^も や ^め ら ^れ ま ^す。
- 質 ^{しつもん} 問 ^に 答 ^{こた} え ^な かつ ^た り、途 ^{とちゆう} 中 ^で や ^め た ^か ら ^と い ^っ て、あ ^な た ^が 嫌 ^{いや} な ^お も ^い を ^す る ^こ と ^は あ ^り ま ^せ ン。
- ヒ ^ひ ア ^あ リ ^り ン ^ん グ ^は、わ ^た し ^た ち ^が あ ^な た ^に 会 ^あ い ^に 行 ^い く ^か、
 い ^ん た ⁻ ね ^っ と ^と お ^は な ^し き ^は づ ^か ず ^に 話 ^は を ^き 聞 ^き く ^か、ど ^ち ら ^か の ^{ほう} ほう ^{ほう} 法 ^{ほう} 法 ^{ほう} で ^い っ ^ぱ い ^ま す。
- でき ^ば ば ^い ち ^り 一 ^ど 人 ^で 答 ^{こた} え ^て も ^ら い ^ま す ^が、職 ^{しよくいん} 員 ^{ひと} の ^{ひと} 人 ^{など} に ^て 手 ^て 伝 ^つ だ ^て っ ^て も ^ら っ ^て も ^い い ^で す。
- なお、答 ^{こた} え ^て け ^れ た ^{ひと} 人 ^へ の ^{れい} お ^れ の ^{かね} お ^か ね ^は あ ^り ま ^せ ン。

「協 ^{きょうりよく} 力 ^{りよく} し ^て も ^い い」と ^{ひと} い ^う 人 ^は、「ヒ ^ひ ア ^あ リ ^り ン ^ん グ ^の 同 ^{どういしよ} 意 ^い 書 ^{しょ}」を ^{かく} 確 ^{かく} 認 ^{にん} し、質 ^{しつもん} 問 ^に 答 ^{こた} え ^て ください。

<ヒ ^ひ ア ^あ リ ^り ン ^ん グ ^の 同 ^{どういしよ} 意 ^い 書 ^{しょ} へ ^の 答 ^{こた} え ^{かた} 方 ^{かた} >

パ ^ぱ ソ ^そ コ ^{こん} ン ^す マ ^ま ー ^と フ ^ふ ォ ^{おん} ン ^{つか} を ^{つか} 使 ^{つか} っ ^て、答 ^{こた} え ^て ください。

下 ^{した} の ^{きゆうあーる} QR ^{こーど} コ ^ど ー ^ど ド ^{から} 同 ^{どういしよ} 意 ^い 書 ^{しょ} に ^つ な ^が り ^ま す。

QR コード



下 ^{した} の ^{ゆうあーる} URL ^{ほーむ} (ホ ^ー ム ^{ペー} ジ ^の ア ^ド レ ^ス) を ^い 入 ^れ て ^も つ ^な が ^り ま ^す。



ひありんぐ どういしょ ヒアリングの同意書

ひありんぐ きょうりょく ねが ひありんぐ きょうりょく
「ヒアリングへのご協力 のお願い」を確認したうえで、ヒアリングへのご協力 に
ついてお答えください。

【わたしたちからの お約束】（再掲）

- 「協力 したくない」という場合は、答えなくてもいいです。
- ヒアリングの結果は誰が答えたかわからないようにまとめて、わたしたちの会社のホームページで発表します。
- あなたの名前や住んでいる地域、グループホーム または 事業所 の名前がほかの人に知られることはありません。
- 答えた内容が、一緒に答えた職員以外の事業所の職員や両親・家族に知られることはありません。
- もし答えづらい質問があれば、回答しなくてもかまいません。
- ヒアリングを途中でやめたい場合は、いつでもやめられます。
- 質問に答えなかったり、途中でやめたからといって、あなたが嫌な思いをするとはありません。

【今回の調査の名前】

こうせいろうどうしやう れいわ しょうがいしやそうごうふくしすいしんじぎやう
厚生労働省 令和5年度 障害者 総合福祉 推進 事業

しょうがいしや きぼう ちいきせいかつ おく いしけつていしえんとう とりくみ かん ちょうさけんきゆう
「障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究

」

【問合せ先】

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-2-1 Otemachi One タワー 19階

ぴーだぶりゆーこんさるていんぐごうどうかいしや
PwC コンサルティング 合同 会社

しょうがいしや きぼう ちいきせいかつ おく いしけつていしえんとう とりくみ かん ちょうさけんきゆう
障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究

じむきょく
事務局

めーるあどれす
メールアドレス：



とうかいりん たかし よしの さとる ふじい りょう あおき ゆうか むくのき
東海林 崇、吉野 智、藤井 瞭、青木 佑夏、椋木 しゅりあ

令和5年度障害者総合福祉推進事業

障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究

発行日：令和6年3月

編集・発行：PwC コンサルティング合同会社